

津山市史

第二卷 中 世

津山市史

表紙写真 図1 羽柴秀吉花押（牧山政雄氏蔵）
—山崎治雄氏撮影—

題 字 津 山 市 長

津山市史

第二卷

中

世

目次

第一章 武家政権の成立

一、鎌倉幕府

河	新	久	石	新	承	二、武士勢力の伸張	御	地	院	得	梶	平	開	辺	中	九	義	義	
会	恩	世	清水	補	久		家	頭	庄	宗	原	氏	発	境	世	条	經	兼	
郷	の	頼	八幡宮	地	の		設	館	跡	領	景	家	領	の	序	兼	の	実	
.....		人	置
三	二九	二七	二五	二三	二二		二一	一九	一七	一六	一二	一二	一〇	八	七	四	三	三	三

第二章 南北朝の動乱

一、鎌倉幕府の滅亡

置	惣	所	与	十	十	為	関	大	保	隠	『増鏡』の記述	配	在地	得	豊	悪	両	後	幕	菅	建	波	
領	領	領	一	町	丁	重	東	務	職	岐	『増鏡』の記述	流	領	宗	原	党	統	醍	府	家	武	谷	
文	制	相	為	悪	の	陳	裁	争	論	配	筋	成	主	專	悪	活	迭	天	滅	一	新	一	
.....
三	三	四	四	四	四	四	四	五	五	五	五	六	六	六	六	六	六	六	六	七	七	七	七
四	八	〇	三	四	四	六	八	一	一	七	八	〇	一	四	四	六	七	八	九	一	三	四	四

二、『太平記』の世界

謎の人物	七六
兎島の一族	七六
高德の周辺	七八
桜樹の行記	七九
高德の首領	八三
忍びの首領	八四

三、南北朝の動乱

足利尊氏	八五
赤松円心	八七
武士の離反	八八
野介次郎	九〇
室町幕府	九一
北朝と尊氏	九三
安国寺利生塔	九四
天下三分	九五
山名時氏	九六
直冬党	九八
山名と赤松	九九
山名氏の制圧	一〇一
南北朝合体	一〇三
国人領主	一〇四
河北の地頭	一〇五
侵略される庄園	一〇六
塩湯郷地頭掟	一〇七

第三章 新宗教の興隆

一、法然房源空

法然の伝記	一七
誕生	一九
漆間一族	一九
明石定一	二一
出家	二三
遁世	二五
浄土思想	二六
『往生要集』	二七
末法の世	二八
専修念仏	二八
法然と重源	三一
法然と兼実	三一
熊谷直実	三二
大原談議	三三
七箇条制	三四
土佐配流	三六
一枚起請	三八
誕生寺	四二
一、遍歴の僧団	四二
一、遍歴の僧団	四二
遊行回國	四五
備前福岡	四七
美作一宮	四八
美作一宮	四九

第四章 民衆の生活

一、寄合する農民

門前の人々	一五二
踊念仏	一五四
鳴釜供養	一五五
備中輕部の宿	一五六
三、寂室元光	
高麗房	一五七
禪の興隆	一五八
禪への道	一五九
入元	一六一
備作遍	一六二
示寂	一六五
その他の仏教活動	一六六

二、祭りと芸能

志呂宮頭文	一七一
頭名制	一七七
独立する農民	一七八
宇南寺寄合	一八一
土一揆	一八三
二、祭りと芸能	
お田植え祭り	一八四
神楽	一八七
猿楽	一八九
注連大	一九一

三、産業の発達

追 躰 と 花 鎮	一九四
迎 講 と 念 仏 踊	一九六
熊 野 信 仰	一九八

豊 かな 産 物	二〇一
錢 貨 の 流 通	二〇三
備 前 と 瀬 戸	二〇四
市 場 の 成 立	二〇五

第五章 戦国争乱

一、応仁の乱

赤 松 義 則	二一一
嘉 吉 の 変	二一四
山 名 と 赤 松 (二)	二一六
応 仁 の 乱	二一七
乱 の 結 末	二一九
戦 国 時 代 の 開 幕	二二〇
分 裂 する 守 護 家	二二三
崩 壊 する 庄 園	二二五
藤 涼 軒 集 証	二二七
下 剋 上	二三〇
苦 難 の 大 原 保	二三一
雑 掌 愁 訴	二三二
大 原 貞 光	二三三
代 官 請	二三四

二、戦国大名

二宮又次郎	二三五
尼子晴久	二三七
尼子と浦上	二三九
毛利元就	二四二
尼子と毛利	二四四
宇喜多直家	二四九
毛利と宇喜多	二五〇
草苺景継	二五二
羽柴秀吉	二五三
諸城の攻防(一)	二五五
祝山合戦	二五八
毛利の書状	二五九
祝山在番衆	二六二
祝山籠城	二六四
祝山火急	二六六
輝元出陣	二六八
諸城の攻防(二)	二七〇
羽柴と毛利	二七一
境目争奪	二七四
安国寺惠瓊	二七五
和平への道	二七七

第二巻の参考文献

第二巻年表

第二巻図版一覧表

.....	二八一
-------	-----

第一章 武家政権の成立

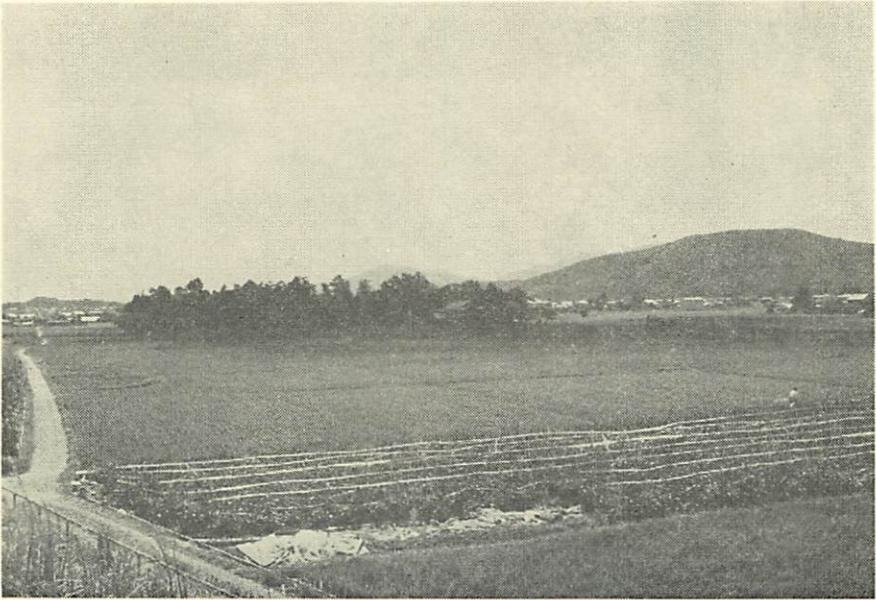


図2 院庄館跡

第一章 武家政権の成立

一、鎌倉幕府

義経の首

文治三年(一一八七)五月四日、後鳥羽天皇の摂政九条兼実は、その日記『玉

葉』の中に、次のような興味ある記事を載せている。

伝え聞くとところによると、源義顕(義経のこと)が、

美作国の山寺で斬刑に処せられた。その次第は、義経は南都に逃げ去り、やがて美作国の山寺に移り住んだ。しかるに、近辺の寺僧が関東に通告してきたのである。源頼朝の「専一の郎従(主たる家来)」に加藤太光員、その弟に加藤次という者がおり、山寺の僧が、この兄弟と知音の者であったために通告したのである。

加藤次は、まことの義経かどうか疑わしいので、自らは出向かず、郎従五人を現地に派遣した。郎従の中の一人は義経を見知っていた。さて、郎従たちは僧の案内で山寺に潜入し、直ちに義経の首をはねた。その時義経は、出家入道し、病気のために炉辺に臥せていたといわれている。

九条兼実は、更に続けて記している。

この事件は、去月(三月)晦日のことであつたらしい。郎従たちは四日間で上洛し、昨日(三日)京に入り、今日(四日)関東にはせ下つた、といわれている。

この事件が若し事実ならば、天下の悦びである。後白河法皇は、諸宗派に仰せられて祈禱を命じ、また、密教各派は、源行家・義経追討の秘法を行った。この

時、醍醐寺の座主勝賢僧正は、「仏眼の法」を修していた最中であり、自分（兼実）もまた親性法橋に命

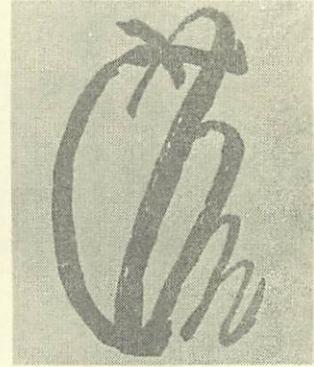


図3 源義経花押

じて「仏眼の法」を修していた。自分は、仏眼尊（大日如来または金剛薩埵の化身）を深く信奉し、絵像を掲げて、天下の安全、政道のよくなることを祈念したのである。しかるに、親性による祈念の最中、源行家は殺され、今また修法の最中、義頭も殺された。「仏法の靈効、仰ぐべし、信ずべし。天下の静謐、いよいよ憑あるべし。ただ、君臣（頼朝と義経）ともに聖哲の器にあらず。悲しむべし、悲しむべし。」

九条兼実

元暦元年（一一八四）一〇月、屋島（香川県）の戦いの四箇月前、源頼朝は、鎌倉（神奈川県）に公文所・問注所を設立し、我が国最初の武家政権を発足させた。次の年の三月、長門壇の浦

（山口県）の戦いで平家を滅亡させ、源氏の勝利を揺るぎないものにしたが、頼朝と行家・義経との間に政策上の対立を生じた。武家政権が強固になることを好まなかった後白河法皇は、頼朝一族の紛争を利用することによって、武家政権を弱体にしようと考え、折から法皇に近づいた源義経に、同年一〇月頼朝追討の院宣を下したのである。しかし、間もなく頼朝の強要によって、かえって義経・行家兩人の追討の院宣を下し、守護・地頭の設置と兵糧米の徴収を勅許する結果となった。頼朝と義経・行家との私的な紛争は、こうして公の事件となり、両人は朝敵として追われる身になった。

文治元年一二月、頼朝は宮廷内の諸職を改め、九条兼実以下一〇人の議奏の公卿を指名し、全国の知行国主を定めるよう申請し、要求どおり実現させた。議奏の公卿とは、九条兼実ら後白河法皇に批判的であって、頼朝に親近感をもつ公卿によって、中央の政務をみる職であり、朝廷内での反頼朝勢力の台頭を押さえるためのものである。ちなみに九条兼実は、藤原氏の一族である九条家の始祖で、仁安元年（一一六六）右大臣になった。治承三年（一一七九）、平清盛が兼実の次兄閔白基房を退

第一章 武家政権の成立

け、清盛の女婿である藤原基実（兼実の長兄）の子基通を後任にしたため、平氏に対して不満を抱き、終始反平氏の立場をとった。平氏滅亡の後、後白河法皇による頼朝追討の方針に強硬に反対したことが頼朝の信頼を得るところとなり、議奏の公卿の首座に推されたのである。

そして翌年、藤原基通に代わって摂政の地位についた。なお、『愚管抄』の作者慈鎮（慈円）は彼の弟である。

頼朝の政策として、美作国の知行国主に藤原実家が任命された。実家は中納言である。この任命については、

「頼朝、欲し申し給ふ。其の故は、国司と云ひ、人と云ひ、行家・義経に同意し、謀叛す。仍て其の党類を尋ね沙汰せしめんが為、国務を知行せしめんと欲する也」(『玉葉』)。

というように、頼朝の特別の要請があったのである。

ついで一二月二九日、左衛門督藤原公明が美作守に任命された(『吾妻鏡』・『吉記』)。知行国主藤原実家の推挙によるものである。

文治二年から九条兼実の活躍が始まる。正月九日、公文書を「内覧」した。「内覧」とは、天皇の下で、公の文書を内見する仕事であって、本来、摂政関白がこれを

行う慣例となっていた。現に、摂政として藤原基通がいるのに、右大臣の兼実が「内覧」することは、頼朝の強い要請によるものであった。この後、「吉書」の行事があり、その時、「美作国御封解文」が読まれた。

兼実の執務のうち、美作国に関するものに限って記せば、同年二月九日の宮中での積奠の費用のことがあった。大蔵省納物のうち、美作・因幡(鳥取県)両国の納物がこれにあてられることになっており、この時期には、「省に催すと雖も、国に催すと雖も、共に対捍(命令に従わない)す。」という現状であった。その処置について兼実は、「速やかに院に申し、摂政に申し、成敗すべし。」と命じている(『玉葉』)。つづいて兼実は、三月一六日、



図4 源頼朝肖像
一神護寺蔵一

左大臣藤原経宗つねむねの上位に列せられ、牛車ぎうしゃの使用を許可された。摂政になったのである。この時も、「吉書」の行事として「美作国年料解文」が読まれるはずであったが、国司が喪に服していたため、讃岐国さぬき（香川県）のものが用いられた。

この年の五月、源行家は和泉国いずみ（大阪府）の隠れがを急襲され討たれた。残るは義経だけである。義経に対しては六月六日、義経を討つべき旨の二度目の宣旨せんしが諸国に下された。なお、義経はこの時から名を変えて義行よしみちと呼ばれ、つづいて義顕と改められる。美作の山寺での義顕誅殺の事件は、以上のような政治情勢のもとに起こった。

この事件が誤認であり、義経の首が偽首であったことは、通報を受けた加藤次が疑ってみたまでもない。真の義経は、あくろ文治四年閏四月、奥州平泉（岩手県）の藤原泰衡やすひらの手によって殺害されている。山寺での事件の結果は、九条兼実が、「事、若し実ならば、天下の悦也。

……仏法の靈効、仰ぐ可し、信ず可し」と、喜悅したにもかかわらず他愛のないものであったが、事件の状況そのものは興味深いものである。

義経は、摂津の大物浦（兵庫県）から、天王寺（大阪

府）を経て大和吉野山（奈良県）

に逃れ、やがて山伏姿になって

大峰山（奈良県）

に向かい、更に多武峰（和歌山県）・十津川

（奈良県）の山

間部を行動し、後、比叡山（奈良県）・興福寺・鞍馬寺（京都府）・仁和寺（京都府）等を転々とした、といわれている。この事は、比叡山の山僧を始めとして、各地の山僧の中で彼に心を寄せる勢力があったことを物語っている。これらの山僧は武力をもった僧兵集団であった。美作の山寺の具体的な姿は一切不明であるが、このような僧兵の武力集団が、この地方にも小規模ながら成立していたのであろう。また一方、鎌倉幕府に加担した武士も同様に存在していたと考えられる。頼朝の「専一郎徒」と呼ばれる親衛的な加藤次の手先が、わずかな手勢で容易に義顕という者の首級を奪げることができたのも、頼朝とのつながりをもつ在地武士の協力が得られたためと思われる。

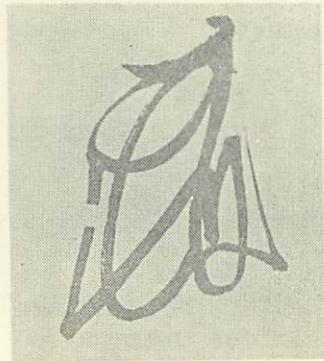


図5 源頼朝花押

こうした武士の勢力は、美作の地に、どのようにして培われてきたのであろうか。その姿をかいま見るために、文治三年の「義頭(よしかぶ)の偽首(いつはり)事件」から二五〇年ほどさかのぼってみる。

中世の序幕

承平五年(九三五)、都から遠く離れた関東(まがひ)の地で、平将門(まがひ)と平国香(くにか)の争いを皮切りに国家権力に対する反乱が起こった。それから四年遅れて西日本でも、前伊予掾(さきのいよのじょう)藤原純友(すんとも)が中央政府に対して反乱を起こした。「承平・天慶(てんけい)の乱」と呼ばれる平安初期の動乱である。当時の瀬戸内海地方における律令国家の治安は緩み、海賊の横行が顕著になってきた。承平二年、備前国に海賊が出現したのを初見として、瀬戸内全域にわたって彼らの跳梁(ちやうりやう)は激しく、承平四年の冬、伊予国(愛媛県)喜多郡の穀倉が襲撃され、穀物が奪われた。中央政府は、これら海賊の横行を阻止する目的で、同三年一二月、南海諸国に警固使(けいこし)を、同四年一〇月、追捕海賊使を設置し、同六年には紀淑人(きのよしと)・小野氏彦(おののぢひこ)らを南海道に派遣して、海賊の追捕に当たらせた。天慶二年(九三九)、藤原純友が瀬戸内海の日振島(愛媛県)を本拠にして蜂起(ほうき)した背景には、こうした海賊の組織があった

わけである。翌天慶三年、平将門は下野国(栃木県)押領使藤原秀郷(ひでさと)によって鎮圧された。

一方、藤原純友の追討には、新たに山陽道の追捕使が、更に追捕南海凶賊使が任命された。その間、純友は讃岐の国衙(くにが)を襲い、西に進んで太宰府(福岡県)を攻略し、備後(広島県)・周防(山口県)・土佐(高知県)を侵した。しかし翌四年六月、純友は追討軍によって滅された。純友を追捕討伐したのは、山陽道追捕使小野好古(おののよしかふ)とその次官の武蔵介源経基(むさしのすけもと)である。経基は太宰少式に補せられていた。

藤原純友の反乱の影響は、その後各地に現れた。また小規模の「天慶の乱」といえるものもあった。

天慶四年九月一九日、海賊藤原文元(ふじのふみもと)らが備前国邑久郡桑浜(さくはま)に上陸したことが中央に報告された(『本朝世紀』)。通告したのは備前国馳駆使(ちえきし)と健儿額田弘則(けんいでいぬかひろのり)であった。それによると、賊は、藤原文元、その弟文用、並びに三善文公(みよし)の三名で、弓矢を帶しそれぞれ従者一人を率いて上陸したのである。備前国司は、播磨(兵庫県)・美作・備中等、彼らの逃走先が予想される国々へ連絡し、「人兵を徵発し、要塞を警固し、山野を捜し求めた」といって

る。六人という小人数から推測すれば、純友の乱の残兵であろう。翌日政府は、官符を山城(京都府)・大和・河内(大阪府)・和泉・摂津(大阪府)・丹波(兵庫県)・播磨・美作・備前・紀伊(和歌山県)・淡路(兵庫県)・周防の一二国に下した。官符の内容は不明であるが、彼ら賊徒の追捕を命じたものであろう。やがて間もなく、三善公文は播磨赤穂郡八野郷の石窟で討たれ、藤原文元兄弟は但馬国(兵庫県)朝来郡朝来郷で加茂貞行の手によって謀殺された。文元らが但馬の加茂貞行のもとを訪れたのは、「汝(貞行)の一顧によって、我が思慮を遂げんと欲す。若し旧意を忘れずば」衣糧を給して北陸方面への逃亡を援助するよう要請するためであった。貞行は、彼らに酒食を提供し、その後、数百の兵によって、文元らを討ち取った(『本朝世紀』)。これで見ると、「海賊」・「凶徒」などと呼ばれた藤原文元や、彼を謀殺した加茂貞行は、ともに平安初期における一廉の武士であった。

天曆元年(九四七)二月一日、伯耆国(島根県)馳駅使から、同国藤原是助らの濫行が政府に注進された。それによると、藤原是助らは四〇〇余人の兵卒を率いて、「百姓」物部高茂とその息子忠明の舎屋を焼亡したとい

うのである。この事に関して、一六日、伯耆・因幡・出雲(島根県)・美作に官符が給せられた(『日本紀略』・「真信公記抄」)。この事件で注目されることは、藤原是助が四〇〇余人もの兵卒を手下として動員していることである。兵卒の実態は不明であるが、是助は、国家の統制から独立した自由な軍事力をもっていた。この軍事力をもって「百姓」物部父子の舎屋を焼き討ちしたのである。物部父子の「舎屋」は、四〇〇余人の兵によって攻撃されるにふさわしい財と富を貯蓄していたのである。彼らは、まさに「力田の輩」・「殷富の百姓」の流れをくむ有力な地方豪族であった、と考えられる。(第一巻第二章一二三ページ参照)

辺境の党

天曆六年(九五二)十一月九日、太政官の命によって清滝静平が出雲国の押領使になった。その理由は、美作国・伯耆国などでは官に請うて押領使が置かれ国内の警固に当たっている。それにもかかわらず、出雲国は、「二境」の中にあつて「暴悪の輩」が心に任せて横行している。年来、「賦税の民」がほしいままに党類を集め、「人物」を奪っている。彼らを糾し捕えるために武力と指導力を兼ね備え、清廉の

第一章 武家政権の成立

人である清滝静平を、美作や伯耆の例に准じて押領使に任命すれば、「且つは凶悪の輩を断しめ、且つは平善の風を在らしめる」ことができるというものであった(『朝野群載』)。出雲が美作と伯耆の「二境の中に在り」の意が不明確であるが、美作と伯耆の二国に続いていと解すれば、出雲・伯耆・美作三国の国境の接する辺り、すなわち、大山山麓(鳥取県)・蒜山高原(真庭郡)から中海(島根県)にわたる一帯が、無法地帯の様相を呈していたことになる。また、この一帯は、出雲街道の要地でもあり、ここに蟠踞横行する「暴悪の輩」は、党類をなした「賦税の民」であった。「賦税の民」とは、律令国家の体制下で国家への租税を負担する人民のことである。この事件から約六〇年後の永久二年(一一一四)九月、京都で夜盗が捕えられた。彼らを尋問したところ、丹波・但馬・因幡・美作等の国人三〇人ほどが大江山に立てこもり、強盗で得た贖物を分けて、それぞれ本国へ帰ったということであった(『中右記』)。彼らもまた中国山地寄りの国々の出身者であり、「賦税の民」であった。彼らが国家の統制に服さず、党類を結んで自由狼藉の活動を行うことこそ古代国家の解体の現れである、といえよう。

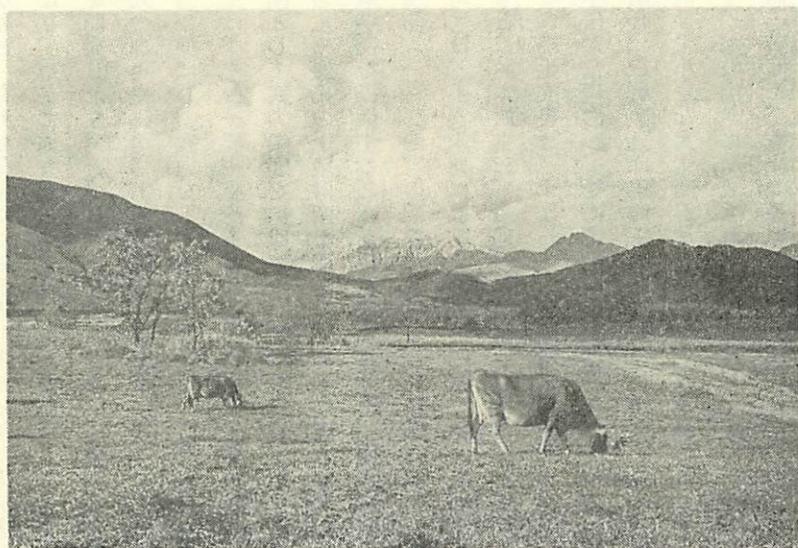


図6 蒜山原

これら武力集団の無法な行動は、「凶悪の輩」や「海賊」や「強盗」や「賦税の民」だけではなかった。天曆

六年、越前(福井県)国司は、追捕使・押領使の設置を停止することを官に請うている。その理由は、彼らに従っている兵士たちが、使の権力を笠に着て横行し、犯罪に事寄せて人民を脅略するため、国内は不穏な状況に陥り、郡司の力も及ばず、国司の勤めも耐えがたい、というものであった(『朝野群載』)。

以上の例で見られるように、平安初期になると軍事力をもった者が国家の統制から離れて、それぞれの地域で時には国家に対して反逆を起こしたり、あるいはまた、それらの鎮圧に利用されたりしたのである。美作における漆間一族・菅家党も、最初はこのような武力集団であったと思われる。(第一卷第二章 武士の台頭 参照)

開発領主

承平・天慶の乱の時期の武力集団の実態は、例えば、但馬国での加茂貞行と兵卒数百人、伯耆国での藤原是助と兵卒四〇〇余人というように、その地方での卓越した豪族と多くの兵卒からなっていた。兵卒は出雲の例のように、「賦税の民」と呼ばれる農民であり、豪族は、押領使や追捕使などの公的な地位を利用するとともに、在地での権力に物言わせて農民を徴発したのであって、後世の武士団に見られ

るような、主従関係による武士社会ではなかった。

律令国家の支配体制が崩れてくる一〇世紀も終わりになると、有力な農民による土地の開発と私有化が盛んになり、やがて地方領主が出現した。彼らは、広大な土地を開発したり、買得したりするとともに、国庁の下級役人や郡司や郷司、あるいは庄園の庄官になったりして勢力を伸ばし、武力をもつようになった。これら地方の領主は、その一族や支配下にある中小名主・農民などを一団として武力集団を結成した。結成の絆は、領主が中小名主や農民の土地財産を保全し、その代償として後者が軍事役を提供するという仕組みであった。鎌倉初期貞応三年(一二二四)の記録によると、美作国田原庄(落合町)は、平安末期には壬生陸職の庄園であったが、もともと、「本領主三野頼延の手伝領」であったとされている(『壬生文書』)。すなわち、三野頼延が開発し、子孫に手伝え(相伝)し、後に壬生家へ寄進されたもので、この場合、三野頼延は田原庄の開発領主であり、この地域を巡って小さな武士団が彼を中心に形成されたことである。那岐山麓に結成された菅家党は、中央から美作へ下向土着した、菅原知頼の末孫有元満佐を中心にした武士

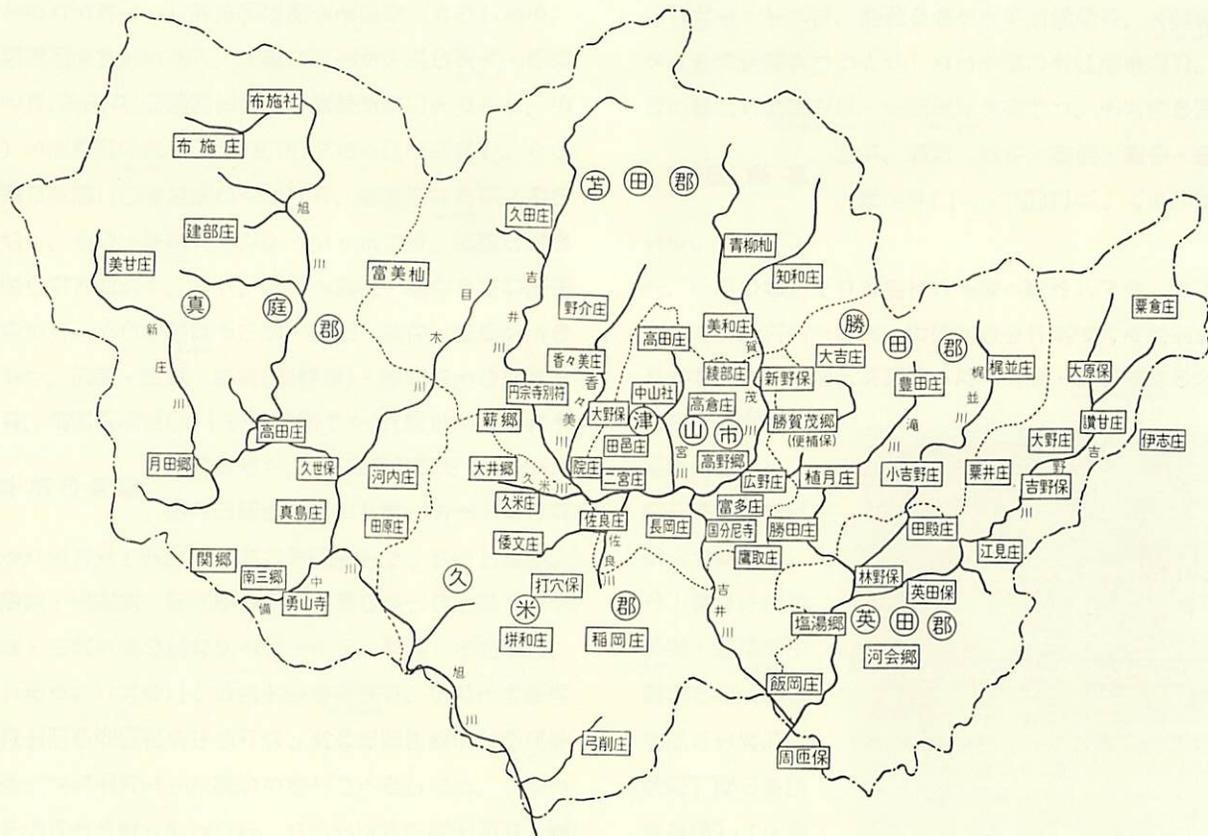


図7 庄園分布図

団である。美作東部に散在していた小武士団が有元満佐を中心にとまとめたもので、このように小武士団は、更に有力な武士によって統合されていくのである。こうした武士団の全国的な中心になったのが清和源氏と桓武平氏である。これら二つの武士団の棟梁は、それぞれ清和天皇・桓武天皇の流れをくむ中央の「貴種」の出身で、押領使・追捕使・国司等の中央政府の権力の一端につながることによって、その地位を固めていったのである。

平氏の家領

特に山陽道の地方で勢力をもったのは平氏であり、平正盛の時代からである。

彼は、白河院政期(一一世紀の終わり)に院の北面の武士となり、因幡・但馬・丹後(京都府)・備前などの国司を歴任した。その子忠盛も伯耆・備前・美作・播磨などの国司の任に当たり、また、清盛も備前・美作の知行国主となり、その子宗盛は美作守となっている。清盛の弟の頼盛の所領二〇余箇所のうちには、備前国佐伯庄(佐伯町)と美作国弓削庄(久米南町)がある(「吾妻鏡」)。このように、平氏は、山陽地方諸国の要職を歴任する中で、その経済的基盤とともに、在地の武士を平氏の家人・所従とすることによって軍事的基盤をも確保したのである。

「保元物語」「平

治物語」・「平家

物語」等の軍記

物語によれば、

備前の住人難波

経遠・同経房ら

の一族が平家の

家人と見られ、

備中には瀬尾太

郎兼康がいる。

『源平盛衰記』

によれば、美作国では同じく江見入道・豊田権頭の名が見られる。江見も豊田も菅家党の中に見られる武士であり、平氏の勢力がこの地方にも強く及んでいた、といえる。

梶原景時

元暦元年(一一八四)二月一八日、源頼朝は、播磨・美作・備前・備中・備後の五箇国に梶原景時・土肥実平を遣わし、それらの国々を「専ら守護せしむべき」ことを命じた(「吾妻鏡」)。

これより半月前、頼朝の命を受けた義経は、木曾義仲

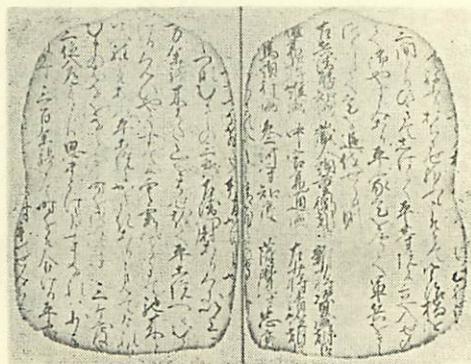


図8 平家物語(長門本)一赤間神宮蔵一

を近江(滋賀県)粟津で滅し、いよいよ平氏討伐のために摂津と播磨の国境にある「一の谷」に兵を進め、二月七日、急襲によって平家の軍に壊滅的な打撃を与えた。平家の残軍は海路をとって四国方面に退いた。播磨以下の五箇国を手中に入れることは、鎌倉勢としては必要であり、また容易なことであった。

さて、梶原景時と土肥実平による守護の分担は、景時が播磨・美作、実平が備前・備中・備後であった。守護の制度は、文治元年(一一八五)一月二五日、後白河法皇から源義経・行家追討の院宣が下され、それに対して頼朝からの要請に基づいて始められた。すなわち二九日、諸国を頼朝の御家人に分賜して、庄園・公領を問わず反別五升の兵糧米を徴収し、且つ、田地を知行・領掌することを認められたことに発する、といわれている。やがて兵糧米の徴収は、内乱の鎮定とともに停止され、その国内での「大番催促(地頭・御家人に命令して京・鎌倉への勤番を指揮する権限)」や「謀叛人」・「殺害人」の追捕といった、いわゆる「大犯三箇条」の権限をもつ制度が整えられた。このように、守護の制度は、かつて国家が任命して設置していた追捕使や押領使の権限を受け継

いだものであった。

梶原景時は、相模国(神奈川県)の出身である。桓武平氏の末孫で、高望王の子村岡良文の曾孫鎌倉権大夫景通の子景久が、相模国鎌倉郡梶原村に住んで梶原太郎と称したのに始まる、といわれている。その曾孫景時は、石橋山(神奈川県)の合戦で大庭景親とともに源頼朝を攻めたが、かえって頼朝の危急を救い、後に、頼朝に仕えて信任を得、平家追討の任に当たっていた。元暦元年二月の五箇国の守護任命について、景時が美作守護であったことは、『吾妻鏡』文治三年(一一八七)二月七日の条に、梶原平三景時、靈鳴を献す。背と腹と、白きこと雪に似たり。美作国(吉川本『吾妻鏡』では美濃―岐阜県―)となつてゐるが、次の記述から見て美作が正しい。)

より出来と云々。景時は彼国守護なり。二品(頼朝)殊に賞翫し給ふ。是れ吉瑞と謂ふ可きか。(傍点筆者、)とあることで判明する。景時を始め一族の美作での動向については、幾つかの事例を見ることができる。景時は、元暦元年の守護任命と相前後して美作国司に任命されている。『吾妻鏡』の建久二年(一一九二)閏一二月二五日の条に、

梶原刑部丞朝景(景時の兄)申して云ふ。去る十日夜、左府禅閣実定薨じ給ふ。年五十三と云々。幕

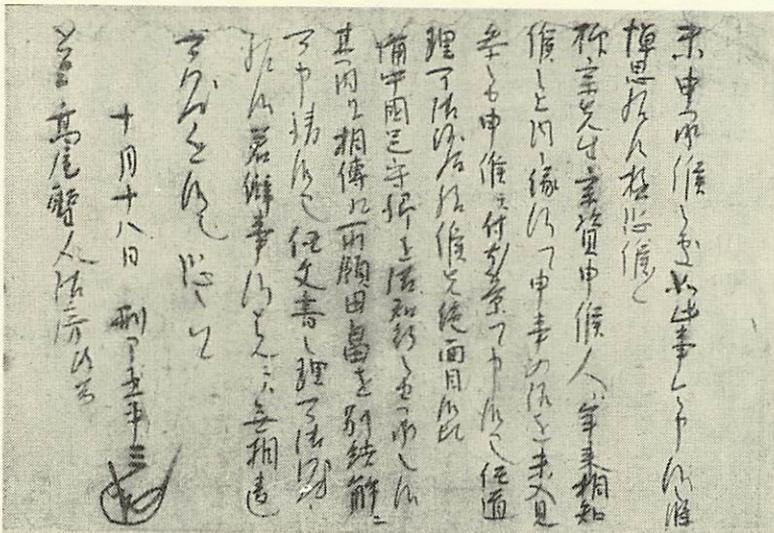


図9 梶原景時書状 (神護寺文書)

下(頼朝)殊に歎息し給ふ。関東(幕府)に由緒あり、日來重んぜらるるところ也。梶原は、また朝景・景時ともに彼の恩沢に浴すと云々。景時は、幕下の御吹挙によつて、先年美作国目代たりと云々。

と見える。藤原実定は、文治元年一二月六日、藤原実家が知行国主になる前、美作を知行しており(『玉葉』)、景時は頼朝の吹挙によつて実定の知行国である美作の目代(国司)に任命されたのである。任命の時期は、実家が知行国主になる以前で、少なくとも文治元年一二月以前と考えてよい。守護が国司を兼ねるといふことは、武士勢力が国衙の機能を合法的に手に入れ、それを通じて、国々の支配を容易に行うことが可能になったことを意味している。特に戦時では、国衙の軍事的な機能を十分に利用できるという利点があった。

美作の国衙の機能も、いち早く梶原景時の手によつて武家政権のもとに掌握され、幕府の地方支配の中に組み込まれたと考えられる。近年、中国縦貫道建設に伴う美作国府跡の発掘調査によつて出土した遺物の年代下限が、鎌倉初期とされているのは、調査の対象地域が部分的であれ、国衙の機構が縮少若しくは改廃されていること、

第一章 武家政権の成立

したがって、守護所にその機能が移行しつつあったことを物語るものではあるまいか。

梶原景時の美



図10 同花押

作国内での動向についての初見のものは、尊勝寺領林野英多保(美作町)についての陳状である。「吾妻鏡」文治三年八月八日の条に、梶原平三景時と原宗四郎行能が、尊勝寺領等を押領した由を寺家が訴えたことについて、頼朝の命令で兩人の陳状を要求した事件が見られる。原行能のほうは若狭国(福井県)今重保についてのものなので、美作国には関係がない。景時の陳状は次のようである。

平景時、謹しんで陳申す

尊勝寺御領美作国林野英多保事

右、下し給ひ候の折紙、謹んで以て拝見せしめ候ひ畢ぬ。先度仰せ下さるの刻、子細に言上し畢ぬ。御年貢以下雑事の事、先例に任せて弁動せしめ候也。代

官改補の条においては、寺家の訴へに及ぶべからず。其の故は、先例を限り候御年貢雑事、懈怠致さず者ば(であるから)訴へをなすべからざるか。只、景時の沙汰を停止せしめんがため、此の如きに候か。子細度々言上し畢ぬ。よつて委細陳状するあたはず。謹んで陳申す。

文治三年八月五日

平 景時

この陳状によれば、尊勝寺は、林野英多保の、景時に属している「代官」の改補について、しばしば頼朝に訴えたようである。その訴えについて景時は、既に決定されている「年貢雑事」を寺家へ納入している以上、寺の主張には応じられない、この訴えは、景時の「沙汰(執行権)」を停止することに目的があるのではないかと申し述べている。つまり景時は、英多保での「代官」の立場を強く弁護し、代官を改補することは自分の権限を脅かすものであると強く言明している。「代官」とは、林野附近の有力な武士であろう。彼は景時に従っていた鎌倉幕府の御家人であって、英多保の年貢雑事の納入の仕事に携わっているだけでなく、尊勝寺の支配権まで侵略しようとしていたのである。こうした在地武士の行動を

容認することによって、守護梶原景時は、美作国内の武士を掌握しようとしたのである。

なお、景時の兄である刑部丞朝景について、『吾妻鏡』の建久四年（一一九三）五月七日の条に、朝景が、大江行義の女子の持っていた美作の所領を押ししたとの由で訴えられたことが見えている。頼朝は朝景に、訴人は佐藤（失意困窮）の者であるから、「理を忘れて」速やかに返却するよう諭し、朝景もそれを了承した。景時とともに一族の朝景も美作国内で行動していたことが判明する。

得 宗 領

正治元年（一一九九）一月、源頼朝の死後、頼家が將軍職を継ぐと間もなく、

北条氏一族の台頭するところとなった。四月、頼家による訴訟の親裁が停止され、幕府の政治は、北条時政・義時父子を中心とする北条一族、大江広元・三善康信らを中心とする公家出身の役人、和田義盛・梶原景時らを中心とする東国御家人の三者による合議体制に変わっていった。このような変化は、やがて、幕府の覇権を巡って有力者同志の対立を生み出してくる。

早くも同年一二月、美作守護梶原景時は、多数の御家人の弾劾を受けて失脚し、合戦の後、一族とともに戦死

した。翌年正月二五日、幕府は「美作国守護職已下景時父子所領等」を収公した（『吾妻鏡』）。景時が弾劾を受けた理由は、彼が二代將軍家の寵愛を誇り、傍若無人の威を振るい、多年積悪のためであったが、特に、幕府当初から侍所別当（軍事長官）であった和田義盛の別当職を、建久三年（一一九二）以来奪ったためといわれる。事実、景時弾劾の急先鋒は和田義盛であり、景時から収公した美作守護職は義盛に与えられたと思われる。その義盛も建暦元年（一一二二）五月、北条氏一門の独裁に反対したため合戦となり、義盛以下敗死した。「義盛・時兼以下謀叛の輩の所領、美作・淡路等の国の守護職……先以て収公」（『吾妻鏡』）される結果になり、北条義時は侍所別当を兼ね、美作国守護職も北条氏の家督である「得宗」のもとに掌握された。美作国守護職が、一三世紀の後半に、北条一門の家督（得宗）時宗・貞時に属していたことを物語るものとして、文永九年（一一七二）一月二日、守護の執り行う「諸国田文ノコト」について、武蔵（東京都）伊豆（神奈川県）・駿河（静岡県）若狭・美作の五箇国については相模守（北条時宗）あての命令がある。弘安二年（一一二七）一二月二八日及び正応五年（一一九二）一

第一章 武家政権の成立

○月五日の二回にわたって、国々の守護あてに出された「異国降伏祈禱ノコト」についても、前に挙げた五箇国については、相模守(前者は時宗、後者は貞時)あての関東御教書(将軍の命令書)がある。しかし延慶三年(一一三〇)、北条貞時に出された「異国降伏祈禱ノコト」に関する御教書には美作国は見えない(『東寺百合文書』)。

一四世紀に入ると、美作国の守護職は、北条氏得宗の手を離れて北条氏一門の何人かへ移行したと思われる。以上守護の年代を要約すれば、

元暦元年(一一八四)―正治二年(一二〇〇) 梶原景時

正治二年?―建保元年(一二一三) 和田義盛

建保元年?―正応五年(一二九二)↓ 北条氏家督

↑延慶二年(一二三〇)↓ 北条氏一門

となる。(↑は以前、↓は以後を示す。)

院 庄 館 跡 美作の守護所は、市内院庄の史跡「院庄館跡」がそれに推定されている。この説は、『作陽誌』に「慶長癸卯(八年)以前、苫西郡院庄州府たり。」とあるのが初見である。矢吹正則の著『院庄作楽香』には、「文治後、総社に在し国府自ら磨り、鎌倉覇府の派遣せし守護職は、大率此地に居りて州府と称せり。」とある。このように院庄が守護所であ

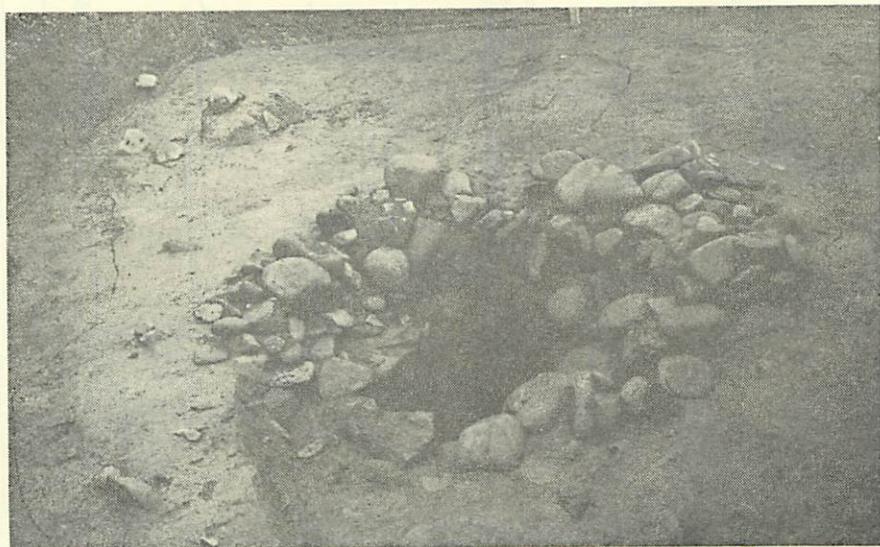


図11 院庄館跡出土井戸

るといふ説は相当以前から行われてい
る。しかし、「院庄館跡」を守護所と確
定する同時代の記録は見当たらない。だ
が、最近の調査では館跡を守護所と考
えてよい資料が多く発見されている。「院庄
館跡」は、奈良時代の条里に沿って構築
されており、その占める面積もほぼ条里
の一區画に相当する。この事は、館が律
令時代の土地制度の伝統の上に作られ
ているということを示している。その時期
は、鎌倉初期を下らないと考えてよい。
また、現在館跡附近に残っている地名を
見ると、「御館」・「堀」・「御館堀」・「大
門」等、大規模な館の存在を示す字名が
残っており、守護館であったことを推測
させる。現在館跡に残っている土塁は、
鎌倉時代以降のもので、最初の館の構築
よりもやや遅れて造成されたものであ
る。敷地内で発見された井戸も、また、
土器等の遺物の多くも、鎌倉時代のものであるとされて

いる。これらの事から考えると、「院庄館跡」は、鎌倉

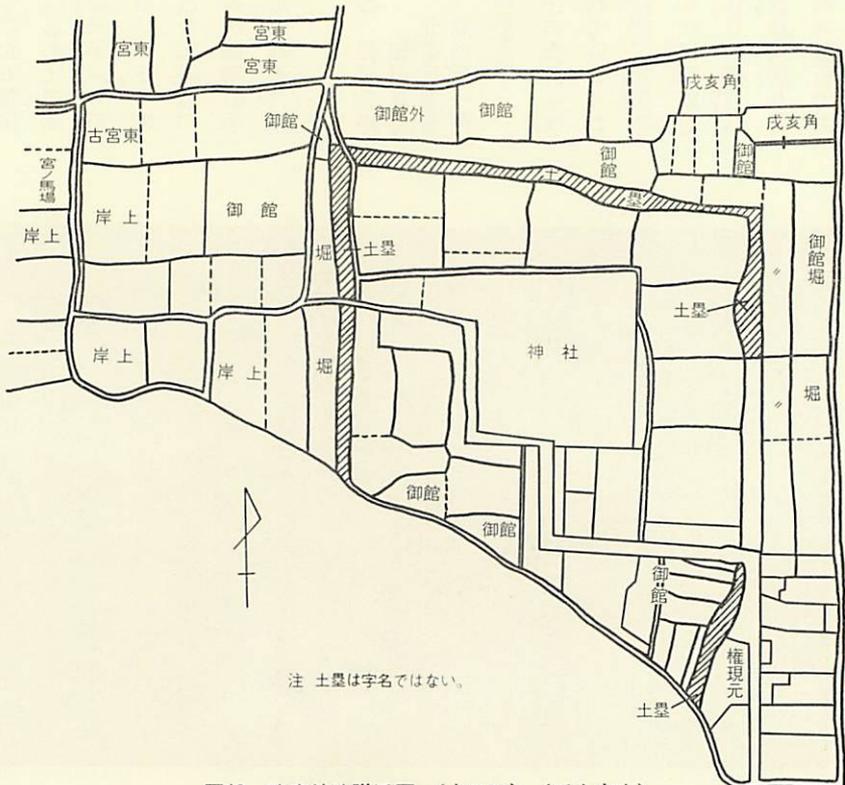


図12 院庄館跡附近図 (大正11) (愛山文庫)

時代に構築された大規模な建造物群の敷地であった、といえよう。そして、この建造物は美作の守護館にふさわしいものといえよう。また、最初の美作国守護梶原景時が美作国の目代を兼ね、国衙の機能も鎌倉初期から改廃縮小されていることから考えて、その守護所は、国衙の近接地である院庄の可能性が強い。また、院庄は守護所にふさわしく、山陽と山陰を結ぶ陸路の要衝にあり、南に物資の運送に便利な吉井川を控えている。後世、後醍醐天皇隠岐配流のみぎりに宿所になったり、館の西方隣接地に、足利尊氏によって安国寺が建立されたりしたのも、この地に守護所があったからだと考えてよい。

地頭の設置

文治元年の守護設置と並んで頼朝は日本国総地頭に補任された。頼朝は、この地位をより所として、御家人を全国の郡・郷・庄・保の地頭に任命した。地頭とは、本来「土地のほとり」、すなわち、「現地」を指す言葉であるが、やがて、田地の検注、庄園の立券（庄園設置の手續き事務）に携わる国衙の下級官を示す言葉となり、更に、領主権を表現する言葉となった。平氏は瀬戸内周辺部の武士団を組織するに当たって、彼らとその郡・郷の地頭職に任じ、領主

としての地位を保証すると同時に、年貢納入の義務を負わせた。当初、頼朝も御家人へ郡・郷・村などの地頭職を与え、彼らの領主権を承認するという方向で各地の武士を糾合した。しかしながら、地頭の設置については公家側の反対が強く、翌文治二年六月、頼朝は、平家没官領や謀反人ら凶悪の徒から没収した所領を除いて、地頭職を停止する結果となった。『吾妻鏡』によれば、「行家・義経の隠居所を捜し尋ね求むるため、畿内近国に守護・地頭を補せしところ、其輩（守護・地頭）が事を兵糧に寄せて、譴責に日を累ね、万民はこのために愁訴を含み、諸国はこの事によって凋弊すと。……諸国守護武士、井地頭ら、早に停止すべし。」と記されている。武士の濫行を停止すべき国々三七箇国のうちに美作国も含まれる。この時の武士の濫行とは、どのようなものであったであろうか。それは、「神社仏寺以下諸人領、頼朝の下文を帯せず、由緒なく、自由に任せて押領する」ことであつた。頼朝は、こうした武士の国衙領・庄園諸職の押領に対して、「庄園は本家領家の所役を、国衙は国役雑事を、先例に任せて勤仕せしむべきよう」下知し、「主家の事を用いず、国衙役を勤めぬ」輩を処断するよう命じ

ないわけにはい
かなかつた。諸
国の武士は、治
承年間の動乱に
乗じて庄園・公
領を侵略し、地
域に自己の領主
権を確立しよう
としており、そ
れに対して鎌倉
幕府は、これら
の武士を統制下
に置き、後白河法皇を首班とする京都の公家政権に妥協
を試みたのであった。

美作における武士のこのような動向は、元暦元年（一
一八四）四月、賀茂社領倭文庄（久米町）・河内庄（落合
町）等について見る事ができる。源頼朝は、賀茂別雷
社領四二箇所の神領について、院庁の下文に従い、武士
らの狼藉を停止し、元のごとく神事用途を貢進するよう
命じている。若し、院宣を無視する者がおれば、重科に処

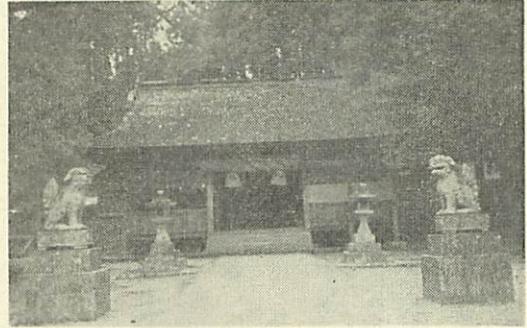


図13 福田神社
古くは布施大社といわれた。

する旨を述べ、庄園領主の利益を武士の侵略から保護す
るよう意図している。美作では、倭文庄・河内庄・便補保
（勝北町）の三箇所がこれに該当する。特に河内南庄につ
いては、翌年六月、再度頼朝の下文が出されている。そ
れによると、久平なる者が玉井次郎を相語らい、賀茂末
社四条坊門別宮御領丹波国私市、美作国河内南庄の両庄
で濫妨し、奇怪な所行をしている。賀茂資保の訴えによ
って、頼朝は彼らの所行を禁止した。玉井次郎について
は、経歴その他一切不明であるが、賀茂社領の所務を担
当する下級官で、武士であったと思われる（賀茂別雷社
文書）。これより先、同年一月、頼朝は石清水八幡宮の
所領全域にわたって武士の狼藉を禁止した。美作国では
大吉庄（勝北町）・梶並庄（勝田町）・伊志庄（兵庫東佐
用郡）がこれに該当している。頼朝の下文によると、諸
国の守護・武士らが平家追討に事寄せて、宮寺領の年貢
を抑留し、兵糧米をあて催す（強制的に割り当て徴収す
る）などの狼藉が行われている（石清水八幡宮文書）。

仁和寺無量寿院領布施社（真庭郡八束村）でも武士の
濫妨が行われ、それに対して、庄園領主である仁和寺の
守覚法親王から頼朝の下文を帯した禁止命令が出されて

第一章 武家政権の成立

いる。それによると、依清・貞村・守忠は、「武士を相語らい、社家を追捕し、民戸を冤凌し、猥りに社務を張行（のさばる）し、寺家に従わない」という状態であった。依清らがどんな地位の人物かは不明であるが、布施社という神社勢力の中で、武力を動かして得る者であり、神社を基盤として武士団を形成しようとした者どもであろう。そして、動乱に乗じて庄園の支配権を掌握しようとしたのである。このような武士勢力の行動に対して、仁和寺や院の申し出により、頼朝から武士たちの濫妨禁止の下文が出されたのである（仁和寺文書）。

御 家 人

美作地方の御家人のうち、その動向がやや詳細に判明するのは、久世氏についてである。正応五年（一二九二）、美作国御家人久世左衛門尉頼連の子息唯親が大炊寮の雑掌覚証と、某所の下司、公文の両職を争った。頼連の曾祖父久世貞平は、「文治五年景時軍兵注文に入り、以後御家人役を勤仕した、

といわれている（『多田院文書』）。「文治五年景時軍兵注文」とは、頼朝が義経追捕の目的で奥州藤原氏を征伐するため、諸国の守護に対して軍兵を催促した際、美作守護梶原景時が国中の武士を糾合し、軍事動員を行った

名簿である。鎌倉

幕府は、

こうした

軍事動員

に当たっ

て単に御

家人ばかりでなく、

庄官の中

から「武

器に足る

の輩」を

動員し、

このよう

な機会を

通じて、

幕府の勢力を拡大していった。久世貞平は、地頭ではなく、明らかに下司、公文と呼ばれる庄官であり、公家領の現地管理者であった。そして、梶原景時を仲立ちとし

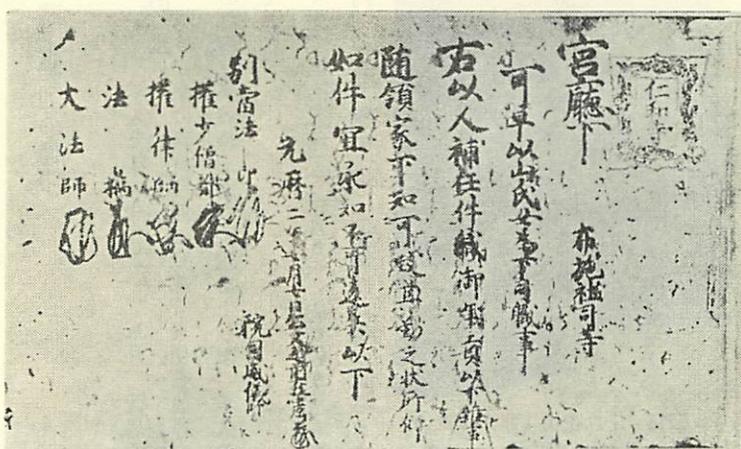


図14 元暦2年 仁和寺宮庁下文 一大和文華館蔵一

て、鎌倉殿の見参に入り、この時から頼朝の御家人になった。以後子孫に至るまで「御家人役」を勤仕したのである。治承の動乱の当初から、直接頼朝に見参して御家人となり、守護地頭に任命された関東地方の武士と比較して、西国地方では、非御家人である庄官が、このような形で御家人になった例が多い。なお、久世氏の本拠地は不明であるが、その苗字から現在の久世町附近であったと考えてよいであろう。この地方には、久世町草加部に梶原景時の屋敷であったという「梶原屋敷」の伝承がある（『作陽誌』）。また、元久二年（一一〇五）、美作国神林寺に、頼朝の追福のため三重塔婆を建立するに当たって、幕府が、国内の杣山の材木を伐採することを許している（『吾妻鏡』）。神林寺は久世町神にあった寺である。これらの事から、この地方に有力な御家人が存在していたと推測でき、その一人に久世氏を想定することも可能であろう。

美作国での初期の地頭の例は、平少納言信国の知行分である古岡北保・西高田郷・布施郷・西美和の四箇所における前隼人佐康清が、史料に見える唯一のものである。

（第一巻第二章一三六ページ参照）これらの地域は、伊

勢神宮造営のための役夫工米が未進になっているので、頼朝が催促した国々の中に含まれている（『吾妻鏡』）。地頭前隼人佐康清はこの地方の有力な御家人であった。

二、武士勢力の伸張

承久の乱

承久三年（一一二二）五月、後鳥羽上皇は鎌倉幕府の京都守護伊賀光季を討ち、幕府の執権北条義時追討の院宣を下した。承久の乱の始まりである。

これより先、正治元年（一一九九）、源頼朝が没して以来、幕府内部の有力御家人の間で暗闘が繰り返された。

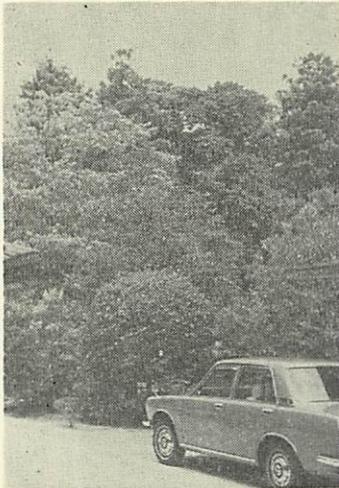


図15 十六夜山（津山市）
後鳥羽上皇の隠岐配流の伝承地。

第一章 武家政権の成立

すなわち、頼朝の死没の年、梶原景時の失脚と滅亡、建仁三年（一二〇三）、比企能員の乱、元久元年（一二〇四）、二代将軍源頼家の暗殺、同二年、畠山重忠の乱、同年、北条時政による将軍廃立の隠謀、建暦三年（一二一三）、和田義盛の挙兵と敗死、建保七年（一二一九）、三代将軍源実朝の暗殺など、幕府権力を巡って生臭い抗争が続いたのである。そして、その過程の中で執権北条義時を中心とする幕府権力の集中が行われた。

当時院政を行っていた後鳥羽上皇は、こうした幕府内部の抗争を、幕府権力の弱体化と判断し、武家政権の壊滅を謀るために「承久の乱」を起こした。しかしながら、天皇政権に対する幕府内部の結束は意外に固く、北条泰時・時房の連合軍は、一月足らずの間に京都を制圧した。乱の主謀者である後鳥羽上皇を隠岐（島根県）へ、関係者の順徳上皇を佐渡（新潟県）へ、土御門上皇を土佐（高知県）へ配流し、仲恭天皇を廃して後堀河天皇を立てた。泰時・時房は京都にとどまって六波羅探題を設置し、西国の鎮庄と監視に当たった。後鳥羽上皇の隠岐配流に当たって『承久記』は次のように記している。

美作ト伯耆トノ中山ヲ越サセ給フトテ、向ノ岸ニホソ

ミチ有。何クヘ通フ道ゾ、ト御尋有ケレバ、都ヘ通フ古キ道ニテ、ト申ケレバ、

都人タレ踏ソメテ通ヒケン向ノ路ノナツカシキカナ

新補地頭

京都の政権に勝利を収めた幕府は、上皇側に関係ある公家領三〇〇〇余箇所

を没収し、この莫大な庄園に、勲功のあった武士を新補地頭として配した。その地域は西国地方に多くあり、この事によって幕府の支配が全国的なものになり、西国武士の勢力は強大になっていった。新補地頭は田島のうち

一一町につき一町の給田と、反別五升の加徴米を与えられ、山野河海については本年貢以外の半分を支配することを許された。こうした権益が、武士の領主化への根拠になっていくのである。富永三郎惟時の父実時は、承久合戦の時、墨俣川（愛知県）宇治橋で、鎌倉方に参加し傷を被り、軍功の恩賞として美作国粟井庄（作東町）・久世保（久世町）・備前国松保の地頭職を与えられている（『諸家系図纂』）。薮尾山金剛頂寺（鏡野町）を再建した角田弥平次は、承久の乱の軍功として、薪郷（鏡野町）の地頭職を与えられている（『作陽誌』）。また、元仁元年（一二二四）、北条時政の孫で、北条泰時の婿足利義氏は、

承久の乱の「新恩」として、美作国新野保（勝北町）以下数箇所を与えられている。

後に、高野山金剛三昧院に寄進された大原保（大原町）も、この時、義氏に与えられたものと思われる（『吾妻鏡』）。なお、義氏は

寛元三年（一一四五）四月、美作国の所領で捕獲した猿を將軍家に献上している。『吾妻鏡』によると、「彼猿の舞踏、人倫の如し」とあり、前將軍の九条頼經と將軍の九条頼嗣がその舞う様を興味深く見物した。

この時の模様を『古今著聞集』には、

足利左馬入道義氏朝臣、美作国より猿をまうけたりけり。その猿、えもいはずまひけり。入道、將軍の見参に入れたりければ、前能登守光村（三浦光村―幕府の評定衆）につよみをうたせられて、まはせられけるに、まことにその興ありて、ふしぎ也けり。けんもんさ（顯文紗）のひたたれ、こはかまに、さやまきさゝせて、烏帽子をきさせたりけり。はじめはのどかにまひて、すゑさまには、せめふせければ、上下目をおどろかして興じけり。まひはてゝ、はからず纏頭（祝儀）



図16 金剛頂寺神像
（山崎治雄氏提供）

をこひけり。とらせぬかぎりは、いかにも出ざりければ、興ある事にて、まはせてはかならず纏頭をとらせけり。件の猿、やがて光村あづかりてかひけるを、馬屋の前につなぎたりけるに、いかゞしたりけん、馬にせなかをくはれけり。そのうち、舞ふ事もせざりければ、念なき（残念）事がぎりなし。

と記している。足利義氏と美作との関係が親密であったことを物語る一挿話である。

石清水八幡宮領

承久の乱以後、美作での武士の動向その生産物を責め取り、在地の豪族を糾合することによって、地域ごとに領主制を樹立することになった。南北朝時代の武士野介次郎兵衛尉の祖と考えられる野介庄（鏡野町）の領主が、庄の総氏神であり、小田草川の水神である小田草神社の祭祀権と水利権を独占し、それを通じて、庄内の農民を支配したような形態が各地に見られた。

次に、美作地方の武士の姿を幾つか見ていくことにする。

天福元年（一二三三）四月、京都の石清水八幡宮寺は、

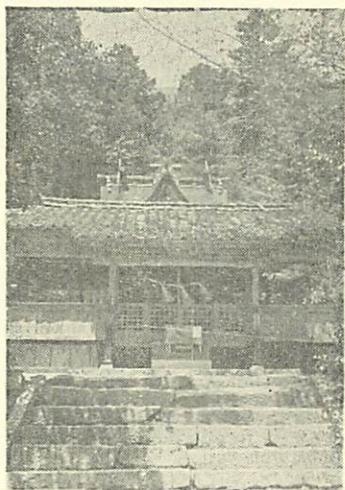


図17 小田草神社

宮寺領の訴訟に関してまだ決裁されない場所、そのため御供の闕乏により起こる神事の違例などを注進した。美作国では伊志庄（現在は兵庫県）と梶並庄（勝田町）が問題になっている。

まず、伊志庄については、地頭の字兵衛太郎が、八幡宮安居会の頭役を対捍（命令に従わないこと）したことが見える。安居会の頭役とは、寺の安居会行事に奉仕する役で、一定期間の巡役として順次に奉仕を行うよう、寛喜二年（一二三〇）に定められたものである。ところが、字兵衛太郎は、先例に背いて、「事を地頭の号に寄せて」頭役を勤仕しないために、行事に差し支えを生じたというのである。神宮寺側は、この所業を「極めて新儀の無道也」と非難している。安居会の頭役がどんなものであったかは不明であるが、近年新たに定められた神宮側の課役に対して、字兵衛太郎は、伊志庄の地頭であることを理由にそれを忌避しようとしたのである。安居会の頭役負担は、実際には伊志庄の農民に課せられるものであって、地頭がその役を忌避するということは、農民の負担分を自己の収入に取り込もうとしていることにはかならない。字兵衛太郎は、地頭の権勢をもって庄園領主の

支配を侵害しようとしているのである。

八幡宮寺の陳述によってみると、梶並庄については新補地頭補任みだんの件が問題になっている。訴状によると、梶並庄には前下司ぜんげ景実すかひざね法師が存在していた。前下司であるから梶並庄の庄官的な在地武士であったと思われる。承久の乱の時、鎌倉方に味方して合戦に加わったと称して、いったんは新補地頭に補せられた。ところが、貞応じょうおう三年（一二二四）、幕府は、承久の乱後の守護地頭の事務を定めるとともに、西国の守護地頭の濫妨の糾弾を六波羅に命令し、前下司景実についても六波羅探題の問注が行われた。景実に対する六波羅探題の問注の内容は不明であるが、承久の乱当時の彼の庄園内での地位・動向などが問われたと思われる。景実はその時、梶並庄の前下司であることを申し述べ、その由が探題の所持する帳簿に記載されたのである。ところが、この帳簿は探題の奉行人法橋ほつきょう泰然たいぜんが持ち出して不明になってしまったので、景実の動向を説明するものがなくなった。そのため、景実の新補地頭を停止する裁許がなされないままに終わった。そこで、宮寺は幕府へ重ねて訴え出た。六波羅探題は景実を召し出して問注しようとしたが、彼は所

勞と言って応じなかった。そして、先度の沙汰さたの子細を注記し、承久の乱当時前下司であった由を書状にしたためて、守護所と宮寺へ提出したのである。

以上が、八幡宮寺側の陳述から見た景実に関する事件の概要である。このように宮寺側は、景実は梶並庄の前下司であるから、「今に、地頭職を止めらるるの条、遅疑に及ぶべからず」と訴えている。この事件で注目されることは次の三点である。一は、庄園の下級庄官である前下司景実が承久の乱を契機として、自己の所属する庄園の地頭に補せられ、権門（公家・寺社）への従属的な地位から脱して、武家政権の傘下さんかに積極的に参加しようとしていることである。二は、庄園領主は、景実を前下司という伝統的な地位に止め置き、権門のもとにあくまで従属させようとした。そのためには、「神領は、往古の仏神事しじょう祈の庄地なり。……神興・神宝といひ、供役の神民といひ、皆これ神の器たり」（石清水八幡宮文書）、という古代からの伝統を持ち出していることである。三は、相反する二者に対して、幕府の態度が、必ずしも武士階級を自らのよって立つ基盤として積極的に擁護するものではなく、当事者に再度問注を加えるという、言わ

第一章 武家政権の成立

ば裁定者としての立場を示していることである。

梶並庄での新補地頭の補任を巡って、両者の主張がその後どのような結末をみたかは一切不明である。ただ

梶並庄でも、地頭による領主制が芽ばえようとしていたことは明らかである。

久世頼連

領主制の進展という観点から、先に述べにする（多田院文書）。
た久世左衛門尉頼連法師の例を見ること

頼連の子息唯親と大炊寮雑掌覚証とが、某所の「下司、公文」の所職を争ったことについて、幕府は執権北条貞時ときの名で、京都の六波羅探題に対して御教書を出している。御教書の日付は正応五年（一二九二）八月一〇日

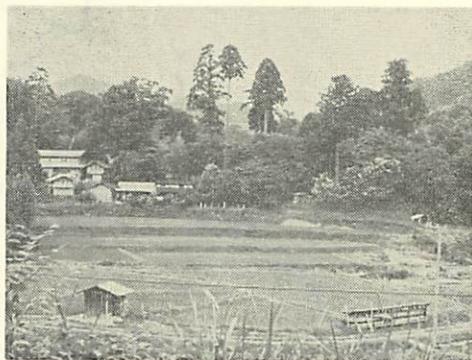


図18 梶並神社の森

あるから、所職を巡っての両者の争論は、それ以前に起こっていた。対象になった地域は久世保（久世町）である。鎌倉殿の御家人久世氏が、この大炊寮領で得ていた地位は地頭ではなく、庄園領主が任免権をもつ「下司、公文」と称せられる庄官であった。庄園の所職は、本来鎌倉幕府とはかわりあいのないものであった。この庄園の所職を巡って、代官である雑掌覚証と争論が起こったのである。恐らく、覚証が久世唯親の帯している下司、公文職を取り上げようとしたのであろう。この争論について鎌倉幕府は次のような見解を示した。久世道智（頼連の法名）の曾祖父貞平が「文治五年景時軍兵注文」に入ってから、その子孫は、鎌倉殿に対して御家人役を勤仕している。この事は、寛喜・寛元・建長・弘長・文永・弘安の数代にわたる関東御教書・六波羅御教書に明確である。したがって、下司、公文職の任免が、本来本所（庄園領主）の権限であろうとも、本人に特に罪科のない以上改易すべきでない。この事は、天福・寛元の両度にわたって幕府が定めているとしている。事実、この争論に対して関東御教書が出された三日前の正応五年八月七日、西国御家人に関して次のような御教書

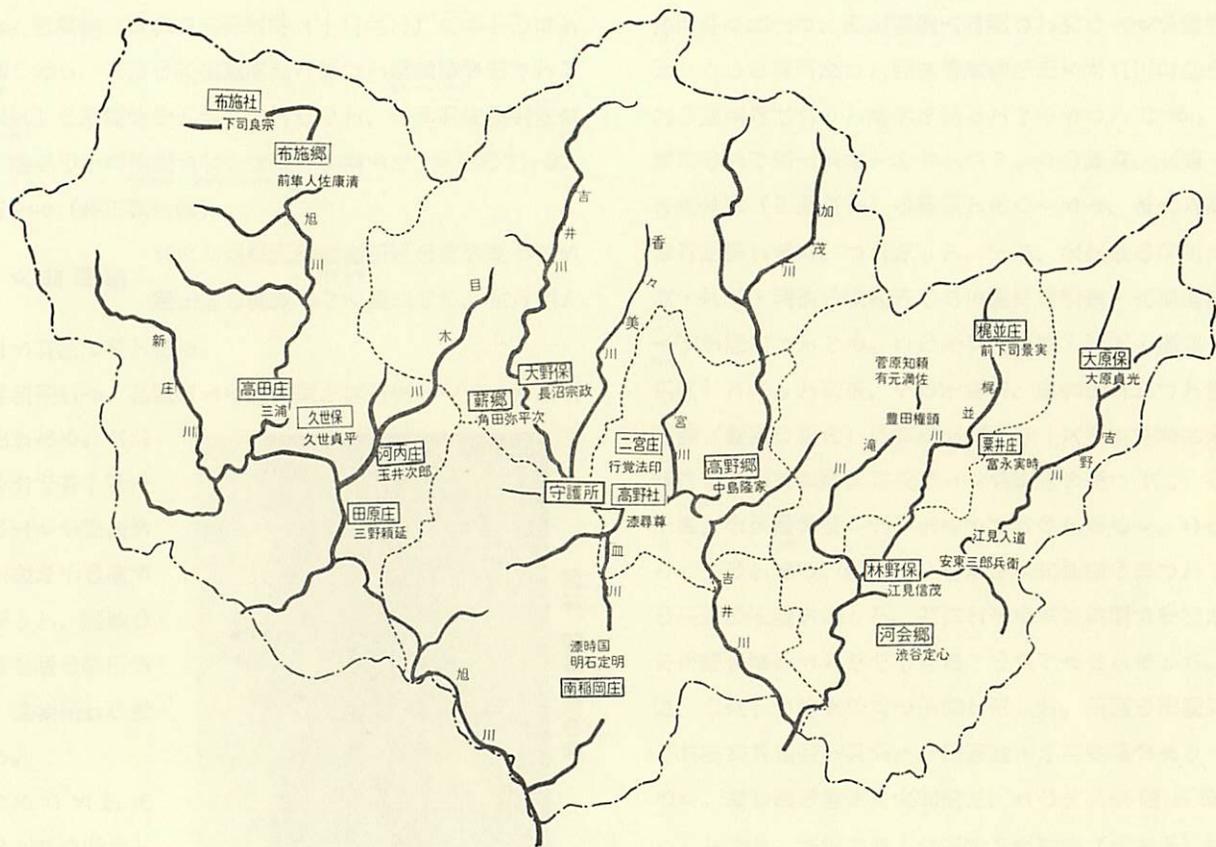


図19 平安・鎌倉時代の武士分布図

が出されている（『貞永式目追加六三三』）。

西国御家人は、右大將家（頼朝）の御時より、守護人等、交名を注し（名簿を作り）、大番以下課役を勤むると雖も、関東御下文を給ひ、所職を領掌せしむる輩、いくばくならず。重代の所帯たるによつて、便宜に随ひ、或は本所領家の下文を給ひ、或は神社惣官の充文を以て、相伝せしむるか。本所進止の職たりと雖も、殊に罪科無く、者ば（であるから）改易さるるべからずの条、天福・寛元に定め置かるるところ也。然ば所職を安堵し、本所年貢以下の課役、関東御家人役を勤仕すべく由、相触るべく状、仰によつて執達件の如し。

正応五年八月七日

陸奥守（宣時） 御判

相模守（貞時） 御判

越後守（兼時） 殿

丹波守（盛房） 殿

この法令は、久世道智と大炊寮雑掌覚証との争論に関

して、改めて出されたものであろう。それは、西国の武士が鎌倉殿と御家人関係を結んでも、すぐさま地頭には任命されず、御家人のもっている従来からの庄園所職を保証することによつて、將軍と彼らとの連係を深める方針を取っている。先に天福・寛元の時期に、同一の内容の法令が出されていたことから、この事は推測できる。

こうして幕府は、大炊寮の雑掌の主張を退け、久世道智に元のように下司、公文の所職を安堵し、先例に任せて年貢以下の課役、関東御家人役を勤仕することを命じた。

新恩の地

承久の乱以後の美作国内での武士に、久世道智の一族のように、元からこの地方に在住していた者と、富永実時のように、新たに国内に新恩の地を得て一族を移住させ、その地域に威を振るった者がある。

安貞元年（一二二七）三月一九日、波多野次郎経朝は、承久の乱の残党を鎌倉の浜辺の民家で捕えた功により、恩賞として美作国の某村を与えられている。村名は不明であるが、その村の地頭職を得たのであろう（『吾妻鏡』）。当時の有力な武士の所領は、全国にまたがって所

第一章 武家政権の成立

筋のあった場合は、時宗が「惣領として、全くこれを知行する」ことになっている。鎌倉時代の武士は、このように一族の惣領のもとに結集、統制されていたのである（『長沼家記』）。

河 会 郷

長沼氏が美作国西大野保でどのような消長を遂げたかは不明であるが、同様な例として、美作国河会郷（英田町）の渋谷氏の動向を、主として『入来文書』によって見ていくことにする。

河会郷は、『和名抄』に見られる美多郡「川会郷」の地であり、吉野川の支流河会川の流域にある。上流の滝宮には、『延喜式』神名帳に出てくる天石門別神社が鎮座しており、美作東部の式内社としては唯一のもので、それだけに古代国家の影響が後々までも残る可能性のある地域であった。

河会の事が初めて記録に見えるのは、『猪隈関白記』の正治二年（一二〇〇）三月三日の条である。それによると、河会郷は河会保と呼ばれ、当時、京都の鴨祖神社の社領であった。鴨祖神社は河会保の本所職を保持していたと思われるが、その下の領主職を巡って、大江氏と光義という者が争ったのである。これに対して、後

に猪隈関白と呼ばれた藤原家実は、記録所勘状等を考量した結果、翌四月三日、大江氏に理ある由を裁決している。その後、河会保の諸職がどのようにに伝領されたかは不明である。

河会郷に入ってきた渋谷氏は、相模国渋谷庄を本貫（本籍）の地とする関東の有力御家人である。渋谷重国は源頼朝に従って功を挙げた。その後次男高重は、建保元年（一二一三）の和田義盛の反乱にくみし討たれたが、長男

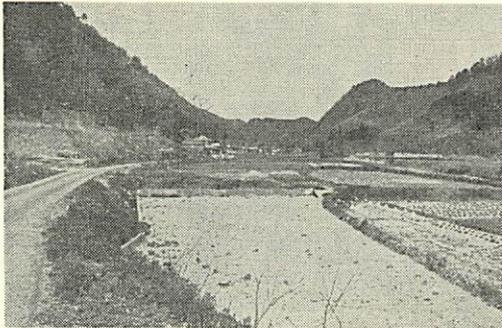


図21 河会郷十町北附近

光重は渋谷上庄を保持した。その子定心は、宝治元年（一二四七）、三浦泰村が反乱（宝治合戦）した時よく活躍し、その功により薩摩国（鹿児島県）入来院に地頭職を与えられて南九州に下

った。渋谷氏の所領は時代によって消長があるが、建長七年(一二五五)の「將軍家政所下文案」によれば、相模国吉田上庄(渋谷)内寺尾村、伊勢国箕田大功、美作国河会郷十町村河北、薩摩国入来院内塔原郷等の地頭職であった。渋谷氏が河会郷を領していたという史料は、寛元三年(一二四五)五月一日の「渋谷定心置文」が最初のものである。この置文は、渋谷定心が生前あら



図22 渋谷氏所領分布図

第1表 寛元3(1245)5.11 渋谷定心所領分配表(入来文書80)

	河会	大類	打銀	大功田	計	内 公事定田
三郎明重	17 ^丁 反	9 ^丁	3 ^丁		29 ^丁 反	10 ^丁 反
四郎重経	2.3			10.4 ^丁 反	12.7	4.3
五郎重賢	4				4	1.6
二郎三郎重純	7.5		3		10.5	3.5
計	30.8 (31.2)	9	6	10.4	56.2 (56.6)	19.4 (19.4)

()内の数字は置文案に記載されたものであり、実際の計数については河会郷で4反の出入がある。三郎明重分に4反の記載漏れがあるとみられる。表第2号参照。

はじめ子息たちに所領の分配を決め、分によって行うべき所務を定めたものである。すなわち定心は、三郎明重・四郎重経・五郎重賢・二郎三郎重純の四人に河会郷以下の所領を分配した(第一表)。渋谷定心の所領五六町二反のうち、河会郷はその大半である三一町二反を占めている。河会郷での三一町二反という田地面積は、河会郷全体の田地面積のうちどの程度のものであったであろうか。『東作誌』の河会庄地域の江戸時代の本田は約八五町であり、三一町二反を江戸時代の三〇〇歩一反に換算すれば、約三七町に相当する。鎌倉以降江戸期にかけて、その後の開発も行われたと考えれば、渋谷氏の領

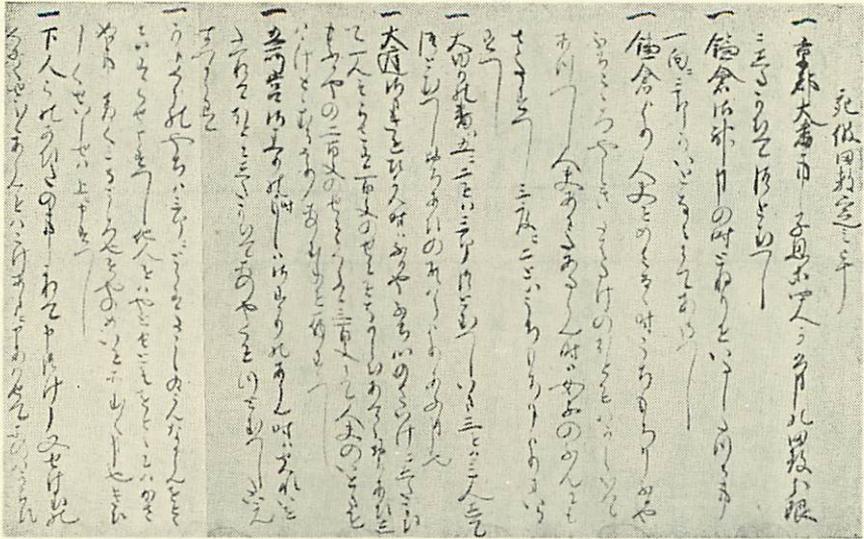
以下

した河会郷の田地は、当時の河会郷の大半を占めていたであろう。

渋谷定心はこの置文に基づいて、翌寛元四年三月二十九日、四郎重経に讓状を与えている。それによると、相模国吉田上庄内寺尾村・伊勢国箕田大功田とともに、美作国河会郷十町村河北が讓られており、この地の領域は、「東は練金山より右流れを限り、南は同河流れを限り、西は箸峰はしろうねより中安大石瀬を限り、北は江見堺さかいを限る。」となっている。十町村河北は「十丁北」とも記されているところから、現在の大字北の附近と見てよい。以後、渋谷四郎重経（法名定心じやうしん）の系統がこの地域を領有することになる。これに対して、三郎明重（法名善心）が領有したのは、文永二年（一二六五）の史料によると、下森上山宮西と呼ばれる地域と大足おほあしと呼ばれる地域、更に、弘安三年（一二八〇）の史料によると、それらの地域に本郷中村・山上下村の加わった地域である。すなわち、「東は草野谷西尾通りを限り、南は備前堺を限り、西は佐備塔毛を限り、北は飯岡堺いひおかを限る」地域で、現在の上山・大蘆おほあし・福本から更に中川・真神まかみを含んだ地域と思われる。これら二地域に対して、五郎重賢の

領したのは、正安九年（一三〇七）の史料によれば、龜石かめいし・土師谷村である。龜石・土師谷は「十丁南内」に存在しており、河会川の上流の左岸地帯に当たる龜石・内礼・横尾・高去に相当する地域であると思われる。四郎重経の領地と、河会川をはさんで相対する地域である。

以上述べたように渋谷一族による河会郷の領有は、惣領三郎明重による上山・大足の領域、四郎重経による河北の領域、五郎重賢による河南の龜石・土師谷の領域と三地区に分かれ、以後、それぞれの系統に受け継がれていく。伝領の方法は、それぞれの系統で独立して行われており、決して他系統の者へは讓与されていない。一族が結束し繁栄するためには、土地がどんなに重要な拠点であったかが判明する。なお、二郎三郎重純にも河会郷で七町五反の領地が与えられているが、その地域は不明である。あるいは、史料に出て来ない河会川の下流地域であったとも思われる。二郎三郎重純は「入来院系図」によれば、他の三兄弟とは異腹であり、子孫もあまり繁栄しなかったようである。しかしながら、彼の所領が後世、他の系統の者に附加された形跡もなく、それらについては全く不明である。



置文(入来文書) 一東大史料編纂所蔵一

置文

さて渋谷定心は、寛元三年、置文を定めて河会郷以下の所領を子息に譲与す

る由を決定したが、その後、宝治合戦の勲功の賞として薩摩国入来院に「七五町」の所領を与えられ、宝治二年に鎌倉からこの地に下向した(第二表)。この入来院の所領「七五町」はどのような性格のものであったであろうか。寛元三年の「渋谷定心置文」に見える渋谷氏の所領の総田数は五六町六反で、そのうち、「色々公事」が課せられる公事田数は一九町四反である。ところが、入来院を得た後の建長二年の置文によると、総田数一三一町六反と増加しているにもかかわらず、公事田数は以前の通り一九町四反である。新たに得た入来院の「七五町」については、実は置文の中に、「領家国司両方の御公事においては、入来院七拾五町の田数を以て、勤仕せしむべき也」の一文があり、入来院の「七五町」すべてが公事定田に該当することが判明する。したがって、渋谷定心が入来院で得た所領の実面積は、公事定田七五町をはるかに上回るものであったと見なければならぬ。建長二年の一二月に作成された「入来院建長二年の村々のちもくろく(地目録)」によれば、総田数として一九三町余が

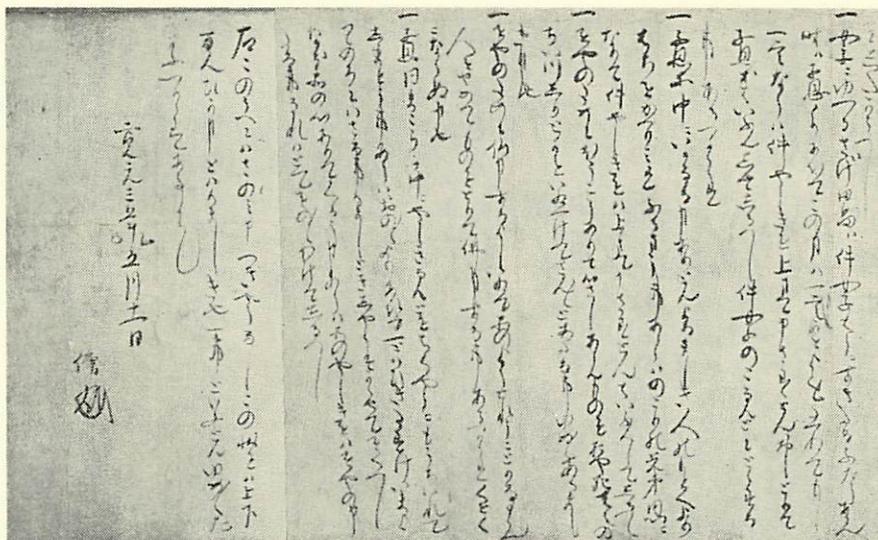


図23 寛元3年 渋谷定心

第2表 建長2(1250).10.20 渋谷定心所領分配表(入来文書56)

	河会	大類	打鋌	大功田	内公事定田	入来	計
三郎明重分	丁 17.4	丁 9	丁 3		丁反 7.4	丁反 18.7半	丁反 48.1半
四郎重経分	2.3			丁反 10.4	4.7半	18.7半	31.4半
五郎重賢分	4.				3	18.7半	22.7半
次郎三郎重純分	7.5		3		3.1	10.4大30歩	20.9大30歩
六郎次郎分					1.2	8.2大30歩 公田 2	8.2大30歩 公田 2
あら六分							
計	31.2	9.	6.	10.4	19.4半 (19.4)	75.	131.6

()の数字は置文案に記されたものであり、実際の計数について四郎重経分の公事定田に半の出入があるとみられる。あら六分公田2町は計には加えられてない。なお、半は1反の半分で180歩、大は240歩である。

示されている。これは、地頭渋谷氏が実際に掌握した入来院の総耕地面積であると見てよい。寛元二年当時の領地の約三、四倍を薩摩の地で獲得したのであり、旧領地と合わせるると約二〇〇町歩の田地を支配することになった。この時点から、渋谷定心は関東の一御家人の地位から脱皮し、鎮西における有力御家

り・ふかや・ふちこころ（打鋌・深谷・藤意、いずれも渋谷上庄内の地名か）の屋敷・田畠の量を計らってあてるべきである。人夫の数が多い時は、女子のぶん（所領）にも沙汰をすべきである。

一、大ゆか（床）の番（幕府の警護）は、五分の二を三郎が勤め、残りの三分の二は、三人して勤むべきである。この時は、落合（渋谷上庄の地名）の殿原（武士）を寄せ合うこと。

一、大庭御牧を牽く費用は、深谷・藤意の在家の農民から、一人も漏らさず百文の銭を徴収し、それに落合・下深谷の二百文を加えて、三百文で、人夫費用にあてるべきである。

一、五所宮御祭の時、修理の計画があれば、先例を尋ねて、それによって役を勤むべきである。対捍してはならない。

一、鎌倉の屋地は三郎に取らせる。但し、弟のうち差し支えない者には止宿をさせるべきである。他人を宿らせても弟には貸さぬことがよくあるが、これは親の命令に逆らうことである。厳しく止宿を制止することがあれば、訴え出るべきである。

一、下人らの

ことは、かねて申し付けたとおりである。又

「世間の具

足（ありふれた武具）」がしよう／＼あるので、後家尼（定心の妻）と相談の上処置すべきである。

一、女子に譲る在家・田畠は、その女子の身分に傷のつくような不当の出来事がある時は、子息が寄り合ひ、その屋敷等を押して取って、子息らで配分して知行すべきである。その女子の子などに取らすことがあってはならない。

一、子息のうちに、どんなことがあっても「よるまじき人（主君として仰ぐべきではない人、味方とすべきでない人）」のもとへ寄り、恥を顧みず振る舞うことがあれば、残りの兄弟が同心して、その者の屋敷を取り上げ、配分して知行すべきである。

一、親（定心）に奉公し、忠義の志ある者を、親が死去の後、いつしか科を言い付けて、惨めな扱いをゆ



図24 渋谷定心花押

めくしてはならない。

一、親のために仏事をするという理由で、その用途料（費用）に、科のない人を責めて物を取り、その費用で仏事をしてはならない。

一、子息や孫らの中に、屋敷などを「はくやう（博奕）」のかたに入れてしまった者があれば、各々寄り合つて、一度は助け、今後そのようなことがないように起請（誓約）を書かせておけ。なお、その心があつて、狂うことがあれば、その者の屋敷を、親の申した事であるからといって、各々で分配して知行すべきである。

「右、このうへには、さのみ申べきやうなし。この状をば、上下万人ひが事とは候まじき也。一事といふとん、ゆめくたがふべからず。あなかしこ。

建長二年庚戌十月廿日

僧（花押）

惣領制

以上が、渋谷定心が三郎明重以下四人の子息に書き残した二度目の置文である。鎌倉時代の武士の心得るべき事柄が、事細かに記してある。まず、惣領の三郎明重を中心に子息たちが結束し、一族間に起こった重要な事については惣領の指図を

仰ぐべきこと、所領が他人に渡ることを極力避け、四人の子息によって保持すべきこと、大番役・鎌倉番役等の公事を無事に勤仕すべきこと、召し使っている下人への配慮のこと、神事・仏事に関することなどが、その主な内容である。

この置文に基づいて、定心は、建長五年（一二五三）一月二十九日、再度四郎重経に所領を譲っている。

四郎重経にゆづりわたすところの

そりやう（所領）

一所てらをの村 一々いせの大きくてん

一所河会郷十丁北 一々入来塔原

四至堺（四方の区域）ゆづり状見たり

としをいて（老いて）もうく（膝々）なるにより

て、この状よりさきに、いかなる状ありといふと

も、又このうちも、別状いで（出）くといふとも、

重経かそりやう（所領）には、いさゝかのわづらひ

（患）あるましき也

一、女子三人やしき（屋敷）きうでん（給田）は、重

第一章 武家政権の成立

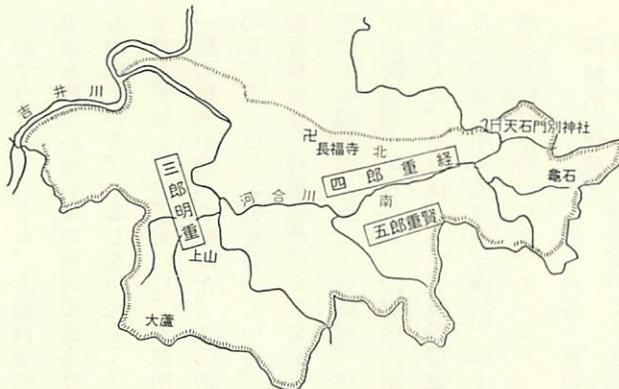


図25 河会郷渋谷氏所領分布図

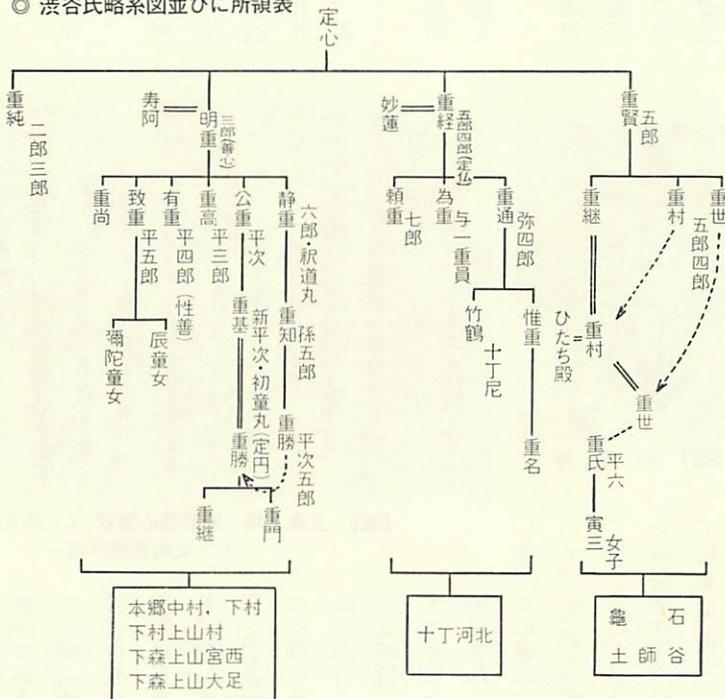
建長五年十一月廿九日

平明重在判
僧(定心)判

経かりやう(領)のうち也、大番時ハ、ふ
けん(公験か)にしたがはん公事を、あひ
かく(相欠)べし、のちのそうもん(証文)
のために状如し件

この
諺状は
前の寛
元四年
のもの
のものと
比べ
てみる
と新た
に入来
院塔原
村が追
加され
ている。
また、
女子三人にも屋

◎ 渋谷氏略系図並びに所領表



敷・給田が与えられているが、それらはあくまで重経の領地であって、彼女たちの一期(いちご)の後には、重経の嫡孫が

支配すべきこと、また、大番役を勤仕する時は、公験に定められていない他の臨時の公事は行わないこと、などを決めている。「としをいともうく」になり、人生の末期を予知した渋谷定心は、惣領明重にも加判を求め、一族の将来の安泰を願った。この譲状を書いて一、二年の後、定心はこの世を去っている。建長七年六月五日、鎌倉幕府は、將軍家政所の下文をもって、重経に彼の所領である相模国吉田上庄寺尾村、伊勢国箕田大功田、美作国河会郷十町村河北、薩摩国入来院内塔原郷の地頭職を与えた。それは、「亡父五郎房定心寛元四年三月廿九日、建長三年八月廿四日譲状」によったものである。執権北条時頼よき頼の時のことであった。

所領の相続

ここで渋谷一族のそれぞれの系統の所領がどのような過程を経て子孫に伝えられていったかを、河会郷で見っていくことにする。

まず、五郎重賢の所領である川南の龜石・土師谷両村であるが、重賢から嫡子重継むねつぐに伝えられたようである。弘安九年（一二八六）、重継から弟の重村に譲られた。重村は重継の養子であったからである。ところが、正安元年（一二九九）、同じ三兄弟の一人重世が、「ひたち殿」と



図27 同花押

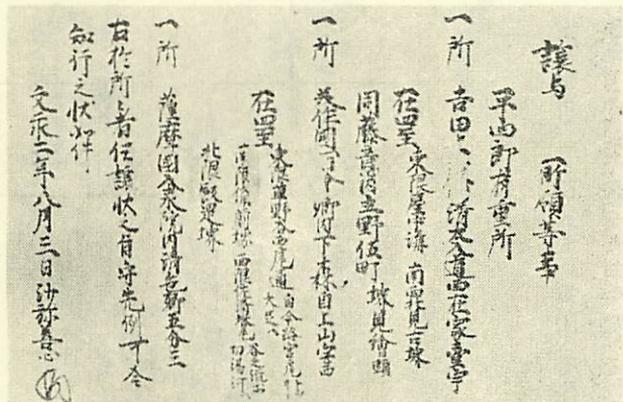


図26 文永2年 渋谷善心譲状（入來文書）
—東大史料編纂所蔵—

いう者へ、同所を、一期を限って譲っていることが「渋谷重世譲状案」に見える。そして「ひたち殿」の一期の後には、重世の子息が領掌すべきことが記されている。この事について、元応二年（一三二〇）、執権北条高時は了承の下知を加えている。重村に子息が

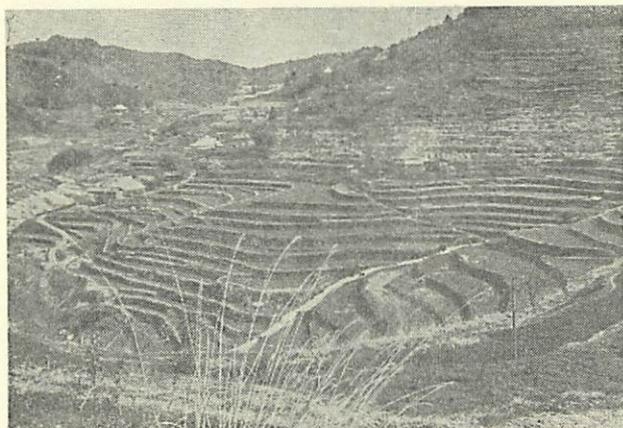


図28 河会郷上山附近

なく、順序として重世に譲られたのであろうか。「ひたち殿」については不明であるが、重村の後家尼かと推量しておく。その後の相続経路は不明である。

惣領の渋谷三郎明重（法名善心）の所領はどのように相続されたであろうか。文永二年（一二六五）八月、沙彌善心は平四郎有重（法名性善）に、相模国吉田上庄内

清太入道
西在家一
宇（一戸
分の公事
徴収権）、
美作国河
会郷内下
森自上山
宮西、薩
摩国入来
院内清色
郷の五分
の三を譲
った。こ

の譲状には見えないが、河会郷本郷中村・上山下村も前後して有重に譲られたが、大足村と東木屋は、これより先の弘長三年（一二六三）に六郎静重（幼名釈道丸）に譲られた。文永四年には「亡父明重法師」の譲状によって、幕府の執権北条時宗は下知状を静重に下し、その所領を安堵している。また、本郷下村西方も静重の領知するところとなったようである。明重は、文永二年後間もなくこの世を去っている。

ところが、平四郎有重・平五郎致重・重尚の三兄弟は、弘安四年（一二八一）六月、弘安の役に蒙古軍と戦い、いずれも船上で討ち死にを遂げた。有重にはまだ嫡子がなかったため、その前年の弘安三年に、「下森自上山宮西」を兄の平次公重（法名静円）の子、新平次重基（幼名初童丸・法名定円）に譲っている。譲状によれば、「甥たりと雖も、志有るに依って、御下文（幕府の）並に次第の手継（代々の証文）を相副へて、永代譲り与ふる所也。」とある。重基は、有重にとって後世を期待された有能な青年であったようである。このように、「下森自上山宮西」は甥の重基に譲与されたが、本郷中村・上山下村はまだ有重の領地としてそのままにされていた。有重

のこれらの村々は、寿阿の置文によって、平次入道（公

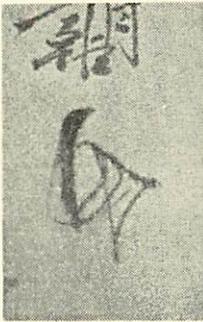


図30 同花押

八八)、公田四町
八反大一九歩(大
は三六〇歩の三分
の二、すなわち、
一反の三分の二)

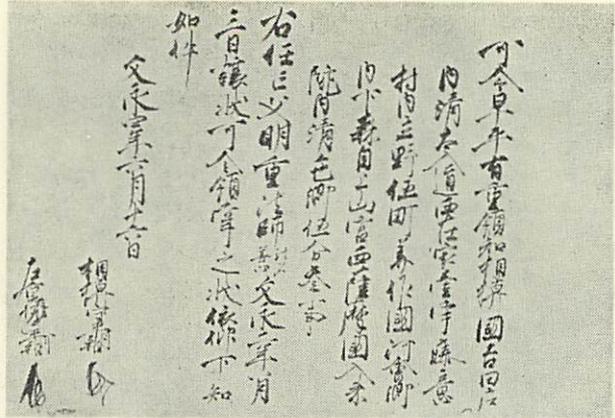


図29 文永4年 北条時宗下知状 (入来文書)
—東大史料編纂所蔵—

の討ち死
に後しば
らくは、
母であり
善心の後
家尼であ
る寿阿彌
陀仏(寿
阿)の管
理下に置
かれてい
た。やが
て正応元
年(一二
八八)、
公田四町
八反大一九歩(大
は三六〇歩の三分
の二、すなわち、
一反の三分の二)

重)・せうかん房(性観房・平三郎重高)・おくのごぜん
(奥御前か)・たきのごぜん(滝御前か)の四名に配分さ
れた。おくのごぜん・たきのごぜんがどのような係累の
人々であったかは不明である。新平次重基にも嫡子がな
く、六郎静重の孫である平次五郎重勝を養子にし、以後
三郎明重の系統の所領は、彼の子孫が相続するところ
となっ
た。な
お、弘
安の役
で戦死
した平
五郎致
重の遺
領が、
彼の二
人の遺
児によ
って争
われて

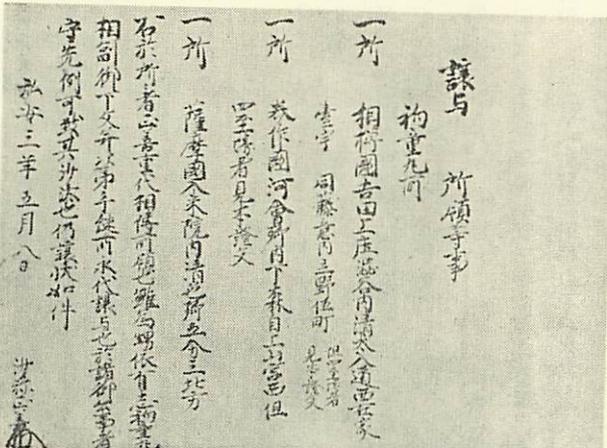


図31 弘安4年 渋谷正善譲状 (入来文書)
—東大史料編纂所蔵—

いる。すなわち、致重の所領である相模国吉田庄内藤意立野、美作国河会郷内下村半分、筑前国（福岡県）下長尾田地を巡って、致重の女子辰童と彼女の妹である彌陀童が争論を起し、正応三年二月一日、鎮西の太宰府から幕府に裁定を求めている。しかしながら、翌年の八月二日、事件は「和与」ということで解決している。すなわち、当事者双方によって和与状が作成され、幕府は、その和与状によって同年八月二八日、裁許の下知を出して解決したのである。

与一為重

三郎明重・五郎重賢の所領が子孫に譲られてゆく過程は、比較的平穏で、嫡子から次の嫡子へと受け継がれていった。ところが、五郎四郎重経の所領である河会郷十町河北についての譲与は、次の世代で争論の渦中に巻き込まれたのである。

渋谷重経（法名定仏）には、弥四郎重通・与一為重（別名重員とも）・七郎頼重の三人の子があった。重通が重経と妻妙連の間に来た子であったのに対して、為重と頼重とは異腹であった。父重経は異腹の二人の息子を勘当したのである。勘当の年月については不明であるが、そのいきさつについては、重経が幕府の要人である諏訪

真性に送った書状で判明する。

それによれば、「子息三人奉公致し候の由、申上候の処、与一重員（為重）・七郎頼重定仏の命に背き、他の御方に参り候間、永不孝仕候了ぬ。自今以後、父子の儀有る可からず候。」と述べている。そして、その旨を便宜の時、北条時宗に披露願いたい、と申し送っている。

建治三年（一二七七）四月五日のことであった。「永不孝（勘当）」の理由は、「与一・七郎、定仏にあんない（了承）を申さずして、よ（余）の御かたへまいる」ということであつた。為重・頼重兄弟が主と頼んで帰参した「余の御方」とは、後の史料に、「為重、武蔵入道殿御中に祇候せしむ」とあるから、この武蔵入道のことであろう。武蔵入道とは、北条義政のことであり、信濃国（長野県）塩田を領したところから塩田義政ともいわれる。義政は、文永二年（一二六五）に幕府の引付衆、四年に評定衆、六年に引付頭人を経て、一〇年に執権北条時宗の連署に就任した。鎌倉幕府の中枢部に位置する有力な武将である。なお、渋谷重経と為重・頼重の対立が激化してくる建治三年には、職を退き仏門に入り入道となった。為重・頼重が重経の命に背いて、「こう（頭）の殿」北条時宗のもと

を離れ、他の御方のもとにはせ参じた相手は、この北条義政であった。渋谷氏では、親・惣領の統率のもとに、一族として北条時宗に奉公することが代々の習いとなっていた。ところが、これを破って兩人が北条義政のもとに帰参したことは、見逃すことのできない罪悪であった。為重・頼重の側としては、嫡子を頂点に置く惣領制の桎梏から抜け出し、新しい庇護者のもとにはせ参じることによって、独立を実現しようとしたものであろう。

十丁の尼

鎌倉時代も一三世紀の後半に入ると、惣領制の桎梏を破って独自の活動を始める者が輩出してくる。このような現象は、ひとり渋谷氏だけではなかった。重経が二人の息子を勘当したのは、御家人制を守るためであったともいえよう。

父重経に勘当されたことについて、与一為重は関東へその不当を訴え出た。「むさしの入道」（北条義政）は、「きしまのえもん入道」（木島道覚）を使いとして入来院に遣わし、与一の勘当を許すよう渋谷重経に申し入れた。五月一二日のことである。重経はこの申し出を拒否した。そして六月二四日、「てらお（寺尾）のいや四郎（重通）」にあてて置文を作成したのである。それによれ

ば、

与一重員（為重）が自分のもとにいた時、所領について自筆の証文等を与えたこともある。しかし、このように親を捨て、命に背くうえは、それらの証文類は一切無効である。子息や孫に与えた讓状は、全部自筆である。自分の死後、一切の自筆書類は、たとえ断簡であっても重員や頼重に手を付けさせてはならない。兄弟でありながら断絶の状態になったことは、自分の死後までも不思議である。この置文の内容があまりにも佗（わ）しいので、読みづらいだろうが、このように定めておく。

とあり、重経の兩名に対する態度は厳しいものであった。こうして重経は、相伝した所領を同年九月一三日、孫の竹鶴（重通の息女）と惣領重通に譲った。竹鶴には、相模国渋谷上庄寺尾村の一部、美作国河会郷十町北村を、重通には、渋谷上庄内寺尾村（竹鶴分を除く）、伊勢国御（箕）田大功田、薩摩国入来院塔原村、相模国おおかみ郷、同国四のみやのすきかきうち（垣内）を与えた。なお、妻妙連にも、「後家一期分」として、夫なき後の生活を保障するため領地を与えた。その領地は、竹鶴に

譲り与えた二箇所、伊勢国大功田の一部、入来院塔原の一部であった。これらの譲状の末尾には、「のちのせうもん（証文）のためにじひち（自筆）にてかき了」、「じひちのじやう（状）くだんのごとし」、「のちのせうもんのためにじひちのじやうなり、たひち（他筆）のゆづりじやう（譲状）もちいべからず」など、念を入れて記している。更に、重経は一〇月二日に二通、一二月一日に通の置文を残している。どちらも与一為重・七郎頼重の悪業について激しい憤りを述べている。それは次のようである。

筑紫（福岡県）から、また美作から、自分自身で以前与一のもとへも、彼の母のもとへも、所領について、証文を遣わしたことがあった。けれども、親を捨て、「かうのとの（頭殿、執権北条時宗のこと）」をも捨てて、他の御方へ参った以上、どのような理由があつても、証文は全部反古である。

又五郎入道などの下人は、いたわって召し使うべきである。与一のように下人の腹巻き（鎧の一種）を盗み取るなどのことは、かえすがえすどの下人に対して

も、あつてはならないことである（一〇月二一日）。与一重員・七郎頼重を不孝につき勘当した後も、彼らは奇怪な行動をした。そのため、いよいよ遺恨に思つていたところ、木島入道が御使いとして来た時、彼らは、勘当を許されたと偽って屋敷に乱入し狼藉を行った。このような状況であるから、自分（定仏）が臨終の後、勘当が許されたと主張するのは必定である。その時になって、自分は、彼らに対する憎しみのために地獄へ落ちることは疑いない。その時は、有りのままを幕府に訴えて、彼らを硫黄島か蝦夷島へ流罪にす

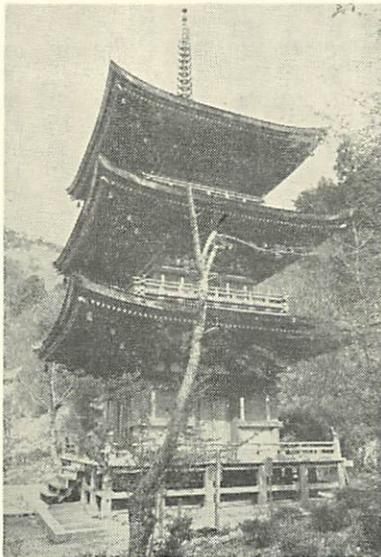


図32 長福寺三重塔

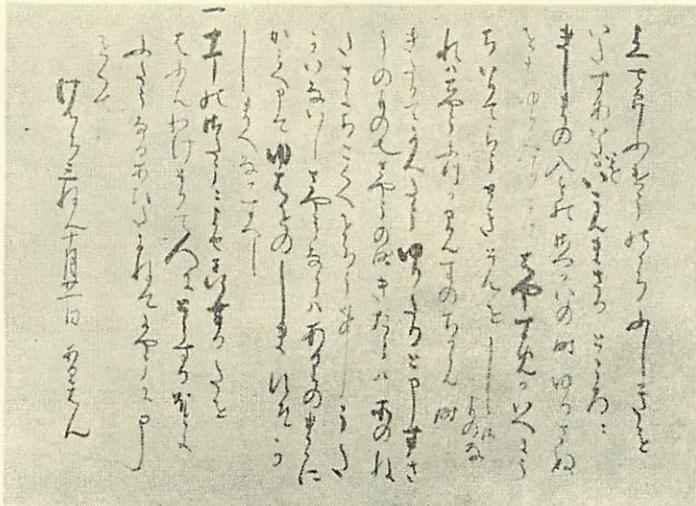


図33 建治3年 渋谷定仏置文案（入来文書）
—東大史料編纂所蔵—

べきである。

彼らは、十町の御塔へ寄進された田地を、半分掠め取って他人に与えた。これも不当なことであるから、

このように申しておくのである（一〇月二一日）。

定仏の所領は、孫の竹鶴に分け与えて、残りは重通に譲与した。けれども、与一重員・七郎頼重は、人目をもはばからず悪業を行い、自分（定仏）が生きている間も狂う奴である。だから、自分の死後、彼らに所領を盗まれたり奪われたりした時には、女子であっても生存者が寄り合って、自分の死後の所領を知行すべきである。与一・七郎に子息が幾人あっても、その所領を望ませるべきではない（一二月一日）。

竹鶴は、河会郷十町北村を領し、この地に居住したためか、後に、「十丁の尼」と呼ばれた。また、「十町の御塔」は真木山長福寺の塔のことであろう。現存するものは、この時より少し後の弘安八年（一二八五）に再建されたものである。なお、弘安元年（一二七八）には、「亡父重経」と史料に見られるので、重経は、三通の置文をしたためて間もなくこの世を去ったのであろう。

十町の悪党

重経の死後、勘当された為重・頼重と後家尼妙蓮・孫竹鶴・嫡子重通の対立は激しさを増し、弘安元年の五月から六月にかけて、重

通らは与一為重を関東に訴えた。それらの訴状によって為重の行動を見ると次のようであった。

。入来院塔原から領家方に運送する米船が備前国方上津に停泊していた時、下人を遣わして、代官の持ち物二四貫文を奪い取ったこと。

。勸農の時（農繁期）、土民らを譴責したこと。

。十町北村に下向して、当村を押領し、重通ら一塵の得分も取れなかったこと。

。「宗土の土民（従前から領内に居住している農民）」を勝手に引き連れて行ったこと。

。河会郷の所領に妻女を出張させ、代官を置いて沙汰をさせたこと。

。渋谷屋敷を押領したこと。

。関東から妙蓮らに対して安堵の御下文が出たことを知りながら、美作の所領、薩摩の所領を押領したと。

。彼の妻女を召喚しようとした六波羅探題の命令を無視して出頭せず、あまつさえ六波羅御教書を破棄し、使者藤五郎を打擲刃傷し、左右の指を折ったこと。なお、この事件については、御使江見三郎入

道道阿が見知していること。

。妙蓮の代官景泰が、為重の悪業を陳状に記載したことに付いて、逆に、「夜討・強盗・山賊・海賊」等の「六賊」の悪口を被ったとし、景泰の悪口の罪を訴えたこと。

以上の事項が重通らの訴状に見られる為重の悪行であった。なお、御使江見三郎入道道阿とは、林野保（美作町）・江見庄（作東町）等の地頭江見氏の一族の者と思われる。

さて、訴状から渋谷為重の行動を見ると、親の命に背いたこと、六波羅探題の命を無視したこと、所領を押領したこと、農民を譴責し支配下に従属させたこと、庄園領主への年貢納入の所務を妨げたことなどが主なものである。そして、その行動範囲は、薩摩・美作・備前というように広範囲にわたっている。為重は、強力な機動力をもって、惣領重通に代わってその所領に覇権を確立するため運動していたことが判明する。ようやくこのころから、西国地方に現れ始めた「悪党」の面影を、この為重にもうかがうことができよう。「悪党」とは、既成の社会秩序に挑戦する武士のことである。

さて、重通らの訴状によって、鎌倉幕府は、関東下知状並びに將軍家政所下文をもって弘安元年（一二七八）六月三日、竹鶴・重通の所領・所職を安堵した。それは、重通の亡父渋谷五郎四郎重經法師の建治三年九月一三日の自筆の讓状に基づくものであった。また、為重については、同年八月一四日、執権北条時宗の名をもって、南北六波羅探題の北条時國・北条時村に対し、為重と彼の妻女を召し出すことを執達した。「与一重員（為重）狼藉の事、重ねて訴状、此の如し。重員においては召し進ぜらる可くの由仰せ下され了ぬ。而して彼の妻女並びに代官、美作国河会郷内において、悪行致すと云々。重員といひ、同妻女らといひ、早速召し進ぜらる可く」ということであつた。

為重陳状

この幕府の処置に対して、為重は陳状を提出した。陳状の内容は、「継母妙蓮子息弥四郎重道（通）ら、亡父定仏の自筆讓状を聞き、不孝の無実を為重に申し付け、薩州に居住の重道に日限の召符を下すと申し乍ら、中十二箇日を経て、安堵の御下文を掠め給ふ罪科、遁れ難きの事」という見出しで、五箇条にわたつて弁明している。

。自分が、親父定仏のため、義絶不孝の身となり、悪行狼藉を企てたこと、渋谷を離れ、美作国十町北村に向かい狼藉をしたこと、また、薩州塔原に逃げて悪行を企てたこと、鎌倉殿の召符に応じないといふこと等を訴えられているが、これらは意外のことである。為重は全く不孝の者ではない。継母妙蓮の讒言によって、定仏は不審を抱いたのである。為重は、武蔵入道（北条義政）殿の御中に祇候している者である。武蔵入道は少しも誤りがないと判断され、木島右衛門入道道覚を御使として定仏に相談した。相談の結果為重が許されたことは申すまでもなく、一門傍輩の全員が知っていることである。そこで、定仏自筆の讓状の趣旨により、渋谷屋敷や所領を為重が知行しようとしたのである。そのため、美作の所領に下向した時に、妙蓮らが渋谷屋敷を押領していた。彼女らの罪科は遁れがたいことを申し述べたところ、逆に訴えられた。

。幕府の召文に応じなかつたこと。この事は、為重が美作の所領に数箇月下向していた時、妙蓮らは、薩州の所領に下向して、召文の御教書を脆弱（為重）

の妻女に申し付けた。しかし、女性の習いとして、一切の政務に関係してはいけないという綺(干渉)があつた。召符は正員(主人)が重に付されるべきである。御教書は一度薩州の妻女に申し付けられたので、召符に応じてはせ参じているではないか。

。夜討・強盗・山賊・海賊は世常の罪悪で罪科に定められている。为重らがこの罪科を企てており、無双の猛悪であると訴えられている。この事は理由のないことである。先に申したように、父定仏の自筆の讓状を帯して知行しているうえは、狼藉と呼ばれる理由はない。しかるに、六賊(夜討・強盗以下の罪科)以上の者であると讒訴されているのは、言語道断である。六賊は国々の仇(あだ)、人々の敵であり、法令(りよう)の制禁、式目の誡(いまし)めるところである。軽々しく訴状に載せること自体罪になることである。悪口は聖代の禁遏(きんあつ)、眼前の傍例(ほうれい)である。为重の行為が六賊を超えていると訴えているが、景泰は重通らの代官の身として、いやしくも嫡子为重を引き合いに出して悪口を述べるとは、世にも不思議なことである。彼は重通の代官である。自分(为重)は正統の嫡子で

ある。普通の過言でもなおその咎(とが)は軽くないのに、まして、無実の悪口を述べた咎は重い。速やかに定法どおり御裁許されたい。

。次に召符についてである。訴状が出されたので、召文の御教書を賜つたのは弘安元年五月一九日のことである。重通らに所領の安堵がなされたのは同年六月三日である。この間わずか一二日しかない。为重が悪行狼藉を致した由、妙連らが偽訴し、それについて为重に召符が出された。その後、双方を調べ対決した後、糾明されるべきではないか。しかるに關東と薩摩では海路の往来に数箇月もかかる。召符を下されてから一二日後、重通らに所領安堵の御下文が与えられたということである。所領安堵といい妙連の陰謀といい、理解に苦しむところである。軽々しく所領安堵がなされるのであれば、何で召文を出さなければならぬのか。召符による裁決の結果を待つて、数十日の後に安堵すべきではないのか。

。およそ讓状は、自筆である旨を定仏が定めていゝる。妙連らの所持する讓状を検討されることを希望する。

以上が為重の陳状の内容である。為重もまた、自己を正当化する根拠を定仏自筆の讓状に置いている。恐らく、建治三年以前に定仏が与えていたものであろう。なお、この陳状によれば、争論の対象となった地域は河会郷十町北村である。定仏の後家尼妙蓮も、孫竹鶴とともに十町にいたようである。渋谷屋敷も十町にあったと考えたい。

関東裁許

弘安二年(一二七九)二月二三日、鎌

倉幕府は、この事件に最終的な断を下した。その時の裁許状を次に掲げる。なお、文中「重道」とあるのは重通のことである。

渋谷五郎四郎重経法師法名定仏後家尼妙蓮、同子息弥

四郎重道並びに女子竹鶴らと余(与)一為重本名為員本名相論

す、美作国河会郷内拾(十)町北村・薩摩国入来院

塔原の事。

右、訴陳の趣、子細多しと雖も、所詮しよせん、定仏の所領

は、建治三年、重道らに讓与し畢ぬおわり。為重において

は、義絶せしむるの条、定仏の自筆状等に明白なり。

而るに拾町北村並びに塔原へ乱入し、狼藉を致すの

条、甚だ謂れ無し。爰こゝに渋谷屋敷といひ、自余の所領

等といひ、定仏の自筆の讓状に任せて、為重がこれを

知行せしむるの間、美作の所領へ下向の刻とき、妙蓮ら渋谷

屋敷を押領の由、為重申すと雖も、件の讓状は、義

絶以前の状者ていれば、後状並びに安堵の御下文に就て、沙

汰致すの旨、重道ら申せしむるところ、為重陳謝な

く、したがって又、為重讓状を帶す者もつとば、尤も重道ら

を訴え申すのところ、重道らの訴訟に就て陳状に書載

の上は、度々召符を下さるるの後、適まさに参上すと雖

も、問答を遂まひず、奥州へ逃下の条、理無きの至り顯然

也。次に重道ら、弘安元年五月十九日、召符を申し給

ふところ、同六月三日安堵の御下文を掠め給ふの条、

変々かえりかえり(返々)猛悪の由を、為重申すと雖も、定仏が存

世の時、申状を奉行入道行願(二階堂行綱)に

付せしむるの間、御沙汰を経て成し給たまの旨を、重道ら

が陳答の刻、為重は論じ申さず。然しかば則ち、件の所領

においては、定仏讓状並びに安堵御下文に任せ、重道

らが領掌せしむ可き也。次に為重、六波羅より催促さ

るるところ、召符に拘かわらず、剩あまつさへ御教書を破却し、同

使者を打擲刃傷し、左右の指を折らしむるの間、其その

科を行
はる可
きの由
を、重
道ら申
すと雖
も、為
重論じ
申すの
上は、
六波羅
より注
進せざ
るの間

当時其沙汰に及ばず。次に妙連らの代景泰の訴状は、
夜討・強盗・山賊・海賊は世常事也、罪科に定められ
畢ぬ。為重の企ては、無雙猛惡之由、書載せしむるの
間、悪口の科に行はるべきの旨、為重訴ふるど雖も、
為重、重道らの所領に押入り、濫妨致すの上は、彼詞
は悪口に処し難きの間、沙汰の限りに非ず者は、鎌倉

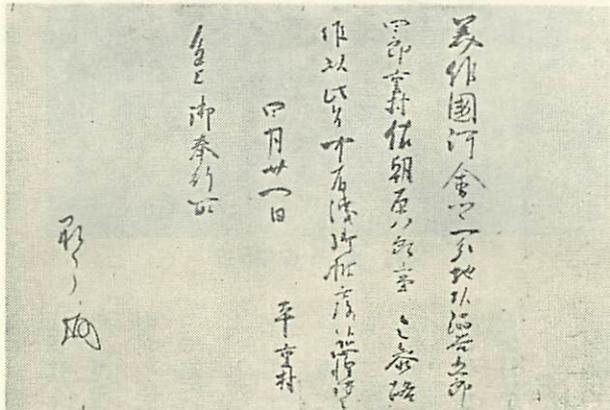


図34 渋谷重村着到状 (入来岡元家文書)

一鹿児島県明治百年記念館所蔵一

殿の仰せに依って、下知件の如し。

弘安二年十二月廿三日

相模守平朝臣判

鎌倉幕府は、為重の訴えを退け、為重義絶後の建治三年の定仏自筆の置文と弘安元年の安堵下文を根拠に、重通らによる所領の領掌を認めた。そして、為重の六波羅の使者打擲や、代官景泰の悪口の件などは不問に付した。惣領制が緩みかけた鎌倉時代後期、この体制を保持していくことは、鎌倉幕府にとって最も重要な事であった。なお、所領争いに破れた為重は、裁許状によれば奥州へ逃亡した、といわれている。

大原保

庄園領主と武士の争いは、鎌倉時代の庄園の中で、その状況を最も詳細に見ることのできるのは、金剛三昧院領大原保についてである。

大原保は、平安時代に作られた「和名抄」の英多郡「大原郷」に当たる地域である。一般に「保」は、庄園が中央の貴族や寺社の私的な領地であるのに対して、国の支配下にある土地である。白河法皇の院政時代に、院政

の財政的支出を負担するために創設された土地支配の機構である。しかし、国衙領と同じように、その国の支配者（知行国主）の庄園と何ら変わらないようになった。美作国が、白河法皇の知行国であったことから、林野保・英多保・吉野保・打穴保等とともに、大原保もそのころ創設されたと思われる。

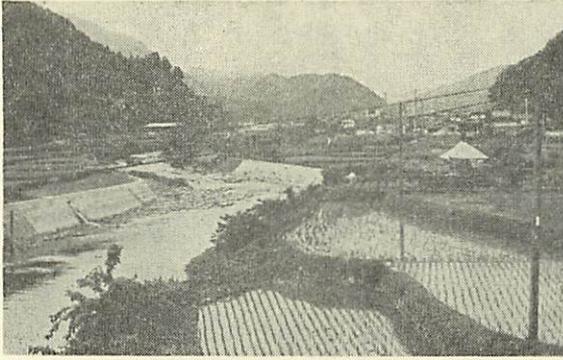


図35 大原保附近

室町時代、嘉吉三年（一四四三）の記録によれば、大

原保は、大原貞光の祖先が美作国司の認可によって知行していた、といわれている。大原貞光の祖先が、この地域の開発領主であり、大原保の現地役人である保司職を得、やがて、作東の在地領主の一人

として、着実に実力を蓄えていったのである。

大原保が歴史

に現れてくるのは承久の乱の時

からである。在

地の武士勢力が

京方に味方した

ために、大原保

の所職は幕府に

没収され、乱の

三年後の元仁元

年（一二二四）、足利義氏に給附されたと考えられる。美

作守護職は建保元年（一二一三）以降、北条氏の得宗に

受け継がれるが、義氏は得宗と深いつながりがあった。

義氏は、大原保を得た一四年後の嘉禎四年（一二三

八）、この保を高野山金剛三昧院に寄進した。金剛三昧院

は貞応二年（一二二二）に、三代將軍家の菩提を引、

併せて関東武門の紹隆を祈願するために建立された寺院

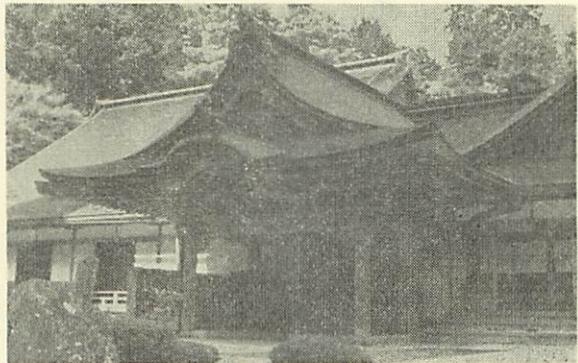


図36 金剛三昧院

である。特に嘉禎四年は、北条政子（よしまこ）の一三回忌に当たり、そのため、同院内に大仏殿を建立して大日如来を安置し、その胎内に頼朝・政子夫妻の遺骨を納入し、両者の追善供養を行うことになった年であった。大原保はこの大仏殿の所領として寄進されたのである。

保務職争論

大原保の所職を巡って、金剛三昧院と足利家時（あしかがとき）の間で争いが起こった。家時は、大原保の寄進者である足利義氏の曾孫で、足利尊氏（あしかがたかうじ）の祖父に当たる人物である。この事件は、幕府の裁判するところとなり、建治二年（一二七六）、「関東裁許状」が出された。この裁許状によって事件の概要を見てみる。

足利義氏が、大原保を金剛三昧院に寄進した際、保務職（保の管理権）を法眼隆禪（ほうげんりゅうぜん）に与え、その後継者も、隆禪が器量の者（優れた者）を選んで決定するという権限が与えられた。ところが、幕府は、延応二年（一二四〇）法令を出し、以後、寺社へ所領を私に寄進することを禁止し、既に寄進した所領についても、元の所有者の意志いかんによっては取りもどすこともできると決定した。この法令に基づいて足利義氏は、建長元年（一二四九）、隆禪の保務を改め、新たに腹心の代官を補任した。隆禪

の後継者である法禪は、義氏の処置に対して、二四年後の文永一〇年（一二七三）、幕府に訴訟を起こした。これに対して、義氏の曾孫家時は、法禪の訴えは事件が起ってから二〇年あまり経過しているので無効である、と主張した。幕府の問注所は、法禪がなお大原保から寺用の年貢を徴収している事実を重く見て、家時の無効の主張を退けた。幕府の裁決は、明らかに延応二年の法令の趣旨とは相いれぬものであったが、金剛三昧院が將軍の菩提寺であるという特殊な事情がからんでいたのである。その後、足利家時は、法禪が他門の僧である故をもって再度訴訟に及んだが、法禪の勝訴は動かなかった。

大原保が、隆禪という幕府と密接な縁故をもつ僧を経由して寄進されたように、寺領は、ある特定の僧を通じて寄進されるのがこの時代の風習であった。それだけに彼らの間には、寺への寄進地を私領と見なす傾向が強くなっていった。

大原保の保務職は、隆禪の後は法禪―明寂―道寂と伝えられた。道寂に至って、寺領私有化の問題が訴訟にまで発展した。先に、足利家時が再度法禪を訴えた弘安二

年（一二七九）、幕府は年貢についても保務についても、寺そのものに進止権（占有権）があるとの判断を下した。つづいて同五年には、法禪の大原保に関する所務を停止し、関係文書類を金剛三昧院に提出するよう命じている。ところが、法禪は幕府の命に服さず、書類は明寂、道寂へと引き継がれていった。道寂にしてみれば、書類を相伝している以上、当然大原保の保務職を継ぎ、一定の得分（収入）を得るのは至当であり、寺側がそれを取り上げようとするのが納得できないのは当然のことである。道寂は、嘉元三年（一三〇五）ついに訴訟に踏み切った。その後、両者の間に和解が成立し、徳治二年（一三〇七）、文書は寺に返され、金剛三昧院の大原保に対する実質的な支配権が成立した。

第二章 南北朝の動乱

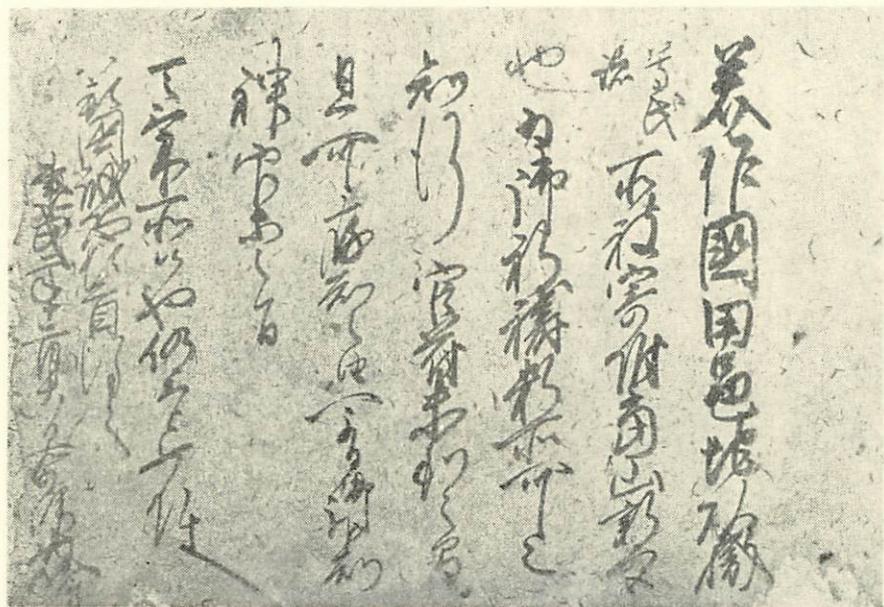


图37 建武2年 後醍醐天皇繪旨（熊野速玉大社文書）

第二章 南北朝の動乱

一、鎌倉幕府の滅亡

隱岐配流

元弘の変に失敗し、捕えられた後醍醐天皇は、元弘二年（一三三二）三月七日、都から隱岐（島根県）に流されることになった。

『太平記』（巻第四）によれば、一行は千葉介貞胤・小山五郎左衛門秀朝・佐々木佐渡判官入道道誉の率いる幕府方の兵五〇〇余騎に守られて都を出発した。天皇に供奉する者は、一条頭大夫行房、六条少将忠顕、それに准后藤原廉子である。桜井（大阪府）・湊川（兵庫県）・須磨（同）・明石（同）と過ぎ、「杉坂越テ美作や、久米ノ

佐羅山サラ／＼ニ、今ハ有ベキ時ナラヌニ、雲間ノ山ニ



図38 杉坂峠

雪見ヘテ、遙ニ遠キ峰アリ。御警固の武士ヲ召テ、山ノ名ヲ御尋アルニ、『是ハ伯耆ノ大山ト申山ニテ候』ト申ケレバ、暫ク御興ヲ被レ止、内証甚深ノ法施ヲ奉ラセ給フ。（中略）都ヲ御出有テ、十三日ト申ニ、出雲ノ見尾ノ

淡ニ着セ給フ。」
 といった行程で
 ある。出雲の
 「見尾ノ湊」と
 は美保関（美保
 関町）である。

『太平記』に記
 された美作の記
 事は、後で述べ
 る院庄の記事を
 除いては簡単に
 あり、文の調子

も、当時流行した「道行きぶり」のそれであり、道中の
 名所を七五調の韻文に託したものである。すなわち、「明
 石ノ浦ノ朝霧ニ、遠ク成行淡路島、寄来ル浪モ高砂ノ、
 尾上ノ松ニ吹嵐、迹ニ幾重ノ山川ヲ、杉坂越テ……」と
 続く。したがって、道中の状況が実写されていると見る
 のは当を得ていない。『太平記』が読み物でなく、本来
 琵琶に合わせて語られる「語り物」であった特徴をよく
 表している。

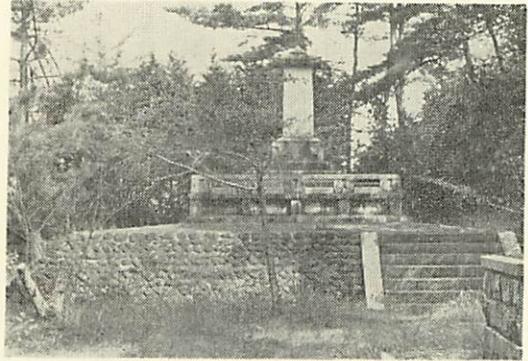


図39 杉坂峠の記念碑

「増鏡」の記述

後醍醐天皇の隠岐配流に関して、美
 作での記事を書いたものに「増鏡」
 がある。それによると、三月一二日に加古河の宿を經
 て、一七日に美作国に到着した。天皇は病氣氣味であつ
 たため、ここで二、三日休むことになった。飯の宿であつ
 ったため御座所も奥深い所ではなく、附き従う武士たち
 の姿も、自然、近くに見ることのできる状態であつた。
 あはれとはなれも見らん我民と思ふ心は今もかはら
 ず

（自分のことをお前たちも氣の毒に思うであろうが、
 自分もお前たちのことを我が民としてかわいく思う心
 は、今でも昔と変わらないのだ。）

御座所の続きに見える家並みの軒から、煙の立ち上る
 のを見て、

よそにのみ思ひぞやりし思ひきや民のかまどをかかくて
 見んとは

（今までは、ただ遠くからあれこれと想像してみるだ
 けであつた、その民家のかまどの煙を、このように間
 近く見ようとは、かつて思つてもみたことがあつたら
 うか。まったく思いがけないことであつた。）

三月二一日、雲清寺という所で、千種(六条)忠顕は、天皇に花を折って献上した。

かはらぬを形見となして咲く花の都は猶も忍ばれぞする

(こんな所にでも、都に変わらず咲いている桜の花を
せてもの形見と違ってながめていると、花の都のこと
が、なおも懐しく思い出される。)

天皇の返歌は、

色も香もかはらぬしもぞ憂かりける宮このほかの花の
木末は

(都以外の土地で咲く桜の花の梢は、都のそれと違っ
ていてくれればよいのに、その色も香も都の花と変わ
りのないことが、私にはつらいことなのだ。)

また、小山秀朝にも同じ花の一枝を与えて詠んだ忠顕
の歌は、

うき旅と思ひは果てじ一枝も花のなさけのかゝる折に
て

(この旅をただつらい旅だと思ひ切ってはしまさま
い。ほんの一枝でも、花の情けに慰められる、このよ
うな折であるから。)

これらの記事の後に、久米のさら山・逢坂(三日月の中
山を過ぎて、四月一日ごろ出雲国の「やすぎの津」(安来
市)から隠岐国に渡った。歌のほうは久米のさら山で、

聞きをきし久米のさら山越えゆかん道とはかねて思ひ
やはせし

(久米のさら山については、昔から歌の名所として聞
いていたが、その山が自分の越えゆく道になろうと
は、かねて思ってもみたことがあつたらうか。)

逢坂は、真庭
郡美甘村の「大

坂」に当てられ
ているがはつき
りしない。

たちかへり越
え行関と思は

ばや宮に聞
きしあふ坂の

山

(都にいた時
に聞いたのと



図40 久米皿山の記念碑

同じ名の、この逢坂を、京都に立ち帰って都人にあるために越える逢坂の関と思いたいものだ。」

また、三月月の中山は同郡の新庄村に当たるとされている。

伝へ聞く昔がたりぞうかりけるその名ふりぬる三月月の松

(古くからその名の知られている三月月の松のほとりで、後鳥羽院ゴトバに関する昔物語を人から伝え聞くのも、まことに心憂く感ぜられることである。)

配流の道筋

『増鏡』は、「久米のさら山」の部分でも分かるように、王朝時代の歌物語の伝統を引いた物語文学である。他の歌物語と違う点は、『鏡物』といわれるように、当時の歴史書としての自覚の上に立って記述されたものである。しかし、事実の記載については、必ずしも客観的な立場を貫いているとは言いがたい。『太平記』と同様、文学作品としての取り扱いがなされなければならない。

『太平記』・『増鏡』の両書に記された、美作国での後醍醐天皇の動向について、以前から問題になっているのは、配流の道筋とそれに要した日数のことである。

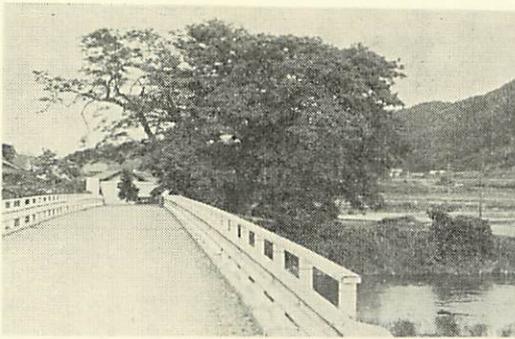


図41 笠掛けの森

天皇の配流の道筋に当たると伝えられている。

まず、日数の点から検討する。日数を比較的详细に記しているのは『増鏡』である。すなわち、三月七日都を出発、一二日加古河宿、一七日美作国、二一日雲清寺、四月一日出雲安来津出航となり、その間二五日を費している。ところが、『太平記』(巻第四)は、都の出発は同日、出雲国見尾湊に着いたのは一三日めとあるから三月一九日である。この日は、『増鏡』の日程に当てはめると美作国に滞在中となる。古代では、美作国府から都までの

正式の行程は、

上り七日下り四日となつてい
る。山陰の港ま
での旅程を考え
れば、『太平記』
の一三日説が妥
当であろう。『梅
松論』に、「日数
十余日を経て御
座舟出雲国三尾
浦に着給ふ。」と

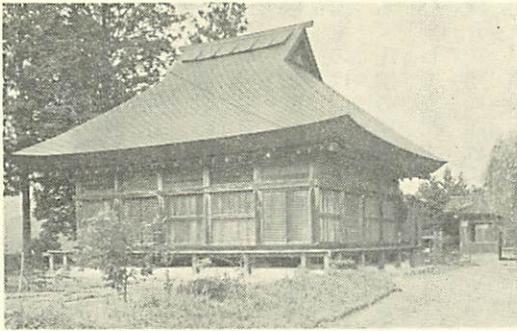


図42 宇南寺太平堂（山崎治雄氏提供）
天皇の配流の道筋に当たると伝えられている。

あり、『光厳院宸記』にも、「路頭十四日、出雲国において御乗船たるべく」とあり、一三日説の妥当性を裏付けている。

次に道筋であるが、これも確定的なものとは不明である。美作の各地に後醍醐帝遷幸伝説を今に残しているが、その信頼度は高いとは言えない。特に、杉坂から院庄までについては、杉坂―林野―湯郷―和気―長岡―院庄の南路説（矢吹正則『美作略史』平賀元義）山陽道名所

考」と、杉坂―北山―勝間田―河辺―長岡―院庄の北路説（『英田郡史考』）とが、従前から唱えられている。院庄から西路は『増鏡』に記されているものが唯一のより所である。その中で

特に問題となるのは、美作国仮御座所―雲清寺―久米の皿山の道筋である。美作国仮御座所を、守護館のあった院庄とするならば、その後久米の皿山を經由したとする『増鏡』の記述は、位置から考えて納得できない。雲清寺の所在地も不明である。（雲清寺が実在した寺院なのか、単なる地名なのか不明である。）思うに、雲清寺から三日月の中山までの記事は、特に歌物語として挿入されている印象が強く、加古川から三日月の中山までの事を、まとめて挿入しているものと考えたい。したがって、道中全般にわたる出来事を、二一日以降の道筋として記したところに、日程が延長し道順も狂うという矛盾が起きたのであろう。

こうして、後醍醐天皇は、出雲国安来津から美保湊へ送られ、そこから隠岐国へ配流されたのである。

在地領主の成長

正中・元弘と二度にわたる後醍醐天皇の武家政権に対する攻撃は、どのような理由からなされたのであろうか。文永・弘安の蒙古帝国の侵入を契機として、崩壊の方向に進んでいく鎌倉幕府の状況を概観することによって、この二つの事件の帰結と幕府滅亡の姿を見ることにする。

幕府は先に、庄園や国衙領で勢力をもっていた在地領主の一部を、御家人に組織し、それぞれの庄園・公領での地頭職を与えた。彼らは与えられた地頭職を足掛かりとして、武力によって地域に自己の勢力を拡張していった。庄園での年貢の徴収を請け負ったり、庄民を責め使ったり、庄園そのものの部分的な支配権をも掌握したりしようとした。幕府や庄園領主が、地頭の「非法」と呼ぶものは、こういった動きを指して言っているのである。庄園の年貢の「地頭請」や、庄園を領家と地頭とで分割して支配する「下地中分」が、文永・弘安の役後、鎌倉後期に顕著になってくる。在地領主のこのような傾向は、地頭だけでなく、非御家人である庄官や、公領での郡司・郷司の間にも現れてくる。御家人・非御家人の区別なく、地域ごとに在地の強力な勢力が出現しつづけたのである。庄園制に基盤をおく鎌倉幕府にとって、中央の貴族社寺の庄園領主にとっても、事態は深刻になってきた。

また、当時の農村は、有力な農民である「名主」のもとに、数人若しくは数十人の農民が従属して農業経営に従事していた。庄園領主は名主単位に租税を徴収し、名

主は「名」に従属する農民の代表として、農村での多くの権益(例えば用水権など)を領主から与えられていた。しかし、鎌倉時代の後半(一三世紀末から一四世紀にかけて)、農業生産力が高まり、名主のもとから独立する農民が現れてくる。高梁川の上流地帯備中国新見庄では、下地中分が行われた地頭方(東方)の例でみると、約六〇余の名の中から、約二五〇人の小農民が独立している(東寺百合文書)。一方、生産力の上昇により、流通経済をもたらす商人が発生し、地方の市場では生産物が売買され、銭貨の流通が始まる。新見庄でも一三世紀の終わりには、高梁川をはさんで市場が成立し、そこで年貢を売却し銭に替えて納入する、年貢の銭納化が既に行われている(東寺百合文書)。正安三年(一三〇二)、坊城俊平が自己の庄園である美作国一宮庄の年貢の一部を、南都春日神社の因明談義所料に寄進しているが(春日神社文書)、その寄進状によると、「当庄乃貢(年貢)の内銭十貫文」をあてたとある。一四世紀の初頭、美作一宮でも年貢の銭納化が行われている。市場においても、在地領主の支配権が成立していたと考えてよい。(第四章二〇四ページ参照)

得宗専制

このような鎌倉後期社会の変貌に対し、幕府自身はどのような動きを示したであろうか。

弘安の役からわずか四年後の弘安八年(一二八五)、関東地方では安達泰盛による大規模な反乱が起こった。安達泰盛は、幕府の引付頭人であり、かつ上野(群馬県)・肥後(熊本県)両国の守護を兼任した幕府内での有数の御家人の一人であった。この乱の原因は、御家人勢力と北条氏一門の対立にあった、といわれている。この乱の前後から、北条氏は幕政の主要な部署へ一門を進出させて権力の集中を図り、また、諸国の守護職も一門で独占しようとした。特に、山陽・山陰・九州諸国でこの傾向が著しい。先に述べたように、美作国の守護職が和田義盛の乱(建保元年—一二二三)後、「得宗領」と呼ばれる北条氏家督(嫡統の当主)領となったのは、全国的にも最も早い得宗領の例である。美作は、その後も引き続き得宗の支配するところとなり、延慶二年(一二〇九)以後も、北条氏一門によって占有された。北条氏による専制政治の傾向を物語る一例である。

豊原の悪党

北条氏が有力御家人との対立を激化しながらも、権力の独裁化を図ろうとした背景には、各地の在地領主の成長という現実があった。

前章で触れた渋谷氏の例を、いま一度思い起こしてみよう。渋谷定仏嫡子重通と庶子為重の対立は、為重が定仏・重通の許可を得ないで、他の者の傘下に属したことに端を発した。それが所領の相続問題に波及したのである。在地領主の内部では所領相続を巡って惣領と庶子の対立が激しくなった。一族が惣領の統制に服し、惣領を通じて武士団全体を支配するといった幕府の体制は、もはや困難になってきた。また、有力な武士(例えば守護)は、惣領・庶子、御家人・非御家人の区別にとらわれないうで、各地の武士との間に私的な主従関係を結んでいくようになった。為重が親や惣領とは異なった主人をもつたのも、こうした例の一つである。守護など有力御家人の、このような動向に対処するために、北条氏は幕府の権力を独占した。有力御家人の連合体制であった鎌倉幕府は、北条氏一門の私的な支配体制に変質していった。このような幕府の変質に対して、反幕の機運が作られていくのである。

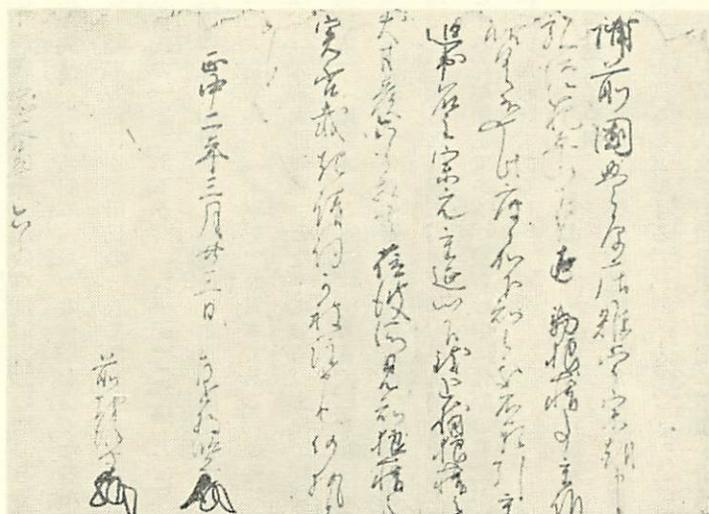


図44 正中2年 六波羅御教書 (入来岡元文書)
一鹿兒島県明治百年記念館蔵一

鎌倉幕府にとって更に困難な問題は、文永・弘安の役ごろから、各地に目立ち始めた「悪党」の活躍である。「悪党」の活躍は、幕府の鎮圧法令から見てもほぼ全国にわたっていた。「悪党」の性格は、必ずしも画一的では

ないが、幕府や庄園領主の支配に反抗する地頭・庄官・有力名主などの武士集団であった。正中二年(一二三二)三月二三日、六波羅探題は、美作国河会郷龜石、同郷土師谷の地頭渋谷平六重氏に御教書(命令書)を下し、備前国豊原庄(邑久町)の親経・範平以下の輩の狼藉を、犬飼彦六郎とともに調査して注進するよう命じている(入来文書)。「親経・範平以下の輩」とあるところから、彼らは単独でなく徒党を組んで狼藉を働いていたと思われる。彼らが六波羅探題の追求を受けるようになったのは、豊原庄の雑掌宗朝の訴えによってである。それによると、彼らの狼藉の内容は、「勅に違ひ狼藉の事」、「度々の下知を加ふるの処、承引せず」、「重ねて名主宗元・重延以下を追ひ出し、追捕狼藉を致す」の三箇条である。豊原庄は皇室領であったと思われる。彼らは、庄園領主である朝廷の命令を遵守せず、六波羅探題の下知に従わず、庄内の名主を追捕狼藉したのである。彼らの行動は、庄園領主や幕府の命令に反抗し、農民を追捕する「悪党」の典型的なものである、といってもよい。それでは、親経・範平を中心とする豊原の「悪党」とは、どのようなものであったであろうか。豊原庄は、南北朝の動

乱で活躍する和田氏一族の本貫(本籍)の地である。和田氏一族は、その名前に「範」の一字を当てた者が多いから、範平も恐らく和田氏一族であろう。また、親経は大富氏の一族であろう。『太平記』(巻第七)に、「大富太郎幸範・和田備後二郎範長・知間二郎親経」と見え、この大富幸範が『太平記』の異本である「金勝院本」には、「大富太郎親経」となっている。また、同じく「北条家本」・「南都本」ともに、「大富太郎幸範・同二郎親経」と記載している。備前の大富氏は、同国の和田・児島・三宅氏らと同族で、いずれも邑久郡をその本貫の地とする在地領主である。彼らの中に豊原の悪党が結成されていたわけである。

悪党の活躍

十町の悪党渋谷為重の行動は、美作で悪党ぶりを見ることにする。

彼は、父定仏及び惣領重通との間に所領・所職について争いを起こした。その渦中に起こった幾つかの事件は、為重の悪党ぶりを髣髴とさせるものがある。すなわち、彼は幕府の命令に承服せず、六波羅探題の御教書を破り捨て、その使者である藤五郎を打擲刃傷し、左右

の指を折っている。これは、為重が明らかに幕府に反抗する態度を示めしていることを物語る。また、「宗土の土民」を召し使った、といわれている。「宗土の土民」とは、先祖以来の渋谷氏の所従であろう。彼らは、平時には領内の頭立った者として農業に従事し、戦時には物の具を帯して主人に従い、戦力に組み込まれる有力な名主であろう。在地の有力な名主を配下に組み込んで、巧みに組織することによって、為重は新たな領主制を打ち立てようとしている。また、それを支持する者も在地に存在していたのである。彼の農民に対する行動は、農繁期に農民を酷使したり、五郎入道の腹巻(鎧の一種)を盗むなど、下人の財産を押領したりしていることなどに見られる。彼の行動のうち特に注目されることは、その悪党ぶりが渋谷氏の所領内にとどまらず、瀬戸内の要衝でも発揮されていることである。すなわち為重が、薩摩(鹿児島)の入来院塔原から、都の庄園領主に送る「御米船」を、備前国方上(片上)津で急襲した事件が起きている。方上津は、古代から瀬戸内の重要な港である。『延喜式』によれば、都への貢納品は、美作地方から方上津を経て摂津の淀津へ運搬される習いであった。

柄は幕府の決定にゆだねるしきたりになっていた。そこで幕府は、後嵯峨院の遺志を尊重して、龜山天皇をその後継者とし、政務の実権を掌握させた。文永十一年（一二七四）、龜山天皇は皇太子に位を譲り（後宇多天皇）、上皇となつて院政を開始した。天皇家の実権は、龜山—後宇多の系統に継承されたのである。これに対して、後深草上皇の系統は当然不満をもつ。そこで、幕府の執権北条時宗は、後深草・龜山両上皇の了解を取り付け、後深草上皇の皇子を龜山上皇の猶子と定め、皇太子の位につけたのである。この事は、次の天皇が後深草系から出ることを意味し、天皇家の実権も、後深草系に移るということであつた。天皇が龜山—後深草の二系統から交互に立つという、「両統迭立」の端緒はこうして始まつたのである。このころ、長講堂領は後深草系に所属し、八条院領は龜山系に所属していた。天皇家の実権を巡るこの二派の抗争は、幾つかの陰謀事件を引き起こしつつ対立を深めた。事実、天皇家は二つに分裂したのである。龜山院の系統は後宇多上皇に受け継がれた。上皇は京都嵯峨の大覚寺を再興したので、この系統を「大覚寺統」と呼ぶ。また、後深草院の系統は伏見天皇に受け継がれた。

伏見天皇が後伏見天皇に譲位した後、京都の持明院の御所にいたので、この系統を「持明院統」と呼ぶ。

後醍醐天皇

天皇家の分裂は更に続いた。持明院統では後二条・後醍醐天皇が、相ついで皇位についたので、皇統は四分の形勢となつた。この間、持明院統の後伏見上皇と大覚寺統の後宇多上皇との間に協定が成立した。すなわち、後醍醐天皇の後は大覚寺統の後二条天皇の皇子が、ついで持明院統の後伏見天皇の皇子が、それぞれ皇太子となり、以後、これらの皇子の系統が交互に皇位につくことが決められた。文保元年（一二二七）のこ

とで、この協定を「文保の御和談」と呼ぶ。翌年二月、持明院統の花園天皇は、大覚寺統の皇太子尊治親王に譲位した。これが後醍醐天皇である。天皇は、皇位継承の順番を待っている間に三一歳の年長となつていた。

「文保の御和談」の成立は、後醍醐天皇の子孫は永久に皇位につけないことを意味した。したがって、天皇としてはこの和談を無効にし、これを推進し実現させた幕府を倒す以外に打開のみちはなかつた。天皇の即位後、上皇による院政は廃止され、記録所が復活した。記録所

は、天皇親政政治の中心機関となり、天皇家の権勢と富の集中が図られた。そして、天皇はひそかに倒幕の計画を巡らしたのである。正中元年（一三二四）九月に起こった正中の変は、事前に計画が漏れ失敗に終わった。この変は、正当な政権である幕府に背くものと見なされ、「天皇御謀反」といわれた（『太平記』巻第二）。しかし、天皇は元弘元年（一三三一）、再度倒幕の挙に出た。この変も事前に計画が漏れ、天皇は捕えられて隠岐国へ流された。皇統の分裂から引き起こされる抗争や陰謀が、雲上の現象に終始するならば、単なる小事件として片付けられたであろう。しかし、それが反幕的な社会状況と結び付いた時、動乱の形をとって現れる。正中・元弘の変は、南北朝動乱の導火線となったのである。

幕府の滅亡

元弘三年（一三三三）閏二月、後醍醐天皇は配所の隠岐島を脱出し、伯耆国へ漕ぎもどる商人船に身を託し、千種忠顕とともに伯耆国名和湊（鳥取県名和町）に上陸した（『太平記』巻第七）。この地の在地領主名和長年は、天皇を船上山に移し、幕府軍を迎え討って敗走させた。天皇方の拠点になった船上山には、近国近在から倒幕派の武士たちが参集

した。この間の状況を『太平記』（巻第七）で見ると、

主上隠岐国ヨリ還幸成テ、船上ニ御座有ト聞ヘシカバ、国々ノ兵共ノ馳参ル事引モ不レ切。先一番二出雲ノ守護塩谷判官高貞・富士名判官ト打連、千余騎ニテ馳参ル。其後浅山二郎八百余騎、金持ノ一党三百余騎、大山衆徒七百余騎、都テ出雲・伯耆・因幡・三箇国ノ間ニ、弓矢ニ携ル程ノ武士共ノ参ラヌ者ハ無リケリ。是ノミナラズ、石見国ニハ沢・三角ノ一族、安芸国ニ熊谷・小早河、美作国ニハ菅家ノ一族・江見・方賀・渋谷・南三郷、備後国ニ江田・広沢・宮・三吉、備中ニ新見・成合・那須・三村・小坂・河村・庄・真壁、備前ニ今木・大富太郎幸範・和田備後二郎範長・知間二郎親経・藤井・射越五郎左衛門範貞・小嶋・中吉・美濃権介・和氣弥次郎季経・石生彦三郎、此外四国九州ノ兵マデモ聞伝々々、我前ニト馳参リケル間、其勢舟上山ニ居余リテ、四方ノ麓二三里ハ、木ノ下・草ノ陰マデモ、人ナラズト云所ハ無リケリ。

とある。「菅家一族」は、美作東部で平安末期以来盛ん

であった菅家党、江見は『入来文書』に見える「林野保一分地頭職江見新□□信茂」の一族であろう。方賀は、坪和庄（中央町）の在地武士であり、渋谷は、十町の渋谷氏である。南三郷は、鹿田・栗原・垂水（いずれも落合町）の三郷を指し、美作西部の武士団である。船上山にはせ参じた美作の武士について、『太平記』の記載方法には、いずれも個人ではなく、一つの氏や一つの地域の武士の総称を記している。倒幕勢力に加わった美作地方の武士は、同族的・地域的な中小武士集団であったことが推測される。

これより先、後醍醐天皇の倒幕行動にいち早く呼応して挙兵したのは、河内国（大阪府）の武士楠木正成である。また、皇子護良親王は還俗して吉野（奈良県）で挙兵した。山陽道では、播磨国佐用庄（兵庫県佐用町）の苔縄城によって赤松則村が挙兵した。しかし、鎌倉の幕府本宮と都の六波羅探題に壊滅的打撃を与えたのは、関東地方出身の新田義貞と足利尊氏とであった。義貞も尊氏も鎌倉幕府の有力な御家人である。特に足利氏は、幕府の初期から御家人中の重鎮で、下野国足利庄（栃木県足利市）を本拠としたが、後に三河（静岡県）・上総（千

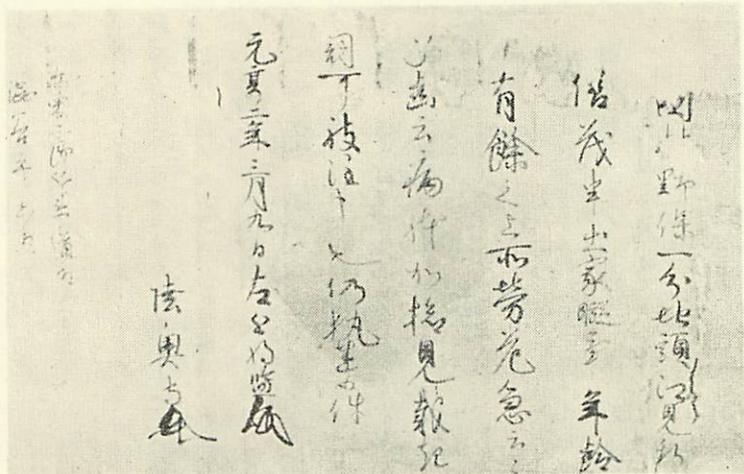


図45 元亨2年 六波羅御教書（入来岡元家文書）
一鹿兒島県明治百年記念館蔵一

葉県）両国の守護となり、丹波・美作・阿波（徳島県）等にも所領・所職をもっていた。新田氏は、上野国新田庄（群馬県新田市）を本拠にした在地武士であった。元弘

三年（一三三三）五月七日、足利尊氏は六波羅探題を落とし、同二日、新田義貞が鎌倉に突入して高時以下北条氏を滅し、つづいて二五日、九州の少弐・大友・島津の連合軍が鎮西探題を倒した。およそ一五〇年にわたって武家政治を行った鎌倉幕府はついに滅亡した。

菅家 一党

元弘三年（一三三三）六月、後醍醐天皇は京都に帰還した。京都奪回の戦いは四月から六月にかけて行われた。

天皇方の軍勢は、播磨の赤松則村の勢力を中心に結束し、京都に陣取っていた六波羅勢に当たった。『太平記』（巻第八）によれば、四月三日の猪熊合戦、四月八日の西洞院合戦、五月に入って東寺による六波羅勢への攻撃と合戦が打ち続き、六波羅探題はついに滅んだ。これらの京都奪回の戦いの中で美作出身の武士では、菅家一族の活躍が目覚ましく描かれている。

猪熊合戦の状況を『太平記』で見ると、天皇方の軍勢は二手に分れて六波羅勢に当たったが、

又一方ニハ、赤松入道円心ヲ始トシテ、宇野・柏原・佐用・真嶋・得平・衣笠・菅家ノ一党都合其勢三千五百余騎、河嶋、桂ノ里ニ火ヲ懸テ、西ノ七条ヨリソ寄

タリケル。

と記されている。赤松円心旗下の武士のうち、真嶋と菅家一党が美作出身の武士である。この戦いで最初に戦死したのは、備中出身の頼宮・田中の両勇士であった。

敵ヲ招テ彼等四人、大音声ヲ揚テ名乗ケルハ、「備中国ノ住人頼宮又次郎入道・子息孫三郎・田中藤九郎盛兼・同舎弟弥九郎盛泰ト云者也。我等父子兄弟、少年ノ昔ヨリ勅勘武敵ノ身ト成リシ間、山賊ヲ業トシテ一生ヲ業メリ。然レ今幸ニ此乱出来シテ、忝クモ万乗ノ君ノ御方ニ参ズ。」

といて敵中に突入した。「勅勘武敵ノ身ト成リ、山賊ヲ業トシテ」とは、恐らく、承久の変に官方に参加したため、幕府によって所領を没収され、その後、山陽道の悪党として行動していた過去を物語るものである。天皇方に参加した武士団の一面を知ることができる。

さて、菅家党については、頼宮・田中の記事に続いて、

美作国ノ住人菅家ノ一族ハ、三百余騎ニテ四条猪熊マデ責入、武田兵庫助・糟谷・高橋が一干余騎ノ勢ト懸合テ、時移ルマデ戦ケルガ、跡ナル御方ノ引退キヌル

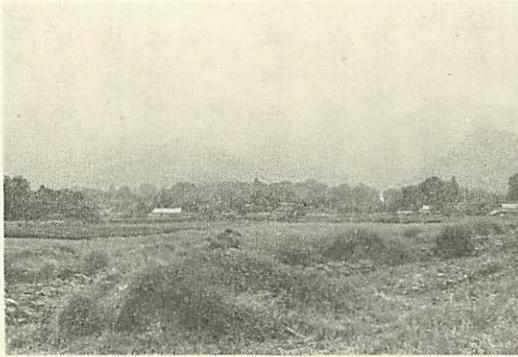


図46 那岐山麓

体ヲ見テ、元來引カジトヤ思ケン。又向フ敵ニ後ヲ見セジトヤ恥タリケン。有元菅四郎佐弘・同五郎佐光・同又三郎佐吉兄弟三騎、近付ク敵ニ馳雙ハ引組デ臥シタリ。佐弘ハ今朝ノ軍ニ膝口ヲ被レ切テ、力弱リタリケルニヤ、武田七郎ニ押ヘラレテ頸ヲ被レ撮、佐光ハ武田二郎ガ頸ヲ取ル。佐吉は武田ガ郎等ト差違テ共ニ死ニケリ。敵二人モ共ニ兄弟、御方二人モ兄弟ナレバ、死殘テハ何カセン。イザヤ共に勝負セントテ、佐

光ト武田七郎ト、持タル頸ヲ兩方ヘ投捨テ、又引組デ指違フ。是ヲ見テ福光彦二郎佐長・殖月彦五郎重佐・原田彦三郎佐秀・鷹取彦二郎種佐同時に馬ヲ引返シ、

ムズト組デハドウト落、引組デハ指違ヘ、二十七人ノ者共一所ニテ皆討レケレバ、其陣ノ軍ハ破ニケリ。

とある。猪熊合戦に参加した菅家一族は三〇〇余騎である。赤松円心に率いられたこの時の軍勢の総数が三五〇〇余騎（三〇〇〇余騎とも一〇〇〇余騎ともいわれ、『太平記』の諸本によって数は異なる。）であるから、菅家党は赤松勢の一割を占める大部隊であった。主だった武将は、有元菅四郎佐弘・五郎佐光（佐充とも）・又三郎佐吉の三兄弟、福光彦二郎佐長（福元、福見、内海次郎左衛門祐長とも）・殖月彦五郎重佐（上月彦五郎重榮とも）・原田彦三郎佐秀（助英とも）・鷹取彦二郎種佐（八次郎、小次郎、彦三郎、二郎とも）らであった。有元・福光・殖月・鷹取は、現在の勝田郡北部の奈義町辺り、原田は、久米郡中央町辺りにいた武士と推定されている。

五条西洞院合戦では、後述するように児島高德の活躍が見られる。つづいて赤松勢は、六波羅勢の立てこもる東寺へ三〇〇〇余騎で攻め寄せた。この時、赤松円心・嫡子信濃守範資・次男前守貞範・三男律師則祐を始めとして真島・上月・衣笠の兵とともに、菅家一党も参戦している。

なお、鎌倉幕府が滅亡した後の元弘三年九月二一日、美作国御家人角田弥平入道正秀まさひでという者が、足利尊氏の軍門にはせ参んじている（角田文書）。尊氏の奉行所に出示された元弘三年一〇月二日付の着到状ちやくとじょう（出陣の際、はせ参じた武士の氏名を記した文書）によれば、角田正秀は鎌倉に在番していたと述べているから、鎌倉殿の御家人として鎌倉番役を勤仕していたのであろう。幕府の滅亡を目の辺りに見ながらも、北条氏と運命を共にせず、独自に生き永らえて、やがて尊氏の旗下にはせ参じたのである。なお、この角田正秀の祖先は、薪郷たきごう（鏡野町）の開発領主で、地頭であったことは前に述べた。

建武の新政

京都に帰った後醍醐天皇は、元弘三年（一三三五）一〇月まで、いわゆる「建武新政」と呼ばれる天皇親政を行った。かつてこの政治が「建武中興」といわれた理由は、摂関政治や院政のような、権門による政治形態を否定して、平安初期の「延喜・天曆てんりやく」時代に見られる天皇親政の理念が復活したからである。しかし、天皇の政治理念がどうであれ、現実には鎌倉幕府を打倒したのは諸国の武士勢力である。したがって、新政権

は公武合体の形態を取らないわけにはいかなかった。中央には記録所・雑訴決断所・恩賞方・武者所等の官職が置かれたが、その構成員はすべて公武両者から成っており、その地位や所領の安堵あんどを巡って混乱が続いた。

天皇は京都に帰るとすぐに、各地の寺社領を安堵した。美作国では、京都勧修寺領香々美本庄かじゅう（鏡野町）が安堵されている。香々美本庄は本来香々美庄に属し、西香々美庄ともいわれたようである。香々美庄は『天台座主記』に初めて現れる。それによると、嘉祿二年（一二二六）、延暦寺の第七三世権僧正園基ごんそうじよが、「私領美作国香々美庄預所職あずかりどころしき」を、ある法会の費用にあてている。鎌倉時代の中ごろ、本家職は勧修寺が、預所職は権僧正園基がも

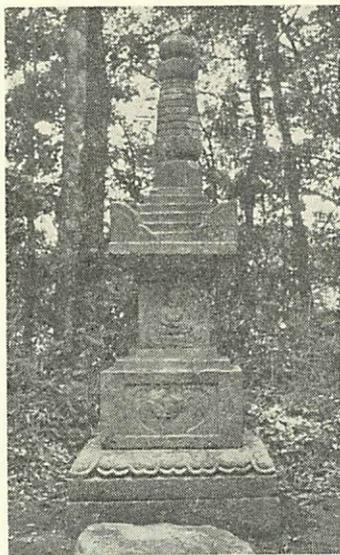


図47 建武3年銘。宝篋印塔(本山寺)

つていたと思われる。後醍醐天皇は元弘三年（一一三三）七月二五日、勧修寺僧正教寛にあて、香々美本庄での「方々の濫妨を止め、所務を全うせしめたまふべく」との繪旨を下している。つづいて翌建武元年二月一二日、香々美本庄の地頭職を、前の繪旨に基づいて安堵している。「方々濫妨」とは、香々美本庄の地頭職を守護勢力や在地武士が競望したことを言っている。新政権はそれを退けて、一切の所務職を勧修寺に認めたのである（勧修寺文書）。

新政権はまた、建武元年一〇月五日、高野山金剛三昧院に、美作国大原保の知行を元のように安堵している（金剛三昧院文書）。

渋谷 一党

新政権に所領を安堵された武士のうち美作地方では、渋谷氏についてだけ史料が残っている（入来文書）。それによれば、渋谷一族のうち、薩摩入来院の渋谷典重は、元弘三年五月二五日、少弐・大友・島津の連合軍による鎮西探題攻撃戦に参加している。また、河会郷の渋谷氏も、『太平記』に見られるように、他の諸氏とともに船上山の天皇方にはせ参じている。

後醍醐天皇は、元弘三年（一一三三）一月九日、繪旨を下して、渋谷重基・重勝・重見の三人に、「当知行地、相違ある可からず」の旨を認めた。当知行とは、彼らが所有していた地頭職の事である。美作では、重基は河会郷の下森上山宮西の地頭職を、重勝は同じく下森上山大足の地頭職を領有していたのである。

また、建武元年（一一三三）六月三日、新政権の裁判機関である雑訴決断所は、渋谷重氏の女子寅三に、相模国（神奈川県）吉田上庄深屋村うち北尾屋敷田畠在家立野、美作国河会庄十町南村うち土志谷村田畠在家、薩摩国入来院中村副田村田畠在家の知行を安堵している。更に建武元年一〇月八日、雑訴決断所は、同女に美作国平野村（美作町）うち色田一町の知行を安堵している。美作国平野村は、「当国林野保内平野村」であり、寅三は、この平野村の「一分地頭職」を安堵されたのである。しかしながら、寅三の所領・所職は必ずしも安泰ではなかった。相模国吉田庄・美作国河会庄・薩摩国入来院の所領について、渋谷彦次郎重時の舎弟鬼益丸が、「大塔宮の令旨（皇族からの文書）並びに吉田一位の御牒（文書）」を帯しているという理由で、これらの所領の相続を迫っ

第二章 南北朝の動乱

たのである。大塔宮は後醍醐天皇の皇子護良親王、吉田一位は吉田定房さだむらであり、両者とも建武政権の中枢部に属した人物である。鬼益丸が帯していた彼らの令旨も牒しよふえんも、「正文」(正式の文書)であったとされている。鬼益丸は彼らの命令を帯して倒幕の戦いに参加し、軍功のあったものと考えられる。それらの書状には、後日の所領安堵の含みがあったわけである。この寅三と鬼益丸に関する争論は、一族の代表者たちの手によって「和与」と呼ばれる和解の方法で落着いた。すなわち、鬼益丸は、拝領していた大塔宮の令旨や吉田定房の牒文を、一通残らず寅三に渡し、以後、彼の子々孫々に至るまで、彼女の所領を競望せぬことに決められたのである。建武元年二月一九日のことである。また、先に安堵された林野保うち平野村色田一町についても、四郎左衛門尉という者が、寅三の知行を濫妨したので、彼女は雑訴決断所へこの由を訴えた。建武二年(一三三五)五月七日、同所は美作国衙へ牒を下して、四郎左衛門尉の濫妨を禁止し、寅三の知行を認めた。新政権の成立期、所領を巡っての武士同志の争いは、美作だけの現象ではなく、全国的に見られるものであった。建武元年八月ごろ、新政権

を調しらした『二条河原落書』に、「此比都こゝろニハヤル物」のうち、「本領ハナル、訴訟人、文書入タル細葛ほこづら」、とあるのは、このような現象を述べたものである。新政権の施策に矛盾があり、武士階級の多くがこの矛盾を不満とし、やがてこれから離反していくようになる。

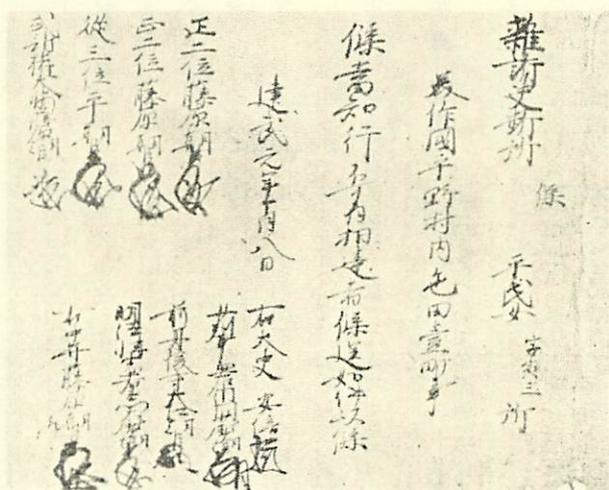


図48 建武元年 雑訴決断所牒 (入来岡元家文書)

一鹿兒島県明治百年記念館蔵一

二、「太平記」の世界

謎の人物

児島高德は謎の人物である、といわれ
てきた。後醍醐天皇の隠岐島配流から、

足利尊氏が建武政権に敵対した後も、彼は終始南朝方に
とどまって活躍した。しかし、彼の存在を示す資料は、
『太平記』の記述を除いては、現在のところ全く発見され
ていない。そのため、明治の中期ごろから高德の存在に
ついて疑問視する見解も出され、極端な例として、「高
徳抹殺論」・「太平記無益論」等が世上を賑わしたことも
あった。他方、高德の存在を堅く信じて疑わない説もあ



図49 児島高德木像—作楽神社蔵—
(写真は山崎治雄氏提供)

る。南北朝時代に記された『洞院公定日記』に、

伝聞く、去廿八・九日の間、小島法師円寂(死亡)

すと云々。是、近日、天下に蕪れたる太平記の作者也。

凡、卑賤の器たりと雖も、名匠の聞え有り。無念と謂

ふべし(応安七年—一三七四—四月)。

という記事がある。児島高德こそ『太平記』の作者小島
法師である、小島法師は備前児島の新熊野長床衆出身の
山伏である、いや、承久の乱で児島に配流された後鳥羽
院の皇子頼仁親王の落胤である、といった諸説が主張さ
れてきた。これらの諸説を直ちに肯定はできないが、高
徳と『太平記』と備前児島とは切っても切れない関係に
あることは確実である。『太平記』に高德とともに現れ
る今木・大富・和田氏ら、備前南部の武士団については
その存在が明らかである。そこで、高德も彼らの同族と
推定され、その実在性が高くなってきた。

児島一族

『太平記』に見える児島高德、若しくは
児島一族についての記事は、全巻を通
じて一一箇所ある。元弘二年(一一三三)三月七日の「院
庄」の記事を最初に(巻第四)、観応三年(一一三三)五月
一二日の新田義貞の遺族の蜂起に関するもの(巻第三二)

までである。約二〇年間にわたるものであるから、彼の一生の大半を記しているを見てよいであろう。一一箇所の記事のうち、単に「児島」という姓だけと、「児島誰誰」という名乗りまで記したものとの二種類の記述がある。前者については、小嶋（巻第七）または児島（巻第十六・巻第十七・巻第二十一）とある。この中には明らかに児島高德のことを指しているものと、「児島ノ人々」といわれるように、同族集団を指したものとが見られる。後者の「児島誰々」の名乗りについては、「児島備後三郎高德」（巻第四）、「小嶋備後三郎」（巻第九）、「児嶋三郎高德」（巻第十四・巻第十六）、「和田備後守範長子息三郎高德」（巻第十六）、「児島備後守高德」（巻第二十一）、「三宅三郎高德」（巻第二十四）、「児島三郎入道志純」（巻第三十一）などが見える。特に、「巻第四」の「児島備後三郎高德」については、『太平記』の異本「西源院本」によると、「今木三郎高德」と見える。なお、最後の「児島三郎入道志純」については、仏門に入つて入道になったため「志純」と称を変えたものであり、高德と同一人と見てよいであろう。このように、児島高德は、別に和田・三宅・今木などの姓で記述されて

いる。これらは、いずれも同族であると推測することが可能である。児島高德はこれらの同族としばしば行動を共にしている。すなわち、先に掲げた『太平記』の「船上合戦」の記事のほかに、「六波羅攻め」（巻第八）の条にこうある。

名和小次郎ト小嶋備後三郎トガ向ヒタリケル一条ノ寄手ハ、未レ引、懸ツ返ツ時移ルマデ戦タリ。防ハ陶山ト河野ニテ、責ハ名和ト小嶋ト也。小島ト河野トハ一族ニテ、名和ト陶山トハ知人也。

河野は伊予の河野氏である。河野氏は瀬戸内の海賊衆として、海の武士団の中でも名だたるものであった。河野氏と児島氏が一族であるということは、児島氏もまた瀬戸内海での活躍に密接な関係をもっていたと推測される。また、建武三年（一三三三）四月の「熊山挙兵」（巻十六）の条に、

四月十七日ノ夜半許ニ児嶋三郎高德、己ガ館ニ火ヲカケテ、僅二十五騎ニテゾ打出ケル。国ヲ阻境ヲ隔タル一族共ハ、事急ナルニ依テ不レ及ニ相催、近辺ノ親類共ニ事ノ子細ヲ告タリケレバ、今木・大富・和田・射越・原・松崎ノ者共、取物モ不三取敢ニ馳著ケル間、

其勢二百餘騎ニ成ニケリ。(中略)敵ノ打太刀分明ニモ見ヘザリケレバ、高德ガ内甲ヲ突レテ、馬ヨリ倒ニ落ニケリ。敵二騎落合テ、頸ヲ取ントシケル処ヘ、高德ガ甥松崎彦四郎・和田四郎馳合テ、二人ノ敵ヲ追払ヒ、高德ヲ馬ニ引乘セテ、本堂ノ縁ニゾ下シケル。(中略)父備後守範長、枕ノ下ニ差寄ツテ「昔鎌倉ノ権五郎景政ハ……(中略)」ト荒ラカニ恥シメケル間、高德忽ニ生出テ「我ヲ馬ニ昇乗ヨ、今一軍シテ敵ヲ追払ハシ。」トゾ申ケル。父大ニ悦テ、(中略)今木太郎範秀・舍弟次郎範仲・中西四郎範顯・和田四郎範氏・松崎彦四郎範家主従十七騎ニテ、敵二百騎が中へマツシクラニ懸入ケル間、

とある。和田備後守範長は彼の父であり、松崎彦四郎範家・和田彦四郎範氏は、ともに彼の甥であるとしている。高德が和田・今木・中西・松崎らと血縁関係にあることは事実と見てよからう。彼らはいずれも名乗りに「範(のり)」の一字をもっており、高德の「徳(のり)」も、本来は「範」であったと思われる。『太平記』の作者が彼の功績を美化するために、「範」に代わる「徳」の字を使用した、とも考えられる。

高德の周辺

さて、児島高德を離れて、和田・今木・大富らの一族の動向を、いましばらく『太平記』で見えていくことにする。建武三年五月、和田範長は、赤松勢に攻められて播磨国印南郡のとある辻堂で自害することになる(巻第十六)。

此へ追手懸リケル赤松ガ勢ノ大将ニハ、宇弥左衛門次郎重氏トテ、和田ガ親類ナリケリ。マサシキニ辻堂ノ庭へ馳来テ、自害シタル敵ノ首ヲトラントテ、是ヲミルニ袖ニ著タル笠符皆下黒ノ文也。重氏拔タル太刀ヲ抛テ、「浅猿ヤ、誰ヤラント思タレバ、児嶋・和田・今木ノ人々ニテ有ケルゾヤ。此人違ト遺知ナラバ、命ニ替テモ助クベカリツル物ヲ。」ト悲テ、泪ヲ流シテ立タリケル。

その後、諸方の官軍が武家方の兵に敗れて、形勢の非なる状況に陥った九月ごろのことを(巻第十七)、

今ハ君ノ御憑有ケル方トテハ、備後ノ桜山、備中ノ那須五郎、備前ノ児嶋・今木・大富ガ兵船ヲ汰テ近日上洛ノ由申ケルト、
と記している。

「備前の児嶋・今木・大富ガ兵船ヲ汰テ……」という記事は、彼ら一族が内海の海上交通でも重きをなしてい

たことを物語る。また、延元三年(一三三八)八月ごろ、官軍として「備前ニ今木・大富・和田・児嶋」(巻第二十一)の姓が見られる。

今木・大富氏の拠点は、備前国邑久郡豊原庄である。

元徳三年(一三三二)正月一日の「東大寺年預下知状案」

(東大寺文書)によれば、東大寺領である備前南北条・

長沼・神崎等の地域で、大富・今木の二氏が濫妨した。

その理由は、これらの地域が彼らの支配する豊原庄に属するということにあった。彼らは寺家に敵対し、殊に今

木次郎範智は、寺領に所従を放ち入れて狼藉を行っていた。彼らを見掛け次第召し捕える由を現地に下している。

大富・今木の両氏は豊原庄の地頭であったようである。また、先に掲げた正中二年(一三二五)三月二三日

の「六波羅探題執達状」(入来文書)によれば、豊原庄で弘経・範平以下の輩が違勅の狼藉を行っており、これ

ら「豊原の悪党」も彼らの一党であろうことは先に述べた。今木氏は邑久郡今木村、大富氏は同じく今木村のう

ち大富、和田氏は邑久郡豊村和田が、それらの苗字の起

こりと考えられる。いずれも豊原庄に属する地域であり、児島高德もこの地方の出身であると考えられる。

しかしながら、高德は何らかの理由によって、豊原庄の対岸の児島郡にその根拠地を持つようになったと思われる。『太平記』の「熊山拳兵」の条に、今木・大富・

和田は「親類」であって、高德の一族は「国ヲ阻境ヲ隔タル」によって急に召集することができなかった、とある。事実、「熊山拳兵」には児島の輩は参加していない。

この事からも、彼の一族の居住地は豊原庄ではなく、児島の三宅郷であったと考えたほうがよい。三宅三郎高德と称されていたことも、この推測の裏付けになる。「小

島ト河野ハ一族」(『太平記』巻第八)、「児島・今木・大富が兵船ヲ汰テ」(巻第十七)とあること、また「巻第二十四」に、

其比(興四年一三三三)備前国住人三宅三郎高德

ハ、新田刑部卿義助ニ属シテ伊予ノ國へ越タリケルガ、義助死去ノ後、備前国へ立帰り児島ニ隠レ居テ、

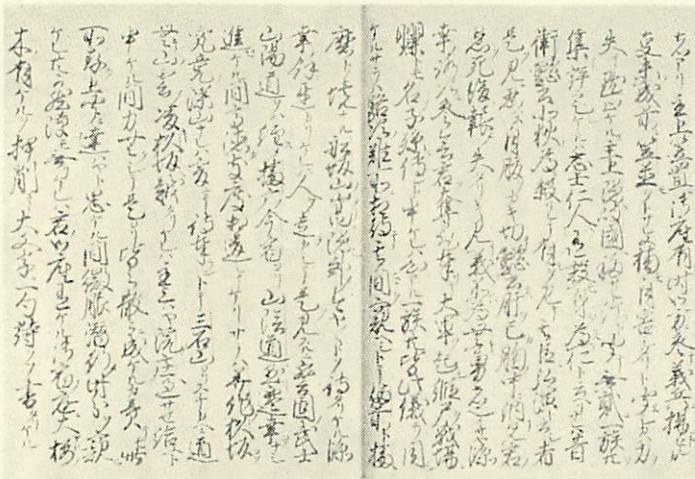
とあるように、豊原庄よりも海に近い、内海の主要な拠点であった児島(このころは島であった)に、彼の行動

のよって立つべき基盤があったのである。

桜樹の記

美作での児島高德の行動は、『太平記』巻第四「備後三郎高德事付吳越軍事」

に詳しい。そして、この一事だけである。「元弘の変」に敗れた後醍醐天皇は、幕府の嚴重な警固のもとに山陽道を下り、播磨の今宿から出雲路を経て美作に入ったことは前に記した。



(吉川本)

其比備前国ニ、児島備後三郎高德ト云者アリ。主上笠置ニ御座有シ時、御方ニ参シテ揚ニ義兵ニシガ、事未成先ニ笠置モ被レ落、楠モ自害シタリト聞ヘシカバ、力ヲ失テ黙止ケルガ、主上隠岐国へ被レ遷サセ給ト聞テ、無レ式一族共ヲ集メテ評定シケルハ、「志士仁人無クモ徳ヲ以テ善ルコトを、有クテモ善ルコトを、無クモ徳ヲ以テ善ルコトを、有クテモ善ルコトを。」トイヘリ。サレバ昔衛ノ懿公ガ北狄ノ為ニ被レ殺テ有シヲ見テ、其臣ニ弘演ト云シ者、是ヲ見ルニ不レ忍、自腹ヲ搔切テ、懿公ガ肝ヲ己ガ胸ノ中ニ收メ、先君ノ恩ヲ死後ニ報テ失タリキ。「見レ義不為無レ勇。」イザヤ臨幸ノ路次ニ参リ会、君ヲ奪取奉テ大軍ヲ起シ、縦ヒ戸ヲ戰場ニ曝ス共、名ヲ子孫ニ伝ヘン。」ト申ケレバ、心アル一族共皆此義ニ同ズ。「サラバ路次ノ難所ニ相待テ、其隙ヲ可レ伺。」トテ、備前ト播磨トノ境ナル、舟坂山ノ巔ニ隠レ臥、今ヤノトゾ待タリケル。臨幸余リニ遅カリケレバ、人ヲ走ラカシテ是ヲ見スルニ、警固ノ武士、山陽道ヲ不レ經、播磨ノ今宿ヨリ山陰道ニカ、リ、遷幸ヲ成奉リケル間、高德ガ支度相違シテケリ。サラバ美作ノ杉坂コソ究竟ノ深山ナレ。此ニテ待奉ントテ、三石ノ山ヨリ直達ニ、道モナキ山ノ雲

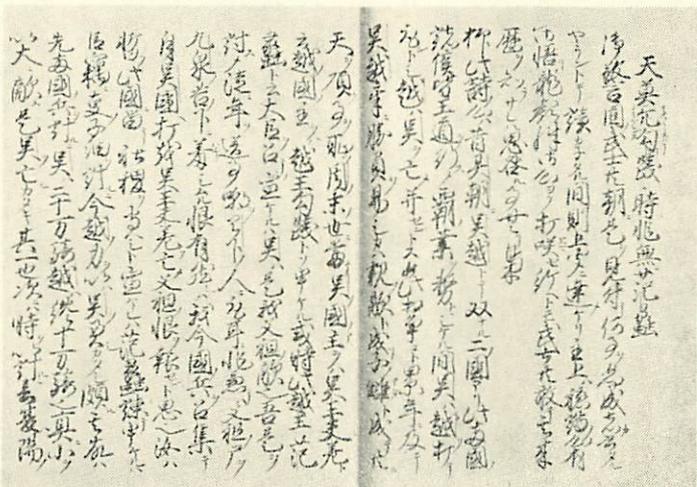


図50 『太平記』

ヲ凌ギテ杉坂へ着タリケレバ、主上早ヤ院庄へ入セ給
ヌト申ケル間、無力此ヨリ散々ニ成ニケルガ、セメ
テモ此所存ヲ上聞ニ達セバヤト思ケル間、微服潜行シ
テ時分ヲ伺ヒケレ共、可レ然隙モ無リケレバ、君ノ御

坐アル御宿ノ庭ニ、大ナル桜木有ケルヲ押削テ、大文字ニ一句ノ詩ヲ書付タリケル。

天莫なま 空あか 勾踐こうせん 時非とき 無な 范蠡はんらい。

御警固ノ武士共、朝ニ是ヲ見付テ、「何事ヲ何ナル者ガ書タルヤラン。」トテ、読カネテ、則上聞ニ達シテケリ。主上ハ聽テ詩ノ心ヲ御覺リ有テ、龍顔殊ニ御快ク笑セ給ヘドモ、武士共ハ敢テ其來歴ヲ不知、思答ル事モ無リケリ。

以下、詩の來歴が続き、越王勾踐と忠臣范蠡の故事が詳細に説明されており、これ自体が一つの独立した物語となつてゐる。そうして最後を、

高德たかのり此事ヲ思准ラヘテ、一句ノ詩二千般ノ思ヲ述べ、竊ニ數聞ニゾ達ケル。

と結んでゐる。なお桜樹に記された詩は、「天は姑蘇城に幽囚された越王勾踐のような囚われの後醍醐天皇を、空しく殺し奉つてはならぬ。時に越王を助けて会稽の恥を雪いだ范蠡のような忠臣がないこともない。」という意味である。もちろん、高德は自らを范蠡に擬してゐるのである。

『太平記』のこの記述は、いわゆる「院庄における桜

樹の詩」の故事として、従来人口に膾炙かいてんされているものである。しかし、現在伝えられている『太平記』には幾種類もあり、これらの諸本を詳細に検討すると、幾つかの異論があることに注目しなければならぬ。桜の木を削って詩を記した場所については、美作院庄がほぼ妥当であるが、「毛利家本」・「天正本」の『太平記』の記述は、必ずしもその場所を院庄としていない。すなわち、前に挙げた文章のうち、「セメテモ此所存ヲ上聞ニ達セバヤト思ケル間、微服潜行シテ時分ヲ伺ヒケレ共」の「微服潜行……」以下が、これらの異本では、「高德美尾湊マテ紛レ下テ窺ケル」となっている。以下「君ノ御坐アル御宿ノ庭ニ」と続く。したがって、「君ノ御宿」とは美尾湊の仮御所を示すことになり、高德の削った桜の木は、この宿の庭にあったことになる。こうなってくる、高德の「院庄の故事」は、確実なものであるといえなくなってくるのである。

また、高德が削ったのが「桜木」であることについても、『太平記』の「金勝寺本」・「天正本」は「柳」としている。

次に「十字の詩」は、「吳越の戦い」を語るための重

要な導入部をなしており、『太平記』(巻第四)の構成上欠くことのできないものとなっていることに注目していただきたい。高德が記したといわれる文が他に一箇所ある。それは、『太平記』(巻第二十)の「義貞、牒ニ山門一同返牒事」に見られる。延元三年七月、北国から兵を發して、京都を制期せいごするため行動していた新田義貞に対して、高德は比叡山延暦寺の勢力を味方につけるよう進言し、義貞に代わって、「高德兼テ心ニ草案ヲヤシタリケン。則筆ヲ取テ書レ之」とある。「正四位上行左近衛中将兼播磨守源朝臣義貞、延暦寺衛ニ牒ス。早ク山門最負ノ一諾ヲ得テ、逆臣尊氏、直義以下ノ党類ヲ誅罰シ、仏法王法ノ光榮ヲ致サント請フ状」で始まる長文の牒状が

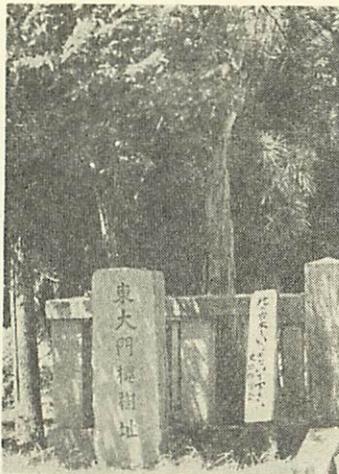


図51 院庄館跡東大門碑
この場所に桜の木があったといわれている。

記されたのである。文の内容は元弘の変からの天皇方の経過を述べ、叡山勢力を味方に勧誘することを画したものであった。文の各所には中国の古典から故事を引用してあって、堂々たるものである。その点、院庄の十字の詩と一脈通ずるものがある、といえよう。『太平記』の作者は、高徳を文筆に優れた人物として描いていることに注目しておく。

高徳の行動

元弘三年(一一三三)から正平七年(一一三六)に至る二〇年間の児島高徳の動向は、『太平記』によれば次のように記されている。

船上山の旗揚げの後、彼は後醍醐天皇の側近の一人である千種忠顕とともに、京都の六波羅探題を攻撃するため力戦した。しかし、六波羅勢に攻め立てられ、いったん京都を退去した。元弘三年四月八日ごろのことである(巻第八)。その後、建武政権を不満とする諸国の武士は、足利尊氏に呼応して朝敵となる。建武二年(一一三三)一二月、四国の勢と合流した山陽道の武士たちも建武政権を打倒するため備中の福山で挙兵した。高徳はこの事態を中央へ通報するとともに、敵軍と戦ったが敗北し、一時備前三石の城に立てこもった。後、熊山の城に

引きこもったが敵に内応する者が出たため、わずかに生き残った一族とともに山林に身を隠した(巻第十四)。

翌建武三年四月、一族及び近辺の親類とともに熊山で兵を挙げた。西下して来た新田義貞の勢と呼応して、山陽道の武家方の軍を破るためであった。しかし、この戦いも激戦で、高徳は、兜の内側を突かれて落馬し、胸板を強く踏まれたために気絶した。父の備後守範長に励まされ、再度戦場に臨む決意をした、といわれている(巻第十六)。京都の戦いでいったんは敗れた足利尊氏・直義兄弟は、九州で軍陣を立て直し、西国の武士を糾合して、海陸二手に分かれて山陽路を上って来た。官軍は備中福山に籠城してこれを迎え討ったが落城し、備前三石にしばらくとどまっていた。しかし、そこも捨てて後退した。和田範長・高徳父子は、旭川河口に陣を取り、海からの敵に備えていた。福山・三石が落ちたという知らせに、夜道をたどって播磨の坂越浦へ移動した。だが、高徳が熊山の合戦で負うた傷は深く、馬にも乗れない状態であったので、彼は、坂越の辺の知人の僧侶に預けられた。その後、父の範長は赤松勢と戦って討ち死にした(巻第十六)。延元三年(一一三八)七月ごろ、高徳は

越前国河合庄（福井県）にいた新田義貞の軍に合流していた。高德の執筆した牒状が山門に送られたのはこの時である（巻第二十）。興国四年（一三四三）、高德は新田義助に属して伊予国にいたが、義助の死後備前国に立ち帰って児島に隠れていた。そこから上野国にいた新田義治に意を通じ、丹波国の住人荻野朝忠とともに、ひそかに挙兵の準備をした。しかし、この計画は室町幕府の知るところとなり、朝忠は降参し、高德は海上から京へ上って幕府の要人の暗殺を謀った。この計画も幕府に漏れ、寄せ手から逃れた高德らは信濃国へ落ち延びた（巻第二十四）。このころ南朝方は勢力を盛り返し、正平七年（一三五二）五月、後村上天皇は、吉野の賀名生御所を出て、河内の東条、ついで摂津住吉に至った。この時、天皇は、児島三郎入道志純を召し、東国の新田一族、近辺の武士の決起を促すよう命じた。志純は、夜を日に繼いで関東へ下り、東国・北国の兵を糾合すべく図った。児島三郎入道志純は、高德と同一人と見てよい。そして高德に関する記事は、これを最後に再度『太平記』に出て来ない。

忍びの首領

「太平記」を通じて高德の行動を見ると彼に従う武士は、心ある一族を主体とする三〇〇余騎である（西洞院合戦）。しかし、彼が彼らしい行動を起こすときは、ただ一人か、少数数である場合がほとんどである。これは注目すべき事である。院庄では高德自身だけで「微服潜行」しており、京都の合戦に敗れた千種忠顕の状況を見るため、峰の堂に登った時も一人であった。熊山での挙兵はわずかに二五騎の同勢である。入道志純として後村上天皇の命を奉じ、東国・北陸を歴訪した時も、彼一人であったと思われる。この事は、南北朝の動乱での彼の役目を物語っている。彼は大軍を率いて正面から敵に攻撃を掛け、白兵戦を展開するという、華やかな戦闘を行っていない（西洞院合戦は例外である）。常に戦闘の背後にいて敵の状況を偵察したり、捕えられている味方を奪取すべく策動したりした。また、陽動作戦を行って、敵の勢力を二分させようと画策したり（熊山挙兵）、敵の動向をいち早く察し、中央の味方に知らせたり、密使として遠隔地の味方と連絡を取ったりといった、謀略的・ゲリラ的な役割を演じている。このような行動は、少数数による迅速な行動をもつ

て始めて可能である。このような行動を取る高徳の組織で、特に注目されるのは「忍者」の活躍である。先に高徳の行動の所で記したことであるが、『太平記』巻第二十四、三宅・荻野謀叛事、児島に隠れていた高徳は、將軍ら幕府の主脳部を暗殺すべく海上から京に上り、四条壬生の宿に隠れて機をうかがっていた。この時、彼の配下として同宿していた者たちは「究竟ノ忍ビ」であり、彼らは、元来「死生知ラズノ者共」である、といわれている。「忍ビ」は間謀のことで、間者とも謀者ともいわれ、他国に潜行して敵の形勢を察したり、あるいは、敵中に入って放火したり刺殺したりする者であった。南北朝時代の戦闘にもしばしば使われたらしく、例えば、幕府方の武將高師直が、南朝方の立てこもる京都石清水八幡宮に火を掛けた時にも、「逸物ノ忍ビ」が活躍している。このように高徳は、忍者を自由に駆使できる武士であり、その点では楠木正成と同様の性格の武士であった、といわれている。

高徳の謀略的な行動を可能にしたものは、彼が備前児島の山伏と深いつながりがあったからであろう。山伏は修験者のことであり、日本古来の山嶽信仰に、仏教等の

外来の信仰が加味されて成立した修験道に従事する者のことである(詳細は、第四章一九八ページ参照)。児島の地は、平安時代の終わりから中世全般を通じて天台系統の本山派の修験道の栄えた所である。彼らは、大法院・報恩院・建徳院・尊流院・伝法院の五院によったところから五流山伏と称した。内海地域での五流山伏の勢力は強大で、長床衆徒と呼ばれ多くの所領を擁していた。戦時中での彼らの役割は、密使や間謀としてであり、平素の山林抖擻の行を応用したものであった。高徳の行動を見るとき、このような山伏の援助があつて始めて可能となるものが多い。彼が隠岐へ配流される後醍醐天皇を追つて、船坂から杉坂へ、更に院庄へと山間部を駆け巡り迅速な行動を取つたこと、入道して志純と改名し東国への密使に立つたことなど、山伏としての行動であつたと推測することも不可能ではない。

三、南北朝の動乱

足利尊氏

建武新政権の方針に対する武士階級の不満を結集したのが足利尊氏である。

彼は、六波羅探題打倒の主将であり、独自に「奉行所」を置いて京都に入ってきて来る武士たちをその傘下に掌握した。新政権発足後も、奉行所は依然として尊氏の統率下であり、鎌倉幕府に成り代わって新しい武家の棟梁に成ることを意図していた。彼

は、清和源氏源義家の子義国の流れをくむ源家の正統であり、鎌倉幕府内でも重要な地位を占めていた。加えて今回の戦いでは六波羅探題を滅して京都を制圧したという、武家の棟梁としての極めて有利な条件を具備していた。尊氏のこのような野心に対して、当然対立者が出現する。元弘の乱を通じて、天皇側の軍事的指導者であった護良親王は、終始一貫して尊氏を排除し、兵部卿・征夷大將軍の地位を独占した。また、鎌倉を攻撃し幕府の滅亡に断を下した新田義貞も、尊氏と同じく源義国の流れをくむ源氏の正統である。彼は、尊氏と異なって新政権に深く関係し、尊氏と対立した。このように、新政権下では軍事的指揮権を巡って護良親王・新田義貞と足利

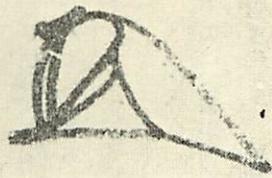


図52 尊氏花押

尊氏との対立が露骨に示されたのである。後醍醐天皇は護良親王を鎌倉に配流し、尊氏との妥協を図らないわけにいかなかった。

建武二年（一三三五）七月、北条高時の子時行が信濃（長野県）に挙兵し、鎌倉に攻め入った。鎌倉にいた尊氏の弟足利直義は、幽閉されていた護良親王を殺害して逃走した。尊氏は東下すると間もなく時行を倒し、その年の一〇月、後醍醐天皇の新政権に反旗を翻し、一二月箱根竹の下（神奈川県）の合戦で、天皇方の新田義貞の軍を破り、翌建武三年一月京都に入った。しかし、尊氏は勢力を立て直した義貞の軍に敗れ、北九州に走った。やがて四月、博多から兵を發して東上し、兵庫湊川で義貞・楠木正成の軍を破り、六月京都を回復した。京都に入った尊氏は、後醍醐天皇に対抗して光明天皇を立て、「建武式目」を定めて幕府を開いた（北朝）。そのため、一二月後醍醐天皇はひそかに吉野に移った（南朝）。南北朝の乱はこのようにして開始されたのである。

動乱は、建武二年（一三三五）一〇月の尊氏の挙兵から、明德三年（一三九二）一〇月の兩朝合体まで、約半世紀間にわたる。武士階級によって戦われた動乱として

は、源平の争乱とは比較にならぬほど大規模なものであった。約五〇年間にわたって、全国のほとんどの武士階級がこの動乱に参加したのである。多数の地方武士は、新しい武家政権を目指す尊氏方に応じた。南朝に味方したのは、新政権によって厚遇を得た武士や、尊氏と対立する勢力下にある武士、皇室領と特に関係のある武士に限られた。また、地方での武士相互間の対立から、一方が北朝側につけば、他方は南朝側に味方するといった者たちもいた。しかし、南朝側が数十年にわたって抗戦を続けた背景には、近畿地方の社寺勢力・在地武士・商人などの、南朝に好意的な立場の勢力が存在していたこと、武家側の指導者の間に分裂と抗争が続いたこと、武家側が短兵急に南朝側と決戦をいどまず、公家勢力との妥協による統一を望んでいたことなどの理由があった。

赤松円心

建武二年(一二三三)一月一八日、後醍醐天皇は、美作国田邑庄(津山市)

の地頭職を足利尊氏から没収して、紀伊国熊野速玉大社(和歌山県)に寄附し、御祈禱料所とした(熊野速玉神社文書)。前章で述べたように、美作には鎌倉中期以後足利氏の勢力が浸透しており、尊氏による田邑庄の地頭職

保持も、そうい

った足利氏の動

向の一つである

と思われる。後

醍醐天皇は、尊

氏から田邑庄の

地頭職を奪うこ

とで、彼との敵

対関係を明確に

し、没収した地

頭職を熊野速玉

大社に与えるこ

とで、熊野の勢力を自己の傘下につなぎ止めて置こうとしたのである。建武二年二月といえ、尊氏が、一

日と一五日とに鎌倉で新田義貞の軍を破り、西上の途に

ついた時期である。ここに至って、建武政権と尊氏との

決裂は決定的なものとなり、一八日の地頭職の没収、二

二日の尊氏追討の出兵となるのである。美作での南北朝

の動乱は、田邑庄地頭職の没収をもってその幕が切って

落とされた、といつてよい。

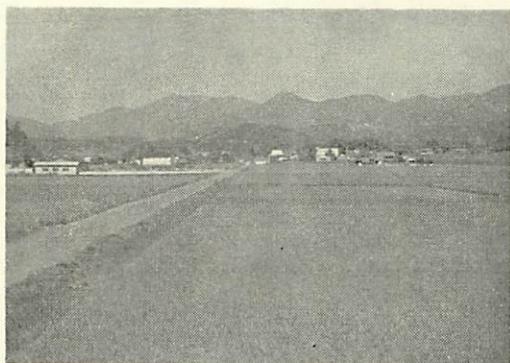


図53 田邑庄附近

このころから、山陽道の武士たちも戦闘状態に入り、元弘の乱に天皇方に味方した者も、多くは武家方についた。備中では、「国中ノ勢(天皇方の)催促ニ随ハズ」、

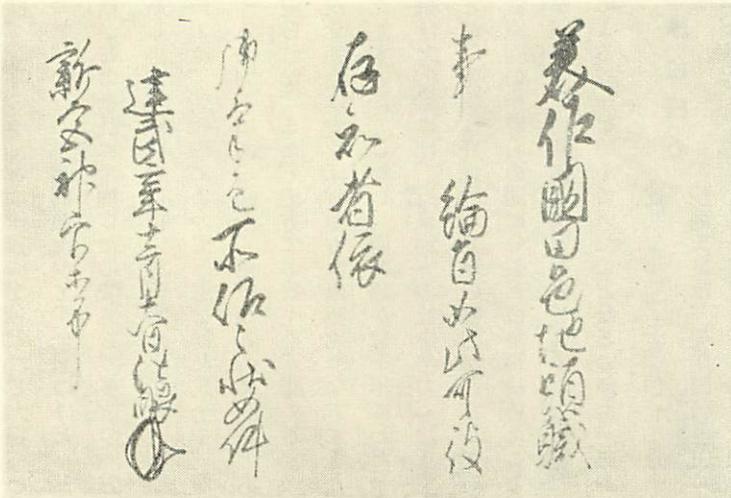


図54 建武2年 法眼某書状(熊野速玉大社文書)

「小坂・川村・庄・真壁・陶山・成合・那須・市川以下、悉ク朝敵ニ馳加ル間、「野心ノ国人等、忽ニ翻テ御方(天皇方)ヲ射ル」(『太平記』巻第十四)、という状況であった。特に、播磨の赤松円心の離反は、天皇方に少なからず打撃を与えた。すなわち一二月一九日、丹波国の武士たちの反乱に対して、天皇方は、使者を赤松円心に通じて合力を要請した。しかし、円心野心ヲ挟ム歟、返答ニモ及バズ。剩へ將軍(尊氏)ノ御教書ト号シ、国中ノ勢ヲ相催由」(『太平記』巻第十四)、という状況であった。円心が元弘の乱の時に、山陽道で果たした功績は、建武政権にとっては計り知れないものがあつた。にもかかわらず、新政権は彼に播磨国佐用庄の地頭職を与えただけで、彼がひそかに望んでいた播磨国守護職は新田義真に与えられた。『太平記』は、「サレバ建武ノ乱ニ円心俄ニ心替シテ、朝敵ト成シモ、此恨トゾ聞ヘシ」(巻第十四)、と円心の離反の理由を説明している。

武士の離反

建武二年の年末から三年にかけて、美作でも武家方の動きが盛んになってきた。出雲国大野庄加治屋村(島根県)の三崎三郎次郎日置政高は、建武三年正月、尊氏の軍門にはせ参じるため

第二章 南北朝の動乱

京に上り、戦いに参加して軍功を立てた由を「軍忠状」に記して差し出し、尊氏の執事高師直に「承了」の認定を得ている(日御崎社文書)。それによると、彼は、建武二年一月二日、佐々木美作大夫判官秀貞とともに美作国を出発し、翌正月一日京都に攻め入っている。美作国のどこかに武家方の武士の集結する場所があったわけである。佐々木秀貞は、鎌倉時代、隠岐・出雲両国の守護であった佐々木氏の一族であり、約二〇年後の康永四年(一三四五)には、美作の守護であった事が判明している(『作陽誌』)。彼の守護職任命の年は不明であるが、この時既に守護であった可能性もある。そうすると、武士たちの集結場所は院庄の守護館であったということになる。

元弘の乱で、船上山にはせ参じ、天皇側の味方として、京都の合戦で活躍した美作東部の武士たちも、建武三年の春までには離反して武家方についている。『太平記』によれば、「美作ニハ、菅家・江見・弘戸ノ者共、奈義能山・菩提寺ノ城ヲ拵ヘテ、國中ヲ掠メ領ス」(巻第十六)、とある。奈義能山も菩提寺もともに勝田郡奈義町にある。また、美作の武士のある者は、赤松円心のもと

にはせ参じて、彼の拠点である白旗城にこもり、天皇方に敵対した。白旗城は播磨国赤穂郡上郡町赤松にあり、この城を攻撃した新田義貞の軍勢に対して、「此城四方皆嶮岨ニシテ、人ノ上ルベキ様モナク、水モ兵糧モ卓散ナル上、播磨・美作ニ名ヲ得タル射手共、八百余人迄籠リタリケル間」(『太平記』巻第十六)、という状態であった。

このような事態に対して、天皇方の反撃が行われた。新田義貞は、江田兵部大輔行義を大将として二〇〇〇余騎を杉坂峠に向かわせた。「是ハ菅家・南三郷ノ者共ガ堅メタル所ヲ追破テ、美作へ入ン為也。」と『太平記』(巻第十六)にある。美作東部の武士だけでなく、美作西部



図55 赤松円心肖像
(上郡町宝林寺蔵)

でも南三郷（栗原・鹿田・垂水）の武士は武家方へついている。こうして、江田行義は美作へ討ち入り、奈義能山・菩提寺の諸城を攻略した。城は落ち、菅家の武士たちは、馬・武器を捨てて城に連なる山の上に逃亡した（『太平記』巻第十六）。

野介次郎

三月二日、足利尊氏は九州多々良浜（福岡県）で、九州最大の天皇方の勢力である菊池武敏を破り、四月東上の途についた。このころ

備中・備前・播磨・美作は、天皇方の兵で充満していた（『太平記』巻第十六）。四月二十七日、尊氏は三浦高継に命じて、備中・美作両国の軍勢を催し、「美作国凶徒」を退治するよう促した（三浦文書）。しかし、美作の武士の中にも、尊氏の軍勢に参加し活躍している者もあった。石見国福光上村の地頭御神本兼継は、尊氏の奉行所に軍忠状を呈し、高師直に証判を得ている（『国史考』）。それによると、兼継は、四月二十六日、周防国長門（山口県）にはせ参じて尊氏の軍門に入り、兵庫島（山口県）の合戦で軍功を立てた。この時、御神本兼継とともに美作国野介次郎兵衛尉も参加して戦っている。野介次郎は、野介庄（鏡野町）の地頭であった斎藤二郎のことである。この

時から三〇年後の貞治七年（一

三六八）、小田草

城主斎藤二郎の

名で、野介庄の

鎮守小田草大明

神に、「天長地

久、御願円満、

庄内安穩、万民

与楽」の志とし

て銅鐘が寄進さ

れているが、こ

の斎藤二郎は、野介次郎兵衛尉と同一人か、またはその後裔であろう。

四月から五月にかけての美作の戦況は、両軍にとって一進一退であった。この間、尊氏の軍勢は備中福山城（倉敷市）を攻略し、天皇方は退いて備前三石（備前市）に陣を取った。新田義貞から三石の脇屋義助に入った連絡によると、「白旗・三石・菩提寺ノ城未責落ザル」（『太平記』巻第十六）、という状況である。菩提寺の城は、江

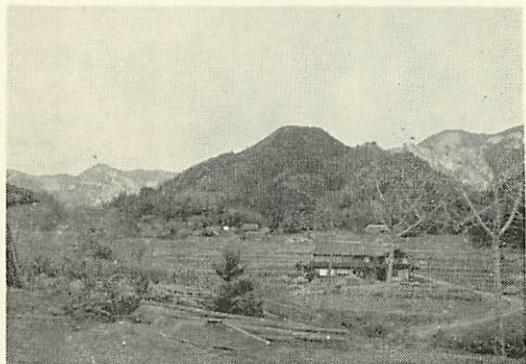


図56 小田草城跡

第二章 南北朝の動乱

田行義によっていったんは攻め落とされたのであるが、間もなく武家方の手によって回復されたようである。義貞は、尊氏の海陸両軍を摂津の辺りで迎え討つべく、備前・美作の兵の撤退を命じた。五月二〇日ごろ、兩國の兵は兵庫に結集した（『太平記』巻第十六）。この時、美作から天皇方の軍勢に参加した武士に、美作国御家人大葉左近允という者がいた。彼は、その後六月三〇日、京都三条大宮の戦いで武家方の平子彦三郎重嗣に生け捕られている（『萩藩閥閥録』）。御家人とは、旧鎌倉殿の御家人といった程度の呼称であろう。また、武家側には高師氏の配下に播磨・備前・備中の兵士とともに美作の兵もあり、彼らは比叡山に陣取った義貞を、六月一八日の夕

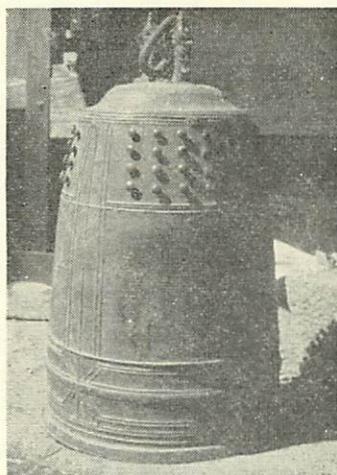


図57 銅鐘 一小田草神社蔵一

闇に紛れて急襲している（『太平記』巻第十七）。

室町幕府

建武三年の秋、京都を制圧した足利尊

氏は幕府を開き、北朝の光明天皇を擁

立した。後醍醐天皇は吉野に移った。これから数十年間は尊氏の政権の確立期であり、その政権は安泰であった。もちろん、この間でも両軍による合戦は絶え間なく続いており、各地でそれぞれの勢力が覇を競った。その事は美作でも例外ではなかった。しかしながら、建武五年（一三三八）、南朝方の武將北畠顯家の敗死、新田義

貞の戦死、康永二年（一三四三）、東國の南朝方の拠点で

ある常陸国（茨城県）の関城・大宝城の陥落、貞和四年（一

三四八）、楠木正行の河内四条畷（大阪府）での敗死、

吉野行宮の焼き討ち等、戦線は武家側に有利に展開して

いった。なお、四条畷の合戦で、武家方の高師直の率い

る小旗一揆（一揆は中小武士の集団）の中に、備前の松

田一族らとともに、有元新左衛門・広戸弾正左衛門・舎

弟八郎次郎・同太郎次郎の名が見られる。いずれも美作

の菅家の武士で、奈義能山・菩提寺の城によっていた有

元・広戸と同族の者たちである（『太平記』巻第二十

六）。

この間における尊氏政権の施策のうち美作に関するものは、勲功の将士への恩賞、所領の安堵、寺社領・国衙領の保障、安国寺利生塔の建立などである。

建武五年（一三三八）正月一日、足利尊氏は、安芸国（広島県）小早川景宗に勲功の賞として、美作国打穴庄（中央町）のうち上下村、安芸国梨子羽郷半分地頭職を与えた。小早川氏は、鎌倉時代以後、安芸国都宇庄・竹原庄・沼田庄などの地頭として勢力をもっていた。尊氏が丹波国篠村で鎌倉幕府に反旗を翻した時、いち早くその軍門にはせ参じ、「軍忠」を尽くした。その後、尊氏の推挙によって、都宇・竹原両庄の地頭職を安堵する旨の綸旨を賜ったが、建武二年八月、建武政権によって綸旨を召し返され、地頭職を没収された。翌年、尊氏は両庄の地頭職を認知し、同五年正月、下文をもって正式に両庄の地頭職を景宗にあて、併せて、打穴庄・梨子羽郷の地頭職を与えたのである。景宗は同年二月、所領を孫の重景と万福丸に譲っている。それによると、所領は安芸国の都宇庄・竹原庄・沼田新庄・梨子羽郷、備前国蒙懸庄、美作国打穴庄上下村、相模国成田庄内藤太作屋敷田五反、鎌倉米町屋地となっている。打穴庄内二百貫文の

地は万福丸に譲られている。特に、打穴庄二百貫文の地については、新恩として今度初めて賜った所で、そのため檢注帳もできておらず、場所も定まっていなかった。後日正式の文書によって地域を定めることにしている（小早川家文書）。

康永元年（一三四二）一二月、尊氏は湯原越中守頼綱に、勲功を賞して美作勝田郡・大野郡の地頭職を与えている。湯原頼綱は出雲国の出身であり、元弘の乱には船上山にはせ参じて天皇方に加わっている。その後、武家方につき、康永年中、出雲の塩治判官高貞の謀反の時、尊氏の命によって山名時氏の軍に加わり軍功を立て、勝田・大野両郡に地頭職を賜った（『正閩史料』・『萩藩閩閩録』）。頼綱が両郡内で地頭職を得た場所は不明である。なお、大野郡は現在の英田郡の北半分吉野郡のことであるろうか。

小早川景宗や湯原頼綱が他国出身の武士であったのに対して、康永三年（一三四四）一〇月九日、足利直義によって所領を安堵された中島幸家は地元（中島）の武士であった。すなわち、美作国高野郷惣領地頭職は、幸家の父隆家の領掌するところであったが、元徳二年（一三三〇）

四月二日、讓状ゆずりじょうをしたため、惣領の幸家に所職を讓る旨を明らかにした。元徳二年は元弘の乱の始まる直前に当たるところからみると、中島氏は、少なくとも鎌倉中期ごろには高野郷の地頭職をもち、この地方の有力な在地領主として威を張っていたものと思われる。中島幸家が元弘の乱から建武新政の変革の時代を、どのように生き抜いたかは不明である。しかし、最終的には武家方に加わり、讓状がしたためられた一四年後に、所領の安堵が行われたのである(『美作古簡集註解』)。なお、安堵の証判が足利直義によって与えられているが、これは室町幕府の組織の中で、尊氏は主として武士に対する軍事指揮面を担当し、直義は行政の実務面を担当していたからである。

北朝と尊氏

尊氏の政権下での公家勢力は、一部は後醍醐天皇に従って吉野へ走ったが、多くは北朝の光明天皇のもとにとどまった。貴族は、大社寺とともに庄園領主として、社会的・政治的勢力をもっていた。尊氏は、貴族・寺社勢力を味方につけるため、その対策は極めて妥協的であった。建武四年(一一三三七)一〇月、戦乱に乗じて諸將の占拠していた貴族領・寺社

領や国衙領の返還を命じ、翌建武五年、諸国守護の寺社本所領を押妨おぢぼう(横領妨害)する者を禁止し、更に曆応三年(一一三四〇)四月、重ねて武士による寺社本所領の押領を厳禁している。

京都で新田義貞に敗れて西下した尊氏は、建武三年(一一三三六)三月二四日、九州の地から京都勧修寺かじゅうじに対して、その寺領である美作国香々美本庄の知行を安堵している。その書状によれば、庄内での「方々濫妨」を停止し、元のように一円知行を認めており、併せて、諸職を競望する輩よびものを調査し、通知するよう要請している(勸修寺文書)。戦乱に乗じて香々美庄を侵略する武士を調査し、その「非法」を停止しようとしているのである。つづいて、尊氏に擁立された光厳上皇も、同年九月一七日、この勧修寺領を安堵している(勸修寺文書)。この時の勧修寺領は、美作国香々美庄、備前国金岡庄うち西大寺(岡山市)を始め、畿内・東海・東国・北陸にまたがる一八箇所の庄園からなっていた。

曆応四年(一一三四一)九月一三日、足利直義は高野山金剛三昧院長老玄朝さんまいに対して、美作国大原保を安堵している(高野山文書)。その書状によれば、嘉禎四年(一一

二三八)の御寄進状、並びに度々の関東下知状の趣旨に添って知行を認めている。嘉禎四年の寄進とは、足利氏の祖足利義氏よしじが初めて金剛三昧院に大原保を寄進した事を指している。これは、古くから足利氏に由縁の深い金剛三昧院と大原保の関係を、そのまま引き続き認められたものである。

美作国青柳あおやぎのそま袖そま(加茂町)は京都鴨かも社か(賀茂社)の庄園である。袖は主として材木の貢納を目的とした庄園である。幕府は、光厳上皇の院宣により、高武蔵守師直をして、武士たちが青柳袖を伐採することを停止させた。貞和二年(一三四六)五月一九日のことである(南狩遺文)。鴨社はこの時遷宮の時期に当たっており、古来から造営の資を出す国として山城・河内・美作の三箇国が当てられていた。その造営に、美作からは材木を出しており、貞和五年四月、摂津国長州御厨ながののくりや(大阪府)にその材が到着している(賀茂神社諸国神戸記)。

北朝も、幕府とは別に貴族や寺社に対してその庄園を安堵している。

暦応三年(一三四〇)六月四日、光厳上皇は円満院入道尊悟親王たかきとに、美作国埴和東西庄を始め、近江国(滋賀

県)南北庄、但馬国(兵庫県)大將野上下庄、丹波国野口庄等を安堵している(伏見宮御記録)。また、貞和五年(一三四九)四月一日、美作国司に太政官符を下し、京都臨川寺領美作国讚甘北庄(大原町)の諸役を停止している(臨川寺重書案文)。その内容は、臨川寺住持契愚けいごの請いによって、讚甘庄に課せられる伊勢大神宮役夫工米、御禊大嘗会以下勅役院役、都鄙寺社諸役、國中段米関米、恒例臨時公役等を免除するように命じている。この時の臨川寺領は讚甘庄のうちの六分の一であった。

以上は武家方・北朝方の動向である。南朝方もまた、美作で種々の施策を行っている。

興国元年(一三四〇)一〇月一七日、南朝は、伯耆国(鳥取県)の相見五郎左衛門尉宗国むねくにに、勲功の賞として美作国青倉庄地頭職を与えている(伯耆志)。青倉庄については不明であるが、現在の英田郡大原町粟倉あわくらではないであろうか。ともあれ、美作にも南朝の勢力が存在していたことになる。

安国寺利生塔

足利尊氏・直義兄弟は、臨濟宗の夢窓疎石そせきの勧めによって、全国に一寺一基の寺塔を建立する計画を立て、康永三年(一三四四)七

月、寺を安国、塔を利生と号することにした。

翌年、光厳上皇は、院宣いんせんをもつてこの事を勅許した。建立の動機は、元弘以来戦死した者一切の菩提を弔い、後醍醐天皇めいの冥福を祈念し、併

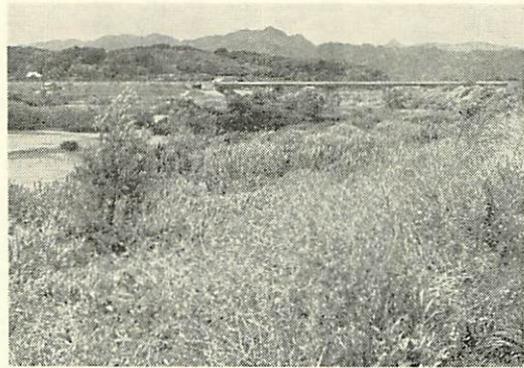


図58 安国寺瀨附近

せて、古代の国分寺建立の趣旨に倣って、足利氏の天下統一の威信と抱負を誇示する意図をもつものであった。

美作の安国寺は、院庄の守護館の西方に存在していた。以前からあった寺院を転用したのか、新たに建立したのかは不明である。『作陽誌』（苦西郡古跡部）によると、「東海山安国寺跡」として、「神戸村の南に在り。遺跡今は（元祿年間）水に壊さる。この処を安国寺瀨と

いう。暦応二年、足利尊氏安国寺を諸州に建つ。美作の寺はこの地に在り。慶長年中、本源君（森忠政）これを小田中に移す。幾ばくもなくしてまた津山に移す。改めて龍雲寺りょううんと名付く。今本源寺これなり。」と記している。

『作陽誌』の書かれたころ、安国寺の跡は吉井川の川敷になっていて、わずかに安国寺瀨の名をとどめるに過ぎない。しかし、この地に尊氏の創設した安国寺があったとみて間違いない。美作の安国寺は、軍事的要衝の地である院庄の守護館と地続きの所に建立されたことにならる。安国寺は、守護の国内支配と密接な関係をもち、足利政権の統一支配の象徴であった。

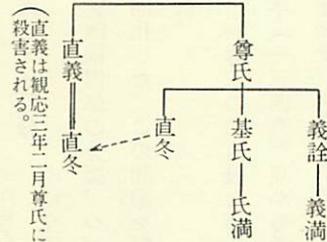
天下三分

一四世紀の中葉、足利政権は、いったんは全国を統一したかにみえたが、その後政権内部の分裂、つづいて武士階級の対立と抗争が表面化した。この間隙かんげきを縫って南朝方の反撃も激しくなつた。

足利尊氏の弟直義と尊氏の執事高師直の対立が、貞和五年（一三四九）夏から激しくなり、やがて両者の戦いとなつた。この対立は、権力者の内訌ないこうというよりも、両者の政治的主張の対立であった。すなわち、前者が、

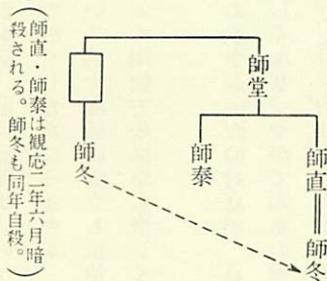
足利氏一門による守護勢力の意向を代表しているのに対して、後者は、急進的な畿内・近国の小領主・在地武士の意向を反映している。前者が、寺社・貴族の庄園に対して漸進的な支配を主張したのに対して、後者は、庄園を自己の所領として押領することを主張した。尊氏がしばしば武士に対して、寺社本所領を押領することを禁じたのは、前者の立場に立ったものである。こうして、尊氏よしあきら義詮よしかた高師直一族と直義ただよみ直冬ただふゆ、それに南朝の勢力が加わって、「天下三分」(『太平記』巻第二十八)の形勢となったのである。「天下三分」の形勢とは、日本全国が異なった三つの勢力地域に分割されたということではない。それは、それぞれの地域で各の勢力につながる武士が、自己の覇権を確立するために三つ巴ともえになって対立抗争を繰り返したことである。しかも、武士は終始特定の勢力に従っていたわけではない。時と所が異なればその利害得失を考慮して、帰属もおのずから変化していったのである。「朽タル索なヲ以テ六馬ヲ繫なテ留ルトモ、只憑ただたのみガタキハ此比このちノ武士ノ心ナリ」、「五度十度敵二屈シ御方ニナリ、心ヲ変ゼヌハ稀まれナリ」(『太平記』)、などといわれた地方武士の動向は、地域ごとに領主制を打

◎ 足利氏略系図



(直義は観応三年二月尊氏に殺害される)

◎ 高氏略系図



(師直・師泰は観応二年六月暗殺される。師冬も同年自殺)

ち立てようとする武士の姿であった。このような「天下三分」の戦いは、乱の起こった年代をとって「観応の争乱」と呼ばれ、この争乱は美作でも激しい戦乱を巻き起こしたのである。

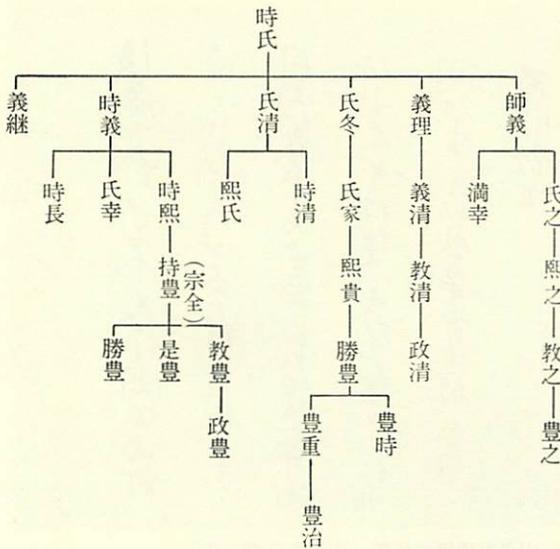
山名時氏

観応の争乱を皮切りに以後約四〇年間にわたる争乱は、美作では山名氏の動向を軸に展開される。

山名氏は、上野国(群馬県)緑野郡山名郷を本貫(本籍)の地とする関東武士である。源氏の流れをくむ新田氏の出身であるが、鎌倉幕府のもとでは守護に任命されたこともなく、あくまで一地方の小領主であった。それが南

北朝の動乱に乗じて勢力を増大し、本貫の地を遠く離れた西国に、強大な守護大名としての覇権を確立した。すなわち、南北朝末期までには最大の守護大名となり、伯耆国を中心として、因幡・出雲・隠岐・但馬・丹波・丹後・和泉・紀伊・美作・備後・山城の一二箇国の守護職を一族によって保有した。この国数は全国の六分の一に

○ 山名氏略系図



当たするため、山名氏は「六分一殿」と呼ばれた。

山名氏の隆盛の基礎を作ったのは山名時氏である。足利尊氏が建武政権を打倒するため九州から上洛し、三年六月、京洛の各地で合戦を行った。その六月晦日、三条大宮の戦いで、大將軍として山名伊豆守(時氏)の名が見える(『萩藩閥閲録』)。大將軍というからには、時氏は、この時既に足利尊氏方の有力な武將として重きななしていた、といえよう。時氏は、その功によって建武四年(一三三七)、伯耆国の守護職を得た。以後、山名氏の経略の根拠地は伯耆国となる。ついで時氏は、康永二年(一三四三)、丹波国の守護職を得、更に貞和四年(一三四八)、若狭国(福井県)守護職をも得た。関東平野の片田舎の小領主が、十数年で伯耆・丹波・若狭の諸国を獲得したのである。また、室町幕府の中樞部である侍所所司に、今川貞世とともに山名左京兆時氏の名が見え、まさに幕府の重鎮となっていたのである。

山名時氏が、守護職や侍所所司という幕府権力を背景にした地位から脱却して、自らの軍事力によって領国支配を強化拡大していったのは、観応の争乱からである。時氏は争乱の初期は尊氏の麾下にあった。観応元年一

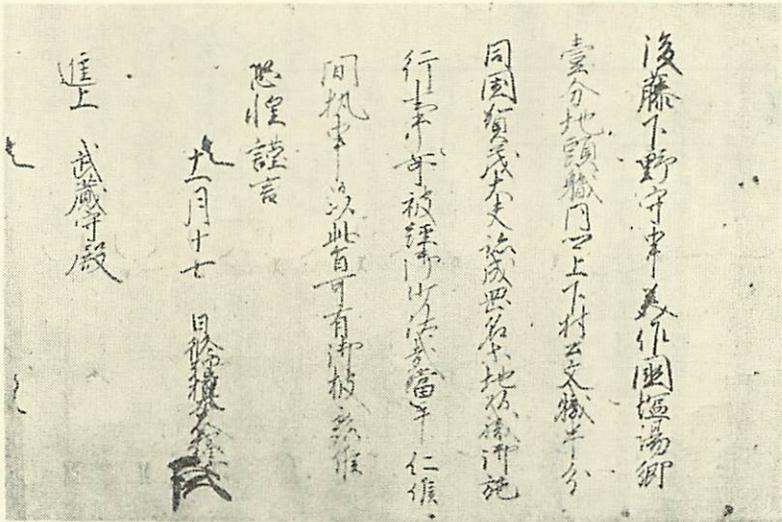


図59 山名義理推挙状写（赤堀氏所蔵文書）

月一七日のことと思われるが、時氏の子修理権大夫義理は、高師直に書を送って、美作東部にいた在地武士後藤

下野守義季を、美作国塩湯郷（美作町）一分地頭職、同郷上下村公文職半分、同国賀茂大夫跡成岡名等地頭職に推挙している。義理は後藤義季を「当手の仁」（当方の手の者）と記しているから、塩湯郷の地頭後藤氏は、この時山名氏の麾下にあったわけである（赤堀氏所蔵文書）。

ついで時氏は、観応二年（一三五二）正月一日、尊氏が直義と京都の八幡で戦って敗北した日から直義に属している。翌年、直義が尊氏によって鎌倉で毒殺された後は、直義の嗣子直冬の党に入り、やがて直冬とともに南朝方となり、反幕勢力の中心になった。時氏は、尊氏との戦いを通じて覇権を拡大していったのである。

直冬党

山陰地方での直冬党の活動は、観応の当初から活発になっており、その余勢は、山陰に近接した美作にも波及していた。足利尊氏は高師直の軍勢を率いて、西国の直義・直冬の党を討つため、観応元年（一三五〇）一月中旬、備前福岡に着陣した（『太平記』巻第二十八・「大乘院日記目録」）。そこから、師直の弟越後守師泰が直冬党の拠点である石見国三隅に派遣された。しかし、畿内で直義党の動きが活発となり、尊氏は福岡庄から再び京へ取って返し、師泰も

また軍を石見から引き揚げた。その師泰の軍を杉坂に待ち伏せて攻撃したのが、美作一揆と呼ばれる在地の武士集団である。すなわち、観応二年二月、美作国の住人^は賀・角田^がの手の者七〇〇余騎が杉坂の道を塞いで、師泰を討ち止めんとした。しかしながら、師泰の軍勢はこれらを谷底へ追い落として退路を開いた（『太平記』巻第二十九）。方賀は埴和庄（中央町）の、角田は薪郷（鏡野町）の在地武士である。彼らはいち早く直冬党にくみしていたのである。一方尊氏は、播磨の書写山（姫路市）の坂本に陣を取り、直義党の陣取る光明寺城を攻撃していた。この攻撃の寄せ手は播磨の赤松則祐であったが、留守の白旗城に美作の軍勢が打ち寄せるといふ風聞があったため、則祐は光明寺の囲いを解いて白旗城に帰った（『太平記』巻第二十九）。

観応二年には、美作の武士も多くは直冬党に属していた。彼らに対する直冬の工作も活発であった。同年七月三〇日、彼は、渋谷重勝に美作国河会郷下村・薩摩国入来院清色郷・筑前国下長尾等の地頭職を安堵している。河会郷の渋谷もまた直冬党にくみしたわけである（入来院書）。観応二年の終わりから翌年にかけて南朝方も勢

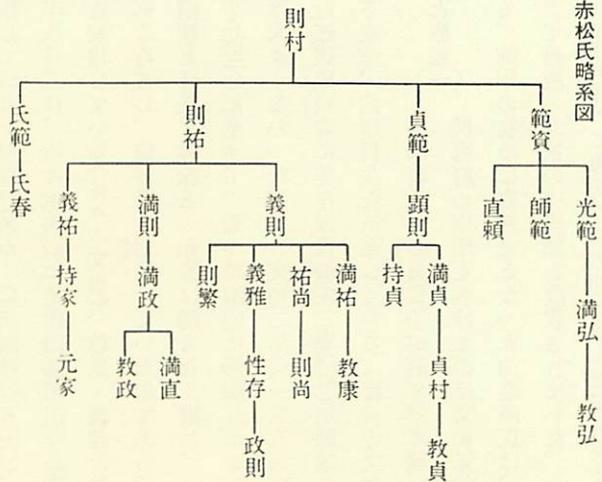
いを盛り返していた。直義と対立していた尊氏・義詮父子は、一時南朝に帰属した。観応三年（南朝正平七年）、南朝の後村上天皇は吉野の賀名生を發し、摂津住吉に至った。この月、天皇は勸修寺に綸旨を下し、美作国香々美本庄の地頭職を同寺に安堵している（勸修寺文書）。また、尊氏の与党と思われる高越後守師秀は、七月には美作に在国しており―美作守護か―（『祇園執行日記』）、義詮も同年八月三日、佐々木秀綱に美作国勝田庄うち陶方地頭職を安堵している（佐々木文書）。尊氏・義詮の勢力が美作にも存在し、直冬党と対峙していたのである。しかし、南朝と尊氏・義詮との和睦は間もなく破れ、一日（文和と改元）に至って、直冬が南朝に帰順したことから状況は大きく変わった。なお文和二年（一三五三）、義詮は、近江国園城寺に美作国青柳庄（加茂町）地頭職を寄せ、天下安全、武運長久を祈願している（園城寺文書）。

山名と赤松一

山名時氏・師義父子が直冬党に属していた。前年の初めに直義党となった山名時氏は、幕府によって丹波・若狭の守護職を没収されていた。一時は、その回復を願って尊氏への忠勤を励んだが実現せず、

かえって反幕の意志を強固にした。西国で反幕勢力を結集していた直冬党と結ぶことによって、山陰一帯の武士の勢力を味方につけるといふ有利な点もあったわけである。こうして、時氏は山陰方面で行動を起こし、子の師義は、文和元年の冬から翌二年の春にかけて、山陰から美作・備前に兵を進めた。「兼綱公記」によれば、この時の状況を、「中国辺は大略山名右馬権頭(師義)の配下に属し、武家方の大將軍である石橋和義は、わずか二、三百騎の勢をもつて備前国に着陣していた。」と記している。また、『園太暦』三月二四日の条も、「鎮西以外は(直冬党)蜂起す。直冬の勢、東に至らんと欲す。備前の輩既に美作に入る。作州一円、悉く彼方(直冬党)へ帰す。」と記している。同じく五月一九日の条に、「山名、美作を没落(退去)すとの由、風聞あるも、この事無実、(中略)地下(美作)より因州に向い、又、作州へ帰り来る。近日南方の軍士、大略充滿す。」とある。山名勢は、山陰と山陽の間を行動していたことが判明する。このような状況に対して幕府方は、美作での山名氏の行動を押さえるため、美作守護赤松貞範を始め味方の在地武士に、しばしば下知して挙兵を促している。すなわ

◎ 赤松氏略系図



ち、同年八月二四日には、足利義詮の名で渋谷小四郎入道に下知して、美作国の凶徒を退治するため、早く出兵して忠節を致すよう勧めている。渋谷小四郎入道は、河会郷の渋谷氏の一族のうち直冬党に属さなかった者であろうと思われる(本間文書)。また、赤松貞範は手勢の赤旗一揆を率いて、直冬党のこもる英多城(美作町)

を攻撃した。英多城の攻防戦は、一〇月一〇日から二月一日までの二箇月間にわたり、城はついに陥落した（安積文書）。このころから、美作東部は幕府方の守護である赤松貞範の支配下になった。幕府は、翌三年の四月八日、幕府の重鎮である佐々木高氏（道誉）に、美作国青柳庄を始め多くの所領を勲功の賞として与えている（佐々木文書）。加茂川流域辺りまで幕府の勢力が及んでいたわけである。しかし、同年の一月二二日、南朝は摂津国水無瀬宮跡に社壇を建立するに当たって、その料所として美作国北高田庄（津山市）地頭職をあてている（水無瀬宮文書）。これから見ると、加茂川以西は、南朝直冬党山名氏の勢力下にあったことが分かる。

山名氏の制庄

幕府と南朝直冬党、すなわち、赤松と山名両氏による美作での攻防戦の第二段階は延文五年（一三六〇）に始まる。

この年の八月、山名時氏は、その勢三〇〇〇余騎を二分して因幡・美作両国に配置し、幕府方の攻撃に備えた。美作守護の赤松貞範、その弟の則祐は、四五〇〇の将兵を率いてこれを攻撃し、山名方の諸城を下した。この時、美作西部の篠吹城（久世町）・高田城（勝山町）・

院庄・神楽尾城（津山市）などが陥落した（『太平記』巻第三十五・『美作略史』）。翌康安元年七月二二日、いったん美作を退いた時氏は、嫡子師義・次男義理とともに、出雲・伯耆・因幡三箇国の兵三〇〇〇余騎を率いて美作の奪回に向かった。そして、赤松氏の勢力圏にある広戸掃部助の名木杣二箇所の城（奈義町）、飯田一族がこもる篠向（吹か）城、菅家一族の大見丈の城（奈義町）、有元民部大夫入道の菩提寺城（奈義町）、小原孫次郎入道の小原城（大原町）、大野一族のこもる大野城（大原町）の七箇城をまたたく間に下した。林野（美作町）・妙見（美作町）の二城も二〇日あまりで落ち、最後の支えとなっていた倉懸城（美作町）も一日に下った。赤松勢は、赤松貞範を始め、則祐・氏範・光範・師範・直頼・頭範の一族、佐用・上月・真島・杉原等の在地武士をもって山名勢に当たったが、挽回はならなかった。この戦いで山名氏は美作を制覇し、多くの国人（在地武士）を配下にしたのである。時氏は、一二月にいったん兵を伯耆に引き揚げたが、翌康安二年六月三日、再度五〇〇〇余騎をもって院庄に入り、備前・備中へ攻略の兵を進めたのである（『太平記』巻第三十八）。こうして山名氏は、



図60 貞治3年 山名師義安堵状（豊楽寺文書）

伯耆・因幡・美作・出雲・隠岐を完全に掌握し、石見・備中・備前・但馬にも支配権を持つ強大な守護大名になった。しかしながら、この強大な権力は、幕府から任命された守護職ではなく、山名氏自身が幕府に反抗しなが

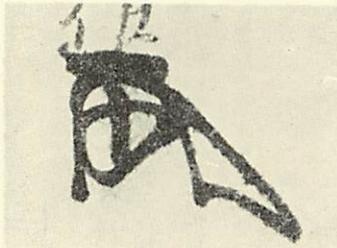


図61 同 花押

ら築き上げたものであった。山名時氏は、この強大な権力を背景に幕府と和解したのである。

貞治二年（一三六三）九月、山名時氏は幕府に帰順した。このころ、南朝の勢力ではもはや京都を奪回することが不可能になり、直冬の勢力も山名氏を除いては衰えていった。一方、幕府政権は次第に安定したものになりつつあった。時氏としては、既存の支配権を承認されるならば中央政権と手を握る時期に来ていと判断した。

幕府としても最大の勢力をその傘下に組み入れることは、政権を更に安全強固なものにすることができると考えた。ここに両者の利害が一致したのである。幕府は、山名氏に領国の守護であることを認知した。時氏は丹波

・伯耆二国、師義は丹後国、義理は美作国、氏冬は因幡国の、それぞれ守護となった（春日神社文書）。翌貞治三年三月に、氏冬・時義の両者が入京し、ついで八月時氏も入京した。京都のある貴族

第二章 南北朝の動乱

は、その日記の八月二五日の条に、「山名時氏が美作国から上洛した。彼は武家の一族である。多年幕府の敵であったが、去年から降参した。(中略)これによって天下が静謐になった」(『師守記』)、と記している。その後、山名氏には但馬・紀伊・和泉・備後・出雲・隠岐・山城の七箇国の守護職が増加されている。なお、山名氏が入京した貞治三年三月八日、山名師義は、美作国弓削庄豊楽寺領(建部町)を同寺に安堵し、寺院の造営を促し、祈禱を行うよう命じている(豊楽寺文書)。

南北朝合休

一二箇国の守護職を得た山名氏の勢力は、南北朝合一の直前、明德二年に至って瓦解した。時氏が幕府に帰参した貞治二年(一三三三)から二八年後のことであり、いわゆる「明德の乱」と呼ばれる事件である。この事件は、惣領権を巡る山名氏の内訌に端を発し、それを巧みに利用して、強大化した山名氏の守護勢力を分裂削減させようとする、將軍足利義満の策謀によるものであった。乱が起こるとともに、在地の武士たちはたちまち山名氏から離反した。守護大名と在地武士との結び付きは、それほど強固なものではなかったわけである。こうして乱後、山名氏の領国は、一時

山陰地方の伯耆・因幡・但馬の三国になった。美作の守護職は以前のように赤松氏の手に移り、則祐の子義則がその地位を継いだ。

明德の乱の翌年、明德三年(一三九二)一〇月、南朝の後龜山天皇は京都に帰り、神器を後小松天皇に渡した。建武三年(一三三六)から始まった南北朝の動乱は五六年ぶりに終わり、幕府の権力は一応揺るぎないものになった。しかし、全国を覆った戦乱の気運は、これで絶えたわけではなかった。各地に覇権を確立しようとする在地武士間の抗争、彼らをその支配下に組み入れ領国支配を拡大しようとする守護大名間の抗争、これらの状況を巡っての室町幕府内部の分裂抗争が、やがて、本格

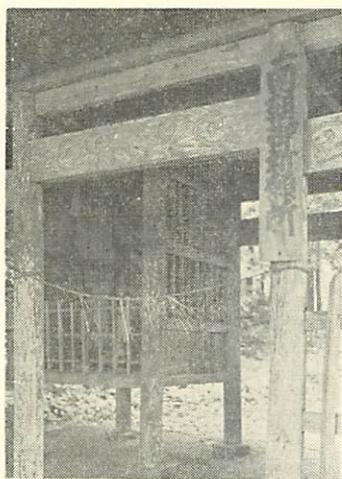


図62 寺山弘秀寺

後世まで南朝の面影を残した寺である。(山崎治雄氏提供)

的に日本全土を戦乱の中に巻き込んでいった。その中から、地方ごとに新しい実力者である戦国大名が台頭してくるようになる。美作は、その戦いが最も激しく展開された場所である。

国人領主

南北朝の動乱が地方で激しく戦われた理由の一つには、在地武士がそれぞれの

地域に領主制を確立するため、守護勢力や幕府勢力と結合して、自己の意図するところを有利に展開させようとしたからであった。在地武士は、ようやくその支配が弱体化しつつあった国衙領や、中央の貴族・社寺の庄園を蚕食し、農民を支配下に入れ、地域ごとに封建制を打ち立てようとしたのである。この在地武士の動向は、先に述べたように、鎌倉時代の中期ごろから盛んになり、南北朝・室町、更に戦国時代を経るに従って一層激しくなっていく。彼らは有力な名主の出身であり、強剛名主とも殿原衆とも称された。彼らは、地頭や庄官として自立したり、党や一揆などの地域的連合体を形成したりした。あるいは守護大名の被官（家臣）となり、あるいは守護を排斥する国一揆の指導者となった。彼らの中で有力な者は、このころから「国人」、「国衆」と呼ばれた。

有力な国人の中から、やがて戦国大名が出現するのである。

南北朝動乱期に美作で活動した在地武士は、菅家党を始め多数の者が『太平記』などに記されているが、いず

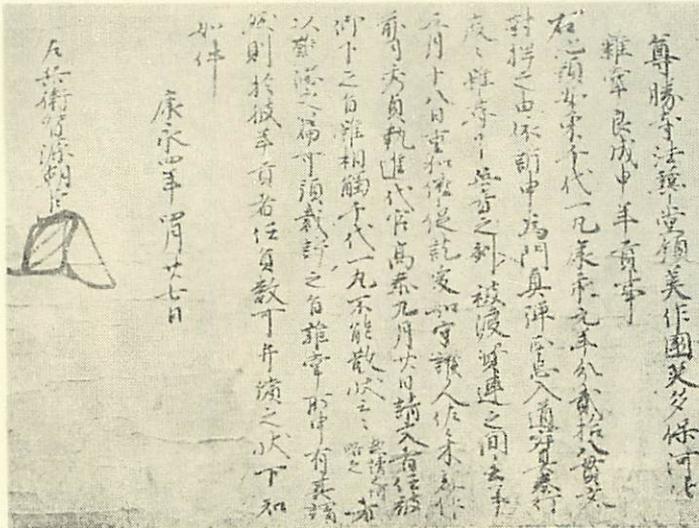


図63 康永4年 足利直義下知状（安東家文書）

れも国人である。彼らが国衙領や庄園を侵略して、自己の勢力を打ち立てていく様子を見ることにする。

河北の地頭

建武三年（一三三六）三月二四日、足

利尊氏は京都勸修寺領香々美本庄の一円知行を同寺に安堵した。この事は先に述べたが、この時、尊氏は武士の濫妨を停止し、諸職を競望する輩の名を申し出させ、処置するよう約束している（勸修寺文書）。動乱の勃発を機に、国人たちが香々美本庄の諸権利を確保しようとする動きを知ることができる。

香々美本庄での国人の「濫妨」がどのようなものであったかは不明である。が、康永四年（一三四五）の春、京都の尊勝寺法華堂領である美作国英多保河北（作東町）の年貢を、地頭安東千代一丸が抑留した事件が起こり、足利直義が英多保の雑掌の訴えを取り上げて裁断している（安東家文書）。同年の四月二七日付の直義の下知状によれば、安東千代一丸は康永元年分の年貢二八貫文を抑留して、寺家への納入を怠っているというのである。英多保河北の年貢は、地頭が徴収を請け負って納入するという「地頭請」という方法が成立していた。鎌倉時代の中期ごろから庄園領主は、庄園の年貢徴収を在地

の有力者である地頭に請け負わせた。これによって一定額の収入を確保し、併せて、地頭の無制限な庄園侵略を阻止しようとするのが目的であった。「地頭請」という年貢徴収の方法は、庄園支配を巡っての庄園領主と在地武士との妥協の産物であった。しかし、在地武士である地頭の勢力が強くなるにつれて、地頭はしばしば年貢を抑留することになり、庄園領主は、年貢を一定額確保することが困難になった。安東千代一丸の押妨は、このような社会的背景をもつものであった。さて、康永元年分の年貢二八貫文について、雑掌良成の訴えに基づいて、幕府は前々から度々千代一丸に尋ねた。しかし、一向返事がなく、前

年（暦応四年）の五月、重ねて催促した。その結果、美作守護佐々木秀貞の代官高泰が、千代一丸に命令を伝えるなど任に当たった。高泰の請文に申すところによる

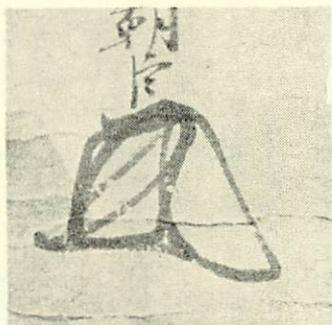


図64 同花押

と、千代一丸は納入する気配がなかった。そのため、幕府は雑掌の訴えを認め、千代一丸の不法と断定し、彼に年貢の弁償を命じたのである。つづいて康永二年以来の年貢についても、同様の訴えが雑掌から出された。直義は守護佐々木秀貞に命じて、三月末、再度訴状を千代一丸に伝達させた。任に当たった代官高泰の八月一日付の請文によれば、千代一丸は何らの返答もしなかった。

貞和元年(一三四五)二月一日、直義は、寺家の主張を認め、千代一丸に年貢の弁済を命じた(岩田佐平所蔵文書)。

地頭安東千代一丸の庄園侵略は恒常的であり、守護による彼への追求は、必ずしも厳しいものではなかった、といえよう。むしろ守護方は、国人の庄園侵略を暗黙のうちにも認めることによって、その在地での要求を満たし、彼を自己の勢力下に引き入れようとしているのである。

侵略される庄園

文和二年(一三五三)、美作国豊田東庄(勝田町)では、三宅孫三郎盛久が庄園の所務(管理権)を押妨している。豊田東庄は、勘解由小路経尹から京都東山光明寺へ寄進された庄園であり、光明寺が管領していたものである。同寺雑掌寛勝

の言上状によれば、三宅盛久は、動乱を理由に豊田東庄を侵略し、庄内の所務を妨害したのである(紀氏系図裏文書)。文和二年の動乱といえ、直冬党に属した山名氏が、山陰から美作に討ち入った時の戦乱である。恐らく三宅盛久も山名方に属していたであろうから、光明寺雑掌の言上状は幕府に出されたのであろう。戦乱に乗じ庄園を侵略する武士の姿がうかがえる。なお、三宅盛久については、出身地等すべて不明である。

美作国勝賀茂郷(勝北町)は京都東福寺の庄園である。貞和三年(一三四七)の「東福寺諸庄園目録」に、勝賀茂郷についての永仁四年(一一九六)二月三日付の「関東御寄進状」が記載されている。これによって、鎌倉時代の後期、將軍家から東福寺へ勝賀茂郷の領家職が寄進されたことが判明する。その後、足利政権によっても引き続きその所領が安堵されている。

延文二年(一三五七)、入沢佐貞は東福寺領勝賀茂郷上下村に入って、寺雑掌の所務が全うできるよう配慮した。ところが、国人の広戸左近将監と高山彦次郎が使節の立ち入りを阻止したため、寺家の要請が実現しなかったことを佐貞は申し述べている。延文二年といえ、山

名氏の勢力が美作西部に及んで、美作東部の赤松氏の勢力と対峙していた時のことである。勝賀茂の地帯は、赤松・山名両勢力の錯綜する所であった。入沢佐貞は、後、美作守護山名義理の守護代になっており、当時、山名氏に属していた有力な武士であった。ところが、勝賀

茂郷は菅家党の拠点である奈岐山麓に近接しており、広戸氏も高山氏も菅家党と深いかかわりをもつ国人であった。そして、菅家党の多くは当時赤松氏に属していた関係から、山名氏の手先である入沢佐貞の命令は、彼らには容易に受け入れられなかったのである。この問題が結着をみるのは、山名義理が美作守護に任命された後の永和二年（一三七六）からであった。この年、山名義理は守護代の入沢佐貞に書を下して、広戸刑部少輔と高山彦次郎の勝賀茂郷での濫妨について、次のように命じている。

東福寺の雑掌が彼らの押妨について申し述べてきたことについては、現地での所務は当寺の雑掌に任せるよう、先度將軍から仰せられたことである。それがいまだに実現していないというのは、いかがなことであるるか。所詮、彼らの妨げを停止して、厳密に寺家の

雑掌の所務と致すべきである。

そして、同年の終わりに、勝賀茂郷のうち上村の地頭職の半分については、広戸刑部少輔の妨害を停止して寺家雑掌に付し、残りの半分を彼の手にゆだねるといふこととでこの事件は収拾した。

塩湯郷地頭掟

美作町の湯郷温泉は、古代から名の聞こえた所であった。平安時代の『和名抄』によると、「塩湯郷」と記され、「しほゆ」、「しほ

た」と呼ばれ、勝田郡に属していた。中世には「勝間田湯」と称せられ、中央の貴族も時には入湯した。藤原定家はその日記『明月記』に、「安貞元年（一二二七）一

〇月一〇日、自分は、夜に入って今出川の藤原公経の屋敷に参上した。近來発病した膝の病いの中に話が及び、有馬湯（兵庫県）もあまり効力がなく、老齡の嘆きを重ねるばかりである。勝間田（の湯）は、膝足の疾に効験があるということを聞いてるのであるが、（遠方なので）美作国に下向することもならず、およそ世間は灰色で、ただ隠居するしか方法もなく、見たり聞いたりする事すべてが痛ましい事が多い。」と記している。また定家は、寛喜三年（一二三一）七月二日、藤原長政

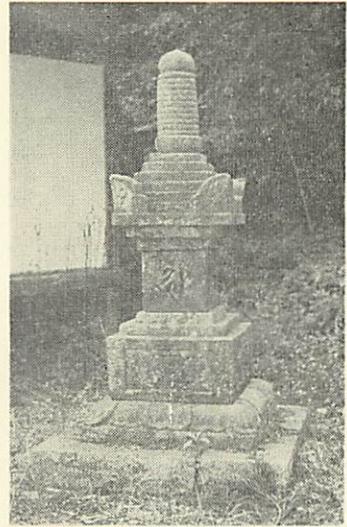


図65 延文5年銘 宝篋印塔(清瀧寺)

の来訪を受けたが、長政は月末ごろ勝間田湯に下向することであった(『明月記』)。

鎌倉時代以来、この塩湯郷の地頭として後藤一族が存していた。室町時代に入って観応元年に、山名義理が後藤下野守義季を塩湯郷地頭等に推挙したことは先に述べた。永和元年(一三七五)八月一日、義季の弟康季は、自分の保有していた所職を、一切の文書とともに甥の帯刀左衛門季治に譲り、一族親類中の結束を促している。この時、季治は康季の猶子となつたのである(赤堀氏所蔵文書)。後藤氏の一族のうち惣領である良貞が、永享一〇年(一四三八)八月、塩湯の管理について、また、一族としての心構えについて置文に記している。室町

時代の武士の姿を知るために、まず掟書を見てみよう。

美作国塩湯郷地頭職掟の条々

- 一、諸社造営の事。百姓らが田地を持ちながら、毎度放置していることは、もったいないことである。所詮毎年よく気を付け、造営を行うべきである。
- 一、湯大明神の事。旅人の勧進物や朔幣田の年貢をもつて、毎年修理を加えるべきである。
- 一、上御宮の事。神田の収入をもつて常時造営すべきである。次に「庁屋(上御宮の庁屋か)」の事、諸司らが管理造営すべきである。
- 一、荒神御社の事。上に仮屋があるので破壊してはならない。
- 一、諸寺庵並びに堂舎辻堂などの事。先例によって管理すべきである。それらの田畠の免税は、領主の許可印をもらうべきである。
- 一、山河の事。法例によって管理されるべきである。
- 一、湯屋の造営の事。「地下人(農民や住民)」の義務になつているので、毎年春秋宮繕を行うべきである。怠る者があれば罪科に処すべきである。
- 一、湯旅人の料金の事。「事書之旨(決められた条例)」

第二章 南北朝の動乱

によって徴収すべきである。奉行といい、地下人
といい、でたために高値を取った者は、きつと罪
科に処すべきである。

一、田に水を引く池や井手については、毎年管繕を行
うべきである。雨乞あまごいも同様。

以上九箇条にわたって、後藤良貞は、塩湯郷の地頭と
して支配の規範を決めたのである。これによれば、第一
に、神社仏閣の造営・管繕を義務づけ、それらの祭祀が
絶えることのないよう配慮している。日々の生活が、神
社・仏閣の祭祀によって営まれている以上、それらの祭
祀権を把握することは領主にとっては特に重要なことで
あったのである。第二に、用水や吉野川の管理運営につ
いての支配がなされている。水利の管理は、時によって
領内の死活にかかわる事であるため、領主として常に配
慮しなければならぬ事であった。第三に、塩湯郷の特
殊な面であるが、温泉の管理運営についてである。温泉
の管理運営は、直接衝に当たる奉行を置き、その下に幾
人かの地下人を配して行わせ、湯屋等の建造物の維持費
は、住民の課役として負担させている。そして、湯銭を
始め温泉の運営の細目にわたって、領主としての強い統

謙与所領事

右美作國塩湯郡壹分地頭藏并
云文藏内半介者兄義季觀感二年
二月廿日戴 御判今半介事康季
同日戴 御判若亡彼 御判同御判
遵行軍忠之 御判寺相副之甥為
弟リ元衛リ則季治於猶子謙与是
聊一祿親類中不可有違礼妨儀也
仍為後日謙状必伴

永和元年八月十日

藤原康季

図66 永和元年 藤原康季謙状写（赤堀氏所蔵文書）

制が加えられ、すべてがその統制のもとに行われるよう
命じている。後藤良貞は、塩湯郷という特殊な地域の在
地領主として、その領主権を打ち立てていたのである。
次に一族への置文を見ていく。

後藤豊前入道良貞掟の条々の事

- 一、「弓箭辺あきゆせんの事（合戦についての事）」。二心あるべからず。一族中にいさゝかでも不忠の者があれば、（不忠者）を罪科に処し、その跡の所領は惣領が知行すべきである。若し惣領が「未練者（未

義作國區湯郷地頭職掟條

一、諸社遠蒙事、百餘者、作楊侍、地每度、
 令令少汰之、系、當勿所、在、每、年、見、
 及之、丁、有、具、行、事、

一、湯大明神事、核人勸進物、朝、聲、
 田、年、貢、負、每、年、丁、加、收、理、也、

一、上所宮事、心、神、田、常、丁、遠、蒙、次、
 廢、省、之、事、法、司、等、丁、具、引、之、

一、義神沖社事、上、候、座、在、之、上、者、不、可、
 破、像、

一、諸寺庵并堂舍、過、堂、心、事、任、例、之、

興行、於、免、田、畠、事、用、判、務、事、

塩湯郷地頭職掟条々写（赤堀氏所蔵文書）

- 一、先代から譲られた所領を保持している一族は、水魚の交わりをなすべきであり、惣領と庶子が対立することは認められないことである。いさゝかでも虚名に取り付かれて、仲違なかつがいをするのは軽はずみな事である。（対立が起こった場合は）両方をよく調べて判定すべきである。若し一方の側が（判定に）異議を主張した場合は、彼らの所持している所領を没収すべきである。

- 一、「弓矢不忠の仁（合戦に参加協力しなかった者）」は、一族中に「籌策ちゆうさくする（はかる）」必要はなく、ともに罪科に処すべきである。次に、良貞の代に不忠の一族・若党があった時は、後代まで（罪を）許すことはできない。

- 一、良貞の「判行はんぎょう（認承書）」を帯して所領を知行している場合は、惣領といえども異議を主張しては

はこの趣旨を理解し、考慮すべきである。

一、「所務（所領の管理業務）」については、古目錄

後醍醐天皇御代御抄

一、多前通事不可有也。中御所自不忠公。公金罪科。且跡為徳領。可知行若。大板領未徳。省金。上置文。之旨。可。省。宗。用。之。仁。休。者。也。宗。奉。云。之。復。休。人。可。為。知。事。

一、謀。分。而。領。二。派。上。良。可。水。更。總。領。底。在。不。會。之。能。在。云。云。宗。御。允。原。名。邊。中。復。舒。恩。也。此。為。方。之。改。可。有。判。別。在。之。方。及。及。者。可。得。分。不。有。知。行。也。

一、先。少。兵。不。忠。之。仁。事。お。海。中。不。可。分。宗。御。供。可。廢。罪。科。不。良。貞。之。穴。不。忠。殊。并。若。宗。事。お。及。公。至。有。名。仁。行。事。

一、平。世。貞。判。以。知。行。更。為。恩。領。不。有。是。公。若。有。忠。者。更。可。以。後。知。事。

一、法。子。後。事。お。軍。陣。者。相。宗。可。上。存。之。同。至。也。之。也。是。夜。使。者。相。而。共。限。可。令。之。配。但。公。之。不。有。在。之。之。御。中。事。事。守。可。依。分。限。當。事。乃。在。至。有。分。之。配。也。

一、形。相。平。原。政。守。不。事。改。為。自。用。任。推。當。在。之。之。之。云。其。心。且。至。至。而。宗。可。御。也。お。取。用。者。無。細。在。今。邊。孔。事。可。在。改。件。處。為。事。

一、限。以。分。事。可。任。款。之。者。但。其。改。件。處。中。改。之。不。進。後。使。者。別。分。之。如。後。事。

一、傳。更。之。更。和。元。祖。光。義。之。後。固。而。宗。之。服。務。後。得。恩。領。改。令。邊。背。信。者。在。知。行。之。別。之。跡。云。然。者。有。宗。御。休。軍。後。復。回。心。改。事。乃。次。殊。中。今。為。知。行。之。一。有。判。別。之。而。宗。之。更。可。任。古。月。跡。其。之。物。之。旨。宗。不。忠。公。御。除。事。事。可。兵。之。能。在。公。并。宗。御。之。宗。御。也。此。為。今。邊。所。久。其。在。有。宗。御。之。更。貞。判。以。知。行。事。

良貞置文写（赤堀氏所藏文書）

や元勘定帳によって、現在の荒地・不毛地・河成地・新開地・除地を決定し、（帳面に）毎年加筆してもなお完全にはいかないものである。まして油断しておれば実体がますます把握できなくなるものである。以後この事をよくわきまえるべきである。

一、「重書（重要な書類）」の事。数通存在するので、肝要なものを注記しておく。良貞の注記を守ってこれを用いるべきである。それというのは、「正文」と「案文（控え）」は、それぞれ二箇所に入れておくべきである。また、急用のために文書を質に置くことを、決して行つてはならない。殊に左京亮理季は、すべての重書を瑣細な（ささい）ことのために質に置き、ついに流してしまつた。しかしながら、良貞俗名新左衛門尉理季は、「直銭（代銭）」を支払つてこれを取り返した。左京亮は名乗りの字を替えて季持と号した。質券はいまだに理季の時代のものである。質券は彼の自筆である。

一、このほか子細な事が多くあるが、省略した。古今の条例や良貞の判形のある命を守り、執り行うべ

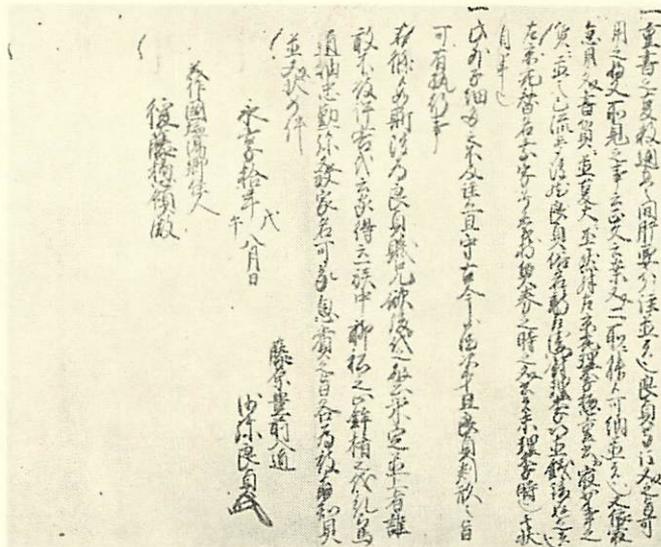


図68 永享10年 後藤

「右の条々かくの如し。良貞は賤兒（愚兄）たりといへども、後代の繁栄を欲して定め置く上は、誰かあへて許容されざらんや。家督といひ一族中といひ、いささかも私の「鉾楯（対立）」の儀を止め、弓馬の道

を糺し、忠勤を抽んで、いよいよ家名を発し、恩賞を蒙るべきの旨、各存知されるために、具に置文の状、件の如し。

藤原豊前入道

沙彌良貞（花押）

永享拾年

戊午

八月 日

美作国塩湯郷住人

後藤惣領殿

後藤良貞が後嗣の惣領に示した置文の内容は以上のようである。彼がこの中で繰り返し強調しているのは、惣領を中心とする一族の結束であり、特に戦時における尽忠についてである。一族の将来の繁栄のためには、惣領職は必ずしも嫡出子に受け継がれることを固執するものではない。本人がそれに適さない場合は、一族のうちから器用の仁を選んで、それに当てることを示している。その他領内の竹木の管理、領地の所務、伝来の文書等、事細かに注記している。なお文中、左京亮理季の代に、文書を質に置いて借錢したことが見える。鎌倉時代後

期、貨幣の流通が盛んになるにつれて、武士階級が疲弊している様を物語っており、興味が深い。

第二章
新宗教の興隆



図69 法然上人伝法絵 一岡山県立博物館蔵一

第三章 新宗教の興隆

第三章 新宗教の興隆

一、法然房源空

法然の伝記

長承二年(一一三三)、法然ほうねんは稲岡庄いながかしやう(久米南町)に誕生した、と伝えられている。

法然の伝記は、浄土宗の開祖を称賛する意味で多く作られている。その主なものを挙げると、『源空聖人私日げんくうしやうじんに

記』・『法然上人伝記』(醍醐寺本)・『伝法絵』(本朝祖師伝記絵詞)・『法然上人伝』(増上寺本)・『法然聖人絵』(弘願寺本)・『法然上人伝法絵流通』・『法然上人伝法絵』(高田專修寺本)・『拾遺古徳伝絵詞』・『法然上人伝絵詞』(琳阿本)・『法然上人行状絵図』(四十八巻伝)・『黒谷源空上人伝』(十六門記)・『知恩伝』・『法然上人伝』(十巻伝)・『正しやう

源明義抄』等である。

伝記の量に比

較して、法然の真蹟で残っているものは極めて少ない。弟子親鸞しんらんのそれと比較すればわずかである。大阪一心寺蔵の「写経」、京都盧山寺蔵の『選択本願念仏集』の「内題」、

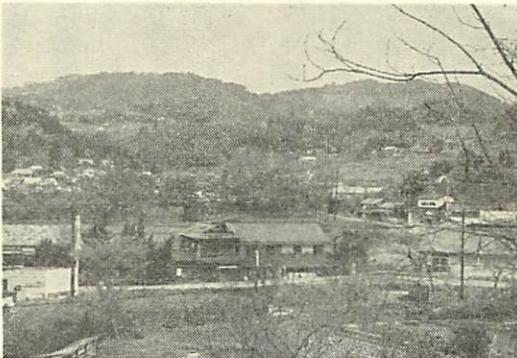
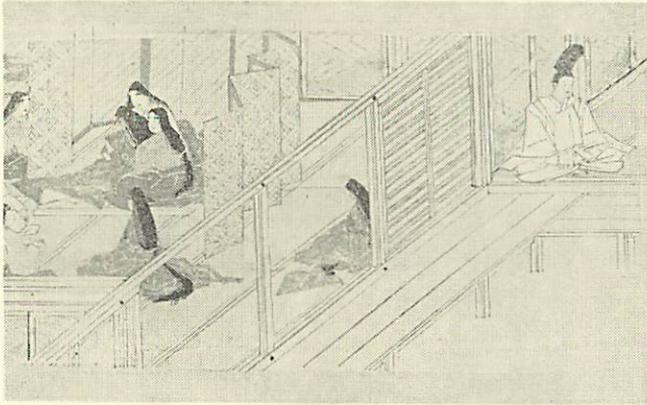


図70 誕生寺附近 左方山際が誕生寺



の場面) 一京都知恩院蔵一

京都嵯峨二尊院蔵の「七箇条制誡」の「署名」、奈良興善寺蔵の阿彌陀如来立像胎内納入文書のうち三通、及び京都嵯峨清涼寺蔵の「熊谷入道宛消息」一通だけである。真蹟の現存しない理由としては幾つかが考えられている。第一は、法然自身の性格によるもので、彼は、自筆

のものをあまり残さなかった、といわれている。法然より四〇歳若い京都梶尾高山寺の高山(明恵上人)は、その著『摧邪輪』の序文で法然を評して、「上人、深智あ

りといへども文章を善くせず、よつて自製の書記なし。」といっている。第二の理由は、法然が首導する専修念仏教団が、旧仏教側の暴力的な攻撃によって壊滅状態に陥ったことによる。法然滅後一五年めの嘉祿三年(一二二七)六月、比叡山延暦寺の衆徒による大谷墓堂の破却はその著しいものであった。第三の理由は、教団流派の分裂によるものである。法然入滅後四五年めに成った『私聚百因縁集』によれば、幸阿の一念心義、聖光の鎮西義、隆寛の多念義、証空の西山義、長西の諸行本願義に分裂し、それぞれが正統を主張して争った、といわれている。例えば、貞永二年(一二三三)正月二五日、法然の遺骨を巡って、湛空と幸阿がその争奪を演じるといったような事件が起きており、京都での教団の対立を反映している。

法然の一生を伝記で見っていく場合、次の諸点に留意が必要である。彼の伝記は、その死後、念仏教団の諸流派によって、それぞれに有利に作成されたものである。しかも、聖者としての法然を宣伝するために多くの粉飾がある。描かれたままを事実として信頼できない難点もつ。しかしながら、その中では信空の法系によって、法

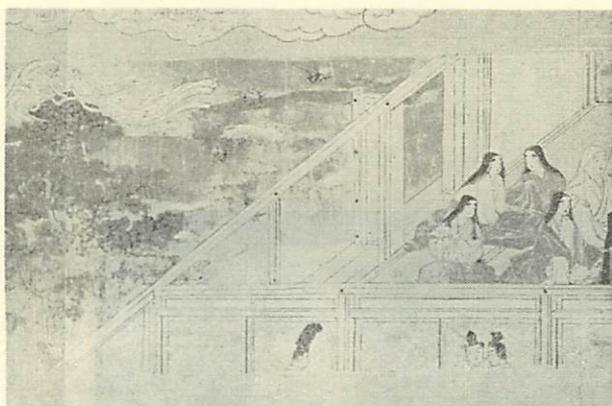


図71 法然上人絵伝（四十八巻伝）（誕生）

私日記』を中心に法然の一生を見ていくことにする。

誕生

法然が稲岡庄に生まれたのは長承二年であることは先に述べた。『私日記』

『伝法絵』以外の伝記は、「長承二年四月七日午の正中」としているが、この月日は釈尊の出生日に附会したものである。彼の出生に当たって、「聖人、始めて胎内を出づ

然の死後早い時期に作成された、『源空聖人私日記』（『源空私日記』と略す。以下他の伝記も適宜略す。）が比較的信頼できる、といわれている。この『源空

の時、両幡天より降る。奇異の瑞相也。」と諸伝記が記している。二旒の白幡が生家の辺りの樹木に降下したというのである。法然の誕生に当たって空から幡が降ったという伝承は、応神天皇の生誕説話に附会している。天皇の誕生に当たっても同様の奇瑞が現れたとされており（『三社托宣抄』・『水鏡』）、この応神伝承を踏まえたものである。応神天皇は後に八幡神として祭られる。八幡神と法然の関係を物語る次のような説話がある。法然に帰依した惟方別当入道の孫が、夢に法然の墓所を訪れたところ、その墓所は「八幡宮とおぼしき社」であり、「この聖人の御房こそは、（八幡の）御聖躰よ」といわれていた、とある（『三社托宣抄』・『西方指南抄』）。念仏集団の中に、八幡神と法然とを結び付ける思想が濃厚になった時期に作られた伝説である。

漆間一族

法然の父は久米押領使漆間（漆とも）

時国（『源空私日記』）、母は秦氏（『法然聖人絵』）といわれている。『四十八巻伝』の原文を見る

と、

かの時国は、先祖をたずぬるに、仁明天皇の御後、

西三条右大臣光公の後胤、式部太郎源の年、陽明門

にして藏人兼高を殺す。其科によりて美作国に配流せらる。ここに当国久米の押領使神戸の大夫漆の元国がむすめに（年が）嫁して、男子をむましむ。元国男子なかりければ、かの外孫をもちて子としてその跡をつがしむるとき、源の姓をあらためて漆の盛行と号し、盛行が子重俊、重俊が子国弘、国弘が子時国なり。とある。この家系も『四十八巻伝』だけに見えるもので、他の伝記には見られない。漆間氏が久米郡を中心に勢力をもった豪族であることは先に述べた。（『市史』第一巻第二章一四四ページ参照）すなわち天承元年（一一三一）、美作国司が布施社に下した「美作国留守所下文」に、国庁の官人として



図72 文珠像 一摩賀多神社藏一
(山崎治雄氏提供)

◎「四十八巻伝」に見える法然家系



の漆間氏の署名が見える。応保二年（一一六二）造立の高野神社の隨身立像の胎内銘に「大勸進漆尋清」と見え、更に、有漢町臍帶寺の嘉元三年（一一三〇六）の銘のある石塔婆に、「一結衆二十八人敬白願主漆真時」の名が見える。また、中央町越尾の摩賀多神社の文殊大明神像の墨書銘に、「奉造立文殊大明神信心大施主漆時重敬白」の記名が見られる。この像は、応安三年（一一三七〇）に奉納されたものである。このように漆間氏は、平安末期から南北朝期にわたる数世紀の間、主として美作の南部で重きをなした豪族である。父の家系である漆間氏については、幾ばくかの記録が残されているが、母の家系の秦氏については一切が不明で、伝記にも記述がない。秦氏が久米郡の中で、漆間氏に劣らない豪族であったことは先に述べた。（『市史』第一巻第二章一四六ページ参照）なお、法然は幼名を勢至丸といった、と伝えられてい

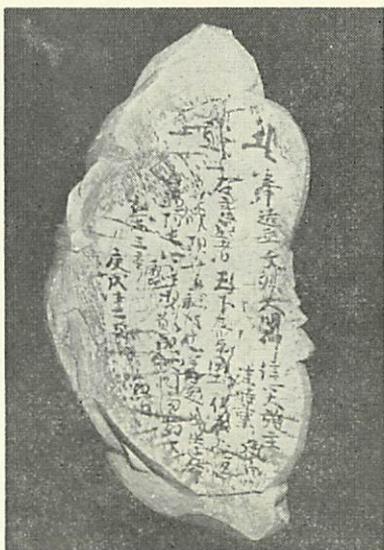
第三章 新宗教の興隆

るが、これも後世の附会であろう。すなわち、一三世紀の初頭に成立した『公胤夢告』によると、園城寺の長吏公胤が建保四年（一一二六）四月二十六日、「源空本地身、大勢至菩薩」の夢告を受けた、とされており、これによったものと思われる。

明石 定明

保延七年（一一四一）の春、久米の押領使漆間時国は、稲岡庄の預所明石

定明の夜襲に遭い、あえない最期を遂げた。「保延七年辛酉春比、慈父、夜打のため殺害され畢。聖人生年九歳。」『源空私日記』にはこのように記されている。押領使と庄園の預所の確執が一般的にどのようなものであったか



同 銘 文

は先に述べた。（第一巻第二章一四六ページ参照）明石定明については、時の右大臣藤原頼長の日記である『台記』の康治二年（一一四三）七月二四日の条（時国の死後三年め）に、権大納言藤原宗輔から聞いた話として次のように記されている。

故堀川院の御時、馬允定国といふ者有り。滝口の時より常に召仕ふ。馬允に任じた後、なほ召仕ふ。これ細工による也。且今、笛・笙等の修造に便あるの故也。

（中略）上崩するの後、恋哀止むこと無し。常に宗輔の家に来りて、相与に上生存の時の事を語らふ。又曰。（定国が）、上崩するの後、龍王に生じて北海に在り。我（定国）まさに其所へ詣らんと欲す。（中略）幾許年の前今年（康治二年）よ、九年なり。定国、其子定明をもって消息を持ち宗輔に送らしむ。其書に曰く、先日申せし如く、すでに故院（堀川院）の御在所（北海）に参らんとす。

（中略）定明もと滝口を望むの間、よろしき便に挙申すべし。定国は文（字）を知らず。某（宗輔）先づ哭泣

の後かれを問ふ。定明曰く、定国、美作国に下向す。出家の後、年を期して龍頭の舟を造り、これに乗り、仏経をもつて其内に置き、帆を懸け、南風烈しき時、



(幼年の場面) 一京都知恩院蔵一

北海に浮び、舟、北を差して速走すと。

この定国の子が、法然の父を襲撃した明石定明である。定明が時国を襲撃した理由は、『十六門記』によれば、

造意(意恨)の由来は、定明、稲岡の庄を知行して、

多の年月

を送に、

時国、下

掌の身(

下級の役

人)とし

て定明を

軽ずるに

依って、

遂に対面

せざりき

其遺恨な

りとぞ。

とある。ま

た、『四十八

卷伝』によ

れば、

かの時国、聊本姓に慢ずる心ありて、当庄の預所明

石の源内武者定明をあなづりて、執務にしたがはず、

面謁せざりければ、定明ふかく遺恨して、

とある。いずれも法然の立場に立つ伝記作者が、時国の

非を挙げて定明の襲撃の理由としているのは真実に近い

であろう。

この戦いのさ中、幼少の法然が小矢をもつて定明を射

た話が、『源空私日記』等に記されている。それには、「聖

人生年九歳、彼、矯(矮か)小箭を以て、凶敵の目間を

射る。件の疵を以て其の敵を知る。即ち其庄の預所明石

源内武者也。因て茲に逃げ隠畢。」とある。

深手を負った父時国は、法然を枕元に呼び、西に向か

い端座合掌して、

われ、このきぎにてみまかりなん(と)す。ゆめゆ

めかたきをうらむる事なかれ。猶この報答をおもふな

らば、生々にあらそひたゆべからず。願は今生の妄縁

をたち、極楽に生まれん(『法然聖人絵』)。

とあって絶命した、といわれている。法然が仏道に入る

動機が、この父の遺言にあった、といわれている。多く

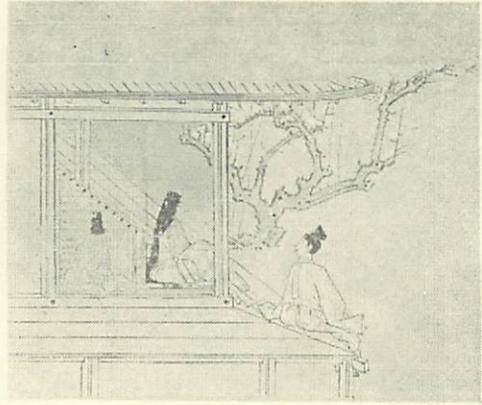


図73 法然上人絵伝（四十八巻伝）

る。

法然上人は美作州の人也。姓は漆間氏也。本国の本師は智鏡房。上人十五歳。師、直人にあらずと云ひ、

登山(比叡山延暦寺)に入山して修行すること(せん)と欲す。上人の慈父云ふ、我に敵有り。登山の後、敵に打たれしと聞かば、後世を訪ふべしと云々。黒谷の慈眼房を師として出家受戒す。然間、慈父敵に打れ畢。上人この由を聞き、師に暇を乞ひ、遁世すと云。

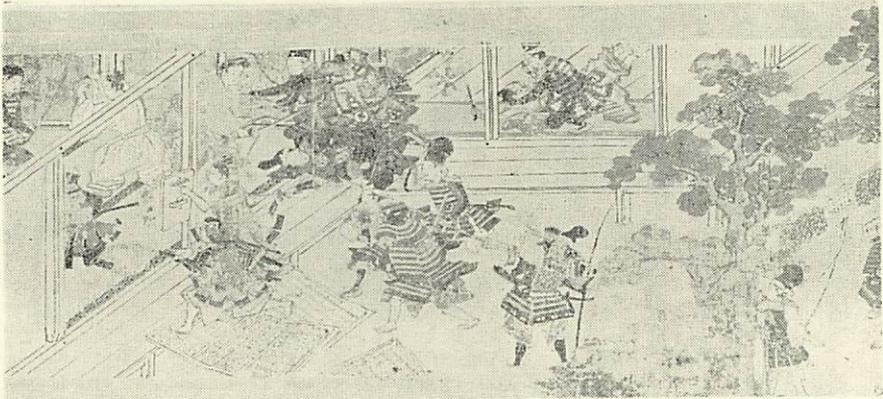
すなわち、ほかの伝記によれば、法然が菩提寺(奈義町)

の伝記が法然の入信を父の死後と記しているが、『醍醐寺本』が引用する『別伝記』によると、それは父の生存中とされてい

の観覚(智鏡房)のもとに入り、やがて叡山登山、出家遁世したのは父の死後とされている。しかし、この記録では法然の登山は父の生前となっている。この時、父時国は将来起るであろう定明との確執、それによる自己の死を予測して法然に伝えている。この予測は不幸にも的中した。このことが法然を遁世させる動機となったのかも知れない。

出家

法然の最初の師は菩提寺の観覚である。「聖人、同国菩提寺院主、観覚得業の弟子に成り給ふ。」とある(『源空私日記』)。菩提寺は奈岐山麓にあり、当時菅家党の武士団の勢力の中心地であった。法然がこの地に送られたのは、菅家一族の庇護を頼りにしたためであろう。法然の最初の師である観覚は、観覚得業(『源空私日記』・『四十八巻伝』等)とも智鏡房(『十六門記』・『法然上人絵』等)とも記されている。『四十八巻伝』には、母秦氏の弟と記されている。「もと延暦寺の学徒。大業の望みを達せざることをうらみて、南都にうつり、法相を学して所存をとぐ。ひさしの得業とぞ申ける」(『四十八巻伝』)、とあり、南都で法相宗を学び、後、天台の学侶となったのであろう。



(漆間館急襲の場面) 一京都知恩院蔵一

法然は、
 観覚のもと
 から比叡山
 が上がった。
 天養二年
 (一一四五)、
 一三歳の時
 (『源空私日
 記』・『伝法
 絵』等)と
 も、久安三
 年(一一四
 七)、一五
 歳の時(『拾
 遺古徳伝』
 『四十八卷
 伝』)ともい
 われている。
 入山に当た
 って、伝記

は一樣に法然の傑出性を説いている。「ただ人にあらず」
 (『四十八卷伝』)、「コノ児ノ器量ヲミルニ凡人ニアラス。
 オシキカナ、徒ニ辺国ニオカムコトハ」(『拾遺古徳伝』
 などである。観覚が比叡山にもたらした消息にも法然の
 入山を、「大聖文殊像一躰を進上す」(『源空私日記』)、と
 表現している。当時、仏門に入るためには、南都か北嶺
 に赴く必要があった。入山して数年の勉学の後、官試を
 受けて初めて出家受戒するのが例であった。『知恩講私
 記』によれば、
 法然は、「生年三五
 (一一五歳)春、
 始て四明山(叡
 山)に挙り、同
 年仲冬登壇受
 戒」と記してい
 る。しかし、春
 に入山した法然
 が同年冬に受戒
 するということ
 は、先例から見



図75 菩提寺

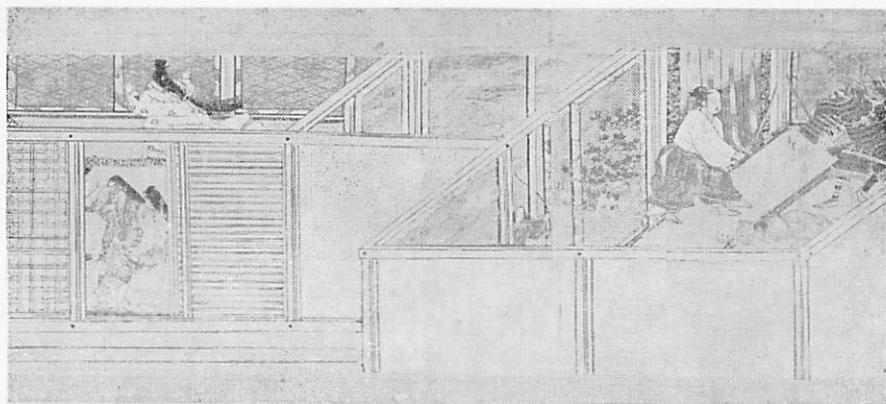


図74 法然上人絵伝（四十八巻伝）

ると妥当でない。一五歳受戒説を妥当とすれば、入山は一三歳の天養二年であったであろう。

法然の叡山での最初の師は西塔北谷持法房源光であった。二年後の久安三年（一二四七）、功德院肥後阿闍梨皇円のもとで出家受戒し、一八歳の秋まで皇円について、『法華玄義』、『法華文句』、『摩訶止観』の天台三大部六〇巻を学んだ。当時、延暦寺は慈恵大僧正良源の寂滅後、その門下の源信（恵心僧都）の恵心流と、同じく門下の覚運の檀那流が、前者は西塔五谷に、後者は東塔五谷に伝えられた。最初の師源光も、功德院皇円も、どちらも源信の恵心流につながる人々であった。源光については、その伝は不明であるが、皇円は『扶桑略記』の著者である。

遁世

久安六年（一二五〇）、一八歳の法然は、師の皇円のもとを去り、当時、叡山西塔の黒谷に隠棲していた叡空の禅室に入り、遁世した。

遁世に当たっての法然の気持ちは、「是れ、偏に名利の望みを絶ち、一向、仏法を学ばんが為也」（『一期物語』）、ということであった。天台教団の中で一切の名利を捨て、教団を離れてひたすら仏の道を追求しようとしたのである。観覚・源光・皇円のもとでの修業期間は、二、三年間という短日月であったが、第四番めの師慈眼房叡空のもとでは、久安六年から承安五年（一一七五）に至る二五年間の長きにわたった。実に叡空こそ法然の本来の師であった、といつてよい。叡空の出自については不明

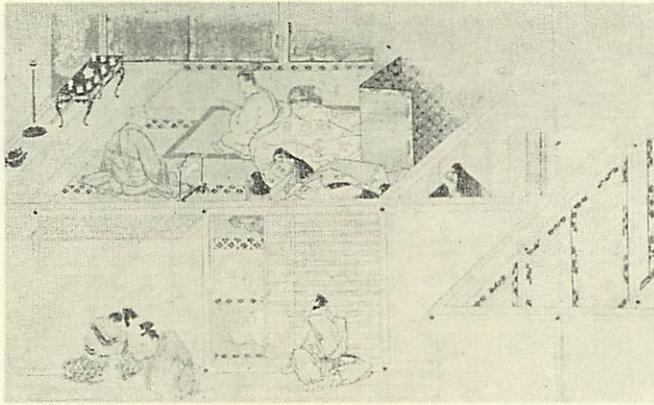


図76 法然上人絵伝（四十八巻伝）（時国臨終の場面）—京都知恩院藏—

である。彼は幼少で比叡山に登り、良忍に師事し、その後、黒谷に通世した。黒谷での叡空は、法然に円頓戒を授け、源信の『往生要集』を講じ、一代藏経を示した、といわれている。叡空の師良忍は融通念仏を唱導し、叡山に声明道を興し、二三歳で山を下り、大原の奥に隠棲

して念仏聖の道に入つた。念仏聖の系譜が、良忍—叡空—法然とつながっていったのである。聖になることは当時多くの僧侶の関心の的であった。それは現世祈禱の

修法がもたらす利益や、古代国家の保護と統制下にある僧官僧位の栄達から決別し、仏法の求道者としての道に身を投ずることであった。

浄土思想

天台宗における浄土教の源流は、中国の隋王朝期の智顛（五三八—五九七）

に始まる、といわれている。仏教の行的実践を重んじた『摩訶止観』には、禪定の方法である四種三昧を説いている。そのうちの一つである常行三昧は、「九十日、身に常に行じて休息することなく、九十日、口に阿彌陀仏名を唱えて休息することなく、九十日、心に常に阿彌陀仏を念じて休息することなく、「色身に貪着せず、法身にも亦着せず、善知識一切法、永く寂として虚空の如き」無想の境地に達することを目的とした。元来、天台宗は法華経に立脚したものであるが、その中に念仏により極楽浄土に往生することを願う浄土教が起こってくる。我が国に天台宗をもたらした最澄は、法華三昧に重点を置いたが、彼の弟子円仁が承和五年（八三三）に入唐し、承和一四年に帰国するに及んで、唐の五台山念仏三昧の法をもたらした。これから比叡山で法華三昧と並んで常行三昧が始まった。貞観七年（八六五）に不断念仏が始

まり、元慶七年（八八三）には叡山の東塔に、寛平五年には西塔に、それぞれ常行堂が建てられ、浄土教的雰囲気は山内に広がっていった。こういった風潮は都の貴族の間にも普及した。

承平・天慶の乱（九三五一—九四一）は、律令国家の弱体を遺憾なく暴露し、王朝貴族の平安の夢を破った。乱は東国と西国に起こったのであるが、畿内周辺をも社会不安に巻き込んだ。京都に空也が現れて念仏勧進を行ったのはこの時であった。空也は延喜三年（九〇三）に生まれた。姓氏は不明であるが、「少壮の日、優婆塞を以て五畿七道を巡り、名山靈窟に遊び」（『空也誄』）、といわれているから、修験道を修行した僧であったと思われる。空也は常に南無阿彌陀仏を称していたので阿彌陀聖と称され、市に住んで勧進を行ったので市聖ともいわれた。空也の念仏勧進に参加した人々は、単に貴族だけでなく庶民も多く彼に従った。『日本往生極楽記』に、「上人來つて後、自ら唱へ、他をして唱へしむ。爾後、世を挙げて念仏を事とす。」といわれている。平安時代には、地方にも仏教の在家信者が現れ、聖（上）人と称せられる、既成の教団に属さない仏教者も現れてくる。応徳元年（一

〇八四）、美作土民散位藤原季隆が造塔を行ったり（『江都督納言願文集』）、美作聖日円が勧進を行ったり（『拾遺往生伝』）したのも、そういった地方の仏教活動の現れである。空也の念仏勧進は、これらの活動の代表的なものである。このようにして、念仏聖の系譜は法然に受け継がれていく。

『往生要集』

天台浄土教で圧倒的な影響を後世に与えたのは、源信の『往生要集』である。

源信は天慶五年（九四二）、大和国に生まれ叡山横川に登った後、内供奉十禅師となった。『往生要集』は、永観二年（九八四）から寛和元年（九八五）の間に著された。本書は序文に、「夫れ往生極楽の教行は、濁世末代の目足なり。道俗貴賤、誰か帰せざるものあらん。」と述べ、「いささか経論の要文を集む。これを披いてこれを修むるに、覺り易く行ひ易からん」、「これを座右に置いて、廃忘に備へん」と結んでいる。この書は、浄土教の単なる教学書ではなく、在家出家を問わず、日常的宗教生活の指導書として重きをなしたのである。

浄土信仰の流行は、摂関家を始めとして中流貴族、貴族的武士、更に地方の一般庶民の間に広がった。天皇・

貴族階級によって阿彌陀堂が建立され、その堂内は、阿彌陀仏を中心に極楽浄土さながらに莊嚴しょうげんされ、彼らの富と権勢をもって及ぶ限り豪華に構成された。「極楽疑いあらば宇治の御寺へ詣れ。」といわれた、宇治平等院阿彌陀堂は、藤原頼通とうげんの造営にかかると、その代表的な例である。どのようにして極楽往生を遂げたらよいかという要求から、その体験談ともいふべき「往生伝」が数多く作られた。こう見てくると、貴族を中心とする阿彌陀信仰の様相は、死者追善的行為が多く、また、貴族の年中行事的な宗教生活として成立していた、と見られる。

末法の世

浄土思想の流行に拍車を掛けたのが末法思想である。末法思想とは、釈尊入滅後の一定期間は正法が保たれるが、像法の時期になると仏教が衰え、末法期には一切のものが悪化して、悪事だけが栄えるという終末の世界観である。年代の取り方は經典によって異なるが、永承七年(一〇五二)をもって末法第一年とされた。王朝貴族の間で、末法の到来が自覚されてきたころ、社会的にも末法を顯示する現象が起こってきた。律令社会が解体を深め、武士階級の興隆に

よる社会不安が日常化し、比叡山を始め南都の旧寺院勢力も世俗化し、僧兵による武力的行為が多くなったのである。特に、天台教団では、比叡山の山門派と園城寺による寺門派の対立が激しく、それらの僧兵によって互いに堂舎が焼かれるという事態に立ち至った。法然が入山した天養二年(一一四五)前後の状況を見ると、康治元年(一一四二)、園城寺の衆徒が延暦寺を襲ってその堂宇を焼き、天養二年には、興福寺の僧徒が大和の金峰山を攻撃している。久安二年(一一四六)には、園城寺と延暦寺とが争い、翌三年、延暦寺の僧らが越前白山領の事について院に強訴を執行し、平忠盛・清盛父子の流罪を要求した。法然が功德院皇円のもとで出家受戒した年である。法然が黒谷聖人叡空の禅室に入った久安六年には、比叡山の西塔と横川が対立し、戦いに及ぼうとしている。南都北嶺に恒常的に起こった僧兵の争いと、保元・平治の乱を経て、平家一門が中央の政界に台頭する有様とを、法然は黒谷叡空の禅室で二五年間、目の辺りに見たのである。

専修念仏

承安五年(一一七五)、法然は、比叡山黒谷の叡空のもとを去って西山の広

谷（京都府乙訓郡粟生）に移り、更に、京都東山大谷の吉水に移った。現在の知恩院の位置である。四三歳であつた。

法然が比叡山から吉水に移住したのは専修念仏に志向したからである。叡空のもとにいた二五年間の彼の行動は不明である。南都に遊学して旧仏教を学び、また、嵯峨の釈迦堂に参籠したともいわれているが、定かでない。

法然は、「年来の間、念仏を修すといへども、聖教に随順して、敢て人心に逆らはず、世の聴を驚かすことなし。

これによつて今に三十箇年、無為にして月日を渉る」

と、「七箇条制誡」の中でこの時のことを述懐している。「今に三十箇年」とは、法然が専修念仏に志した安元元年から、「七箇条制誡」が起草された元久元年（一二〇四）までの三〇年を指すのである。「聖人、齡四十三より始めて浄土門に入り、閑かに浄土を觀じ給ふ」と、法然の専修念仏への志向を『源空私日記』はこのように記している。

法然は、源信の『往生要集』から出発して、源信のまだ触れていない『観無量寿経疏（観経疏）』に至って、専修称名の確信を得た。『観経疏』は唐の善導が著した

もので、法然はその主著『選択本願念仏集』（建久九年一一九八作）の結語で、「静かに以みれば、善導の観経の疏は、これ西方（極楽浄土）の指南、行者の目足なり。しかれば則ち西方の行人、必ずすべからず珍敬すべし。……大唐に相ひ伝へて云く、善導はこれ彌陀の化身なりと。しかれば謂ふべし、またこの文は、これ彌陀の直説なりと。……ここにおいて貧道（法然）、昔この典（観経疏）を披閱して、ほほ素意を識る。たちどころに余行を舍めて、ここに念仏に帰す。」と記している。

『往生要集』について、法然は、「善導和尚の二修（『観経疏』と『往生礼讃偈』）をもつて、往生極楽の行を決せむと欲する者なり。……既に恵心（源信）の意、西方の行においては導和尚をもつて、しかも指南とす（『無量寿経積』）、と述べ、天台浄土教での源信の教えから離別しようとしている。彼が黒谷の吉水に移ったのも、このような理由によるものであろう。

法然の思想は、その主著『選択本願念仏集』に余すところなく展開されている。阿彌陀仏が一切の衆生を平等に救済することについて、次のように述べている。

念仏は行いやすいので一切に通ず。諸行はむずかし

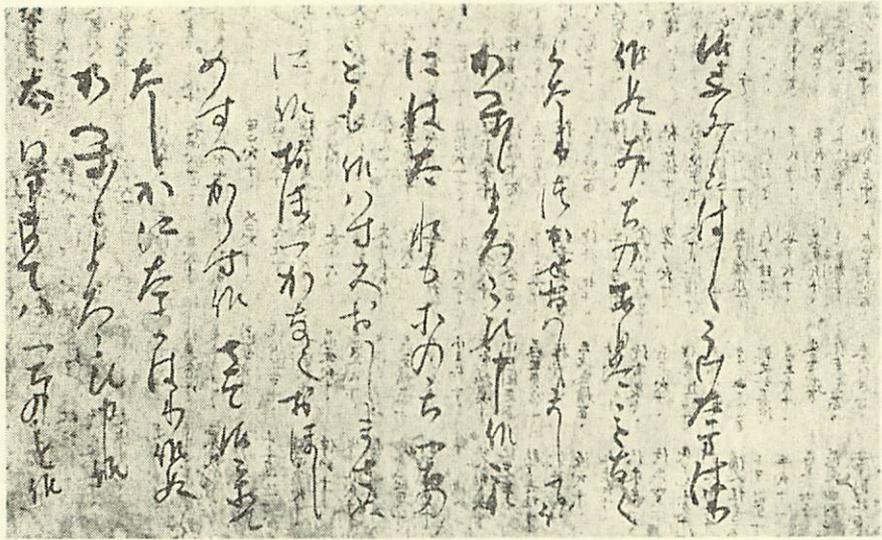


図77 法然書状 一奈良興善寺藏一

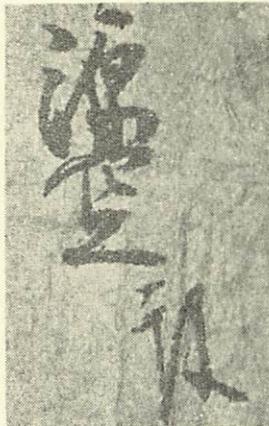


図78 同署名

いので、あらゆる機会に対応できない。そこで、一切衆生を平等に往生させるためには、難を捨て易を取つて本願(彌陀の)としたのではあるまいか。若し造像起塔をもつて本願とするなら、貧窮困乏の類は往生の望みを絶たれる。しかも、富貴の者は少なく、貧賤の者はなはだ多い。若し知恵高才をもつて本願とするならば、愚鈍下知の者は往生の望みを絶たれる。しかも、知恵の者は少なく、愚痴の者はなはだ多い。若し多聞多見をもつて本願とするならば、少聞少見の輩は往生の望みを絶たれる。しかも、多聞の者は少なく、少聞の者はなはだ多い。若し持戒持律をもつて本願とするならば、破戒無戒の人は往生の望みを絶たれる。しかも、持戒の者は少なく、破戒の者はなはだ多い。その他の諸

行もこれに准じて知るべきである。まさに知るべきで

ある。上の諸行等をもって本願とするならば、往生を得る者は少く、往生できない者は多いことであろう。そこで、彌陀如来、法蔵比丘びくの者、平等の慈悲の立場から、普く一切を対象とするために、造像起塔等の諸行をもって往生の本願とされなかつた。ただ称名念仏の一行をもってその本願とされたのである。

法然は念仏称名が往生の手だてとして「正中の正」であることを主張した。この主張は、当時の社会にとって革新的なものであった。南都北嶺を中心とした、戒行を主とする閉鎖的な既成仏教に代わって、法然の浄土教は、一切衆生の平等な救済を志向したものである。法然以前の浄土信仰は、貴族階級の富と権勢を背景にした造寺造仏、年中行事と化した仏事にあつた。それとは異なつて、法然は、ひたすら心に阿彌陀仏を念じ、口に仏名を唱えることによつて彌陀の本願にかなう、という教えを説いたのである。この教えは、一般大衆にとつて受け入れやすいものであり、新しい時代の宗教ということができよう。

法然と重源

法然の活動が顕著になつてくるのは、源平の争乱が終結しようとしたころか

らである。多くの法然伝が記しているように、養和元年（一一八一）、法然は、争乱で焼失した東大寺の再建に尽くすようにと、「東大寺勸進職」に任命された。しかし、辞退して俊乘房重源を代わりに推挙した、といわれている。事実とすれば、法然の実力が宗教上だけでなく、世俗的にも珍重されたわけである。重源については、「釈源、黒谷源空の徒也」（『元亨釈書』）、といわれており、また、「俊乘房ハ、阿彌陀仏ノ化身トイフコト出キテ、ワガ身ノ名ヲハ、南無阿彌陀仏ト名ノリ」（『愚管抄』）、といわれるように、浄土信仰に深い関心をもつた僧であつた。事実、重源が「東大寺勸進職」に任命され、備前・備中・周防を始め各地で東大寺復興のために尽力したことは、彼

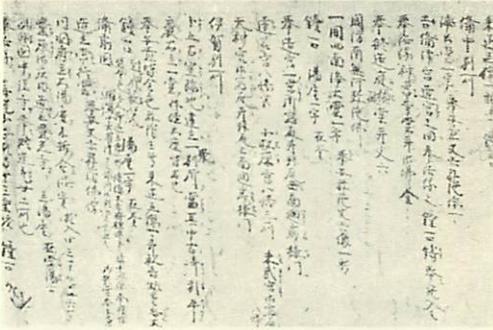


図79 南無阿彌陀仏作善集
一東大史料編纂所蔵一

の記した『南無阿彌陀仏作善集』に詳しい。しかし、重源の前に法然が任命されたという事実は、東大寺の再興を記した『東大寺造立供養記』にも、『東大寺統要録』にも見えない。また、養和元年には、法然は四九歳であったのに対して、重源は六一歳であったから、重源が法然の弟子であるとする『元亨釈書』の記事も検討を要する。法然の弟子の信空の父藤原行隆が、「造東大寺長官」であったところから生まれた説である、ともいわれている。

法然と兼実

一切の行を捨て、ひたすら称名念仏によって、阿彌陀仏に救われることを本願とする法然の教えは、源平の合戦後から人々の間に普及し始めた。法然に帰依した人々の中で、貴族階級では藤原(九条)兼実を挙げなければならない。兼実と法然との関係については、兼実の日記『玉葉』の中に見ることがができる。文治五年(一一八九)八月一日に、「今日、

法然房の聖人を請ひ、法文語及び往生業を談ず、同八日「法然聖人來りて授戒、其後念仏を始む」、建久元年(一一九〇)七月二三日、「午刻、先づ法然房源空上人を請ひ、受戒。次に恒例の念仏を始む」、同二年七月二八日「早旦、九条堂に向ふ。受戒のためなり。源空上人を



図80 法然肖像 一京都知恩院蔵一

請ひて之を受く」、同八月二一日、「懺法三時に了ぬの後、法然房源空上人を請ひて受戒し了ぬ。夜に入りて又懺法を読む。即、余(兼実)、念仏を始め、女房読誦し始む也」等々の記事が続く。源頼朝の厚い信頼によって議奏公卿首座となり、摂政・太政大臣を兼任し、我が世の春を謳歌していた兼実も、建久七年(一一九六)、頼朝の画策により、反対派の土御門通親らの手によって失脚させられ、閑白の職を甥の基通に譲った。兼実はこれを契機に五四才で出家したのである。藤原定家の日記『明月記』によれば、

夜前、九条殿(兼実)、法性寺に於て御出家。……申
始許、法性寺月輪殿(新御堂)へ参入。夜前御仏事等訖ぬ。
子時許、此御堂に御す。法然房参入。御本意を遂げら
れ、剃り奉り給ふと云々。

と見える。兼実の出家と前後して、彼の娘で後鳥羽天皇
の中宮であつた宜秋門院も出家した。宜秋門院は、父兼
実の失脚により宮中を出て九条にいた。同じく『明月記』
建仁元年十月二七日の条に、

去十七日、女院(宜秋門院)出家すと云々。此御堂
(月輪殿の九条堂)に於て此の事有り。法然房参勤す
と云々。但、殿下(兼実)、頼りに難波を申さしめ給
ひ、御髪せられすと云々。

と記されている。兼実の強い意見で、剃髪はしなかつた
のである。また、右大臣大宮実宗も法然を戒師として出
家している。建仁元年五四才で出家した兼実は、承元元
年(一二〇七)に死去した。彼の死因は、後に述べる法
然の配流事件に遠因があつた、といわれている。兼実の
弟慈鎮の『愚管抄』にも、

サテ九条殿(兼実)ハ、念仏ノ事ヲ法然上人ス、メ
申シシロバ信シテ、ソレヲ戒師ニテ出家ナドセラレニ

シカバ、……法然ガ事(配流)ナドナゲキテ、ソノ
建永二年ノ四月五日、久シク病ニネテ、起居モ心ニカ
ナハズ、臨終ハヨクテウセニケリ。
と記している。

熊谷直実 法然の布教の対象は上層貴族だけではな
く、新興の武士階級の中にも帰依者が

あつた。彼は布教の手段として、在家信者に対して假名
書きの消息を送り、それを通じて専修念仏を説教した。

この消息の宛所を見ると、宮廷貴族は別にして、武蔵国

熊谷直実入道蓮生、津戸三郎為守、上野国の御家人大胡

太郎実秀、北条政子ら、東国武士へのものが多い。特に

誕生寺の開基といわれる熊谷直実は、建久三年(一一九

二)、久下直光と領地の境を争い、幕府による不利な判

決を不服として、自ら刀をもって髪を断ち法然の門に入

つた人である。建久八年(一一九七)ごろと伝えられる

津戸三郎あての消息に、「さても専修念仏の人は、よに

ありがたき事にて候に、その一国に三十余人まで候らん

こそ、まめやかにあはれに候へ。……ひとへに御ちか

ら、又くまがやの入道なんどのはからひにてこそ候な

れ。」と述べている。後に述べる、元久二年(一二〇五)の

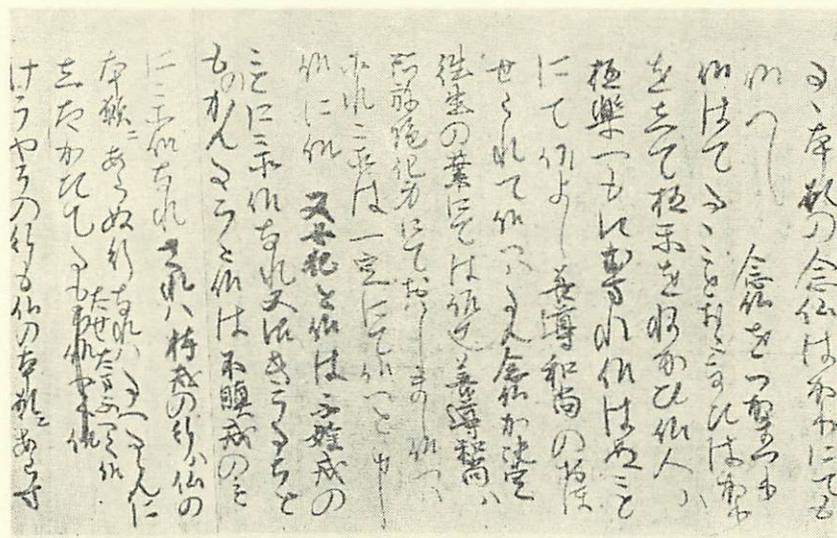
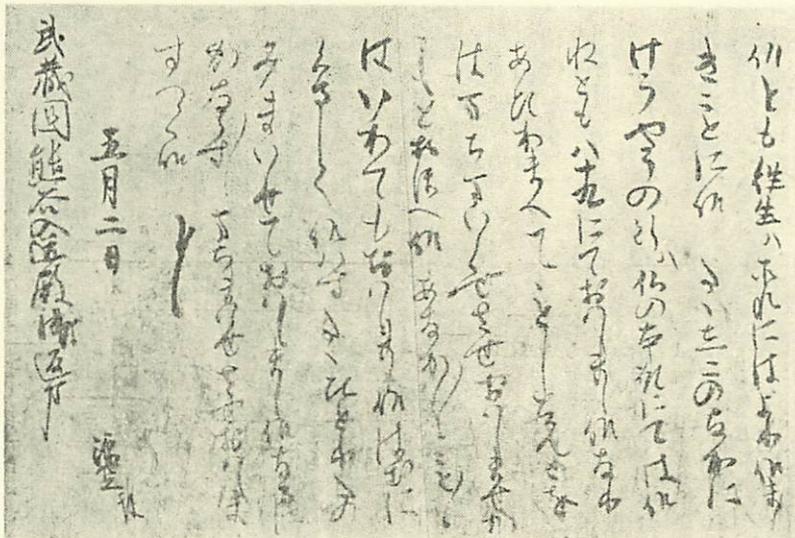


図81 法 然 書 状

都智海(東塔)、法印権大僧都証真(東塔)らであった、といわれている。その時法然は、「浄土の宗義、念仏の功德、彌陀本願の旨、明々之を説き」、「集会の人々悉く歡喜の涙を流し、偏に帰伏す。其時より彼聖人の念仏宗興盛也」と、『源空私日記』は記している。また、「一期物語」によれば、「今度何ぞ生死を解脱せんや」と、顕真が問うたのに対して、法然は、「成仏難しと雖も、往生は得易き也。道練・善導の意に依らば、仏の願力を仰ぎ強縁を為す。故に凡夫浄土に生る。」と専修念仏の根本精神を説いた、といわれている。

『源空私日記』の記すように、「大原談義」に集会した人々がことごとく歡喜の涙を流し、ひとえに法然に帰服し、この時から法然の教えが盛んになったかどうかは疑問である。主催者の顕真については、『玉葉』文治六年三月六日の条に、「顕真、遁世年久し、偏に念仏の一門に入り、真言の万行を棄つ。」とあるが、翌七日には、天台座主になつている。笠置寺の解脱上人は、談義から二〇年後の元久二年には、法然攻撃の急先鋒となつて、彼を指弾する「興福寺奏状」を起草した。俊乗坊重源も、東大寺再興勸進の最中であり、談義に参加するだけの余



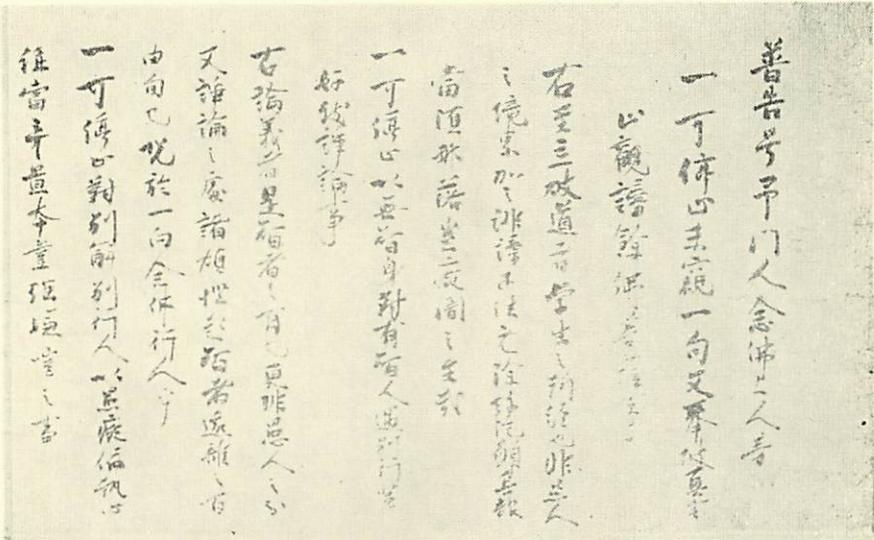
しと号して、専らいん淫・酒・食肉を勧め、たまたま律儀（戒律）を守る者をまろやうじん雑行人と名付けて、彌陀の本願をよ憑む者、造悪を恐ることなかれと説くを停止すべき事。（破戒の停止）

一、いまだ是非を弁へざる痴人、聖教を離れ、師説にあらずして、ほしいままに私儀を述べ、みだりに諍論を企て、智者に笑はれ、愚人を迷乱するを停止すべき事。（私説主張の停止）

一、痴鈍の身をもつて、殊に唱導（亡国の音といわれた礼讚）を好み、正法を知らずして、種々の邪法を説いて、無智の道俗を教化するを停止すべき事。（邪法の停止）

一、自ら仏教にあらざる邪法を説いて正法とし、偽つて師範の説なりと号するを停止すべき事。（自己の邪説を師の説とすることの停止）

以上「七箇条制誡」を作り、この制誡に背く者は、「おの一人の説なりといへども、積るところ予が一身の衆悪たり。彌陀の教文を汚し、師匠の悪名を揚ぐ。不善のはな甚だしきこと、これに過ぎたるはなきなり。」とし、「この上なほ制法に背く輩は、これ予が門人にあらず、魔の



一 京 都 二 尊 院 藏 一 (略す)

眷属なり。更に草庵(法然の住房)に來たるべからず」と、厳しく戒めている。そうして、この制誡の末尾には、「沙門源空」以下一六〇余名の門弟の署名があり、その中には蓮生の熊谷直実、後の親鸞である僧繚空の名も見える。「七箇条制誡」の停止事項は、当時専修念仏に対する山門側の攻撃内容であったと考えてよい。制誡に表現されたような異端者の行動は、「近來に至つて、ここ十ヶ年以後、無智不善の輩時々到來」とあるから、建久五年(一一九四)ごろから著しくなってきたのである。

土佐配流

山門との確執は、法然の起請文と『七箇条制誡』の提出によって落着いたが、

翌元久二年一〇月、興福寺の衆徒が、「七道諸国に仰せられて(専修念仏を)停止せられ、……源空並びに弟子らを罪科に処す」よう、後鳥羽上皇に対して奏状を奉った。この奏状には九箇条にわたって念仏側の過失を挙げている。すなわち、「謹んで案内を考ふるに、一沙門有り、世、法然と号す。念仏の宗を立て、専修の行を勧む。その詞古師に似ると雖も、その心多く本説に乖る。粗、その過を勘るに、略九箇条有り。」とし、第一新宗を立つるの失、第二新像を図るの失、第三釈尊を軽んずる

右各條一人既所積三千一歩能行能
 教支揚所近之無在不苦之甚于過之若
 以前七箇條既錄於新一歩學教之字子小名
 願不自起早至之同難濟念伴通順野教教
 不運人之年舊世能自若今今三十百年之
 為涉日月也至道王此十ヶ年以後無若不若
 輩時之到來非當共旅范淨堂又行旅又必速
 法河不加如欲之此七ヶ條之内不當之同且四書
 等身具難法建此如地等之等博考此此上指
 清制法輩當是昨予以人廣着居之更其其
 筆庵自今以後各通同友之筆教請之發人勿相

圖82 七箇条制誠（署名）

の失、第四万善を妨るの失、第五靈神に背くの失、第六
 浄土を暗ずるの失、第七念仏を誤るの失、第八釈衆を損
 ずるの失、第九国土を乱ずるの失を挙げている。

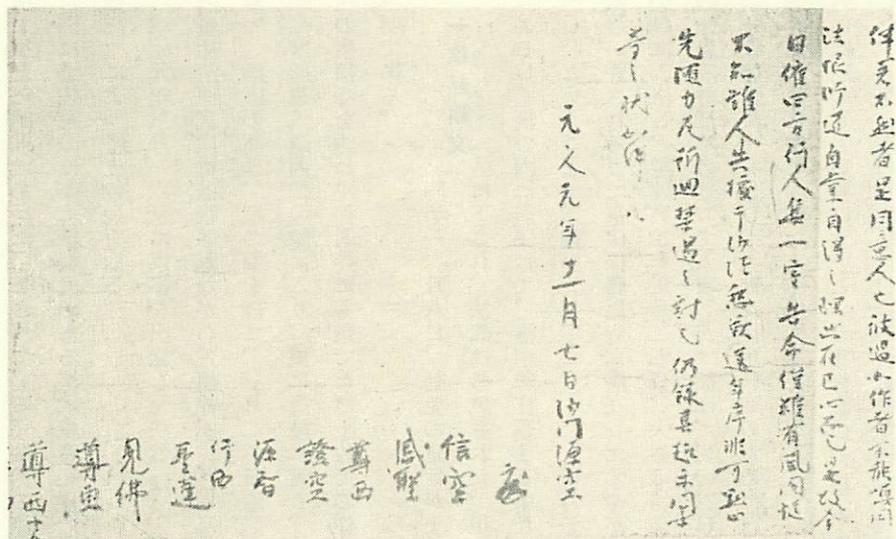
この事件の任に当たったのは藏人頭三条長兼である。

彼の日記『三長記』によれば、元久三年（一一〇六）三
 月三〇日、土御門天皇は宣旨を下して、法然の弟子法本
 房行空と守樂房遵西の罪科を下問した。すなわち、「沙
 門行空、忽ち一念往生の義を立て、故に十戒毀化（仏の
 十戒を壊す）の業を勧め、恣に余の仏願を誘り、還て
 念仏の行を失ふ。沙門遵西、専修を称し余教を毀破し、
 雅（我）執に任せて衆善を遏妨（とどめ妨げる）す。」と
 という理由であった。また、「此兩人は、偏へに傍輩を過
 つ」ためであった。兩人は他の門弟よりも、その活動と
 影響力が大きかったのである。法本房行空は法然によ
 って破門された。翌建永二年正月、専修念仏停止の動き
 が見られた。すなわち、藤原定家の『明月記』に、「専修
 念仏の輩停止のこと、重て宣下すべしと云々」とある。
 更に二月九日の条に、「近日只一向専修の沙汰、擲取ら
 れ拷問せらると云々。筆端の及ぶ所に非ず（記すことが
 できない）」とある。専修念仏者が捕えられ、筆舌に尽

古於道し習品若動自行説不遮行所習
 要決之別解別行有總起致心若生性堪得
 罪惡窮之、行背此則或加之吾導知所可
 之主祖師之誠是同一味其也
 一可傳心致念保口者我行專勤頓悟合向
 適守清淨者若難行人常得陀在之執
 勿能逆惡事
 右戒是依法大化也長行難違同再之是必若
 導和向等日不見七人此行状之趣違在徒
 割淨業之類不項之者其共也之、道教の
 背祖師之真跡等之據者也
 一可傳心又并是唯能人離聖教唯所執違違
 私義妄念辯論教壞有者違犯惡人小事
 右要旨大文此朝至純張運和表之因是十六種
 異道尤可違、
 一可傳心以能能身保好當導本公正法親種、
 邪法教化當通俗事

くしがたい拷問が行われたのである。そして一八日、法
 然の土佐国配流と門弟の住蓮・安樂房遵西の処刑が決定
 された。この事について『皇帝紀抄』は、「承元元年二
 月十八日、源空上人号法然房土佐国配流。専修念仏の事に
 依る也。近日、門弟ら世間に充滿し、事を念仏に寄せ、
 貴賤並びに人妻、然るべき人々女に密通す。」と記してい
 る。すなわち、法然と門弟の処罰は、専修念仏者の風紀
 問題にもかかわることであった。『愚管抄』はこの辺の
 事情をやや詳しく記している。

ソノ中ニ安樂房トテ、……住蓮トツガヒテ（一緒
 になつて）、六時礼讃ハ善導和上ノ行也トテ、コレヲタ
 テムニドモニ帰依渴仰セラルム者出キニケリ。ソレヲ
 ガ（尼らが）アマツサへ（その上に）云ハヤリテ、「コ
 ノ行者ニ成ヌレバ、女犯ヲコノムモ魚鳥ヲ食モ、阿彌
 陀仏ハスコシモトガメ玉ハズ。一向専修ニイリテ念仏
 バカリヲ信ジツレバ、一定最後ニムカヘ玉フゾ。」ト云
 テ、京田舎サナガラ（すべて）コノヤウニナリケル程
 ニ、院ノ小御所ノ女房（伊賀局）、仁和寺ノ御ムロノ
 御母（後鳥羽上皇妃坊門局）マシリニコレヲ信ジテ、
 ミソカニ安樂ナド云物ヨビヨセテ、コノヤウ、トカセ



テキカントシケレバ、又グシテ行向、ドウレイ(同僚)タチ出キナンドシテ、夜ルサヘトゞメナドスル事出キタリケリ。

親鸞は後に、この時の事件を回想して、「主上・臣下法ニ背キ、義ニ違ヒ、忿ヲ成シ、怨ヲ結ブ。茲ニ因テ、真宗興隆ノ大祖源空法師、并ニ門徒数輩、罪科ヲ考ヘズ、猥リガハシク死罪ニツミス。或ハ僧儀ヲ改メ、姓名ヲ賜ヒテ、流処ニ処ス。予ハ其ノ一也。」と述べている(『教行信証』)。法然及びその門弟の処罰は後鳥羽上皇の不条理であるというのである。しかし、理由はともあれ、専修念仏の中心人物を処断したことは、朝廷にとって南都北嶺の教団の主張を認めたことになったのである。

流罪に当たり、法然は還俗させられて「藤井の元彦」と名を改められた(『行状絵』)。処罰された者は、『愚管抄』によれば、法然配流、住蓮・安樂死罪とされているが、諸伝記によると、流罪は法然のほかは、親鸞(越後)・浄間房(備後)・禅光房澄西(伯耆)・好覚房(伊豆)・法本房行空(佐渡)・成覚房幸西(阿波)・善恵房証空の七人で、証空だけ無動寺前大僧正が預かったとされている。死罪は先の二人のほかに、善綽房西意と性願

房を加えた四人であった、とされている。法然の流された国は土佐説のほかには讃岐説があるが、『皇帝紀抄』・『三長記』によって土佐説を取る。

承元元年三月一六日に京都を出発した法然は、左衛門府生清原武次に監視されながら、摂津の経の島（兵庫）、播磨の高砂、室の泊を経て、三月二六日塩飽の地頭高階時遠入道西仁の館に入り、更に讃岐に渡り、小松庄の生福寺を訪ね、普通寺にも詣でた。土佐での住所は不明である。

一枚起請文

同年一二月八日、勅免の宣旨が土佐国に下され、法然は赦免された。但し、

「よろしく織の内に居住して、洛中に往還する事なかるべし。」という事で、建暦元年（一一二一）十一月一七日帰洛が許されるまで摂津国勝尾寺に滞在した。やがて二〇日に入洛し、翌建暦二年正月二五日、大谷の坊（現在の知恩院勢至堂の地）で入寂した。彼は、死の二日前、「一枚起請文」を表し、「ただ往生極楽のためには、南無阿彌陀仏と申て、疑なく往生するぞと思とりて、申す外には別のしさい候はず」という専修念仏の根本を示した。「浄土宗の安心起行、この一紙に至極せり。源空

が所存、此外に全く別義を存せず。滅後の邪義をふせがん為めに、所存を記し了ぬ。」と結んでいる。

誕生寺

誕生寺の創建は、寺伝によれば、熊谷直実が源空の四三歳の等身像を持って来て安置したことに由縁する、となつている。現在、御影堂に安置されている鎌倉様式の座像がそれである、といわれている。



図83 法然上人伝法絵 一岡山県立博物館蔵一

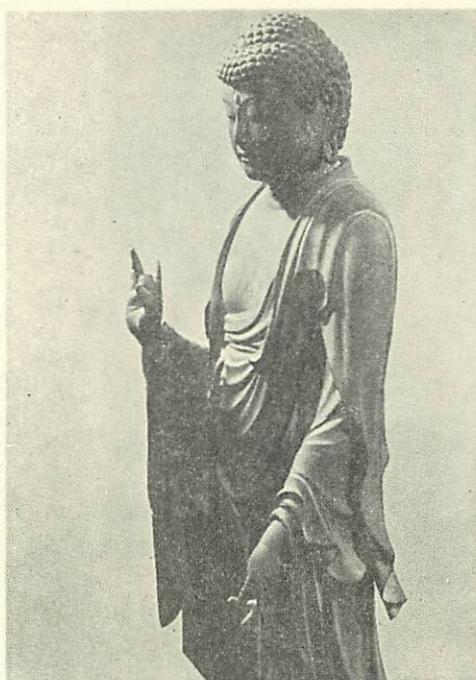


図84 阿彌陀如來立像 (山崎治雄氏提供)

一 誕生寺 蔵 一

誕生寺が、「法然の誕生の地の寺」であることを確証するものとして、かつての本尊である阿彌陀如來立像の胎内に納入されていた多くの印仏がある。この阿彌陀如來の立像は鎌倉後期の製作と推定され、安阿彌あんなみ(快慶)風の優れた様式をもつものである。この仏像の胎内から阿彌陀如來の來迎図を印で押した葉書大の印仏と、同じく立像を印した小片の印仏が数多く発見されている。特に後者は、六枚一組、一〇枚一組につづられている。彌陀來迎図の表面には、「法然上人御生所御本尊」の墨書がほ

とんどの紙片に記されている。この事によって、この仏像を伝える誕生寺が、「法然上人御生所」の跡に建立された寺であり、この阿彌陀如來こそ旧本尊であったことが確証される。仏像の様式から言っても墨書の様式から言っても、鎌倉末期には、この地にこの寺が創建されていたことは明らかである。しかし、重要なことは、法然の教えが、京を遠く離れた美作に、どのような形で浸透していたかということである。多くの印仏の裏面に、阿彌陀如來の救いを頼み奉る人々の願いの言葉が記されて

いる。いま、それらの言葉を列記してみると、
 「こらう(五郎か)のため」、「うは(乳母)のため」、「たいらうち(平氏) おとうのため」、「なりはらのもりさた(業原守貞か) ちちのため」、「為_ニ慈父_一也、中原賤女」、「ちちのため、きのうち(紀氏)の女」、「藤井の有丸」、「父母の阿彌陀仏」、「女心のため」、「さがため」、「願あみたふつ父母為」、「さたとし(貞年か)の給う」、「ウハノタメ、ウメ女」、「為_ニ慈父_一也、釈王丸」、「こしやう(後生) たすけさせ給」、「父母のため西方阿彌陀仏」、「為_ニ椿能

御父母後生也、「タチハナ女、文女為」、「しやみ西念
がちちははの」、「おほち(叔父)のため」、「あかこ(吾

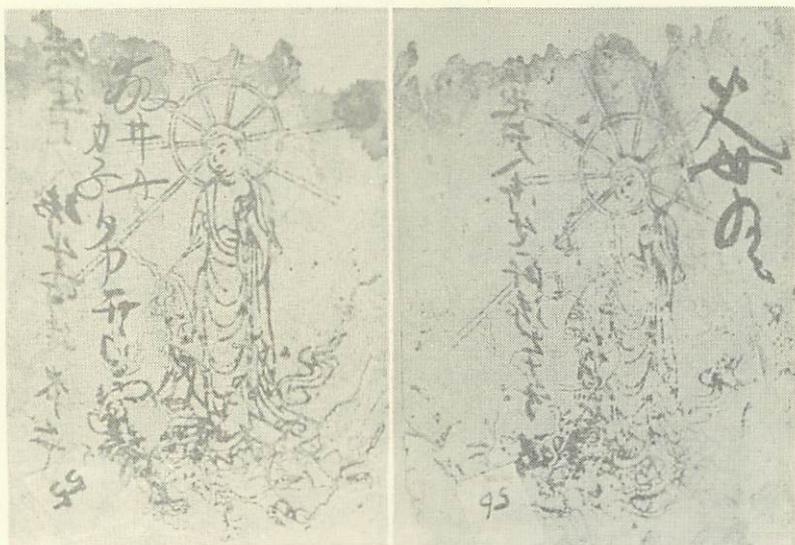


図85 阿彌陀如来立像胎内納入結縁交名 一誕生寺蔵一

子)、「かめ」、

「いさいすしや

う(一切衆生)」、

「としきた(年

貞か)のため」、

「藤井女が子タ

カサタ(高定

か)」、「ミナモ

ト(源)女」、

「父母御為、佐

木氏」、「悉尊靈為也」、「たいう(大夫)ノ女ア子ため」、

「父母為フチ井ノアキタ」、「為慈母也、中原氏女」、「ハ

タ(秦か)女父母」、「父母のころさず」……等枚挙

にいとまがない。これらの交名を縁えにしによって見るなら

ば、父母・兄弟・吾子・叔父・乳母というふうわがに、近縁



図87 同

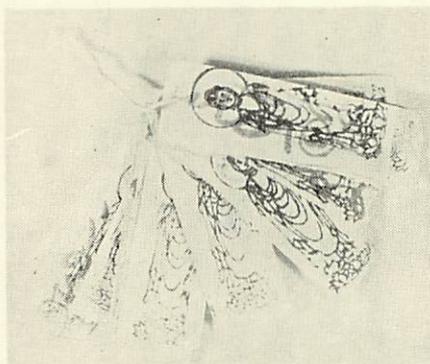


図86 同

のすべての者が含まれている。階層によるならば、平氏・業原氏・紀氏・藤井氏・源氏のように豪族の名称をもつもの、「かめ」のように女性の下人を想像させるものなど、諸階層を包含している。特に、女性に関するものが多く見られることは、法然の新しい教えが、旧仏教とは異なつて、女性の救済を強く主張したことの現れであろう。このように阿彌陀仏の救いは、血縁・階層を越えた「いっさいすしやう(一切衆生)」を志向しているのである。阿彌陀仏の胎内に印仏を納入することによつて結縁し、西方浄土への転生を願う行為が、鎌倉末期にこの地で行われている。この事は、誕生寺が単に法然誕生の記念的な聖地として出現したばかりでなく、法然の説いた浄土信仰の教えが、中世の美作の人々の中に深く根を下ろしていたことを物語るものである。今に伝わる四月一九日の「お会式(来迎会)」の行事も、こうした信仰の普遍を背景にして起こつたものである。

二、遍歴の僧団

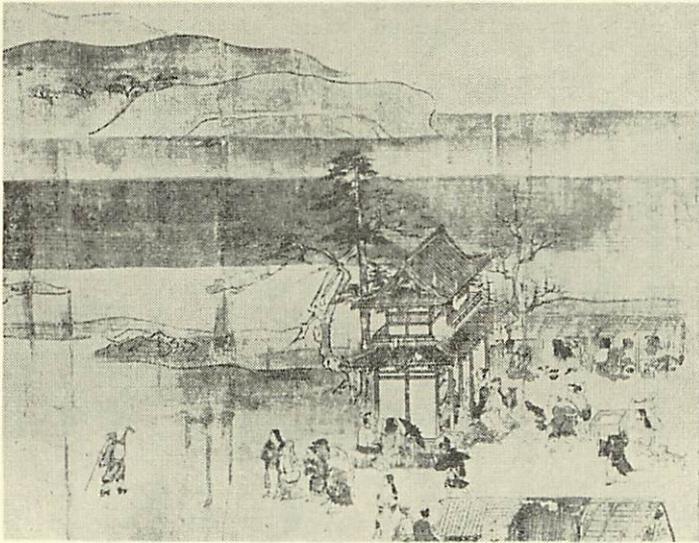
一 遍 聖 絵

弘安八年(一二八五)冬、一遍は伯耆国から逢坂越えて美作に入った。折からの大雪で、何度か雪の中に身を埋めての難行程であつた。

つまばつめとまらぬ年も降雪に消えのこるべきわが身
ならねば(『一遍上人語録』)

逢坂越えの雪中で詠んだ歌である。身を捨てた求道者の述懐であるとともに、雪の中で弘安八年も暮れようとする感慨を詠んだものであろう。明けて弘安九年の春、一遍の姿は美作一宮の社前にあつた。『一遍聖絵』の中に、彼を取り巻くさまさまの人々の姿とともに、中山の早春の景観を見ることが出来る。うっそうとした常緑樹に覆われた長良嶽には、ところどころ山桜が咲き、鶉の羽川の上では、北に帰る雁が鍵の手に飛んでいる。こうした自然のたたずまいの中に、二間五面の入り母屋造り平入りの本殿と楼門があり、その間に桁行三間の拜殿がある。また、楼門と本殿をつなぐ回廊が巡らされており、

本殿の向かって右手に、鳴釜なるかま(占卜せんぼくの神事に使用する釜)が覆屋おおいの中なかにすえてある。更に、参道さんどうを隔へてて大門だいもんがあり、その内外うちそとを参詣さんぎの人々ひとびとや琵琶法師びわはふしが歩いてゐる。門前かどまへには小屋掛こやかけがしてあり、半裸はんぬだの乞食こじきがうづくまつて



一 宮) 一 京都 歡喜光寺 藏 一

いる。一遍が中山神社に來たのは従前から弘安八年の冬といわれているが、この「一遍聖絵」の風景は、翌九年の春といったほうが自然である。

「一遍聖絵」は、「一遍上人絵伝」とも呼ばれる絵巻物のことであり、時宗じむねの開祖一遍の教化遍歴へんれきの生涯しょうがいを描いたものである。「一遍聖絵」には幾つかの種類があるが、歡喜光寺本くわんぎこうじほんが最も有名である。この「一遍聖絵」は正安元年(一二九九)に完成した。絵は法眼円伊ほうげんえんい、詞書ことばがきは幾人かの貴族の手になつたものである。

「一遍聖絵」は、一遍の臨終りんじゆうに立ち合つた高弟たかていの聖戒せいけいによつて企図きとされた。製作を思い立つた聖戒は、一遍の遍歴へんれきに随行ずいぎやうした弟子でしたちに案内あんいされて、つぶさに一遍の遍歴へんれきの跡あとを訪ねた。この時、絵師えしの法眼円伊ほうげんえんいも同行どうぎやうしたと推測すいさくされている。したがつて、「一遍聖絵」に描かれた各地あちの情景けいけいは、かなり真まを伝えてゐると考かんがへてよい。「一遍聖絵」の美作みさく一宮いちみやうの場面は、先に述べた「法然絵伝」とともに、鎌倉時代かまくらの美作みさくの風物ふうぶつを具体的に紹介しょうかいしてくれる数少ない資料しりょうである。以下「一遍聖絵」によつて、備作地方びさくでの一遍の布教ふきやうの模様ようばうを見ることにする。

遊行回国

法然の説いた浄土信仰の教えが、全国的には京都、美作では誕生寺というふう

に、拠点を中心として普及した。それに対して、同じく浄土信仰を主張した一遍は、居住の定まらぬ遍歴の僧

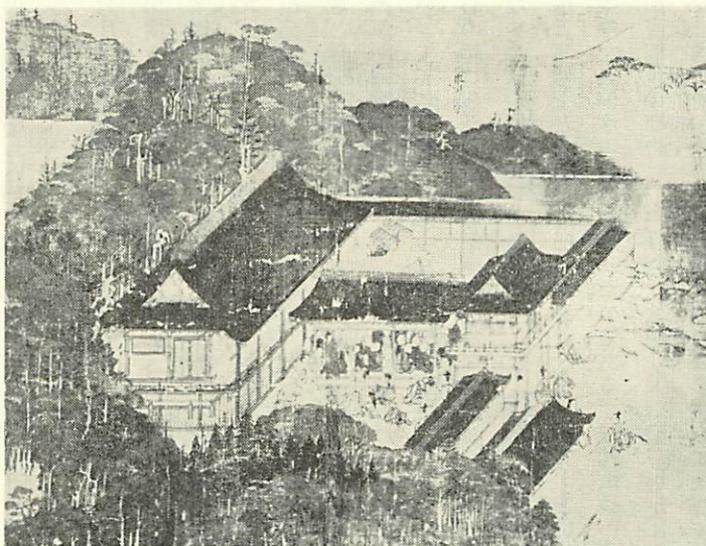


図88 『一遍聖絵』 (美作)

であった。それは、平安末期以来の空也の系譜を引く勸進聖の姿である。

延応元年(一二三九)、一遍智真は伊予国河野七郎通広の子として生まれた。一〇歳の時母を失い、父の命によって出家し、随縁と称した。建長二年(一二五〇)鎮西に赴き、太宰府の聖達について浄土門を学んだ、といわれている。聖達は、法然の高弟証空の系譜に連なる僧で、かつ伊予にゆかりのある人であった。一〇歳の随縁がはるばる九州に送られたのは、聖達が河野氏と同郷の縁のある人であったからではあるまいか。随縁はその後、師聖達の勧めで、肥前国清水の華台のもとで浄土の章疏を学び、名を智真と改めた。そして、再度聖達のもとへ帰って、一二年の間法然の一派である西山義を学んだ。法然が最初天台浄土門に入り、後、黒谷の叡空のもとで専修念仏に到達したのと相違して、一遍は、最初から専修念仏の門に身を投じたのである。

文永八年(一二二七)、信濃国善光寺での行籠を出発点として、一遍の一生を通じての諸国遍歴の行動が開始された。善光寺には、天竺の靈像日域本尊の阿彌陀如来が安置され、三国伝来、生身の彌陀として庶民の信仰を集

めていた。一遍はこの善光寺で、「己心浄土、己身彌陀（浄土は自分の心であり、彌陀は自分の身に具備されている）」という「己証の法門」を感得し、浄土の彌陀と発遣の釈尊とを一本の白道によって連れ、白道の左右に火と水の河をおいた「二河白道図」を描いた、といわれる。同年秋、伊予窪寺に帰って三年間こもり、同一〇年七月、菅生の岩屋に参籠した。翌一一年二月八日、「舎宅田園を投げ捨て、恩愛眷属を離れ、「堂舎をば法界の三宝に施与」して、本尊とわずかばかりの聖經を手にして、超一・超二・念仏房の三人の尼僧を供にして伊予を出発した（『一遍聖絵』）。その後、天王寺から高野山を過ぎ、熊野に参詣した。この時、「一念の信を起こして、南無阿彌陀仏となへて、このふだをうけ給ふべし。」と書いて、名号を記した「算（札）」を配布していたが、信心の起こらない者も算を受け取るべきかどうかが問題になった。賦算は、一念の信を起こし（起信）、南無阿彌陀仏と名号をとなえ（称名）、算を受ける（賦算）という三条件を具備する必要があったのである。これについての熊野権現の夢告に、「融通念仏をすゝむ聖、いかに念仏をばあしくすすめらるぞ。御房のすすめによりて、一

切衆生はじめて往生すべきにあらず。阿彌陀仏の十劫正覚に、一切衆生の往生は南無阿彌陀仏と決定するところ也。信不信をえらばず、浄不浄をきはらず、その算をくばるべし。」とあった（『一遍聖絵』）。すなわち、衆生が極楽往生するのは、名号の功力によるものであって、相手の信不信、勸進者の行為のいかんによるものではないということである。一遍はここで、「六字の名号は一遍の法なり。十界の依正は一遍の体なり。万行離念して一遍を証す。人中上々の妙好華なり。」という六十万人頌を感得した。これにより智真を一遍と改め、木算を持って遊行の旅を続けたのである。

備前福岡市

熊野から京を巡り西海道を経て、建治元年（一二七五）伊予国に帰り、翌二年九州に渡り、筑前から大隅八幡宮に参詣、豊後では大友兵庫頭頼康の帰依を受け、弘安元年（一二七八）夏、再度伊予に渡り、秋には安芸の嚴島を回り、その冬備前国に入った。「一遍聖絵」によれば、備前では、「藤井といふ所の政所におはして念仏すゝめ給ひける。」とある。「藤井」とは、邑久郡藤井村であると考えられている。この地は、中世には葛井里とも呼ばれ、鹿忍庄に属

第三章 新宗教の興隆

していた。鹿忍庄は、鹿忍・牛窓・大宮等の広大な地域を含む庄園で、附近には豊原庄・長沼庄・神崎庄が存在していた。庄の中心の大宮村に『延喜式』の大神大社である安仁神社が鎮座している。安仁神社は、古代には備前国の一宮として崇敬されていた。弘安元年の一遍の来往は鎮西から上洛の途上であり、この安仁神社への参詣が目的であったと思われる。さて、この藤井の地で、庄園の政所に滞在して布教したところ、その政所の妻女は一遍を崇敬のあまりにわかに発心して出家した、と記されている。ところが、吉備津宮の神主の子息である夫はその時たまたま不在であった。後に、妻女の出家の模様を聞き大いに怒り、一遍聖を殺そうとして備前福岡市までやって来て、聖と対決した。しかし、彼もまたもどりを切って出家したのである。「今備州の勇士が上人を殺さむとする一念を言下にひるがへして、すなはち出家修行の道に在る。古今の奇特ことなりといへども機法の相感はおなじきもの歟。そのほか、又彌阿彌陀仏、相阿彌陀仏をはじめとして出家をとぐるもの、惣じて二百八十余人侍りけり」と、『一遍聖絵』は福岡市での結末を記している。

美作一宮

さて、福岡市の布教から八年目の弘安九年春、最初に記したように、一遍の

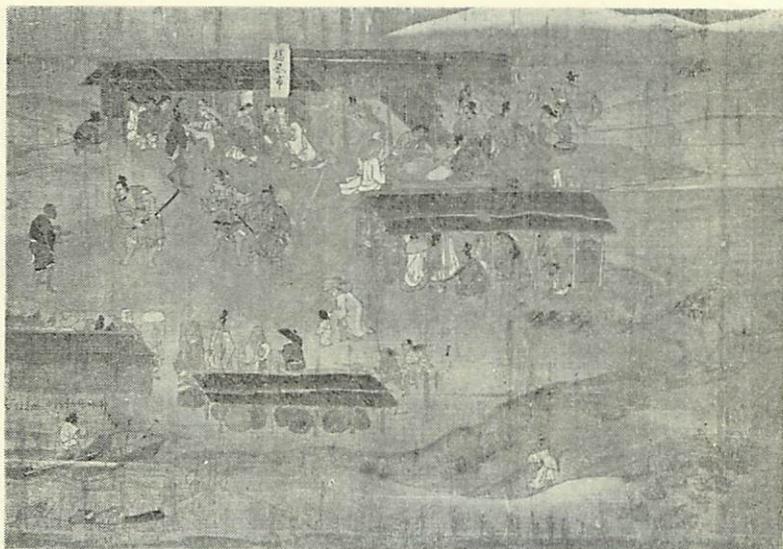


図89 『一遍聖絵』（備前福岡市）一京都歡喜光寺藏一

姿は美作一宮の社前にあった。「一遍聖絵」によれば、美作国一宮にまうで給けるに、けがれたるものも侍らむとて、楼門の外におどりやをつくりて、おきたまつりけり。それをたちて、かなもりと申所におはしたりけるに、彼社の一の禰宜、夢に見るやう、一遍房を今一度請ぜよ、聴聞せんとしめし給。又、御殿のうしろの山おびたゞしく鳴動しけるを、なに事ぞとへば、大明神は法性の宮におはしましたるが、御聴聞にいらせ給なりといふ、又、御殿のしたには大蛇どもかずをしらずあり、とみてさめぬ。このゆえにかさねて召請したてまつりて、このたびは非人をば門外に置き、聖、時衆（一遍の徒）等をば拜殿にいらたてまつる。時にみごくのかま、おびただしくほへて、二三町ばかりきこゆ。宮つかさ不思議の思をなして、みこをめしうらなはするに、われこの聖を供養せんとおもふ。このかまにてかゆをしてたてまつれと御託宣ありけり。すなはち粥をして供養したてまつりければ、かまやがてほへやみにけり。

と記されている。美作国一宮は、言うまでもなく中山神社である。一遍は、専修念仏者でありながら法然の一派

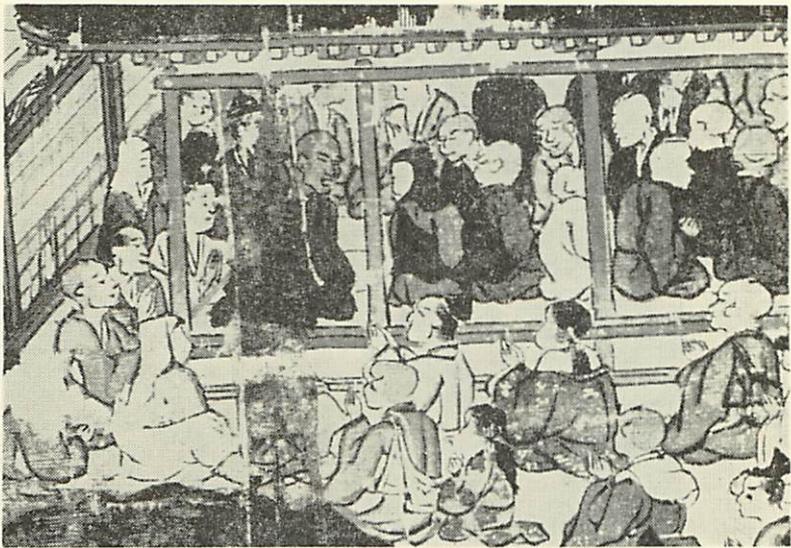


図90 『一遍聖絵』（一宮に参籠した一遍） 一京都叡喜光寺蔵一

とは異なつて、「専ら神明の威を仰ぎ、本地の徳を軽んずることなかれ」（『時衆制誡』）、といつて、我が国古来

第三章 新宗教の興隆

の神祇信仰を積極的に認めた。このころには、仏が我が国では神の姿にその形を現ずるといふ本地垂迹思想が盛んであった。一遍の思想形成の上で重大な転機となった熊野権現についても、「熊野の本地は彌陀なり。和光同塵して念仏をすめ給はんが為に神と現じ給ふなり」（『一遍上人語録』）、と述べている。また、神は念仏の布教を守護するものであるという考えも、一遍によって主張されている。したがって、一遍と時衆は全国遊行の途上で、しばしば神社に参詣し、神との結縁を求めるといふ行動を取った。一遍は、西国の大隅八幡、備後一宮、大三島神社、山城の石清水八幡宮へ参詣している。また美作一宮や備前一宮の



図91 金森山新善光寺

安仁神社への参詣も、本地垂迹思想に基づいたものであった。しかし、一遍の神社参詣の目的は、それだけではない。備前の福岡市などの庄園市場、後に述べる備中の軽部宿などの街道筋の宿場、摂津の兵庫のような港灣などの中世商業集落が主であった。参詣した神社・寺院も人里離れた霊跡ではなく、平野部の街道沿いや港に隣接する、人々の多く参集する場所であった。特に神社は、古代的な権威から脱皮して、一宮・二宮などのように、中世武士階級や名主・農民らの信仰を集めたものが多かった。また、京の釈迦堂・因幡堂・六波羅蜜寺など庶民の信仰の対象となった寺院がほとんどであった。一遍の遊行回国は、朝廷や幕府などの支配権力に頼らず、地方の人々の支持によって、折から発達してきた各地の商業活動網を、ちようど行商人のように遍歴して行ったのである。美作一宮も、もうそのころには、古代国家の権威を背景にした「延喜式」の名神大社としての性格をあらわした変えていた。「今昔物語」にいう「中山は狼、高野は蛇」といった土俗的な、それだけに庶民的な信仰への傾斜を深めていき、やがて、美作の一宮として中世的な

装いをもつようになってきた。門前には人々が参集し、門前市場が成立していた。一遍が中山神社をこの地方での布教のより所としたのも、自然の成り行きであった。

門前の人々

美作一宮に参詣した一遍の一行に対して、神社側の取った態度は、初めは冷

たいものであった。その理由は、一行の中に「けがれたるもの」がいたためである。そこで、楼門の外に「おどりや」を造って彼らを收容した。一遍は、いったん「かなもり」に退き、結縁の時期を待った。「かなもり」は金森のことで、勝賀茂(勝北町)の金森がそれに当たるとある。この地には、後に金森山新善光寺があり、『東作誌』によれば、本尊は阿彌陀如来で、信濃国善光寺に關係がある、と伝えられている。一遍は善光寺を深く尊崇していた。その点からも、「かなもり」は金森であろう。やがて、一宮の禰宜の夢告により、一遍は神意によ



図92 一遍聖絵 (武士の従者)
一京都歡喜光寺蔵一

って召請されることになった。但し、「非人をば門外におき、聖・時衆等をば拜殿にいれる」ということであった。

神社側が初め一遍を拒否した理由は、一遍の周辺に「けがれたるもの」がいた、ということであった。彼らは、また「非人」と呼ばれて門外に置かれ、ついには楼門の内に入る事がかなわなかった。いま、『一遍聖絵』を詳細に見ると



図93 同 (名主と名主の後家尼)

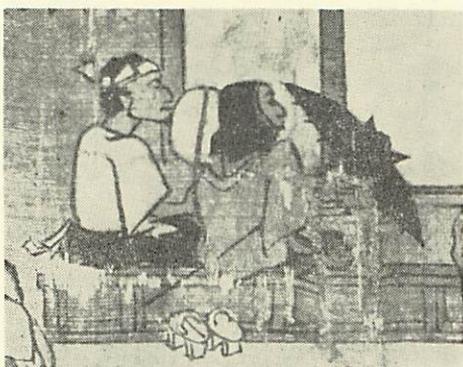


図94 同 (小名主とその妻)

第三章 新宗教の興隆

楼門前の道の両脇に板とむしろで覆った小屋が作られており、その中に半裸や全裸の男女が地面にうづくまっている。地面に鉢を置き、面桶の中の食物を手づかみで食べようとしている。向かって左側の小屋の裏手では老婆が鍋を火に掛けている。

『一遍聖絵』で

「けがれたるもの」、「非人」と呼ばれた人々は、具体的にはこのような姿で描かれた者たちを指しているのである。

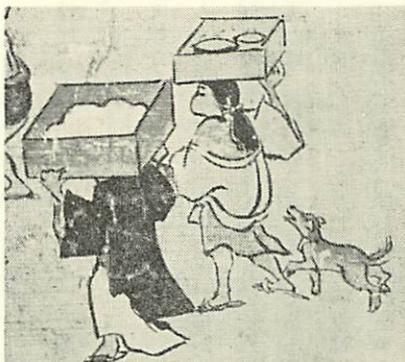


図96 同 (物売り)



図95 同 (武士の妻と郎党)

る。これらの人は、戦乱や重税に耐え切れなくなつて、一家が離散したり、疾病などが原因で、家族からも仕事からも離れて路頭に迷つたりしている者たちであつた。一宮はこのような人々が境内に入るのを拒否したが、一遍は彼らにも信仰上の立場から救済の手を差し延べたのである。

一遍の結縁者の中で中心になつた階層は、法然や日蓮



図98 同 (門前の浮浪者)



図97 同 (老婆と従者)

の場合と同じように、地方の領主であった。彼の遊行回國に、地方領主の経済的・社会的保護を無視することはできない。しかし、一遍と時衆が遍歴した寺社の門前や宿場・港湾などには、在地領主ばかりでなく、近隣の農民も、手工業者も、芸能者も、浮浪人も集まっている。美作一宮でも例外ではなかった。一宮に一遍の来訪を聞き伝えて集まった人々の姿が、「一遍聖絵」に描かれている。四角な箱の中に食物らしいものを入れ、それを頭の上に載せて急ぐ男女は、食物をひさぐ人々である。市女笠を着たり、かつぎをかぶったりしている女は、名主の妻女であろう。烏帽子を着け、拜殿の庭に座って合掌するのは、この地方の武士の一族であろう。そして、楼門と中門の間の参道を足駄を履き、杖をたよりに行く琵琶法師の姿は、極めて印象的である。一遍は、「信不信をえらばず、浄不浄をきはらず」すべての大衆に「往生の種子」を下ろした。越前国筭飯大神宮では、参詣した一遍のもとへ、「時衆の尼僧、われもわれもとあらそひける。其外にも、諸国帰依の人、近隣結縁の輩、貴賤を論ぜず、道俗をいはず、神官・社僧・遊君・遊女にいたるまで」集まった、といわれている。美作一宮でも同様な

状況であったであろう。「一遍上人年譜略」によれば、豊後国では、「道俗随逐し、貴賤供養す。勝計すべからず。又、聾・盲・瘡・癩・癩人・乞丐等、供養の余飯を受けんが為めに随従す。師、哀しみて之を利化す。」とある。美作一宮の門前の掛け小屋に収容された人々も、豊後の例と同じように、一遍の供養の余飯を求めて集まった者で、一遍から供養の粥とともに、阿彌陀仏に結縁する賦算を配付されたことであろう。

踊 念 仏

一遍の布教の方法は、賦算を配付することと、踊念仏を興行することであった。弘安二年（一二七九）末、信濃国伴野庄（佐久郡）の市庭（市場）の在家で別時念仏が行われた。この時、奇瑞が起こって紫雲がたなびいた。ほど遠からぬ小田切里の武士の館で、一遍はそれを喜んで踊った、と伝えられている。また、同郡の大井太郎という武士のもとで、三日三夜念仏をした時も、数百人が板敷を踏み鳴らして踊りまわった、といわれている。「一遍聖絵」の「信州小田切里」の場面では、武士の館の前庭で、鉢やささらを持つ僧数人、在家数人が円陣を作って踊り、円陣の中央にいる念仏房と、館の縁に立った一遍とが撞木で鉢をたた

いている。弘安五年（一一八二）、一遍は、鎌倉の郊外片瀬の浜の地藏堂で布教を行い、踊屋を建てて踊念仏を興行した。「一遍聖絵」に見える最初の踊屋である。人々が仰ぎ見るほどの高さの踊屋では、鉦・鼓をたたく時衆が円を描いて踊り、その回りには五〇人以上の貴賤の者が合掌している。この踊屋を仮設した踊念仏は、この後大津の関寺、京の四条京極釈迦堂、同市屋道場、但馬の久美、摂津の淀の上野、播磨の印南野の教信寺、淡路の二宮、兵庫の観音堂など、社寺の境内や交通の要衝の地で行われた。美作一宮の「おどりや」でも、このような情景の興行が見られたことであろう。

踊念仏の起源は、「一遍聖絵」に、「抑おどり念仏は、空也上人、或は市屋、或は四条の辻にて始行し給けり。」とある。しかし、空也が踊念仏を始めたという確証はどこにもない。空也は市聖といわれ、念仏勧進を修行に当たって、鹿の角を先端につけた錫杖を手に、胸に垂らした金鼓をたたいて京の町を勧進した。この有様を踊念仏といたのであろうか。時まさに、承平・天慶の乱の混乱期であり、社会的不安の高揚した時期であった。摂津から起こった志多良神の渡御などの宗教的乱

舞が、京の巷を騒がせたのもこの時である。保元の乱を前にして久寿元年（一一五四）、京都紫野今熊野の御霊会に「やすらひ花」の乱舞が行われたが、その情景は、「哥・笛・たいこ・すりがね」を持って人々が群集し、「むねにかっこ（羯鼓）を着け」て乱舞した、といわれる。これらは、宗教的行事に多くの大衆が参加し、狂躁的な運動となった顕著な例である。一遍の興行した踊念仏も、これらの伝統の流れをくむものである。大衆を宗教的な高揚に導くために、静観的冥想とは異なった方法が取られたわけである。一遍の踊念仏による勧進にも、こうした集団指導の方法が採用されたのであろう。美作一宮の楼門の附近で行われた踊念仏にも、一宮周辺の多くの民衆が参加したことであろう。

鳴釜 供養

やがて一遍は、神意によって金森から中山神社に迎えられた。しかし、拜殿に登り中山大明神の結縁を受けたのは、一遍と時衆であり、「非人」や「けがれたるもの」は門外の小屋に置かれた。「一遍聖絵」に見られるように、向かって右側の小屋は、四本の柱の上に板屋根をしつらえたものであり、左側の差し掛けの小屋と違って少しばかり整っている。

この小屋は、あるいはこの時、浮浪人のために設営された布施屋であるとも思われ、人々の前に置かれた鉢や面桶には粥が布施されたのであろう。拜殿に迎えられた一遍と時衆、更に、庭上で彼らに向かって合掌する在家の結縁者の姿も詳細に描かれている。すなわち、拜殿には下に向かって称名している一遍の精悍な姿と、それを取り巻く二〇人あまりの時衆、周りの庭上には二〇人あまりの信者が一遍に対して合掌している姿が描かれている。頭を丸め袈裟をまとった僧体の者は、改めて一遍に帰依した僧であろうか。法体の尼も一、二見え、有髪の女性や稚児風の者も見られる。在家の男性は侍烏帽子を着けており、その数が他に比べて多いのは、一遍の支持者の主要な階層が在地の武士であったことを物語っている。一人、立烏帽子を着けているのは当社の神官であろうか。そして、社殿の左端庭前の殿上に「鳴釜」がすえられている。一遍を拜殿に迎えたとき、この「みごくのかま(御御供の釜)」がおびただしくほえ、この釜で粥を炊き、一遍に供養するようにとの神意があった。今日、鳴釜の咆哮の度合いをもって神意を占う神事は、備中一宮の吉備津神社に伝承されている。美作一宮でも、この

ような神事があったことが判明する。このようにして、

一遍と中山大明神との結縁は実現した。この結縁を実現した背景には、一遍の教えのもとに集まった多くの人々の願いがこもっていた。一宮は、このような在地の要求にこたえることによって、一層深く、美作の土豪や民衆の間にその信仰の根を張っていったのである。その意味では、一宮へ一遍が遊行したことは、神社の歴史にとっても、美作の歴史にとっても、画期的な出来事であった。

備中軽部の宿

弘安一〇年(一二八七)の夏、一遍は
 尼崎から山陽道を下って備中の軽部宿
 (真備町)にやって来た。そして、花本の教願の臨終に

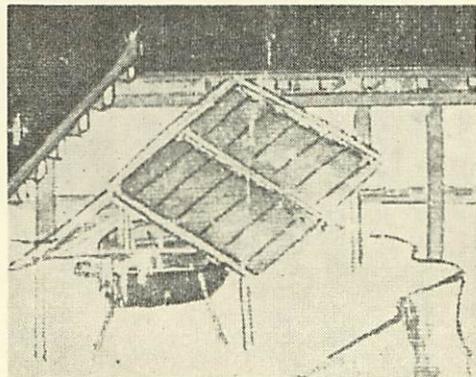


図99 『一遍聖絵』(中山神社の鳴釜)
 一京都歆喜光寺蔵一

際し、「とにかくにまよふころのしるべにはなも阿彌陀仏と申ばかりぞ」の歌を贈っている。

正応元年（一二八八）、一遍は故郷の伊予に帰り、氏神の三島神社などに参詣した。しかし、遊行回国の念やみがたく、翌二年には讃岐に入り、善通寺・曼荼羅寺を巡って阿波国に行った。その後、病いを押しして淡路に向かい、福良の泊・二宮・志津幾の北野天神を巡って、対岸の明石に渡った。死期の近づいたことを知った一遍は、「いなみ（印南）の野の辺にて臨終すべきよし」と願った。兵庫からの迎えの船に乗って彼地へ渡り、兵庫の観音堂へ移った。こうして八月一〇日の朝、所持する聖經の一部を書写山の僧に託し、その他所持する一切の書籍は焼き捨てた。「一代聖教（釈尊の教え）みなつきて、南無阿彌陀仏になりはてぬ」と述べ、二三日入滅した。清貧と規律を重んじる遍歴の僧団は、偉大な指導者を失ったのである。

三、寂室元光

高麗房

正応三年（一二九〇）五月一日、寂室元光は、美作国高田庄で誕生した。

父は藤原氏で、平安初期の村上天皇の摂政小野宮左府実頼を祖とする小野宮少将の孫であるとされている。父についてはその名は伝わらず、「小野宮摂政左大臣実頼公七世孫」（『瑞石歴史雑記』）とも、「小野宮左府実頼公…その玄孫某が生んだ某」（『寂室録』）ともいわれ、祖先が詳細に記されているにもかかわらず、父の記述は全くない。『寂室録』は、元光の死後一〇年目の永和三年（一三七七）に刊行された。元光の生涯の行動や言動を記録したものであるにもかかわらず、その父についての具体的な記録がないのは不思議である。中央の上級貴族小野宮家の末孫が、なぜ高田庄に下って来たかも全く不明である。母は平氏の出身といわれている。あるいは高田庄地頭三浦氏の一族ではないであろうか。なお『瑞石歴史雑記』は出生の地を「英多郡高田村」としているが、「真島郡高田」が正しいと思われる。元光は幼名を

高麗房と呼ばれた。父は、高麗房の出世を祝して次のよ
うな歌を詠んだ。

(高麗房)(生)
こまぼうかむまれ

(庚)(寅) (丁)(巳申)

正応三年かのへとらのとし五月十五日ひのとみさるの

時

千世までといはひをきてしたつのは雲のうゑまで
(祝)(龍)(子)(上)
こへひひくなり

あなめてた

(我)(植)
わかひきう

えしひめ松

(緑)

のみとりこ

(気高)(千代)

たかきちよ

(行)(末)

のゆくすゑ

みどりこの

(緑)(子)

千世をこめ

たるたきな

(滝)(万)

れはよろつ

(仰)

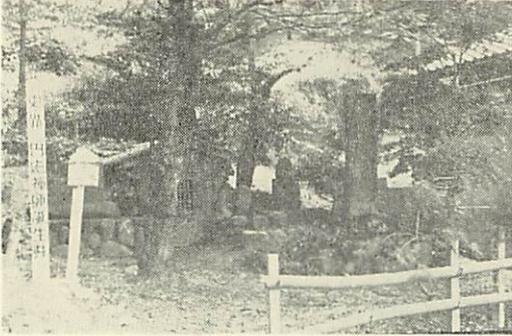


図100 元光誕生地

(見)
きてにみる

正応三年六月二日

(花押)
(永源寺文書)

なお、虎関師鍊は高田の形勝を見て、「清淑の気此人(元光)を生ず」といった、と伝えられている(『寂室録』)。

禅の興隆

禅宗は坐禅によって悟りを開く仏教の
一宗派である。入宋して禅宗を日本に

伝えたのは明庵栄西と道元をもって初めとする。道元は
嘉祿三年(一二二七)宋から帰朝し、曹洞禅を伝え、栄

西はこれより早く、二度にわたって入宋し、建久二年
(一一九二)に六祖慧能の系統である臨済宗黄龍派の法

を伝えた。栄西は、備中吉備津の出身で、在来の天台宗
に飽き足らず、新しい法を求めて入宋した、といわれて

いる。栄西は、帰朝後『興禅護国論』を著し、禅の興隆
に力を尽くす一方、天台教徒として東大寺大勧進職に補

せられたり、伯耆大山の基好から密教の灌頂を受け、葉
上流という台密の一派を開いたりした。栄西のこのよう

な折衷的性格が、鎌倉に新しい文化を築こうとする武士
階級に迎えられ、彼は寿福寺を拠点として自己の宗派を

開いたのである。鎌倉での榮西は、臨濟宗の禪僧というよりも、天台祈禱僧としての面が強かったのである。

本格的な禪宗が渡来するのは、寛元四年（一二四六）、鎌倉建長寺の開山蘭溪道隆の来朝による。このころ、中国の宋朝は、北方の異民族の侵入を受けて江南に逃れ、南宋を建てた。これによる政治的社会的不安は、禪宗内部にも波及し、禪僧の中には日本からの求法僧の情報によって、日本に安住の地を求めようとした者もあった。幕府の執権北条時頼は蘭溪道隆に帰依した。このころから中国風の禪宗が武家社会の上流に受け入れられるようになってくる。その後、兀庵普寧・大休正念などの禪僧が渡来し、円爾弁円・無関普門らの求法僧も帰朝した。時頼の子時宗も禪宗に帰依し、大休正念に参禪した。後、無学祖元の来朝に当たっては、弘安五年（一二八二）、円覚寺を開いて第一祖として迎えた。それ以前、中国では南宋が滅びモンゴル民族の元朝が起こっていた。元朝は永仁五年（一二九七）、外交使節として禪僧一山一寧を我が国に派遣した。一山一寧は、武家の帰依を受けて日本にとどまることになる。このころから禪僧は、単に宗教の伝道者としてだけでなく、中国貴族階級文化の導入者とし

て、武家だけでなく京都の公家衆にも尊重されるようになっていった。一山一寧に従学した虎関師錬は、この方面で活躍した一人であった。寂室元光は、このような禅宗興隆期の社会に誕生したのである。それは、無学祖元死没の四年後、一山一寧来朝の七年前のことであった。

禅への道

元光は一三歳で出家した。出家については、父母の命によって美作の栖を後にしたとも（『寂室録』）、父母に懇ろに請うて出家したともいわれている（『寂室和尚行状』）。七歳の時、高田村の子供たちが小魚をつるのを見て、「此魚、微物たりと雖も、皆、命あるものの属なり。それ殺すを忍ぶべくや。悉く放て」と命じた（『寂室録』）。こんな話が伝えられているから、元光には出家の素質があったのかもしれない。出家の時の師は、京都東福寺の無為昭元で、一五歳で落髮して一人前の僧となった。ある時、近江の田上附近を通行中、たまたま、一僧が坐禅を行っているのを見て、感動し、心中発願した、といわれている。一八歳の時、

人の勧めもあって、鎌倉の禅興寺の約翁徳儉のもとに弟子入りし、名を元光と改めた。「元光」の由来は、彼が弟子入りする前夜、師の徳儉が、諸仏が空から下り、そ

の光明が山河に照り映えた情景の夢を見たことによる。最初の禪の師約翁徳儉と元光の深い子弟のきずなはこの時結ばれた、といつてよい。嘉元三年（一三〇五）のことである（『寂室和尚行状』・『寂室録』）。

徳治二年（一三〇七）、元光は、師の約翁徳儉に従つて京の建仁寺に入った。この寺にいた時、大和の阿部文殊院に参詣し、文殊菩薩像の前で七日の断食を行い、仏の道を窮めるについての加護を求めた。更に、徳儉に従つて鎌倉の建長寺、京の南禅寺を遍歴した。そのころ、次のような話が伝えられている。ある日師の徳儉が重病にかかり、明日をも知れぬ病状になった。師のもとへ葉湯を持って行った元光は、ついでに末期の一句を乞うた。徳儉は急に起き上り、枕をもつて元光の面を打ち、「其れ雑染の徒は、坐臥経行、豈に暫くも此を忘るる者有らんや。況んや余、今齒既に耄にして、且つ病に罹りて旦暮の人なるをや。是に於いて它有らんや。汝の此の言有るは、汝恒に此の事を意はざればなり。乖戾何ぞ其れ甚しきや（僧は自分の修業のことだけを考えればよい、お前がわしの事を云々するのは、自己に徹する精神が足らぬからである）」（『碧山日録』）。

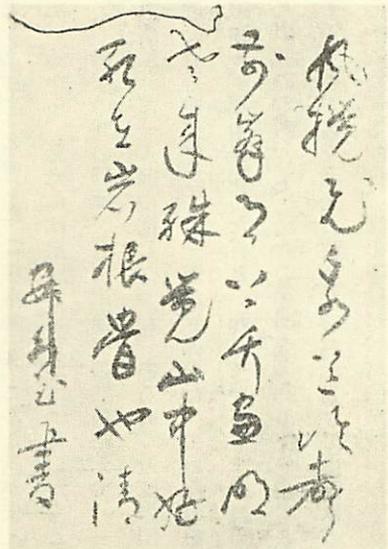


図101 寂室元光墨蹟 一近江永源寺蔵一

と論じた。光元はこの時悟りを開いた、といわれている。元光は徳儉に参学する傍ら、金沢（神奈川県）の慧雲律師について毘尼学を学び（『寂室録』）、また、東明慧日・参東里会にも師事した（『瑞石歴代雑記』・『延宝伝燈録』）。殊に、元から一山一寧が来朝するや、文保元年（一二二七）、一寧を京都南禅寺に訪ねて師事し、一寧は元光に鉄船という道号を与えて優遇した（『寂室録』）。

しかし、元光の本来の師は約翁徳儉であり、徳儉は、元応二年（一三二〇）五月一九日示寂した。元光は、この時中国に滞在していたが、夢の中で師の死を感得した、といわれている（『瑞石歴代雑記』）。このように、師弟間

の内面的なつながりには親密なものがあつた。

元光は、徳儉や一寧について修行している間、禪の思想を背景にした詩文にも頭角を現した。徳儉は、禪とともに中国貴族社会の教養に精通し、一寧は、計りしれない学芸を身に付けていた。当時最高の禪宗的教養人に師事することによって、元光は、中国貴族社会の教養を身に着け、詩文の才能を發揮したのである。彼は、一九歳で「雪達磨」の偈頌を作り、一山一寧から賞せられた。また、南禅寺の仏涅槃会ねはんえで偈を作り、徳儉から注目された（『寂室録』）。

正和三年（一三二四）、二四歳の時、元光の身边に不思議な事が起こつた。郷里の祖母高田尼が本尊としていた阿彌陀三尊の絵像が、人の手から手に移つて、最後に元光のもとに伝わつて来たのである。元光は、後に、友人の孤峰こほう覚明かくめいにこの尊像を預け、錢一貫文で補修を依頼している（『瑞石歴代雜記』・法雲寺文書）。元光は、中国から「念仏禪（禪の修行に浄土信仰を取り入れたもの）」の影響を受けて帰朝し、それを語録などにまとめた唯一の僧であるが、その遠因は、祖母の阿彌陀像入手という因縁の深さにあるといえよう。

入元

元応二年（一三二〇）、元光は禪の根本を追求するために元に渡つた。三十一歳の時である。ともに海を渡つた者に、可翁かおう宗然そねんなど同学の士があつた。翌年、杭州天目山の幻住庵げんじゆうあんに登り、中峰明本ちゆうめいほんに師事した（『寂室和尚行状』・『寂室録』）。当時、中国や日本の京都・鎌倉の禪宗の傾向は、宋の官人の好みにあつた貴族趣味にあふれており、その流れは元でも盛んであつた。しかし、こうした華美な風潮に対して、禪という仏教本来の姿に立ち返り、専ら清貧の信仰生活を追求する隠遁いんとん禪が主張されてきた。その中心にあつたのが中峰明本である。孤独を好む性格であつた元光が、明本のもとへ参じたのは当然であつた。明本は、この遠来の求道僧をいたわり、「鉄船」を改めて「寂室」の道号を与えた（『寂室和尚行状』）。隠遁禪を志す元光にふさわしい道号であつた、といえよう。その後、元光は、明本だけでなく断崖だんがい了義りょうぎ・絶学世誠ぜつがくせいせいなどの隠遁禪者の門を訪ねたが、最も多くの影響を受けたのは中峰明本であつた。元光は、明本から隠遁禪のほかに念仏禪をも学んだといわれている。明本は、禪と浄土は異趣同途であることを説き、禪浄一致思想を主張した。また、元光が訪

ねた多くの僧たちも念仏禅を行っていたのである。かつて祖母の捧持していた阿彌陀像を、不思議な縁で入手した感動が、元光に念仏禅への関心を高めさせたともいえるよう。

一方元光は、青年時代に学んだ文芸をも研鑽した。古林清茂・清拙正澄などから多くの影響を受けた。中でも古林清茂は、禅僧が俗化して教養だけに関心をもつことを批判し、禅僧の文芸を仏教思想の及ぶ範囲にとどめ、偈頌だけをその活動として認めるというもので、中峰明



図102 寂室元光肖像 一近江永源寺蔵一

本の隠遁禅の主張と一脈通じるものがあつた。元光は、古林清茂の教えに触れることによって、後に、『寂室録』に見られるような優れた偈頌を残すのである。なお古林清茂は、詩文ばかりでなく書蹟でも孤高な書風で知られており、元光の書もこの影響を受けていると思われる。

元光は、八年間元に滞在し、その間、江西の廬山を始め各地を遊歴して名僧の教えを受け、嘉暦元年（一三二六）帰朝した。

備作遍歴

元光は三七歳で帰朝し、七一歳で近江国に隠棲するまで諸国を遍歴

した。元で会得した隠遁禅の道を実行に移したのである。特に、帰朝後の二五年間は備作地方を中心と動いている。『寂室録』によると、歌島・吉津・安田・椎村などの地域の西祖(場所不明)・明禅(備前か)・安国(備前)・慈光(備前)・菩提(美作か)の寺々であった、といわれている。建武元年(一三三四)には、備後国吉津で平居士という者の帰依を受け、三年間にわたって逗留している。平居士は平氏を名乗る吉津の豪族であろう。平居士の妻竹居

は、その宅を元光に施し、元光は、それに**輦光庵**と名を付けた。輦光庵は後、永徳寺となった(『寂室録』)。曆応四年(一三四一)には備前の安国寺に滞在している(『寂室和尚行状』)。貞和四年(一三四八)九月一三日、田原村(作東町)に遊歴し、かやぶきの家に宿をとった。元光を慕って附近の弟子たちがやって来、談笑の後、皆ぐっすりと寝てしまった。元光は、独り窓を開いて十三夜の月をながめ、詩を作っている(『寂室録』)。

戊子季秋将半日、田原村裏宿**煙羅**、看来五十余霜月、幽興不**如**今夜多。

(貞和四年秋の、とある半日を、田原村のもやのかかったかざらの家で過ごした。自分は五〇余年生きてきたが、今夜ほど楽しい夜はなかった。)

備中の吉備の中山や、藤原成親の墓、備前の金剛寺・八塔寺を遊歴したのも、この前後のことであろう。八塔寺では、「八塔寺に遊ぶ」と題して次のような詩を作っている(『寂室録』)。

一嶽壓三府、白雲覆碧巔、峰高踰二万仞、寺古近三千年、僧坐虚堂月、猿吟老

樹、煙、寄言浮世士、来此脱塵縁。

(一つの山が備前・美作・播磨を望んでいる。白雲は碧色の山頂を覆い、山は高く谷は深い。寺は千年に近い古さである。僧はだれもいない部屋で月に対して坐禅をくみ、猿は老樹のかすみの中でないている。人々がここにやってきて、俗塵を払うのはよいことだ。)

観応元年(一三五〇)の冬、備前の金山寺に登り、上人を訪問し、「山中行、山中住、山中坐、山中臥」からなる「山中四威儀」を壁上に書している。備後の千光寺や、但馬の金蔵寺にいたのもこのころのことであろう(『寂室録』)。翌観応二年には、摂津国福厳寺・近江国往生院・備前国慈広寺と遊歴している(『寂室録』・『瑞石歴代雑記』)。当時の臨濟禅の第一人者夢窓疎石にも、また備中宝福寺の開山無夢和尚にもこのころ会ったようである(『寂室録』)。その翌年の文和元年には美濃国東禅寺へ行っている。更に二年には、因幡国を訪れ、智頭郡土師村に建立された天桂山光恩寺の開山となった(『瑞石歴代雑記』)。

このころまでに、備・作地方では元光の弟子になる者

が次々とあった。備前要侍者、作陽操禪人松巖、備前藤野保に住む菩薩戒弟子某などの名が『寂室録』に見られる。中でも美作出身で、元光の法嗣となつて後、備中に天柱山頼久寺（高梁市）を開いた靈中禪英は有名である（山上宗譜図）。

備・作地方遊歴中の元光のもとへ他国からやつて来て、弟子になる者もあった。武蔵出身で、後、備中に長岡山貞徳寺（在所不明）を開いた松嶺道秀もその一人であった（山上宗譜図）。道秀は、初め実翁給秀に師事した。

後、給秀の勧めで元光のもとにやつて来て弟子になった。給秀は、道秀に元光を紹介するに当たつて、「自分の心の友に元光がいる。彼は中国から帰朝後世間には顔を出さず、ひたすら林泉を愛でて俗界との交遊を絶つてゐる。定住の地もなく、現在どこにゐるか分からない。多分山陽道のどこかにゐるであろう。」といつてゐる（『松嶺秀禪師行状』）。道秀が初めて元光に会つたのは観応二年（一三五二）、備前茲光寺においてである（『瑞石歴代雜記』）。元光は六二歳、道秀は二二歳であつた。二年後元光は因幡国智頭郡に移つた。道秀は再度元光を訪ね、薪水の勞を執つた。この時の元光の様子は、「粗末な衣

を着て、身体は垢にまみれ、自ら薪を樵り水を汲む」という、清貧そのものであつた。また、このころの元光の風格は、「沈重にして寡言、禪宗の世界にしみこんでゐる俗風をきらい、接する者は、その気高さに打たれ、し

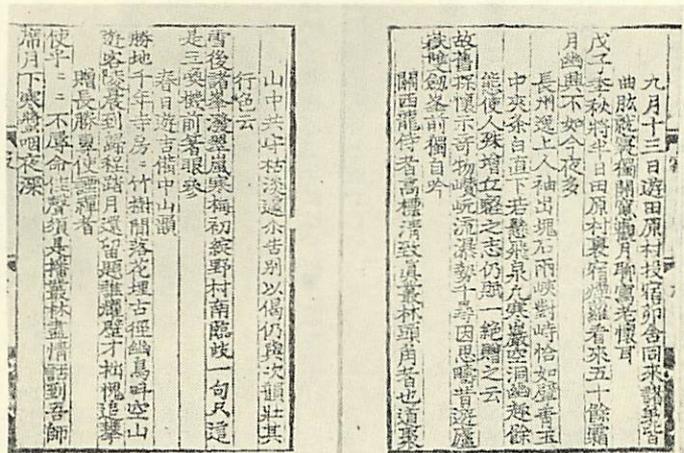


図103 『寂室録』（五山版） 一岡山県立博物館蔵一

ぼし言葉を忘れる」(『松嶺秀禪師行状』)、といった状態であった。

示 寂

六〇歳を過ぎてからの禅僧としての元光の名声は、室町幕府や京の公卿にとつて無視できないものとなった。

観応元年(一二五〇)、將軍足利尊氏の子義詮は、元光を相模國長勝寺の住持に任命した。しかし、元光はこれを固辞した。

つづいて義詮は、元光を豊後國万寿寺の住持に任命したが、これも固辞した。これから一〇年後の貞治元年(一一三六二)、後光厳天皇は、元光を京都天龍寺の住持に



図104 永源寺

任命した。天龍寺は、夢窓疎石を開山とする臨濟宗の寺で、当時京都五山の第一に位置していた。天龍寺の住持になることは、禅僧として最高の榮譽を担うことであった。しかし、元光はこれも固辞した。つづいて翌年、尊氏の跡を継いで將軍になった足利義詮は、元光を鎌倉建長寺の住持に任命した。建長寺は、鎌倉五山の第一に位置し、天龍寺と並び称せられる寺院であった。元光はこれも固辞し、度重る権門からの招請を逃れるため、伊勢國に潜んだ(『寂室録』・『寂室和尚行状』・永源寺文書)。

彼は、元の中峰明本から学んだ隠遁禪の精神を身をもって実行し、一切の権門からの招請を退けたのである。

美濃・上野・近江などの諸國を遍歴していた元光に対して、近江の守護佐々木氏頼は、領国内の奥島・雷溪の兩地を与えた。これらの地は、山水に囲まれた幽谷の地であった。康安元年(一一三六一)正月一八日、雷溪に入り、ここに一寺を建立して永住の地と決めた。寺名は飯高山永源寺、後に、山号を瑞石山と改めた(『寂室録』)。この時、元光は七二歳であった。この後、永源寺に対して、近江国田上村の豪族富塚曇瓊から土地の寄進があったが、元光はこれを固辞した。「今時の僧家は、庄園を

もつことによつて俗人にこびへつらう結果となり、宗教本来の精神が衰微している。」という理由からであった(『寂室和尚行状』)。

貞治六年(一三六七)九月一日、元光は、弟子に遺誡を残して瑞石山永源寺の含空台で示寂した。歳七八であった。遺誡の内容は、

「自分の死後、弟子たちは、山間空沢に閑居する仏の教えを守ることに。自分の息が絶えると同時に埋葬し

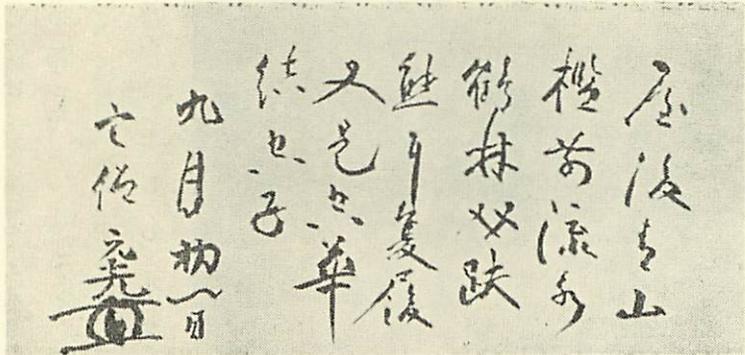


図105 寂室元光遺偈 一近江永源寺蔵一

て、遺骸を人に見せぬこと。埋葬に当たっては、ただ、首楞嚴神呪を一度唱えるだけでよい。守護から寄せられた寺地は守護に返還し、建物は土地の父老に与え、弟子たちは離散せよ。若し、父老が受け取れることを固辞したならば、年長の者が主となって、他の者たちの生活の世話をし、雲水の修業の道場とせよ。」というものであった。元光は、ここでも弟子に林下の修業や、土地建物を放棄することを勧めている(永源寺文書)。

遺偈は次のようである。

屋後ノ青山、檻前ノ流水、鶴林ノ双跌、熊耳ノ雙履、又是ノ空華、結空子

(永源寺の青山も流水も、釈迦も達磨も、一切が煩惱によって起こる妄想であって、空しかった。)

九月初一日

亡僧 元光(花押)

(永源寺文書)

その他の仏教活動

室町時代、禪宗の弘通は美作西部で盛んであった。応永五年(一三三

九八)二月に示寂した大照円熙は美作の出身で、京都天龍寺の三〇代めの住持を勤めた(『扶桑五山記』)。このこ

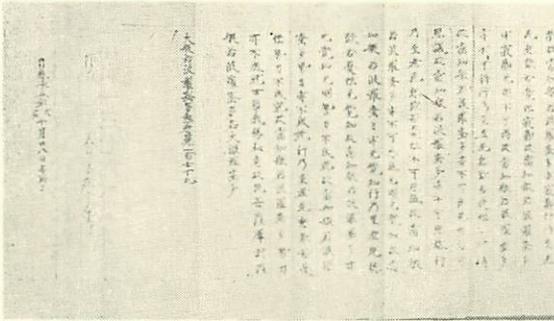


図106 応永5年 大般若經 一字南寺蔵一
(山崎治雄氏提供)

る北陸から西下した源翁心昭は、高田（勝山町）に化生寺を開いた（『作陽誌』）。備中で活躍していた実峰良秀の門下、綱菴性宗は、応永六年、瑞景寺（落合町）を開き、美作西部での曹洞宗発展の基となった（『洞上聯燈録』）。

写経活動も盛んに行われた。中世の写経で残存しているものは少ないが、宇南寺（美甘村）に伝えられている

「大般若経」は
宥仙ら真言宗の
僧侶によって南
北朝時代に書写

されたものである。また、応永
一九年（一四一
二）、京都北野
社で行われた一
切経供養には、
美作地方からも
写経に応ずる者
があった。作州

引摂寺権律師
朝榮、美作大庭
保光光院住金剛
仏子頼秀、作州
大庭長興寺住義

秀、作州大野庄
満福寺有仙など
真言宗系統の僧
の名が見える。
特に、「大宝積
経巻第五十七」

には、引摂寺朝
榮の名とともに
妙森・頼有・高
阿・犬舎入道・
三郎二郎・四郎
七郎らの名を連
ね、「平等利益」
を願うゆえに写
経に参加したこ

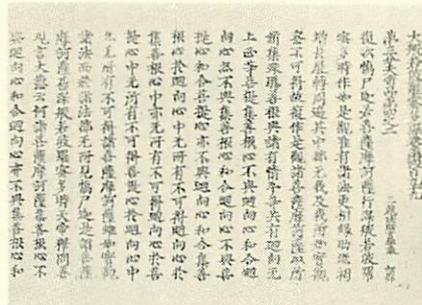
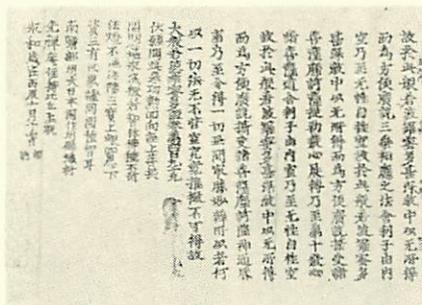


図107 永和2年 大般若經 一岡山県立博物館蔵一

光元室寂

とを記している。

和二年（一三七六）、錦織光禪庵の比丘至脱は、永
経典の出版も行われた。錦織光禪庵の比丘至脱は、永

第四章
民衆の生活



図108 一宮門前の琵琶法師（『一遍聖絵』） 一京都歎喜光寺藏一

第四章 民衆の生活

一、寄合する農民

頭文には次のような形式で、田畠の名とその面積が記されている。

志呂宮頭文

志呂神社は久米郡弓削庄の総鎮守である。神社に、「志呂宮御祭頭文次第」

四番秋

正近一頭

即田畠二丁三反卅(三〇)歩

と呼ばれる一巻の古文書が伝えられている。この古文書

林慶々々一丁一反百九十歩

は、鎌倉時代末期、正安四年(一三〇二)に作成されたもの

信覚々々一丁半卅歩

のを、室町時代中期、文安三年(一四四六)に書き写した

安近々々二百卅歩

たものである。別に江戸時代中期、享保一二年(一七

久時田 八十歩

二七)に写されたものもあり、ともに志呂神社にとって

巳上四丁六反廿(二〇)歩

大切な古文書である。しかも、この「頭文」は神社にと

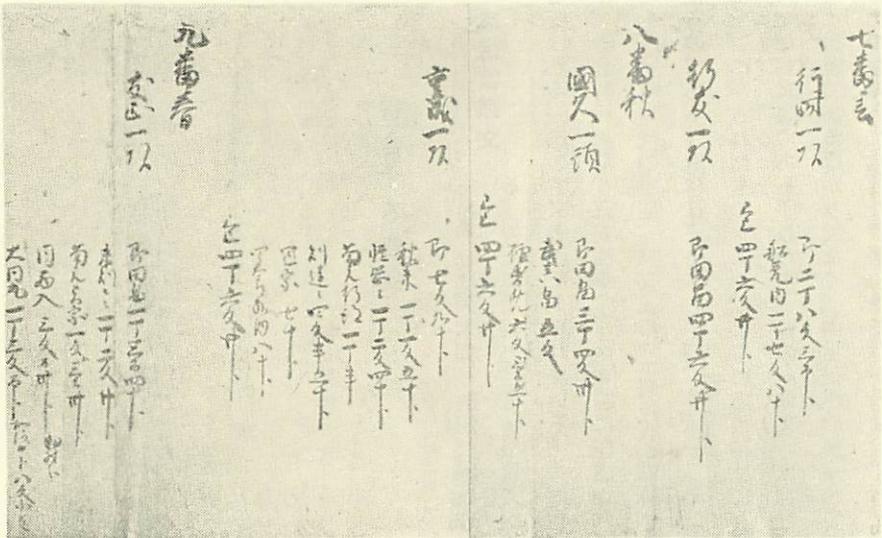
武光一頭 武光田畠一丁七反廿歩

って貴重であるばかりでなく、中世美術の民衆の姿を知

助包々々一丁五反百十歩

る上でも極めて重要な資料である。

依延々々七反三百十歩



次 第（部分）（志呂神社文書）

久時田 五反二百九十歩

已上四丁六反廿歩

五番春

助貞一頭

今吉一頭 即田島四丁二反半

包正ミミ七反五十歩

安成田一反大廿歩

延宗田大四十歩

一末島百四十歩

已上五丁二反百九十歩

この形式の記載が一番から一〇番まで続き、別に初村分として同じように一番から一〇番までである。最初の番が春であれば、次の番は秋というふうになり、交互に担当が決められている。この春秋の番は、志呂神社の春秋の祭りの当番を示すもので、一つの番は二つの頭の担当になつており、この二つの頭の代表者が協力して、その期の祭りをつかさどることになっている。五番めの春祭りの担当の頭は助貞名主すけさだうしなぬしと今吉名主である。頭とは祭りをつかさどる名のことである。頭には祭りの費用を負担する

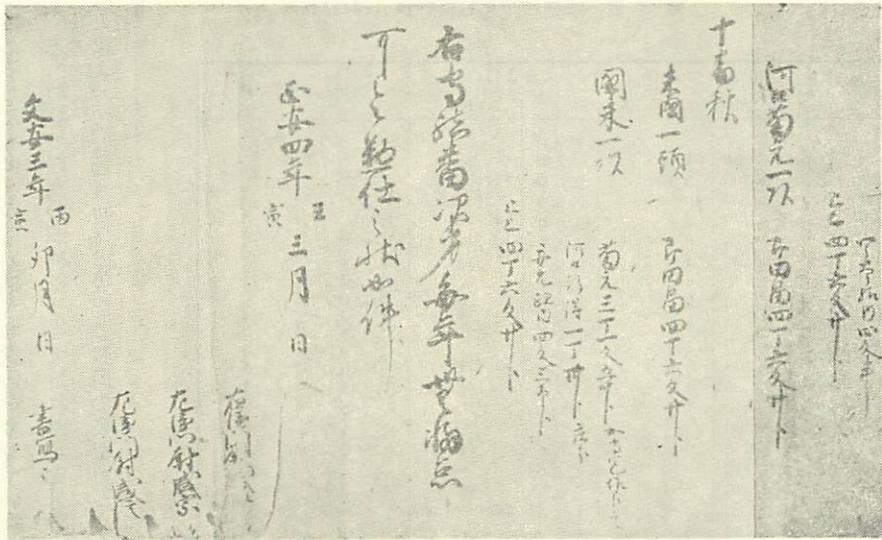


図109 志呂宮御祭頭文

ため、幾つかの名田が割り当てられ、全体で見れば、二〇頭のうち一六頭が各四町六反二〇歩の、四頭が五町二反一九〇歩の名田畠を、それぞれ均等に割り当てられていた。割り当てら

れた名田畠は五一名あり、頭に指定されているのは一五名である。初村分では、五八名のうち頭名は一七名である。(第三・四表参照)

名は、『市史』(第一巻第二章一二七ページ)で述べたように、平安時代から出現し、農民や在地領主が保有した土地のことであり、国家や庄園領主による収税の単位でもあった。神社祭祀の費用も、名を単位として課せられたのである。名にはそれぞれ名主が存在し、農業経営

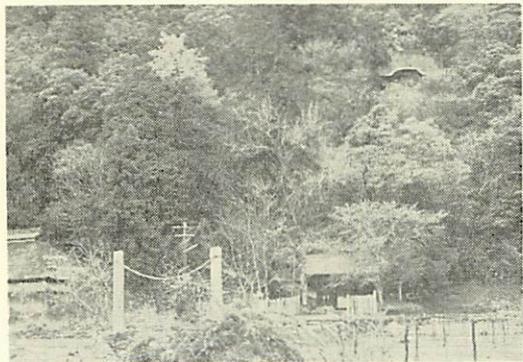


図110 志呂神社

第 3 表 志呂宮頭文名集計表 (神目村分)

名	正安4 (1302)		文安3 (1446)		明治10, 昭和16
	面積	頭 番	段 銭	村	
町 反 歩			斗升合		
助 貞元	29.9.250	1.3.5.7.9	5.0	立 野	三明寺 5 頭
菊 元	8.9.100	3.10	2.0.0	神目・地頭	上神目
元 清	5.3.100	10	5.0	立野・地頭	下二ヶ
今 吉	4.2.180	5	3.0.0	神 目	上神目 2 頭
貞 岡	3.5.70	8	1.1.5	神目・地頭	上神目
光 松	2.6.100	1	2.0.0	々	神目中
正 近	2.3.30	4	1.4.0	々	南 畑
成 久	2.2.70	2	4.0.0	々	上神目
光 延	2.2.40	8	1.2.0	々	京 尾
依 房	1.8.350		2.4	々	
則 任	1.7.160	6	2.0.0	神 目	下神目
武 光	1.7.20	4	1.3.0	神目・地頭	宮 地
久 岡	1.6.210	7	1.6.0	々	宮 地
秋 弘	1.5.300		1.0.0	々	
秋 吉	1.5.150	9	1.0.0	々	上神目 2 頭
助 包	1.5.110		1.4.0	々	
時 念	1.4.310		2.0.0	立 野	
一 念	1.2.220		1.0.0	神目・地頭	
今 行	1.2.150	6	1.2.0	神 目	南 畑
安 友	1.2.20		1.0.0	々	
貞 宗	1.1.240		5.0	々	
林 慶	1.1.190		1.0.0	々	
近 行	1.1.140		1.2.0	々	
成 里	1.1.70	2	8.8	々	南 畑 下二ヶ 2 頭
依 光	1.1.60		1.0.0	上神目	
信 覚	1.0.210		1.0.0	上神目	
宗 友	1.1.110		1.0.0	上神目	
国 重	1.0.20		—	—	
久 時	9.80		1.0.0	神目・地頭	
友 貞	9.0		5.0	々	
延 宗	9.0		—	—	
西 仏	8.120		7.2	神 目	
依 延	7.320		4.0	神目・地頭	
包 正	7.50		7.4	々	
為 綱	6.150		6.0	々	
中 力	6.140		4.0	々	
宗 延	5.300		5.0	神 目	
貞 成	5.290		6.6	神目・地頭	
包 貞	5.270		6.3	神 目	
依 貞	5.60		—	—	
末 恒	4.210		4.3	神目・地頭	
重 成	4.200		—	—	
吉 近	3.60		2.4	神目・地頭	
行 房	3.0		—	—	
口 念	2.260		—	—	
為 阿	2.240		3.6	神目・地頭	
依 久	2.40		—	—	
胡 舍	1.280		—	—	
安 成	1.260		1.2	神目・地頭	
安 近	1.240		1.8	々	
末 一	.180		2.4	々	
51名			他に37名		

に当たるとともに、年貢の納入の責任をもっていた。さて、志呂神社の祭りの頭に割り当てられた名を分析することによって、鎌倉時代の美作の農民の姿を見てみよう。

まず、頭に割り当てられた名の田畠面積を集計すると第三表のようになり、助貞名主や菊元名主のように広大な田畠を所有する者から、安成名主や安近名主のように一反前後の田畠しか所有しない者もある。(最大の面積

第6表 菊元名集計表

地名	名	面積
神目村地頭分	菊元	町.反.歩 8.9.100
初村分河口村	河口菊元	13.9. 40
〃 初村	菊元	3.1. 50
〃	菊元行得	1.0.180
〃 河口村	菊元西入	1.0. 10
〃	菊元恒家	2. 10
〃	菊元貞宗	1.330
	計	28.3.350

前後から五反前
後の田畠を持つ
名主であり、彼
らは、一般的に
百姓名主として
庄の中心的な存
在であった。こ
れに対して、三
〇町歩もの田畠

をもつ助貞名につ
いては、頭文に面
積の記載がない。
けれども、助貞
名主は単独に五
頭を当てられて
いるので、それ
ぞれの番の他の
頭面積と同じ面
積と見て集計し
た。五町二反一
九〇歩を三頭、
四町六反二〇歩
を二頭で、合計
二九町九反二五
〇歩とした。実
際にはこの前後
の面積であった
であろう。大半
は二町

第5表 志呂宮頭文名の面積段階集計表

	神目村	%	初村	%
10町以上	1	2.0	1	1.8
5町〃	2	3.9	2	3.5
1町〃	25	49.0	30	52.6
5反〃	12	23.5	12	21.0
5反未満	11	21.6	12	21.0
計	51	100	57	100

を持つ助貞名とは、一体どのような地位の人物であ
らうか。「頭文」に記されている後半分の頭は初
村に属しているが、前半には村名が記されていない。
しかし、『作陽誌』に載っている文安三年の「志呂宮段米
納分」と呼ばれる資料によれば、これらの名は、ほとん
どが神目村地頭分に属することが判明する。つまり、志
呂宮の春秋の祭祀は、弓削庄のうち神目村地頭分の名主
と初村分の名主との負担によって執り行われているので
ある。助貞名は、神目村の最大の領主の一人である地頭
の名田畠と考えてよい。それは、弓削庄の立野にましま
って存在した。助貞名に匹敵する名は菊元名である。菊
元名は、菊元・河口菊元・菊元行得・菊元西入・菊元恒
家・菊元貞宗など、いずれも菊
元に関連ある名
が、神目村地頭
分・河口村分・
初村分と弓削庄
のうちに広く散
在しており、そ

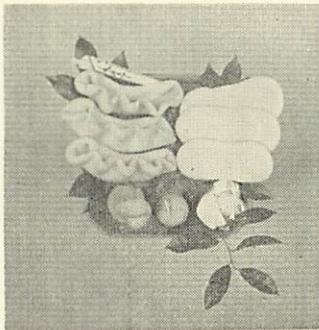


図111 志呂宮御祭御供
(山崎治雄氏提供)

の総面積は三〇町歩に近い。(第六表参照) これらの名は、恐らく菊元名主の一族に分与されたものであろう。

そして、菊元名主は、地頭と並んで弓削庄の在地領主である庄官と思われる。次に、五反未満の小名主が約二割存在する。彼らは自分の保有する名田畠だけでは生活が成り立たないため、一般農民や地頭・庄官の名田畠を請け作(小作)することによって、農業生活を続けていくことができたと思われる。また、「頭文」に現れてこない、まだ名主として独立していない農民もいたことである。彼らは、地頭や庄官の領主名や裕福な一般農民の名で農業に従事し、それらの名主に従属していたと思われる。以上見てきたように鎌倉末期の弓削庄では、地頭・庄官等の在地領主、庄の中心的存在である百姓名主(一般農民)、小名主(小農民)、まだ独立していない従属農民の四階層が存在していたことが考えられる。

頭名制

これらの名主は、それぞれが完全に独立し、個々ばらばらに農業を営んでいたのではない。神目村地頭分・初村分のもとに、数十名が結合して村を構成していたのである。弓削庄の最も重要な祭りである志呂神社の春秋の祭りは、これら村単位

に行われていた。しかも、鎌倉末期になると、庄内の有力名主が祭りを独占するのではなく、役割の差こそあれその負担を均等に配分して、小農民に至るまで祭りに参加させる体制ができ上っている。祭りの役割を負担することは、村落内で一人前に扱われていることを意味するのである。

もちろん、志呂宮の祭りを指導するのは頭に指名された名主であり、第三・四表に見えるように、彼らはおおむね一町五反以上の富裕な名主であった。中でも、神目村の地頭助貞名主は、一〇番二〇頭のうち毎年春の五頭を全部請け負うており、庄官の菊元名主も、一族で両村にわたって五頭を請け負っている。祭りの最高指揮者というところである。頭に指定されない多くの名主たちは、それぞれの頭に割り当てられたが、二、三の例外を除いては特定の一頭だけに所属し、幾つかの頭に分割されている名は極めて少ない。この事は、頭に指名された名主と頭に割り当てられた名主との間には、日常生活や農業経営の上で親密な関係(指導と協力)があったことを思わせる。ともあれ、志呂神社の頭文に見える名主による祭りの役割の形は、日常の村落生活の上での姿と見て

よいであろう。このように鎌倉末期には、庄や村が単なる領主支配のためのものだけでなく、地域の農民の自律的な結合の場と変わってきている。そして、その結合の中核に神社の祭りがあったのである。この事は、久米郡南部だけの特殊な現象ではなく、美作の農村のどこにでも見られることであった。

独立する農民

室町時代の弓削庄はどのように発展していったであろうか。正安四年（一三〇二）から一四〇〇年あまり後の文安三年（一四四六）に、

先に紹介した「美作国弓削庄志呂宮段米納分」〔作陽誌〕という資料が残っている。志呂神社がかつての神目村分と初村分の名主に、段米と呼ばれる神社の費用を課したときの記録である。この記録によって、弓削庄の農民の発展を見ていくことにする。

神目村分では、正安四年に五一名であったのが、文安には八名減り、新たに三七名が成立し、総計で八〇名になったので、二九名増加したことになる。初村分では、五八名であったのが二〇名減り、新たに三二名が成立し、総計で七〇名となったので、一二名増加したことになる。消長の激しかった階層は、正安の時期での田畠面積が一町

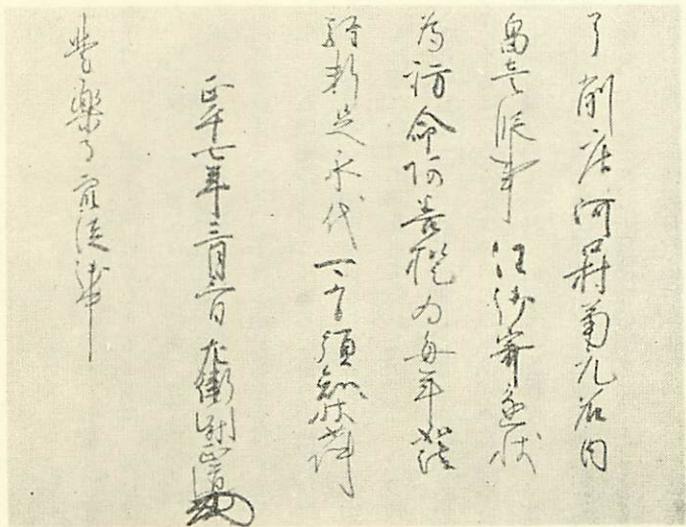


図112 正平7年 左衛門尉正道下知狀（豊樂寺文書）

以下の中小農民の層であった。それ以上の持ち高の名主層は、さして変化があったとは思われない。増加した農民について言えば、名主の一族や有力な名主に従属していた農民が、新たに名主職を得て独立したのである。

その基になった条件は、開発や生産力の向上にあったと思われる。その結果、今まで神目村と初村の両村に統轄されていた地域が、神目村・立野村・河口村・深渡村・初村に分村した。前二村がかつての神目村分であり、後

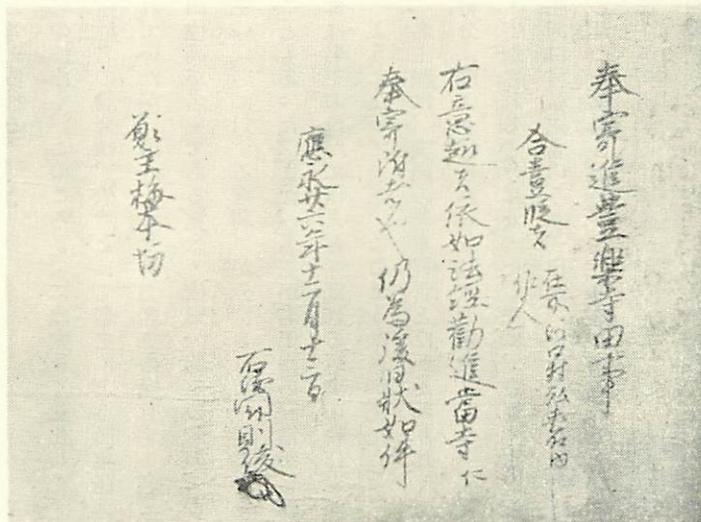


図113 応永26年 右衛門尉則俊寄進状 (豊楽寺文書)

三村が初村分に属していた。農業の発展と多くの小農民の出現が、小規模な村落結合による農村生活を可能にしたのである。

また、一町以上の名田畠を所有していた富裕な名主の中からは、この地方の土豪・国人に成長する者も出現した。正平七年(一三五二)、左衛門尉正道は、河口村菊元名のうち畠一反を弓削庄豊楽寺に安堵し、応永六年(一三九九)、政所右衛門尉景員は、初村行時名のうち一反を、応永二六年(一四一九)、右衛門尉則俊は、河口村弘末名のうち一反を、応永二九年(一四二二)、左衛門尉某と右衛門尉某は、連名で立野村福富名のうち五反を、文明一三年(一四八二)、沼元肥後守兼家と子息善六治為は、神目村時延名のうち一反を、文明一五年(一四八三)、祐定は、神目村末吉名八反を、翌一六年、藤谷孫右衛門尉佐頼と貴志駿河守秀仙は、神目村末石名畠八反を、それぞれ豊楽寺に寄進した(豊楽寺文書)。また、永正一六年(一五一九)、高田石見守佐高は、自己の所有していた名田のうち覚念半名・依田半名・延宗半名を、その子三郎に譲渡した(『美作古簡集註解』)。これらの人物は、いずれも富裕な名主から成長した弓削庄の国人・土豪であっ

たとえられる。

名の性格も、このころまでには大きく変化した。小さな百姓名の場合、依然として名主による農業経営が行われていたが、国人・土豪・有力名主の保有する名では、高田佐高が名主である覚念・依田・延宗の名のように、名主職（名に対する権利）が分割されて一族に与えられることもあった。また、名主が名田畠の経営から離れ、名には名主のほかには作人と呼ばれる現実の耕作者が存在するようになってきた。このように名が変化してくると、名主職は、実際の農業経営とはかかわりなく、単なる得分（職より得られる収益）の対象となり、売買・譲渡・寄進されるようになった。先に、右衛門尉則俊が弓削庄河口村弘末名のうち、田地一反を庄内の豊楽寺に寄進したことを記したが、この田地には名主のほかには作人の存在が判明する。享祿三年（一五三〇）、大蔵祐清は、神戸郷植松名のうち田二反を久米郡倭文庄幻住庵に寄進したが、その田地については、難波七郎左衛門作・丹沢左衛門作と作人の名が見られる（『美作古簡集註解』）。兩人とも難波・丹沢のれっきとした姓をもつからには、名前だけの一般の耕作農民ではなく、有力な農民であると

思われ、実際にはその下に、更に現実の耕作農民がいたのかもしれない。こうなってくると、名主職と同様に作人職も得分の対象になってくるのである。天文一三年（一五四四）、同じく倭文庄の国人村上信国は、庄内の神代村のうち貞遠名を幻住庵に寄進しているが、当秋から「百姓前」に年貢などを課するよう申している。この「百姓前」と呼ばれる農民は、同年の別の史料によれば「名寄百姓」とも呼ばれ、正式に「名寄帳」に登録された耕作農民であろう。文祿三年（一五九四）、江原親次は、同じく倭文庄のうち里公文の守里名や山手公文の是貞名の田畠を幻住庵に寄進したが、それぞれの田畠には一筆ごとに作人が記されている。例えば、是貞名について見ると、「四郎二郎、今ハ江草」、「左衛門四郎、今ハ江草」、「江草、今ハ与五郎」、「又三郎、今ハ為貞作分」等、現実には耕作している「名寄百姓」の記載が見られる（『美作古簡集註解』）。名主職が得分化し、現実にはその名田畠を耕作していた農民は、中世末期になると、単に耕作者であるというだけでなく、「名寄百姓」として土地台帳に記名され、その田畠に対して何らかの権利を得るまでになってきたのである。

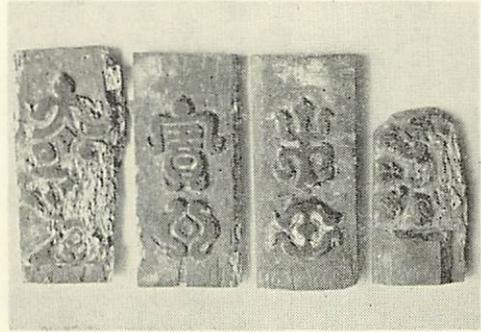


図115 新庄御鴨神社宮座札
(山崎治雄氏提供)

としてだけではなく、美甘の農民全体の結合の場であったわけである。近世になって、庄域の大部分が美甘村に一括して統治されたことから、この事は裏書きされる。

美甘庄の宮座が、どのように運営されたかを知る資料として、「遷宮五十二名席順」と呼ばれる近世の記録が現地に残されている。表題には「五十二名」と記されているが、内容は領家方の三〇名についてであり、遷宮が行われた神社名は分からない(図一一四参照)。三〇名の名主は、東西、南北の四方からそれぞれ相面して座を構えているが、東座の中心には公文河井光遠が一番として座し、その右側に惣別当宇南寺が二番で座す。宮保頭妙蓮が座のしんがりとして三〇番に座し、以下東西は左

右交互に、南北は北南交互に座を占めている。神事も五二名の「くじ」で分担を決定した。これは、宮座に参加している名主が、それぞれ平等の資格をもっていることを意味する。宮座の運営は、光遠・宇南寺・妙蓮の三者の指揮によって進められたのであろう。

宇南寺での名主の寄り合いは、単に寺や神社の運営に關してだけではなく、美甘庄全体の農民の自治や行政に關する事が議題に上ったようである。「作陽誌」によれば、「古は、美甘村五二名の父老、毎月二八日、この寺に集會し、各々案牘を奉じ、邑事を剖判す。畢るに及んで酔飯して散ず。これを宇南寺寄合と名付く。今、これ

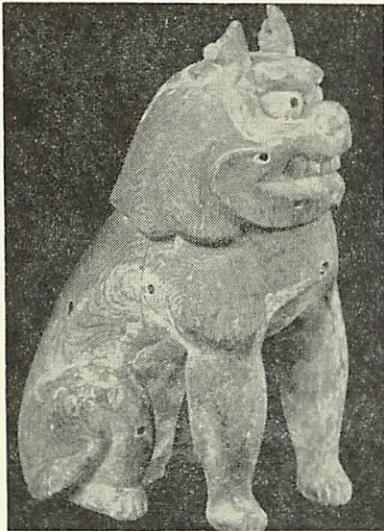


図116 新庄御鴨神社狛犬
(山崎治雄氏提供)

このように、中世の寺院や神社の中には、所の農民の自治的結合の場となるものもあり、農民が武士や庄園領主に武力をもつて反抗する土一揆の拠点となる場合もあつ

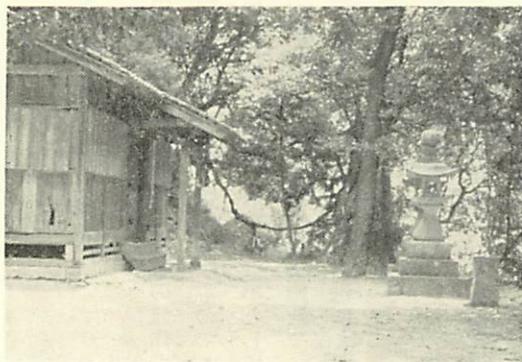


図117 古大隅社

無し。」と記されている。五二名からなる代表者(父老)が、毎月二八日に宇南寺で会合をもち、議案を提出し、村内に起こった種々の問題を討議し決裁した。終わって酒盛りをして散会したのである。この定期的な会合は「宇南寺寄合」と称された。中世の農民が一堂に会し、自らの利益を守るために寄り合いをもつという惣村制の姿を、この「宇南寺寄合」からしのぶことができよう。

土 一 揆

た。天文年間、古田郷や田辺郷の農民が立てこもり、折から侵入して来た尼子勢に反抗した中山神社の土一揆については後で述べる。林田郷大隅宮(現在の大隅宮の東に当たる古大隅)も土一揆の拠点になった節がある。「東作誌」に、永祿年中大隅宮は、「凶徒乱妨」によって焼失した、との伝承を記しているが、この記述は、中山宮の土一揆勢を「群盗」と記しているのと一脈通ずるものがある。ともあれ、大隅宮も林田地域の農民の自治的結合の拠点であった。

なお、天正六年(一五七八)五月二五日、宇喜多勢に率いられた日蓮宗徒三〇〇人が、浄土宗の誕生寺を攻撃し、仏像を砕き、僧侶を追い、堂宇・経巻を焼き払った。備前法華の教線がこのような形で美作へ伸びてきたのである。誕生寺の襲撃事件は、宗教的な姿をとった土一揆であろう(作陽誌)。

二、祭りと芸能

お田植え祭り

中世の農民にとって、五穀の豊作を祈願する鎮守の祭りは大切なものであった。春のお田植え祭り、秋の収穫の祭りを始めとして、季節ごとに幾つかの祭りがあった。富村の布施社や一宮の中山神社のお田植え祭りは、その源流を中世にまでさかのぼることができる。

富村のお田植え祭りは、毎年旧暦四月五日に行われる。社殿の前の広場がその舞台となるが、その境域は「サイカ」と呼ばれる頭屋（かぶら）によって警護される。「サイカ」は六尺の青竹を持ち、抱き柏（かしわ）神紋の法被を着用して任に当たり、どのような拝観者にもかぶり物を脱がせるほどの権威をもっている。この法被は、往古から二四枚を一揃（そろ）いとしておる。この事は、布施社の祭りが二四名（にみょう）の総意によって行われたという伝承と一致する。布施社もまた、志呂神社や美甘庄の神社などのように、中世以来名主の運営によって、その祭りが行われてきたのである。

お田植え祭りは、前半のお田植え神事と後半の神託行

事とで構成されている。いま、「富村郷土史」によってその概略を見ることにする。お田植え神事は、「獅子練り」・「荒起こし」・「代搔（しろか）き」・「鍛代（くわしろ）」・「田植え」の順で行われる。「獅子練り」は、二頭の獅子と二人の太刀使いによって、笛と大鼓に合わせて東西南北に練り、行事の先導として悪魔払いを行う。笛は青竹で毎年新調したものを使用する。「荒起こし」は、牛に見立てた二人の少年に新調された鋤（すく）の模型を引っ張らせ、牛使いは、榊（さかか）の小枝をもって牛を

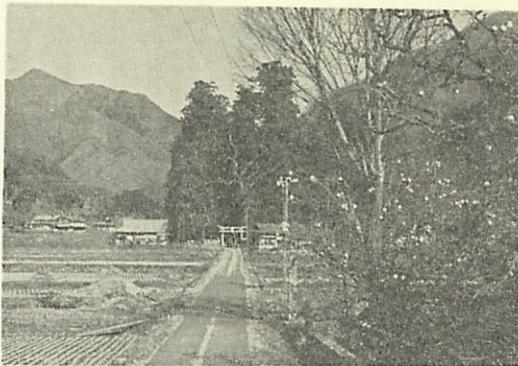


図118 富村の布施社（山崎治雄氏提供）

追い、境内を荒れ田になぞらえて「荒起こし」の所作をする。「代搔（しろか）き」は、これも新調した馬（ま）鍛（くま）の模型で「荒起こし」の後の代搔（しろか）きの所作を行う。「鍛代（くわしろ）」は、二人の男が



図119 布施社のお田植祭(狂言)
(山崎治雄氏提供)

あぜ塗り、水口なぐちの調整、たばこ、いねむり、ブトの食いつき、日も西に傾くころ、の仕草を行う。永い春の一日の農作業の過程が、滑稽つげいな物真似ものまねで演じられる。最後は「田植え」で、二四名から各一人の男子が早乙女として登場し、榊の葉をまくことによって田植えの仕草を行い、前半のお田植え神事を終わる。

このお田植え神事には、「荒起こし」から「田植え」までの過程を真似ることによって、現実の田植えが、神の加護により滞りなく安泰に終了するようにとの願いが込められている。詳細に見ると、「荒起こし」・「代掻き」・「田植え」が、いずれもその年に新調された道具を

使用し、清浄な榊を用いてなされるのに対して、「鉞代」は、農民のまことにリアルな所作で行われている。この事は、単調な神事の進行に起伏をもたせることによつて、観客に興を沸かせるという意味もあるであろう。しかし、本質的には神と人とが一体になって、無事田植えを完了するという農民の願いが込められていると考えたい。「田植え」の所作の中で、「双(歳か)徳神は植えさせ給えたま」と田植歌が歌われるように、「荒起こし」・「代掻き」・「田植え」の三所作は、田の神である歳徳神の行為を表現したものであり、「鉞代」は農民の行為を表現している。このお田植え神事の演出の中に、後世「種まき三番叟さんぼう」などに結集される、日本演劇の源流を見出すことができるのである。

お田植え神事に続いて行われる長者(殿様)と従者(福太郎)の仕草は、狂言の源流といってよい。まず、境内の中央にむしろで正方形の舞台が作られ、一角から神殿に向かつて一列にむしろが数枚敷かれる。橋掛かりである。神殿から橋掛かりを通過して長者と福太郎が登場する。長者は、羽織袴はかまに烏帽子えぼし、白足袋に福草履を着け、太刀をはき杖えいを突く。福太郎は、手拭てぬぐいを頭に乘せ裁たつ着

け袴にはだして、長者の後から長柄の傘を差し掛ける。

二人の姿は、中世の後半から盛んに演じられた狂言の田舎大名と太郎冠者の姿を連想させるものがある。むしろの舞台上上がった長者は、その上を三度回り、一度めには「上千町は坪に早稲」、二度めには「中千町は坪に中稲」、三度めには「下千町は坪に晩稲」、そして、「一丈二尺の穀出来、八寸の刈り株、一尺二寸の稲穂、一寸二分の初、八分の米。あと（後）水口たのむ福太郎」と大声で呼ぶ。ここで場面は一転して喫飯の所作が行われる。

長者は、神殿を背にして座の中央に座り、福太郎は、飯櫃から飯を腕に盛り箸を添えて長者に差し出す。長者は、更に多く飯を盛るように要求し、三度めにいよいよ腕に手を出す。しかし、福太郎はこの時す早く腕を取り上げ、飯を一気に食べてしまう。その間、福太郎の滑稽な仕草が続けられるが、長者は決して笑ってはならない制約を受けている。長者が笑えばその年は不作であり、残りの飯をもらって食えば息災といわれている。

以上がお田植え祭りの後半の行事であるが、神殿から舞台上降りてくる長者には、所の領主として勸農を行う姿と、一年の豊凶を託宣する神の姿とが、二重に映し出

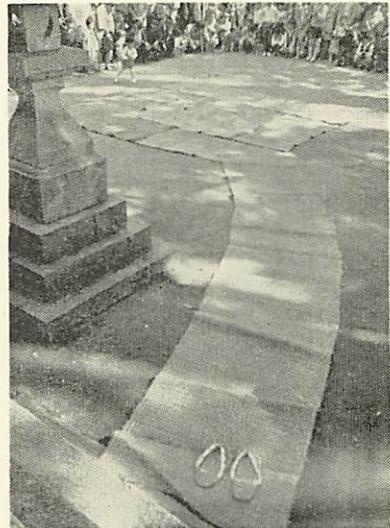


図120 布施社のお田植祭（狂言の舞台）
（山崎治雄氏提供）

されている。上中下の田地に、それぞれ早稲・中稲・晩稲を植えるように指示し、且つ、福太郎に水口の管理を命ずる姿は、農業経営に携わり、用水の管理や稲の品種の決定を指揮する領主的名主そのものである。この場合福太郎は、お田植え神事の「代掻き」に見られる田作る農民と同一に見てよいであろう。長者の営田に夫役を提供する百姓名主とも、名主として独立していない隷属農民とも取ることができる。「一丈二尺の穀出来……」以下の唱え言は、千秋万歳の寿詞で、やがて来る秋の豊穰を予言し、祝福する言葉である。

次に喫飯の仕草は、決して笑ってはならないという制

が、この神事に見られることは初めに記した。一般に狂言のこの種の筋書きには、太郎冠者のこざかしい知恵によって最後に田舎大名がしてやられる、といったものが多い。長者が食べるはずの飯を、福太郎がいち早く奪ってしまふという演出は、狂言のそれと全く同じである、といつてよい。この福太郎の仕草に中世の農民たちは、多大の共感をもって拍手を贈ったことであろう。それは、名主の管理のもとから独立してくる南北朝期の小農

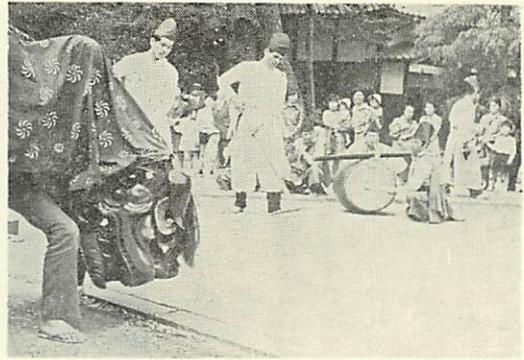


図121 中山神社のお田植祭

約の中に、神の託宣を読み取るうとする占いの神事である。しかし、それ以上に滑稽を主題とした演劇である、といつてよい。南北朝期以後盛んになった狂言の田舎大名と太郎冠者の型

民の明るい哄笑であつた、といえよう。このように、中世芸能の一つである狂言は、農民の生産と生活の場から誕生してくるのである。

中山神社のお田植え祭りは、四月の中の午うまの日に行われた。『国幣中社中山神社資料』に記載されている、明治初年のお田植え祭りの状況を見ると、獅子方三〇人、三人、六人、鉦方二〇人、大小太鼓方二人、横笛二人で行われた。獅子方は、小原・一宮山方・横野の獅子株の人々によって担当され、鉦方は田辺、太鼓・横笛は西一宮の人々によって、それぞれ担当されるのが古来からの慣例であつた。田植えの模様は、鉦方と獅子方との交互の所作によって進められた。それは、田の神の田遊びの姿を表現したものである。なお、この日から門前に一宮市が立ち、四方から商人が集まり、衣服・道具・食品などの日用雑貨、牛馬の売買が行われ、種々の雑芸能も行われた。また、八出天神社やいででも、六月一四日に「神田植祭」が行われていたことが『作陽誌』に記されている。

神 楽

布施神社や中山神社のお田植え祭りに見られるように、中世の神事芸能は、

当然神社の祭りとの深い関係で発展した。現在では、既



図122 高田神社獅子舞

に消滅している行事も、『作陽誌』やそれぞれの神社に保存されている古面などから、往時の姿の片鱗を推測することは可能である。

『作陽誌』によれば、惣社宮では毎年九月九

日の祭礼に神楽が興行されており、一日には獅子舞と流鏝馬が行われていた。上横野の高田神社の獅子舞や、中央町境神社や八幡神社などの獅子舞は、今日なお行われている。中世では、美作の主たる神社で獅子舞が行われていたと思われる。高田神社の獅子舞は、一〇月十七日の秋祭りに獅子株と称する二人の指揮者によって、雌雄の獅子が神前で勇壮な練りを行う。境神社・八幡神社では、一〇月一四・一五日の秋祭りに行われる。その練

り方は、境神社では「御拜」・「さんば」・「しやぎり」・「道中」・「遊び」・「いさみ」、八幡神社では「さんば」・「いさみ」・「道中」・「遊び」・「のつと」の種類がある。このうち「さんば」は、田の神を意味する「さんばい」のことである。境神社も八幡神社も、獅子舞の最初に演じる種目が「さんば」であることは、神社の祭礼がそうであるように、獅子舞もまた、農耕神である田の神の祭りと密接な関係がある。勇壮な獅子の舞う姿は、収穫を終えて山に帰る

神の姿とも、その神に豊作を感謝する民衆の姿ともいわれている。中世に獅子舞が盛んであったことを示す資料として、二、三の木造獅子頭が現存している。若代（勝山

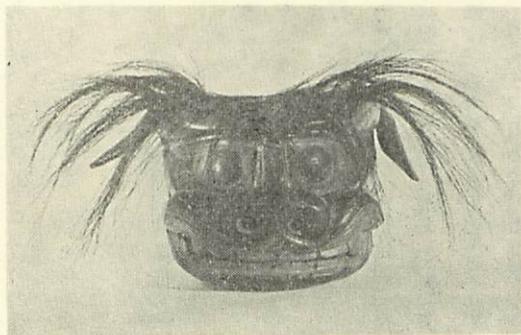


図123 獅子頭 一別当寺蔵一
(山崎治雄氏提供)

第四章 民衆の生活

町)の別当寺に伝えられた獅子頭は、同所王子権現の祭りに使用されたものであるが、その内部に、「河内源左衛門尉」・「大願主(花押)」・「延徳二年庚戌」・「八月十四日」などの墨書銘が読み取れる。この墨書銘は、延徳二年(一四九〇)八月一日、河内源左衛門尉が大願主となってこの獅子頭を新調し、王子権現の秋祭りのために寄進したことを物語っている。また、落合町の天津神社にも獅子頭と鼻高面が現存している。これにも墨書銘が残っている。それによると、獅子頭は、天正二〇年(一五九二)九月一六日市虎熊丸が、鼻高面は、同年九月吉日市五郎兵衛尉が、それぞれ天津神社に寄進したことが判明する。どちらも秋祭りに際して新調寄進されたもの

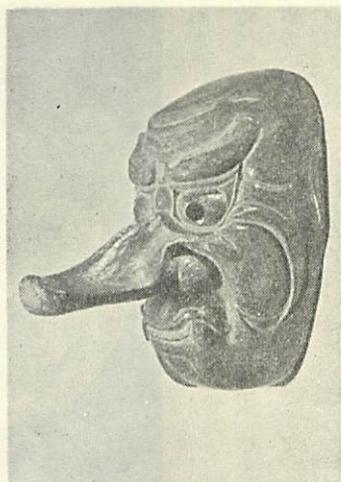


図124 鼻高面 一天津神社蔵一
(山崎治雄氏提供)

である。市虎熊丸・五郎兵衛尉両人は、真島郷の国人市氏の同族の者であり、河内源左衛門尉も月田辺りの有力な名主であったと思われる。このように神社の祭礼は、所の領主の保護のもとに執り行われてきたのである。

猿 楽 能

田植え神事や獅子舞などの神楽は、神事そのものを構成している行事であ

る。それに対して、神事の余興として猿楽や田楽が行われた。布施庄の氏神福田神社は、古くは大森大明神・布施大社・布施惣社・郷の大宮などと称せられて、平安末期以来その存続が判明している。この福田神社には幾つかの古面が伝えられているが、その中に、散楽の様式をもつ鎌倉時代の古面が一面存在する。その様式は、散楽



図125 散楽面
一福田神社蔵一

に使用される「皇仁庭^{すまにんてい}」の様式を伝えている。散楽は、奈良時代に中国から渡来した舞楽の一種で、中央の法会や神事の余興としてしばしば演じられ、やがて、猿楽として地方の民衆の間に伝わっていった。地方に伝わって



図127 能楽面

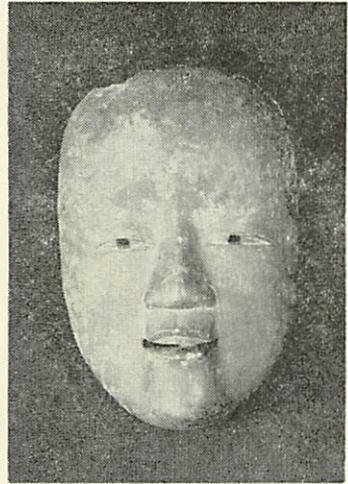


図126 能楽面

—御鴨神社蔵— (山崎治雄氏提供)

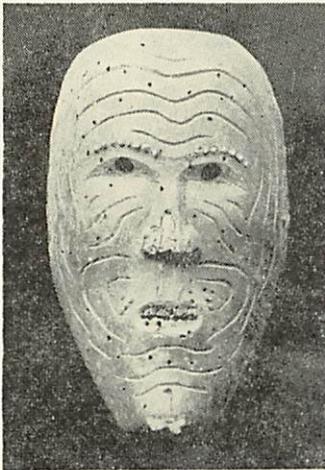


図129 能楽面

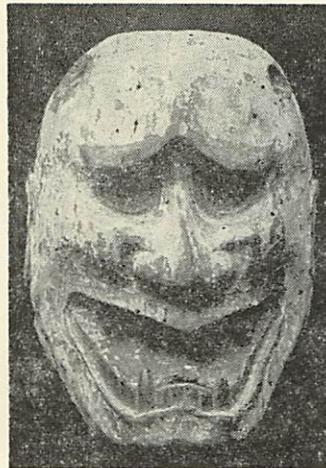


図128 能楽面

—高野神社蔵—

いった時、それが演じられるのは祭礼の場である。福田神社の「皇仁庭」の古面は、布施社の庄園領主である京都の仁和寺^{にんな}から、この地方へ伝えられた散楽の名残であったかもしれない。また、『作陽誌』によれば、中山神社

でも古来四月三日の祭りに猿楽が演じられた、と記されている。それによると、「中山祭」と称せられるこの祭りには、「神扇能」と呼ばれる神事猿楽が奉納された。そして、神扇能は「俳優若鶴太夫」によって演じられ、「五明十二枚」が神前に奉納された、とある。この行事は定例となっていた。「五明十二枚」の猿楽能が、どのような内容のものであったかは不明であるが、天正ごろから、若鶴太夫に率いられる專業の能楽者の集団によって、大掛かりな興行が執り行われたものと思われる。この神扇能の興行に際しては、城所備後と大河原大膳の両者が、行事のたびに「錢穀」を出資して援助した、といわれている。城所備後も大河原大膳も、田辺から香々美の一带に勢力をもった国人領主である。中山神社の猿楽能も、地方の有力者の保護のもとに存続していたのである。

真庭郡新庄村の御鴨神社にも、十数の古面が伝来している。これらの古面は、江戸時代に新調された櫃に、宮座札や小型の狛犬とともに納めて保存されている。面の種類も多様であり、散楽系統の面・神楽面・能面・狂言面等が混在しており、種類の判別が困難なものもある。これらの事から、御鴨神社の神事能は、宮座を構成

している名主たちによって上演されたものであり、専門の能楽者によってなされたものではないようである。外部から伝えられた猿楽と、本来神社に伝えられたものが混じり合って、新庄の民衆の間に定着し、これら多様の面の様式を生み出していったと思われる。二宮の高野神社にも尉・姥・夜叉・女などの古面が伝えられている。

注連太夫

神楽や神事能は、名主や農民によって上演されることが多かったと思われるが、やがて専門の芸能者が出現してくるようになる。先に中山神社の神扇能が若鶴太夫の一座によって執り行われたことを記したが、この若鶴太夫の一座も専門の芸能座の一つであった。美作で芸能座の成立を示す最初の資料は、永和三年（一三七七）一月一日の注連太夫座についてのものである。この資料は、隠岐守という人物が注連太夫にあてた書状で、文面等からいささか疑問点がないでもないが、述べられている内容は信用できると思う。それによると、「作州西郡の社役については、前々から其方（注連太夫）が心得ていることであり、その通り承認する。それゆえ、西郡に存在する注連太夫の

所領にっ
いては、
年貢等の
負担を免
除する。
万一、違
乱があつ
た時は、
早急に申
し出るよ
うに」と
申し述べ
られてい
る（『美作
古簡集註
解』）。まず「西郡の社役」について見ると、後の資料に
よれば、「社役」は「社男務」とも記されて、「さを務」
または「さを役」と呼ばれている。「さを役」とは、二
宮高野神社で三年に一度の神楽を興行するのを始め、美
作西部六郡（真島・大庭おおほ・久米南・久米北・吉南・吉西）

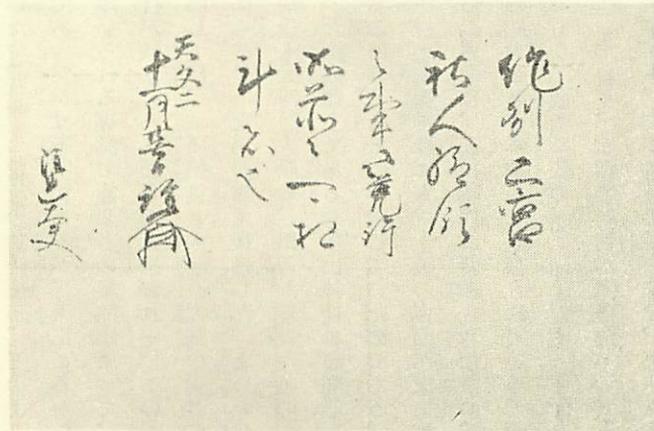


図130 天文2年 尼子詮久判物（岡田家文書）

での神楽の興行権を示すものである。そのため注連太夫は、その所持する所領については年貢等の免除を許可されていた。すなわち、注連太夫座は、美作西部での神楽の興行権を独占し、その権利は守護らによって保障され、同時に興行が義務づけられていたのである。注連太夫座は、「真島注連太夫」、「しめの太夫」と呼ばれ、座の太夫頭として、天津神社に所属する岡田加賀と、河内村（落合町）の王子権現に所属する須田越中とがいた（『作陽誌』）。南北朝期に成立した注連太夫座の神楽興行権は、戦国時代になっても、尼子・毛利・宇喜多の諸大名によって引き続き保障されている。天文二年（一五三三）、尼子詮久あきひこは、美作二宮の社人である注連太夫の給地を免許している。後、小早川隆景たかかげも、美作西六郡「さを務」を真島注連太夫一座に筋目のとおり承認し、太夫頭分に、前々のように三年に一度の神事を二宮の社頭で勤めるよう申し付け、高田城在番の香川光景あきかげらに命じて、給地の安全を保障させている（岡田家文書）。

戦国大名によって保障された注連太夫座の興行独占権は、強大なものであったようである。万一、注連太夫に無断で興行がなされた場合は争いが発生した。戦国時代

の末期のことと思われるが、野原村(落合町)で注連太夫を無視して在所の者が神楽を興行し、また、日上村(落合町)でも同様の事が計画された。これらの計画に対して、真島郷の国人で天津神社の庇護者である市又次郎から、所の国人牧藤左衛門尉家信(いゑのぶ)にあてて抗議の書状が送られた。牧家信は、この抗議に対して次のような弁解を申し述べている。

野原で神楽が行われたことについては、自分は一切知らなかった。こちらへは断りもなかったのである。自分がこの件にかかわりあるように思われるのは迷惑なことである。日上での神楽興行の計画については、注連太夫を呼ばない以上中止するよう命じておいた。今後はこのようなことのないようにする(岡田家文書)。
野原・日上の神楽興行に関する争論は、牧家信の詫わび状で落着いたようである。

注連太夫座による神楽興行権の独占に対して、新しい座を結成して対抗を試みる動きが、神社に所属する芸能者たちの中から起こってきた。戦国時代末期、奥津村での神事について、真島注連太夫と一宮の宮国との争論がこの事を物語っている。争論の具体的な内容については

不明であるが、一宮の宮国が奥津村の神事について、「新儀の取沙汰とりざた」を申し述べたのが原因である。一宮の宮国は、その名の示すように、一宮中山神社に関係のある者である。恐らく、二宮の注連太夫座に対して、一宮をより所として新たな神楽座を結成しようとし、既得権をもつ注連太夫と対立したのではないであらうか。
この両者の対立は、毛利氏の介入するところとなった。毛利氏



図131 小早川隆景書状 (岡田家文書)



図132 狛犬 一高野神社蔵一 (山崎治雄氏提供)

の家臣井上弥左衛門尉則宅(のりいえ)は、奥津地域の国人坂手二郎兵衛尉・同兵庫助・同五郎左衛門尉の三人にあて、宮国の主張を退け、注連太夫の既得権を保護するよう申し付けている。毛利方の使僧満願寺宥勢(ゆうせい)も、宮国に対してその非を責めている(岡田家文書)。こうして、注連太夫による神楽の興行権は近世の初頭まで存続する。なお一宮では、神扇能が若鶴太夫座によって興行されているが、神楽座と能楽座は、その職能上別個のものであったと思われる。

江神社(え)(柵原町)でも追儼式が行われた。この神社は上山牛頭天王(ごずてんのう)ともいわれた。牛頭天王は悪疫を退散させる靈力をもつ神であった。正月八日に牛玉(ごぎう)(王)札(ふだ)が配布され、つづいて儼神事(えんしじ)に移る。儼神事は、鬼に扮した者を鼓を鳴らして駆逐する行事であった(『作陽誌』)。木山神社(落合町)は、木山感神院とも称せられ、牛頭天王が祭神である。ここでは、毎年一二月晦日(ごそか)から正月三日にかけて「牛頭天王神事」が行われた。社男一二人によって夜間行われるこの神事は、「牛玉(王)祈り」とも「感

追儼と花鎮

悪疫を払い、一年間の無病息災を神仏に祈る行事も古くか

ら行われた。

本山寺(もとやま)(柵原町)は天台宗の古刹(こせつ)であるが、『作陽誌』によれば、正月三日夜、追儼式が行われた。この寺には、「播州佐用庄佐用姫大明神・康安二壬寅(みずのえとら)」の墨書銘をもつ木造の鬼面が伝えられている。康安二年(一三六二)は南北朝に当たり、この時、播磨の佐用姫大明神に奉納された鬼面が、何かの事情で本山寺に伝えられ、追儼式に使用されたのであろう。上山堀

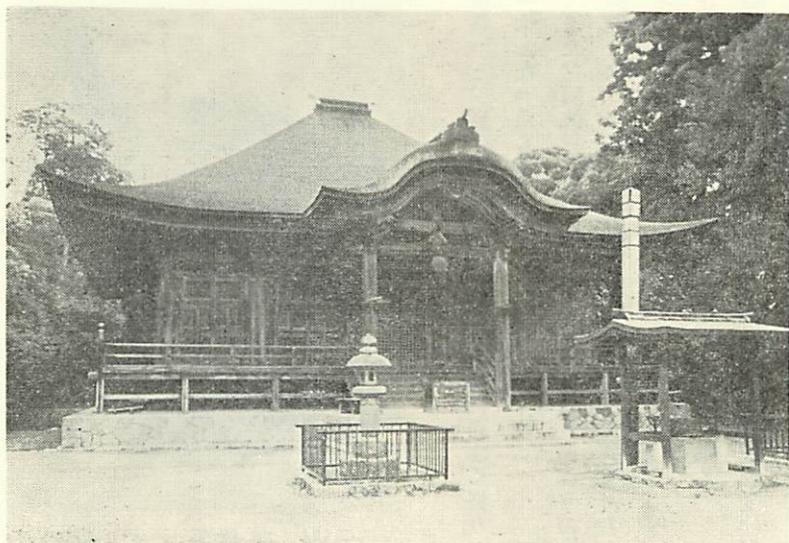


図133 本山寺本堂

神座踊」とも称せられた。すなわち、三夜ともに丑うしの刻、氏子のうちから男子が集まり、社男の拍手に合わせ

て「感神座踊」を踊った。踊りの後、社男は神楽を奏し、寺僧は粟師の秘法を執行し、諸神へ法楽の供養を奉仕した、と伝えられている(木山寺文書)。この「感神座踊」も、年の初めに当たっての悪魔退散の神事芸能であったと思われる。

また、『作陽誌』によれば、久見村ひさみ(湯原町)の牛頭天王社でも、六月一三日夜、一郷の長幼の者が社前に集合して踊りを踊ったことが伝えられている。この踊りも、牛頭天王に夏の悪疫退散を祈願するために行われたものであり、木山寺の「感神座踊」と一脈通じるものがある。

八子やご(津山市)の鶴山八幡宮では、古来、四月の卯うの日に、「花鎮祭はなぢんさい」が行われた、と伝えられている(『作陽誌』)。「花鎮祭」の具体的な姿は、今日では不明であるが、平安時代から京都紫野今宮神社に伝わる、四月一日の「やすらい花」の祭りのように、陽気とともに活躍を始める疫神を鎮めるための祭りであったと思われる。同じく『作陽誌』によると、下長田村(真庭郡)の牛頭天王社では、六月一五日に「蓮華祭れんげ」が行われたことが記されている。「蓮華祭」もその姿は不明であるが、春の「花

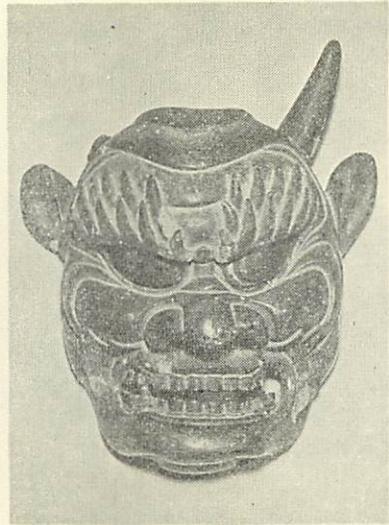


図134 追儼面 一木山寺蔵一
(山崎治雄氏提供)

鎮祭」と、夏の悪疫退散を牛頭天王に祈願する祭りとが一体となったものである。

また、阿波村(吉田郡)の阿波八幡神社や加茂町の物見神社では、今日でも秋祭りに花傘の造り物が登場する。その起源は不明であるが、造花によって美しく飾られた花傘を持って神幸とともに練り歩く行事である。装束の華麗さ、行事の絢爛さを競う「風流」の伝統を受け継いだものと思われる。

迎講と念仏踊

鎌倉時代に成立した浄土教系統の仏教と結び付いて発生した芸能がある。一

つは練供養と呼ばれる迎講、一つは念仏踊である。

誕生寺で行われる「二十五菩薩練供養」は、法然の父漆間時国と母を西方阿彌陀浄土に迎える儀式で、時国の命日である三月一九日に行われる。この日信徒は、二十五菩薩と天童に扮装して浄土(寺)から娑婆(娑婆堂)へ時国夫妻を迎えに行く。「作陽誌」によれば、「毎年春秋、人々が集まって菩薩舞をした。今(元祿時代)の阿彌陀堂本尊は、供養に用いた半身の仏である。行事が中絶したころ、腰から下を新造して立像にした。」とある。平安時代の中期以来、浄土信仰の普及につれて、阿彌陀如来を念ずれば死後極楽浄土に再生するという思想が広がった。死に当面したとき、西方浄土から二五菩薩を従えた阿彌陀如来が、花を降らせ、音楽を奏して、魂を浄土に迎えるためにやって来るといふ信仰が強くなった。迎講は来迎会とも呼ばれ、彌陀来迎図などとともに、演劇的な要素をもつ練供養として表現されるようになる。「菩薩舞」と称されたのがこの練供養のことである。練供養で中心になるのは阿彌陀如来であるが、誕生寺の練供養では上半身だけの木彫りの阿彌陀如来が使用された、とある。恐らく、この阿彌陀如来は等身よりも一回

り大きく、内側が空洞にくりぬかれていて、人がその中に入り、練供養を行ったのであろう。如実に動作をする阿彌陀如来の姿は、来迎図などとは違った感動を人々に与え、信仰を拡大していくうえからも、好ましい演出であったに違いない。

念仏踊は、鎌倉時代の一遍によって全国的に普及した、といわれている。『一遍聖絵』に見える美作一宮の場面では、一遍は、社の楼門の外に「おどりや」を造り、彼を慕ってついて来た民衆をその中に入れた、と記されている。「おどりや」とは「踊屋」である。小屋掛けをした臨時の舞台で念仏踊が行われた様子をしのぶことができる。一遍の美作での布教とどのようなかわりがあるのかは不明であるが、美作の各地に念仏踊の伝統が受け継がれてきている。『作陽誌』によれば、上打穴

村(中央町)の頼清坂では、毎年中元(盆)に村民が集まって、「躍(踊)念仏」を踊っており、同じく埴和村吉弘の大日堂では、七月一六日、西埴和・東埴和の村民が集まり、鐘鼓を



図135 緞帳阿彌陀三尊来迎図
一誕生寺蔵一

鳴らして「躍念仏」を踊っている。高田村(勝山町)では、古くから七月になると、「躍堂」で念仏踊を踊り、福田村(川上村)にも「躍堂」が存在していた。下湯原村(湯原町)にも「躍堂」があり、方七間の大堂で、本尊は阿彌陀如来と伝えられている。念仏踊の具体的な姿を今まで伝えていたものに「吉の念仏踊」がある。旧盆の七月一六日の夜、吉(落合町)の真言宗法福寺の庭で行われるもので、「カンコ」と呼ばれる大鼓を腰に着けた五人と、鉦かねを持った五人が円陣を作り、その中の「サイハラ」と呼ばれる棒を持った二人が、音頭に合わせて踊る宗教的な舞踊である。

このように、美作各地で行われる念仏踊は、現代の盆

踊りにつながる
民衆の能芸であ
った。なお、蒜ひる
山地方に伝わる
大宮踊は、盆踊
りであるとも
に、稲作の豊穰
を祈る農耕儀礼
も加味されてい
る。

熊野信仰

対する信仰である。古代から熊野は靈地として知られており、熊野坐神社にまします（本宮）・熊野速玉神社はやたま（新宮）が早く成立している。更に、那智滝なちを神聖視するところから熊野那智大社が加わり、神仏習合思想に基いて熊野三所権現が成立した。また、この地は観音補陀みだらく落淨土、阿彌陀淨土とも考えられるようになった。一方、日本古来の原始的な山嶽信仰さんかくに仏教の密教的要素が加えられて成立した修験道も、この地を聖地とし、平安時代以後、我が



図136 養生寺誕生

中世の特殊な信仰として熊野信仰が普及した。熊野信仰は、紀州熊野三山に

国の宗教の総合体の性格をもつに至った。天皇を始めとする貴族階級は、「熊野詣」と称せられる参詣さんけいをししば行った。熊野信仰は、中世になると地方にも普及していった。広く各地にこの信仰を伝え歩いたのは修験道の山伏で、彼らが「熊野聖」である。地方の民衆と熊野三山を結ぶこれらの山伏は、「御師」・「先達」と呼ばれた。彼らは地方の豪族たちを旦那だんなとして契約し、旦那のために、参詣の先達や宿泊の世話、熊野牛玉（王）札の配布など、彼らの信仰活動を援助し、旦那からは一定の収益を得た。すなわち旦那は、御師職に初穂料として上分を納めるほか、引導の先達にも一定の報酬を贈る習いがあった。これが旦那職であり、旦那職は、やがて御師・先達の財産となり、子孫に譲渡されたり売買の対象になったりした。

美作での熊野信仰は、鎌倉時代中期ごろから普及したと思われる。宝治元年（一二四七）十一月一日、御師みし法眼豪慶ほうがんこうけいは、重代相伝の旦那職を証道房へ譲渡しているが、この譲状ゆづりじょうに美作国の旦那として江見一族が見られる（熊野那智大社文書）。江見一族は、「海老ノ一門」とも呼ばれ、鎌倉時代から室町時代にかけて、しばしば

第四章 民衆の生活

旦那職譲状にも記されており、美作最大の旦那の一つであった。江見氏は、江見庄(作東町)の在地領主として鎌倉時代からこの地方に勢力を張り、室町時代には、「日本一の強者」と称せられるほどの国人領主であった。江見氏の一族が集団で熊野と旦那の関係をもっていたのである。このように、御師・先達が旦那の契約を結んだ相手は、在地の領主層であることが多かった。美作国の旦那は、江見一族のほかにも、「伊与法眼房跡旦那」(永徳二年―一三八一)、「御先達若狭阿闍梨浄範の旦那 美作国甲立・田中・越島源」(応永二年―一三九五)、「岡之坊の地下旦那」(嘉吉三年―一四四三)、「美作国八塔寺門弟引の旦那」(文明一三年―一四八一)、「美作国先立ほたい寺、同よりまちな南光房引の旦那」(享祿四年―一五三一)などが見られる(熊野那智大社文書)。これらのうち、甲立・田中・越島源六は、田中郷(津山市)や越畑(鏡野町)にいた有力名主の集団を意味しており、いずれも先達浄範の旦那である。岡之坊は、鏡野町の岡坊辺りの名主たちである。八塔寺門弟引旦那、ほたい寺(菩提寺)よりまちな南光房引旦那は、八塔寺や菩提寺を先達とする旦那である。このころには、八塔寺や菩提寺が諸

国を往来する先達に代わって、その役目を引き受けるようになっていた。菩提寺の旦那といえば、奈岐山麓に勢力をもっていた菅家一党の可能性もある。なお、寄町南



図137 熊野参詣曼荼羅

光房については不明である。

熊野の御師の中には地方の庄園領主もいた。稲岡南庄（久米南町）には熊野本山高房の御師職名が存在していた。その起源は、平安時代末期仁平元年（一一五一）、足利氏の祖源義国にの寄進にかかると伝えられているが、定かでない。鎌倉時代末期、足利尊氏の父貞氏は、正和三年（一二三四）七月一〇日、熊野本宮の高坊浄憲に同庄の田在家職を、元応二年（一二三〇）二月一三日、御師職名を安堵している（熊野那智大社文書）。このころ、熊野本宮が足利一門の尊崇を得るようになって、同庄の寄進となったのであろう。義国寄進の伝承もこのころ作られたと思われる。また、後醍醐天皇も建武二年（一三三五）一二月一八日、美作国田邑庄地頭職を熊野速玉大社に寄進している（熊野速玉神社文書）。稲岡北庄（久米南町）も寛正三年（一四六二）には、熊野本宮三昧衆の所領であったことが判明している（『紀伊国古文書纂』・『荘園志料』）。

勝田庄も貞応二年（一二二三）には那智山の所領であり、上分米を貢納していたことが明らかである（東寺百合文書）。勝田庄の上分米は、本来六四石八斗九升であ

ったが、文安二年（一四四五）の「納帳」によれば、地頭名以下三一名が、わずかに五石四斗八升余を上納しているに過ぎない。戦国時代には、勝田庄は国人山下景重の差配するところとなっていた。景重は、那智社実報院に対して下代の者を下すよう要請した。また、後藤勝基も実報院へ書状を送り、「当国は数年錯乱（戦争）が続き、今も正体のない有様である。勝田庄は領主の実方（報）院から捨て置かれ、桜の坊が自由に振る舞っている。早く桜の坊を退けて下代の僧を下すよう」申し述べた。その後、実報院の下代は勝田庄に下向して、山下景重に熊野牛玉（王）札と帯一筋を贈り、近隣の者にも景重の手を経て牛玉（王）札などが贈られている。山下景重は、これらの状況を播磨に在陣中の尼子経久に報告している。その年代は不明であるが、天文年間の初め（一五三八ごろ）と思われる。当時、山下氏も後藤氏も尼子方に属していた（熊野那智大社文書）。

三、産業の発達

豊かな産物

中世の諸産業の発達を知ることのできる資料は、美作地方ではわずかなしい。乏しい資料の中から、その断片を拾い出して推測してみることにする。

鎌倉時代から農業の開発が盛んになり、農業技術も進んできた。農民の営農への努力は、庄園領主や地頭などによって、年貢収取の対象とされた水田よりも、むしろ、畠地の開発改良に向けられたようである。畠地は水田に比べて課税率などが低かったためでもあるし、本格的な灌漑施設も必要でなかったからである。室町時代の資料によれば、永享六年（一四三四）、宥海ゆうかいという者が、豊楽寺（建部町）の光明真言会の費用として畠一所を寄進している。この畠から寺へ納められる役料は、毎年麦五升、豆四升の決まりであった（豊楽寺文書）。この畠では、麦を収穫しその後大豆をまき、秋収穫するという方法で、二毛作が行われていた。備前地方では、既に水田や畠での二毛作が鎌倉時代に行われている。美作の南部で

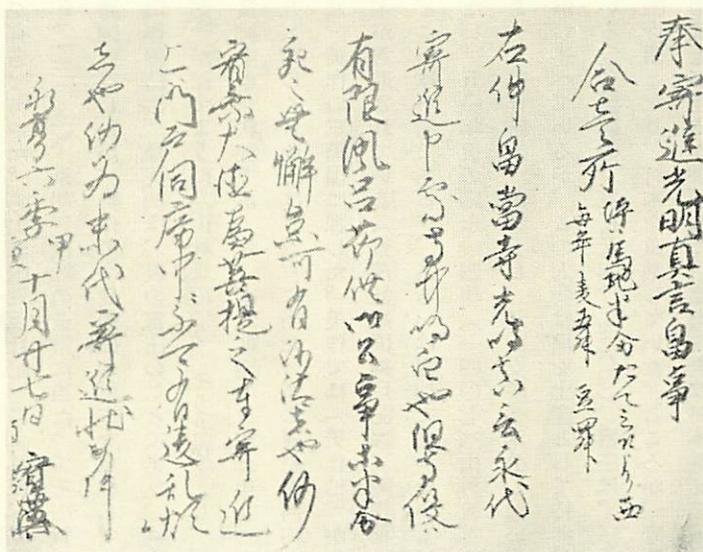


図138 永享6年 宥海寄進状（豊楽寺文書）

もこうした事が漸次普及していったものと思われる。

応永六年（一三九九）、大原庄から京都相国寺へ年貢が納入されているが、その散用状には、大豆・麦・油・漆・麻等畠や山林の生産物の品目が記されている（金剛

三昧院文書)。これによって、室町中期における美作東部の農林業の様子を知ることができる。

油は、胡麻・荏胡麻・木実を原料とし、燈火に用いられる重要な生産品であった。美作では古代から作られる鎌倉時代の初期から、国や庄園領主への貢納物とされていたことが資料に散見する。文治五年(一一八九)、東寺で執行された後七日御修法に、「美作国御油四斗」が下されており(後七日御修法日記)、文治六年、主殿寮に「美作年別油四石五斗一升」が当てられている(壬生文書)。建久二年(一一九二)の「長講堂領目録」にも、真島庄からの貢納物として「御殿油二斗」が納められている(島田文書)。

漆は山間部の産物で、中国山地では備中から盛んに産出された。先に記した大原庄でも採取され、また、富庄(富村)でも採取された。応永一五年(一四〇八)、富美(富)から京都の貴族山科教言のもとへ、「漆一桶」が届けられている(教言卿記)。

相国寺への年貢散用状には見えないが、大原保では茶の栽培が行われており、応永三二年(一四二五)、茶園に年貢が課されている(金剛三昧院文書)。茶は主として

寺院周辺に栽培され、寺用に供せられた。木山寺(落合町)にも「茶園畠一〇箇所」があり(木山寺文書)、宇南寺(美甘村)にも茶園が附随していた(「村誌美甘」)。

中国山地に近い山間部の産物では、中世を通じて材木が有名であった。「山城国賀茂社記」によれば、乾元二年(一三〇三)、京都賀茂社の造宮に当たってその費用を諸国に課したが、美作では登美杣の材木を貢納している(『作陽誌』)。登美杣は、後の富庄のことであり、『作陽誌』が記すように、「山林森蔚(うっそうと茂る)し、巨木良材多き」状態であった。南北朝期の貞和五年(一三四九)、同じく賀茂社は、遷宮に当たっての資材を河内・山城・美作の三箇国に課した。美作では「美作杣」から材木が貢進されている(賀茂社諸国神戸記)。「美作杣」がどこかは不明であるが、あるいは富杣であったかもしれない。五〇年後の応永一四年(一四〇七)、山科教言のもとへ「美作国人」が参上し、北山女院へ奉公したい由を申し述べているが、この人物は榿を土産として持参している(教言卿記)。寛正元年(一四六〇)、富庄は、京都相国寺領となり、材木を貢納していた。ところが、守護方の武士が庄内を押領した。室町幕府は材木輸送の遵行を

命じたけれども難渋したため、守護山名兵部少輔ひょうぶしょうぶに対し、再度遵行するよう掛け合っている（『蔭涼軒日録』）。

紙も美作の特産品であった。正安四年（一三〇二）の「志呂宮御祭頭文」に、「檀紙免跡だんしめんあと」の地名が記されており（志呂神社文書）、初村河口附近で檀紙が製作されていたことが判明する。文明九年（一四七七）三月、京都の貴族二条政嗣たじが、赤松政則まことりから「美作紙」を入手し、これを朝廷に献上している（『お湯どの上日記』）。永正八年（一五一二）六月、三条西実隆さねたかは、前相国鷹司政平から「美作紙」一〇〇枚を与えられ、そのうち一〇余枚を表紙に使用したところ、大層調子がよかった、とその日記に記している（『実隆公記』）。『作陽誌』によれば、美作西部では月田紙・鹿田紙かた・若代紙・下田紙などが元祿時代の産物として挙げられているが、これらの起源は中世にさかのぼることができると思われる。

錢貨の流通

諸産業の発達は物資の流通を促進した。庄官や地頭・名主は、多くの生産物しやしを売り、他の日用品や武具・奢侈品を購入した。これらの商品は、やがて錢貨で取り引きされるようになり、貨幣の流通は物資の流通を一層促進させた。こうした流

通に対応して農村の中にも、商品生産を行う専門の手工業者が出現し、また、交易の場として市場が成立した。

中世、我が国で流通した貨幣は、中国の宋・元・明王朝時代に製作された錢貨である。それは、鎌倉時代には全国的に流通した。地方から中央へ貢納される年貢も、現物納から錢納に変

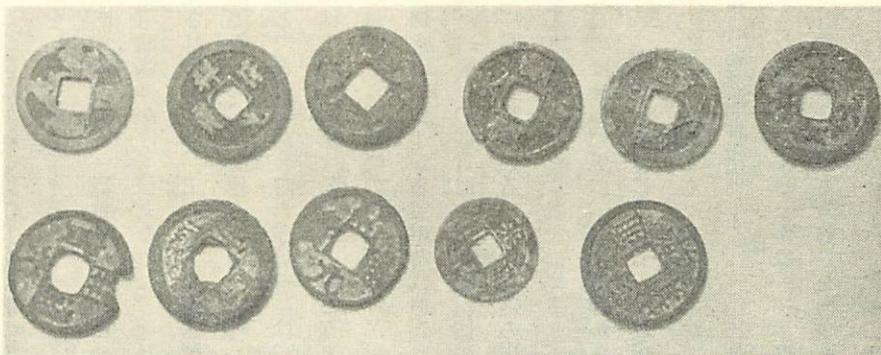


図139 出土した中国の錢

わっていった。鎌倉末期の正安三年（一一三〇—一一三二）四月、一宮庄（津山市）の年貢が錢で納入されている（春日神社文書）。室町時代の応永六年（一三九九）、大原保から京都相国寺に納めた年貢も、「米方三拾貳石七斗」、「錢方七貫六拾七文」と、米方、錢方に分割されている。また、綿二〇枚は現物を納入せず、綿一枚につき錢八匁の比で、代錢納が行われている（金剛三昧院文書）。このころでは、名田など田畠の高を表現する方法として、永楽錢の高で現するのが一般的となった。「水田七百貫」、「土居分二五貫文」といった表現である。

昭和二年一月、美作町檜原下から多量の錢貨が発見された。錢貨は麻袋のような布に包まれて埋蔵されていたらしい。総数一万八二二一個の錢貨の種類は、中国渡来の唐・北宋・元・明のものが大部分を占めていた。明錢の年代下限は宣德通宝（一四二六年鑄）までで、次の弘治通宝（一四八八年鑄）は見当たらないところから、これらの錢貨は、室町中期に当たると一五世紀中葉に埋蔵された、と推定される。現在までに岡山県で発見されている埋蔵錢貨は、備中南部の早島町で一五七二枚、総社市で七五〇二枚で、錢種でも量でも檜原出土のものには

はるかに及ばない。このことから、美作でも貨幣の流通が盛んであったことを知ることができる。

備前と瀬戸

遠隔地の産物も、鎌倉時代の初めから室町時代にかけて伝えられた。今日、中世の遺跡から発見されるものは、主として陶磁器類であるが、南部の備前焼を始め、東海地方の瀬戸焼、更に中国の青白磁器などである。落合町の赤野遺跡は、中世土豪の居館かまたはそれに附随する建物であろうと推定されている。その遺跡から備前焼の摺鉢の破片が出土しているが、どれも鎌倉時代後半から室町時代にかけてのものである。また、古瀬戸の卸目皿や、室町時代の古瀬戸の天目茶碗の破片が出土している。天目茶碗の出土は、この地に「茶の湯」が行われたことを推測させ、中世在地領主の文化をしのばせる。更に、この遺跡から中国宋朝時代の青磁碗が、ほぼ完全な形で出土しており、この青磁碗は、釉薬・胎土・焼成ともに良質のものである（『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告 4』）。これらの陶磁器類が、どのような経路で伝来したかは一切不明である。しかし、美作西部での在地領主の勢力を物語る大切な資料である。

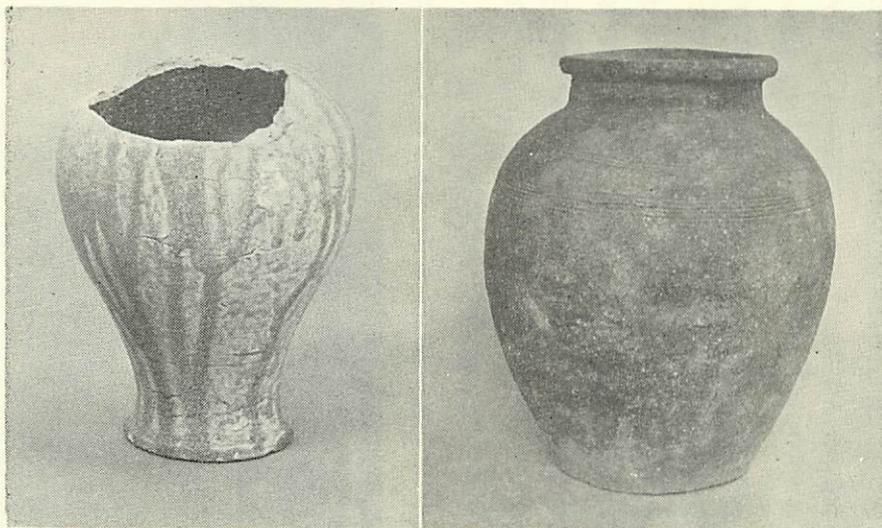


図140 若代出土の壺（左…瀬戸・右…備前）—勝山公民館蔵—

津山市田辺の黒沢山万福寺裏山の経塚きんづかからも、鎌倉期の備前焼の壺つぼと、古瀬戸の飴釉あまのゆうのかかった瓶子へいしの破片が出土している。また、勝山町若代の中世墓地から、備前焼の骨壺一八口と瀬戸瓶子一口が出土している。備前南部、更に遠隔地瀬戸との物資の交流を物語るものである。

市場の成立

商品流通が盛んになると、河川の下りや社寺の門前、街道の要所に市場

(市庭いちば)が成立した。押入(津山市)に二日市、日上(津山市)に三日市の地名がある(『作州記』)が、中世の定期市の名残である。美作一宮の門前は、『一遍聖絵』に見えるように、中世を通じて民衆の集散する場所であった。

したがって、市場が成立していた。応永三三年、大原保の検注帳によれば、そのころ、大原保には一五軒の市庭屋敷があり、浄阿彌市庭屋敷分四〇〇文、市庭屋敷一五軒分のうち二屋敷分の合計二二〇文を、市庭銭として金剛三昧院に納入している。浄阿彌は、大原市庭の商人であり、一五軒のうちでも一段と経済力をもっていた(金剛三昧院文書)。このように、定設市場が物資の流通の要衝に成立し、有力な商人の交流が盛んになると、地方から中央への年貢の輸送や遠隔地との取引も、錢貨の使

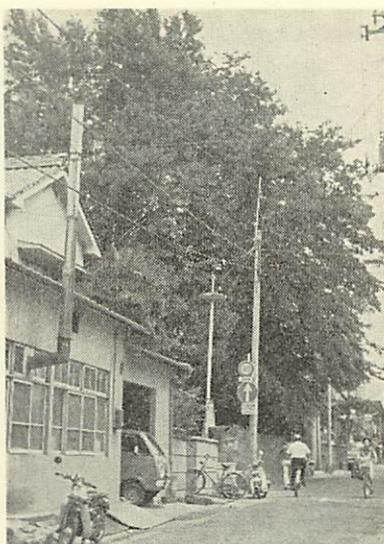


図141 徳守神社の森

用だけでなく、為替などによる信用取引が行われた。延徳二年（一四九〇）五月四日、相国寺蔭涼軒主のもとへ、美作から孫太郎という者が上洛し、在国している相国寺の丹首座の書状とともに割符三枚を持参した。翌日、軒主はこの三枚の割符に裏書をしている（『蔭涼軒日録』）。「割符」は、サイフ・ワリフと呼ばれ為替のことで、美作からの年貢が蔭涼軒に為替で送られた。この事は、美作と京都の間に常時流通経路をもつ商人が介在していたことを物語るものである。

そのころ、津山市の中心部に「戸川宿」と呼ばれる集落があった。名前のように吉井川の本流の入江に面して

成立したものであろう。本来、「戸」とは、瀬戸（セト）・港（ミナト）の「ト」と同じく、出入口を示す語である。「戸川」も、吉井川が入江のような状態になっていた所に成立した、と考えられる。ここは多くの船が停泊するのに格好の場所であった。「戸川」の初めて見える史料は、天正八年（一五八〇）八月一五日、吉川元春から祝山城在番の湯原春綱あての書状である（『秋藩閩閩録』）。それによれば、備前衆と播磨勢が進出し、戸川と炭田に陣を取った、とある。「戸川」は「富川」ともいわれた。「富川」という表現からは、市庭在家として富み栄える町の状況がうかがわれる。戸川の鎮守は徳守神社である。室町時代のころから「徳」という文字が好んで使用されたが、中世においては、「徳」とは財力・財産を意味する言葉であった。徳守神社は、商人の蓄財を守護するため、戸川宿の鎮守として祭られたもので、その起源は、中世戸川宿の成立とともにあると思われる。「炭田」については不明であるが、林田郷附近と推定しておく。林田郷の鎮守は大隅神社であるが、「炭田」と関連があるかもしれない。『森家先代実録』に、慶長八年（一六〇三）、森忠政の入国時の状況として、「戸川町・林田町

第四章 民衆の生活

も有り。毎月朔望（一日と十五日）には国中の人民群集をなし、戸川の市とて売買をなす。」と記されている。このような状況は、中世後期から続いたものであろう。

出雲往来に近い二宮附近にも、中世後期には市庭在家が成立していた。この市庭在家は「院庄町」と称せられ、商家ばかりでなく旅人の宿泊施設もあった。室町時代の連歌師宗祇が伯耆国からの帰途、この町に宿泊したといわれ、その旅宿の名は「門紺屋」と呼ばれた（『作陽誌』）。薪森原村住吉（鏡野町）に南仮屋・北仮屋の地名があり、どちらも市庭在家の跡と伝えられている（『作陽誌』）。仮屋といわれるところをみると、初めは、特定の日にだけ設けられた市場であったと思われる。

戦国時代、国人たちが城堡を構築するに当たって、山下や附近の市場をその支配下におき統制を行った。市場は領主経済にとって重要な役割を果たした。長岡庄中島村（津山市）に、上今市・下今市の地名が残っているが、佐良山城下の市庭在家であった（『作陽誌』）。真島郷市瀬村も、天津神社の門前、旭川に面する中世の市庭在家であった。戦国時代、市又次郎を始めとする国人市氏によって統制されていた。永正一八年（一五二二）、浦上村

宗の被官中村則久は、倭文庄のうち田畠二町三段を幻住庵に寄進しているが、そのうち二反は「市場後脇」に当たる水田であった。倭文庄にも市場があり、中村則久の支配が及んでいたの

であろう（『美作古簡集註解』）。合戦になれば、領主の支配下にある市場はしばしば攻撃の対象になった。毛利方の被官であった中村頼宗は、塚谷村（鏡野町）の国人桜井藤兵衛に密書を送り、宇喜多方の苔口宗十郎利長を討ち果たしたならば二〇貫の地を、市場を無残に焼き崩したならば一〇貫文の恩賞地を与えることを約束している（『美作古簡集註解』）。

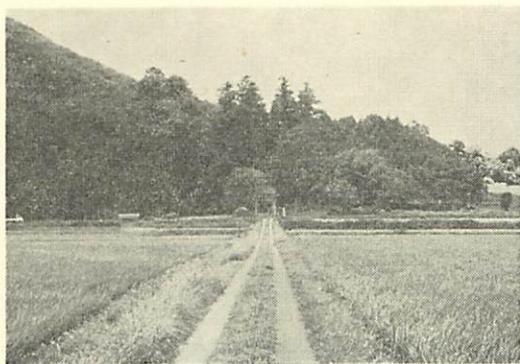


図142 天津神社

第五章
戦国
の争
乱



图143 中山神社本殿 一山崎治雄氏提供一

第五章 戦国の争乱

一、応仁の乱

赤松義則

明徳の乱によっていったん没落した山名氏に代わって、美作の守護になったのは赤松義則であった。

赤松氏の本貫（本籍）の地は播磨国佐用庄である。佐

用庄は九条家の家領であり、千種川の上中流域を占める

大庄であった。赤松氏は、庄内の赤松村に居を構え、佐用

庄の地頭として、西播に在地領主としての支配を打ち立

てていたのである。南北朝の動乱期に、終始足利尊氏

の与党として活躍し、則村（円心）・範資・則祐・義則と

惣領職が受け継がれた。則村が播磨守護職（建武三年）、

則祐が備前守護職（貞治三年）、そして明徳三年（一三九

二）正月、義則が美作守護職を恩賞として与えられ、播

備・作三国にわたる大守護となった。更に、幕府の重職

である侍所所司の地位を得、山名・一色・京極の諸氏

とともに、四職家の一つとして、幕府中枢部での地位を

確立した。山名氏が直冬党にくみし、反幕の行動の中で

領国支配を打ち立てたのに比して、赤松氏は、幕府権力

を背景に、それを確立していたのである。

既に述べてきたように、室町時代中期になると、美作

では国人衆の成長が著しく、他から入国した新守護には

彼らを掌握することが最も重要であった。そのため、赤

松義則は、守護使英保新兵衛尉立置を始め、記吾五郎左

衛門入道・河勾五郎三郎・魚住弥四郎・志水・平位十郎

など、播磨での被官(家臣)を美作へ入国させ、各地の庄園・国衛領の所務を代行させた。それ

とともに、在地の国人に働き掛けてその欲心を買い、新たな被官衆の編成、確保に尽力させた(東福寺文書・伊和神社文書)。

美作での赤松義則の領国支配

に関して、布施庄(真庭郡福田村)と埴和東郷とが問題になった。明徳三年(二月二五日)、三代将軍足利義満は、幕府の評定衆撰津掃部頭能秀に、布施庄と埴和東郷を給した。これらの地域は、前守護山名義理の旧領地

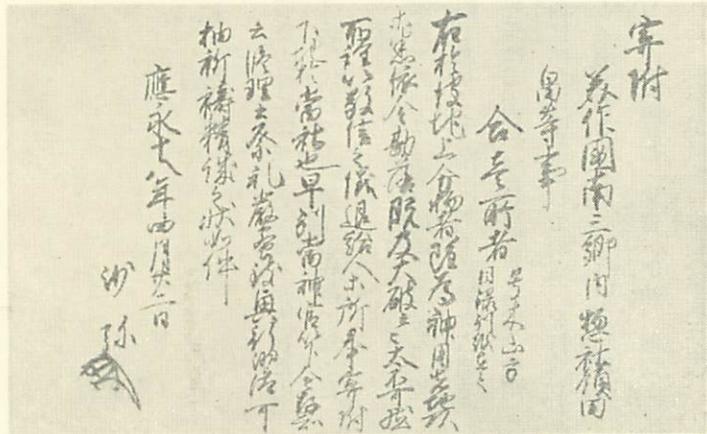


図144 応永18年 赤松義則寄進状(木山寺文書)

であり、撰津能秀が支配していた近江国今井六郎左衛門入道跡地の替え地として給されたものである。しかしながら、この両地域の支配権は、すぐには能秀に渡された様子がなかった。「將軍の下文によって、先度施行(將軍の命を管領が守護に取り次ぐこと)したけれど、音沙汰なく」といった状態であった。そこで翌四年二月、管領細川頼元は、守護赤松義則に対して、速やかに遵行(將軍の命を守護が守護代に伝えること)するように言っている。更に七月には、管領斯波義将によって両地域の押領人を退け、能秀の代官に所職を渡すよう、義則は再度催促を受けている(美吉文書)。布施庄も埴和東郷も、山名義理の跡地であるといわれるように、前守護山名氏の勢力の最も及んでいた地域である。その配下にあった在地の国人たちが簡単に新守護の命令に服従しない。新守護赤松氏としても、彼らを被官に編成していく方針上、その要求を断固拒



図145 同 花 押

その要求を断固拒

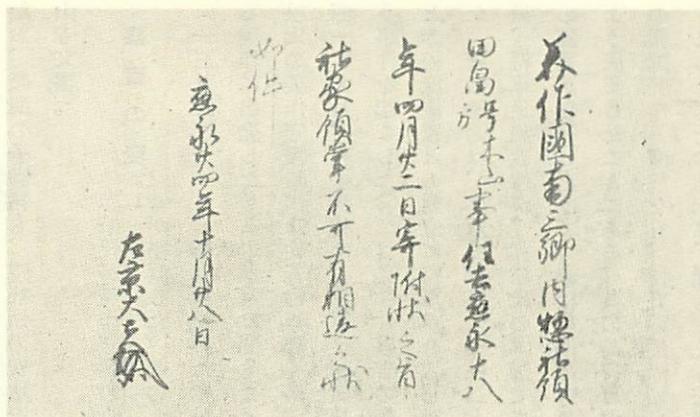


図146 応永24年 赤松満祐所領安堵状 (木山寺文書)

否することは、早急にはできなかったのである。赤松義則の領国支配は美作でも漸次進められた。明徳四年(一三九三)七月、義則は、播磨一宮の伊和神社に、粟井庄内(作東町)新免村地頭職・公文職を修理造宮

料として寄進して いる。粟井庄新免村の地頭職・公文職は、どちらも新免兵庫助の支配下

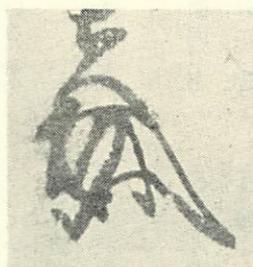


図147 同花押

にあつたものである。新免兵庫助は、美作東部の有力な国人の一人であつたが、何らかの理由で所職を没収されたのであろう(伊和神社文書)。

また、応永一八年(一四一一)四月、義則は美作国南三郷の惣社に田島を寄進している。南三郷とは垂水・原・鹿田(いづれも落合町)の三郷であり、「南三郷の輩」と呼ばれる国人の党が形成されていた所である。さて、義則の寄進状によると、惣社領の田島は一箇所で、「木山方」と称されており、古来から神用に供されていた。ところが、以前の地頭などのためにことごとく陥れられ、そのために、神社の建物は大破してしまふという状態であつた。そこで、「給人」らの支配を退けて、田島を元のごとく惣社へ寄進するようにしたのであつた。「給人」とは守護の被官になつた在地武士のことである。南

三郷の国人たちが惣社宮の田島を押領していたのであるが、義則は、彼らを被官に編成し、改めてその押領を排除したのである。守護赤松氏の領国支配は、美作東部から西部にまで及んでおり、広範囲に国人層を掌握していた、といえよう。

なお、義則の子満祐も、惣社領の安堵を行っている（木山寺文書）。

嘉吉の変

赤松氏が美作守護の時、山陰の山名満幸が挙兵した。そのため、応永元年

（一二三九四）十一月、在京していた赤松義則は領国である美作に出発した。この反乱は間もなく鎮圧された。赤松氏の美作守護時代は約五〇年続くが、嘉吉元年（一四四一）六月、赤松満祐は、將軍足利義教を誘殺するという事件を起こした（嘉吉の変）。嘉吉の変は、赤松惣領家と赤松庶流家との対立に將軍が介入したことから起こった。その遠因は、応永三四年（一四二七）赤松義則の死後、將軍足利義持が、赤松氏の本国である播磨国を嫡子の満祐から召し上げて、赤松一門の赤松持貞に預け置くよう画策したことにある。この時將軍義持は、他の二つの領国美作・備前をも、持貞の甥赤松貞村らに附与しようとした。その結末は、間もなく赤松持貞が死罪に遭うという事件を引き起こしたため、満祐の三國領有ということでは、有力な守護大名をも不安定な状態に陥れることを物語る事件であった。次の將軍義教の代になると、この傾向は更に強化

されていた。將軍の恣意によって、家督や領国を奪われる守護大名が相ついで。永享五年（一四三三）、越前守護斯波氏並びに安芸守護大内氏が、永享一二年には若狭・三河・丹後守護一色氏及び伊勢守護土岐氏が、嘉吉元年正月には河内守護畠山氏が、それぞれ惣領の持つべき守護職を奪われて庶子に付されたり、領国の一部を削られたりしている。このような事態は、赤松満祐の上にも起こってくる運命であった。永享九年（一四三七）、彼の領国のうち「播州・作州、（將軍が）借り召さるべく由」（『看聞御記』）、という噂が広まり、將軍義教が満祐から播磨・美作両国を召し上げるのではないかと憶測された。また、永享一二年三月には、満祐の弟義雅が將軍義教の不興を買って所領を没収され、その一部は、赤松惣領家の満祐と対立関係にある赤松貞村（赤松持貞の甥、赤松春日部家）に分与されるという事件が起こっている。これら一連の事柄は、満祐の疑心と不安を駆り立てることとなり、ついに、將軍義教殺害となったのである。

將軍を殺害した赤松満祐は、いち早く領国の播磨へ下って追討軍を迎えるべく準備した。しかし、將軍亡き後、

有力守護大名たちの思惑もあって、追討軍の態勢は容易に整わなかった。ただ、山名氏だけが赤松追討に積極的であった。山名氏は、明德の乱で赤松氏にその領国の一つであった美作国を奪われており、この際、赤松氏を打倒することによって、旧領回復の望みを実現する絶好の機会と見て取ったのである。

赤松氏の領国美作では、七月下旬ころ早くも国人の離反が見られ、「北美和辺（加茂町）のこと、地下人あひともに守護被官人を追い散らしおわんぬ。よつて地下は無為（平穩）」（『建内記』）、といわれた。美和庄辺りにいた国人衆たちが、幕府の赤松追討の情報をいち早く察知して、守護の被官らを駆逐したのである。現地は一時守護勢力が後退した。その間隙を縫って、美作国衙・北美和庄公文職・高倉庄（津山市）公文職らの守護地頭による支配が停止され、万里小路大納言家の直務（直接支配）となった（『建内記』）。また、東福寺領勝賀茂郷（勝北町）下村でも、九月に入ると東福寺雑掌の訴えが出されている。それによると、赤松方被官人河勾五郎三郎・魚住弥四郎らによる所務の支配を停止して、直接東福寺が支配できるようにと望んでいる（東福寺文書）。

どの場合にも、年貢の負担者である「地下人」が、守護方の武士の介入を排除しようとして直務を望んだのであろう。また、久米郡埴和郷の国人である方はが和右京亮うきやうのすけも、守護赤松氏から離反する動きを見せている。八月下旬には、「美作國中、朝敵（赤松勢）ことごとく退散」と、山名教清から京都に報ぜられている。また備前でも、有力な国人衆の松田氏や鹿田氏しかたが反守護に回っている（『建内記』）。こうして、九月の初めには、赤松方は播磨国書写山の坂本城を抜かれ、九月一〇日には木山城も落とされた。赤松満祐・義雅以下自刃し、満祐の嫡子教康のりやすも伊勢国で討ち取られ、赤松惣領家はあえなく壊滅した。守護赤松氏が追討軍の前にあえなく滅びていった理由は、本国以外の領国は元より本国播磨でも、国人層などの在地の勢力を強力に掌握できなかったことにある。いったん幕府権力から離れた場合、たちまちにして彼らの離反を買わねばならぬという、極めて不安定な領主権に過ぎなかった。この事は、守護大名すべてに言えることであった。

山名と赤松(二)

このようにして播・備・作三国守護赤松氏は没落し、備前守護は山名教之、

美作守護は山名教清に与えられ、播磨守護も数年の後、山名持豊に与えられた。赤松氏の旧領国はことごとく山名氏に属することになった。

美作守護となった山名教清は、岩屋城(久米町)を築き、また、一族の山名忠政には現在の鶴山に城を築かせ、美作中心部の拠点とした(『美作略史』)。美作におけるこの時期の山名氏の動向は明らかでないが、佐々木持清の給所となっている長岡庄(津山市)について、わずかながらその片鱗をうかがうことができる。すなわち、嘉吉二年一二月三日、幕府は山名教清に対して美作国長岡庄の遵行を伝えた(佐々木文書)。その内容は、「長岡庄の所務は佐々木持清の代官がすることになっており、先度、その所務を佐々木の代官に渡すよう命じたが、いまだに実現していないのはけしからぬことである。早く命令の通り所務を引き渡すように」とのことであった。長岡庄の所務は、この時、守護方の者によって押領されていたのであろう。

また山名忠政は、嘉吉三年ごろ、勇山寺(落合町)に

書状を遣わし、寺僧による祈禱を謝し、寺領の安堵を行っている。その書状の中で、彼は、「今度の赤松の逆心について誅伐の御下知を賜り、播・備・作の守備を仰せ付けられた。そこで、当表(美作)にはせ向かい、存分の覚悟で事に当たる。」といっており、領国支配の意欲を示している(勇山寺文書)。

一方、嘉吉の変によって没落した赤松氏の旧領回復の動きは、文安元年(一四四四)、赤松大河内家の満政・教政父子、それに赤松満祐の甥則尚の挙兵に見られる。ついで享徳三年(一四五四)、赤松則尚の再度の挙兵があるが、どちらも失敗に終わっている。この則尚の挙兵に当たっては、山名

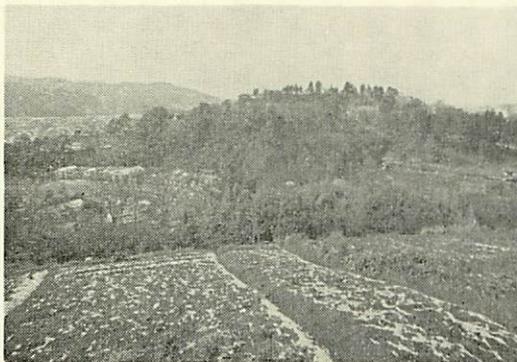


図148 鶴山城跡 一山崎治雄氏提供一

氏と對抗関係にある細川氏が背後から助力を与えた。赤松家の再興は、長祿二年（一四五八）、赤松政則によって行われた。彼の一党が、南朝の残存勢力によって宮中から奪われた神璽を奪回した功によるものであった。政則は、この年、加賀国半国守護職・備前国新田庄・伊勢国高宮保を与えられた。

応仁の乱

応仁元年（一四六七）に起こった「応仁の乱」は、美作国をも戦乱の渦に巻

き込んだ。これから一世紀間の永きにわたって美作の天地は、初めは山名氏と赤松氏の抗争、終わりは浦上・尼子・毛利・宇喜多等戦国大名の争覇戦の巷となった。在地の国人衆は、自らの力でこの地を支配するまでには成長せず、他国の有力な大名への離合・集散を繰り返した。この事が、美作の地を一層戦禍にさらす結果となったのである。

一五世紀に入ってから、戦火は、日本のどこかで上がっていて、絶えることはなかった。守護が領国支配を巡って対立抗争し、国人や民衆も国一揆・土一揆を構えて戦いを繰り返した。美作の隣国播磨では、永享元年（一四二九）、「国中に侍をして在しむべからず」（『薩戒記』）

と主張する、土一揆が起こっており、畿内では土一揆は慢性化した。凶作・飢饉もひんぱんに起こり、長祿四年（一四六〇）六月には、備前・美作・伯耆は大飢饉で「人民相食む」（『碧山日録』）、といった状況であった。

応仁の乱の直接の原因は、幕府の三管領家のうち斯波・畠山の二家の内部分裂、將軍の継嗣問題を巡って、幕府内で最大の権勢を奮っていた細川勝元と山名持豊との対立の激化したことにある。勝元方の東軍の兵力は一六万、持豊方の西軍の兵力は一一万であった、といわれる。兵力の多くは、両軍とも諸国から集まった国人衆であった。

美作での応仁の乱は、細川勝元に属した赤松政秀の討ち入りによって本格的となった。当時、美作は山名政清（修理大夫）の領国であった。赤松政秀に属していた備前の国人難波行豊の軍忠状によれば、赤松勢は、応仁元年五月、美作に討ち入り、山名教清の被官小鴨大和守の要害を攻撃した。この時、国中の被官衆が赤松方に同心した、といわれており、中でも鹿田・菅一族が合力した。この後、彼らは、赤松方の勝利はひとえに鹿田・菅の軍功にはかならないと主張し、守護職を競望した、と

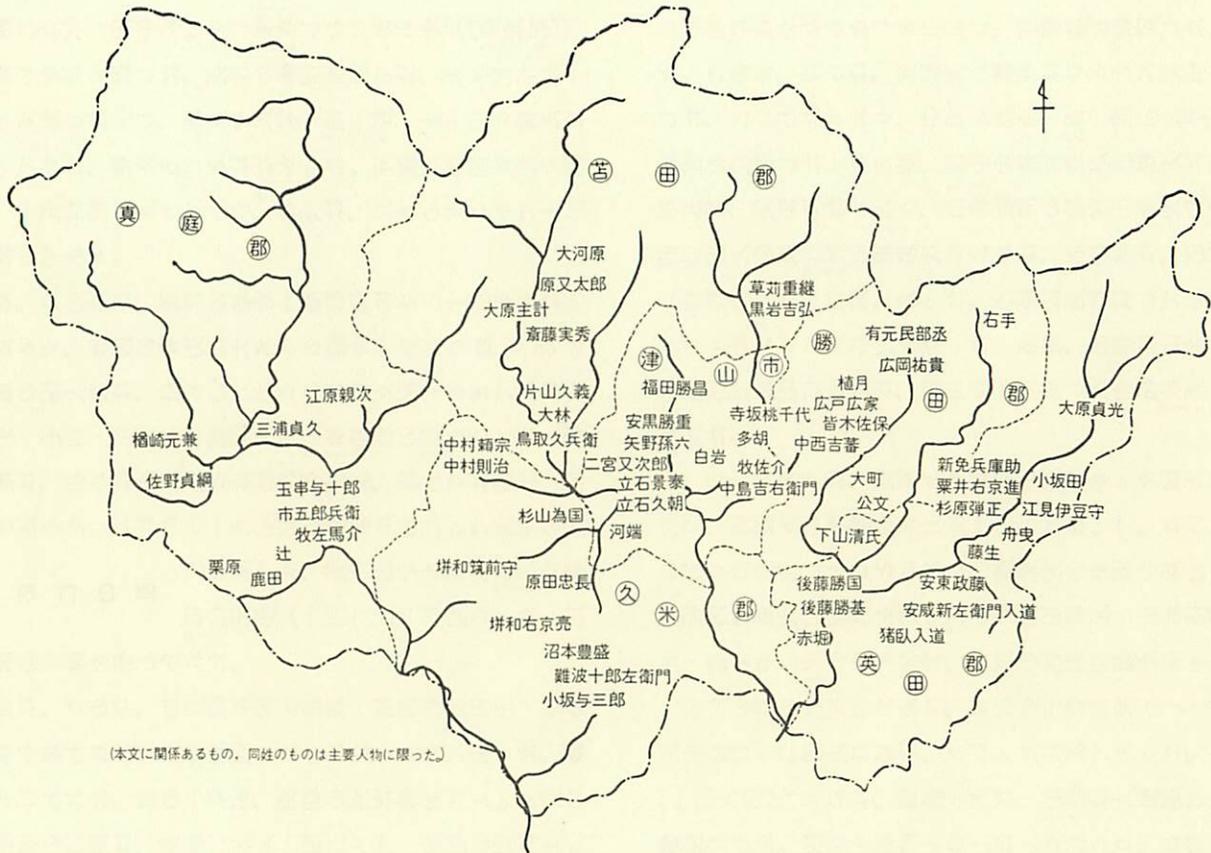


図149 戦国時代の主な国人分布図

いわれている（難波文書）。しかしこの時には、山名政清及び伯父の掃部頭の堅固な守りのために、赤松勢はいったん引き上げたのである（『応仁別記』）。六月に入ってから赤松政則の軍勢が再度美作に乱入した。これより先、播磨・備前両国を確保した赤松勢は、その勢いで美作を支配下に収めようとしたのである。攻勢に出たのは、赤松氏の一族の太田三郎と宇野上野入道であり、守っていたのは、山名政清の伯父掃部頭・広野・加賀美濃守らであった。この時、赤松勢を手引したのは赤松伊豆守の被官粟井右京進であった。赤松勢は、南峽・塩垂山（ともに勝田郡）の両所に陣を取ったが、山名勢の猛撃のために退いた（『応仁別記』）。赤松勢の再三の攻撃は一〇月三日に行われた。この折、美作の守備に当たっていた中心人物の山名掃部頭は、西軍にくみした大内政弘とともに京に上り、京での戦いに参加していた。その留守中をねらって赤松氏の被官中村五郎左衛門尉の率いる軍勢は、院庄に入り簡単に州府を制圧した。しかし、山名勢は妙見・菩提寺・和気山（いずれも勝田郡）等に立てこもって対抗した。赤松政則は、国人の広岡祐貴（民部少輔）に命じてこれらの城を攻撃させた。この攻撃によって、山名

方の粟井加賀・杉原弾正は討ち死にし、山名掃部頭の子の彦房も尽期山（神戸山か）の合戦で敗北し、伯耆国に逃亡した（『応仁別記』）。この戦いで、赤松政則は嘉吉の変以来失っていた美作を回復した。

乱の 結 末

戦いが小休止した応仁二年一二月のころである。徳大寺家領吉野郡粟井庄の下司職と田畠を広岡民部少輔が押領していた。それを回復するよう院宣が下されている。広岡民部少輔は、赤松氏の美作奪回に功のあった広岡祐貴のことで、勝田郡の北部から英田郡にかけて重きをなした国人の一人である。彼は、粟井庄諸職を押領して、この地域の領主になるうとしたのである。しかし、幕府も彼の押領を差し止め、妨げを退けて、元のように徳大寺家の支配を命じている（案文消息類）。この時の幕府の命令は、実際には赤松氏の属している東軍の将細川勝元から出されたものである。彼は従来から貴族寺社の庄園を保護しようとしており、赤松氏もまた、その方針を体していたと思われる。この事は、守護大名が国人層の在地での要求を、全面的には容認できないという限界を示していることを物語る。

文明二年（一四七〇）正月の鴛淵山（勝田郡）の戦いをもって、美作での応仁の乱は一応の結末をみた。これは、赤松政則に属する備前の国人難波九郎左衛門尉らが、鴛淵山にこもった山名勢を攻撃した戦いであった（難波文書）。京都の戦乱は文明九年（一四七七）をもって収まった。この年の一二月、奈良の興福寺大乗院の尋尊僧正は、この乱の結末を次のように記している。

天下の事、戦乱が終わって太平無事の世となった。

めでたいことである。近国においては、近江・三刀（美濃）・尾張・遠江・三川（三河）・飛驒・能登・加賀・越前・大和・河内の国々は、ことごとく將軍の命令に応じなくなり、年貢等を一切進上せぬ国となった。その他の紀州・摂州・越中・和泉の国々は、国中戦乱のため、年貢等どうにもならない国となった。さて、將軍の命令が伝わる国は、播磨・備前・美作・備中・備後・伊勢・伊賀・淡路・四国の国々であるが、ここでも命令に応じようとするしない。諸国の守護は、表面は將軍の命令に恐れ入った態度を取り、下部へ命令を伝えるけれども、守護代を始め在国の者はなかなか承知しないのである。

「仍て日本国ハ、悉ク以テ御下知ニ応ゼザル也。」と尋尊僧正は結語している（『大乗院寺社雜事記』）。応仁の乱以後、在地の国人領主に對して、幕府や守護の力が及ばなくなってきたことを物語っている。

山名氏の新領国であった播磨・備前・美作三国が、応仁の乱の勃発後、容易に赤松氏の手に奪回された理由は、山名氏が京都の戦いで、被官である地方の武士を徵發し、領国内の勢力を十分掌握できなかったことによる。幕府権力が分裂し、守護大名が独自に領国の支配権を争うようになってくると、優劣を決定する要因は、領国内の国人領主層の掌握ができるか否かに係ってくるのである。国人たちは、守護と被官関係を結び、戦いに参加することによって、庄園や公領の所務職を奪い取り、地域ごとに独立した領主制を打ち立てようとするのである。そして、こうした動きの中から戦国大名が出現してくるのである。

戦国時代の開幕

文明九年、京での戦争は一応終結したが、美作では慢性化した。美作の戦国時代が始まった、といつてよい。戦国時代は国人層の動きが戦略上の優劣を決める鍵となっている。

応仁の乱後、美作ではしばらく赤松氏と山名氏による

領国の争奪戦が続く。この両氏による戦いも、在地の国人の加勢や手引きがあつて始めて優位に立つことができた。その後、赤松氏も山名氏も一族の内部に分裂抗争が起こり、守護権力の弱体化が現れてくる。これを利用して国人たちは自己に有利な戦いを展開する。戦国時代の前期である。やがて、守護の力が形ばかりのものになると、国人の間で地域ごとに覇を競うようになってくる。

戦国時代の中期である。しかし、美作では国人たちが強力な戦国大名に成長しないうちに、北から尼子、西から毛利、そして南から浦上・宇喜多の侵入を受けた。国人たちは、それぞれの大名に所属し、または離反を繰り返しながら、激しい戦いを続行していった。戦国時代の後期である。

山名氏による美作奪回の動きは、文明十一年（一四七九）の後半から見られる。この年の七月ごろから山名氏の領国因幡で、有力な国人である森氏が反守護の動きを見せた。その鎮庄のため領国に下った因幡守護山名豊時に対して、安芸の大内政弘の援助があり、政弘は山名氏に従つて美作へ入るよう画策している（『大乘院寺社雑事

記』）。

山名勢による赤松勢に対する戦端は、美作では文明十二年六月、東部の小房城（作東町）で開かれた。小房城を守っていたのは新免弾正之助長重で、彼に従っていたのは家従の岡一族を始め、大谷一族・公文一族・下司一族・藤生・大野・石原・舟曳・大原ら美作東部の国人衆であった。新免弾正を首領とする国人の連合組織が形成されていたのである。彼らの中には公文・下司の名乗りが示すように、庄園の所職を預かる者たちもいた。小房城の赤松勢に対して攻撃側は、山名藏人大夫を始め、山名猪臥入道・竹田・上原・小林らであった。猪臥入道などの名乗りからして彼らも国人衆であつたと思われる。小房城陥落後の九月、山名勢は、新免雅楽助助隆による「粟井御館」（新免御館とも一作東町）を攻撃した。この時粟井館を守備していたのは須恵・織田・岡崎・江見らの国人であり、攻撃側は、粟井近江守・有本遠江守を始め、植月・稲本・高取・岸本・小林・竹田・右手・大町・浅山・藤生らの国人であつた。粟井館も焼き打ちに遭い赤松勢の敗退するところとなつた。このように、山名氏の作州奪回戦は国内の国人同士の戦いであつた、と

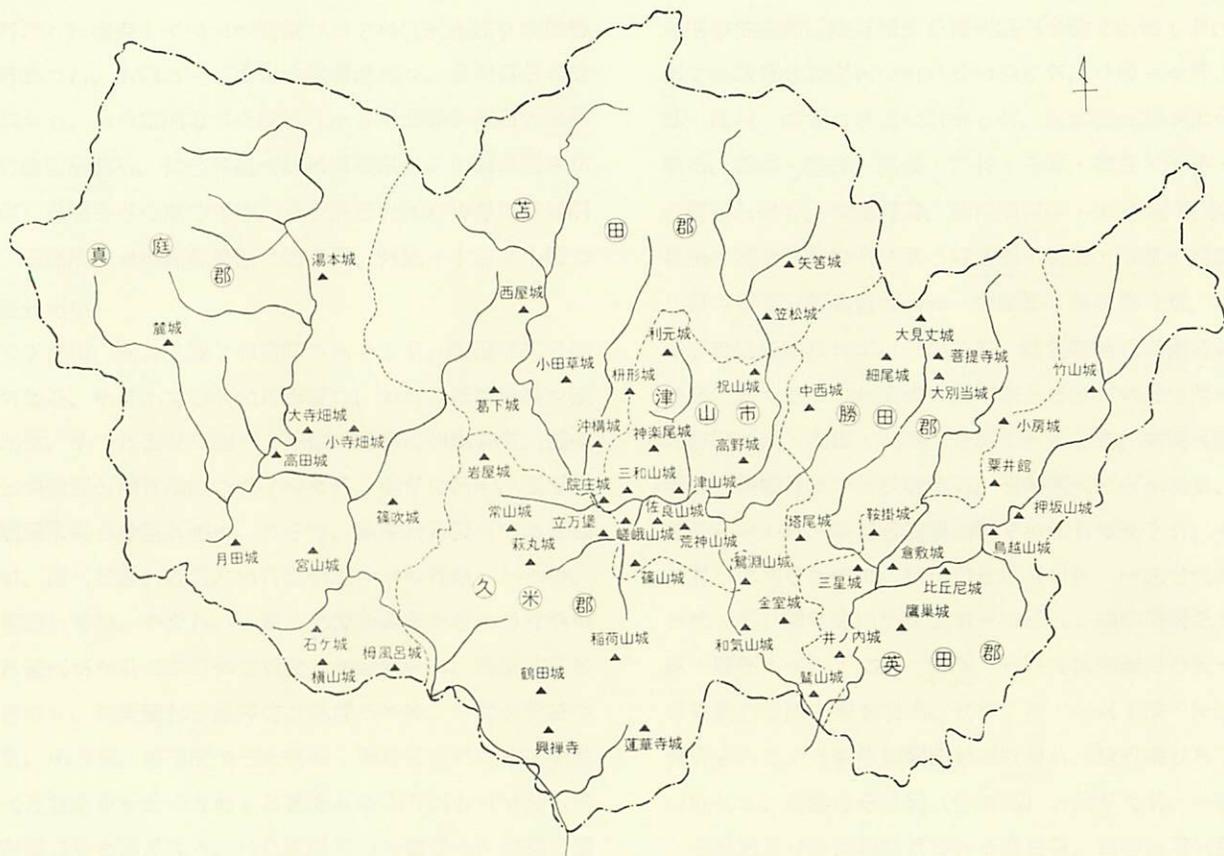


図150 戦国時代の主な城跡

いえよう(新免家古書写)。奈良の興福寺随心院藏室は、大乘院尊尊に書を与えて、美作のこの時の状況を次のように述べている。

西国の山名の威勢が現在のようであれば、赤松の本國の)播州でも、必ず事件が起こるであろう。はや国内の土民が不穏な動きを見せている。美作での当年の所務は不可能である。明年は必ず所務をするつもりである。方々国々の状況はまことにあさましい。通路さえ確保できない状況である。

そして、「天のはかり事までにて候」と結んでいる。運を天にまかせるよりほかに方法がないという状態であった(『大乘院寺社雑事記』)。「西国ハ山名威勢事ノ外也」と、尊尊は、日記にこの時のことを記している。

分裂する守護家

美作で山名氏が勢力を盛り返していったころ、本領伯耆国でも、国人の南

条下総入道らが守護山名政之に背き、政之の叔父に当たる山名元之及びその子小太郎を擁して立ち上がった。しかし、反乱軍は鎮圧され、山名元之・小太郎は美作の久田庄(奥津町)に、南条の与党も奥津へ退去した。彼らを美作へ引き入れたのは、赤松政則の被官大河原と呼ばれ

る国人であった。文明一三年のことである(『古文書』)。山名氏はこの期を逃さず一挙に美作を奪回しようとした。

赤松氏の領国内での混乱は、この前後から起こりつつあった。文明一五年(一四八三)九月、備前の松田元成が反乱を起こした。松田元成は備前国最大の在地領主であり、伊賀・藤田・佐藤・大村・横井・宇垣らの国人衆の間でも重きをなした。この反乱に際して松田元成は、彼ら国人衆の合力を得、また、山名氏にも通じて、山名輩下の備後の国人の合力も得た。そして、備前守護赤松氏の代官で赤松一党の実力者浦上則国らを、備前福岡に攻撃したのである。松田氏は、先に嘉吉の変に際しては山名氏にくみし、応仁の乱の時は、山名氏から離れて赤松氏にくみした。今また、赤松氏を離れて山名氏と手を結んだ。このような松田氏の動向は、常に自らの利害の上だけに立って、変転極まりない行動を取る国人の性格を最もよく現している(『天隱語録』・『蔗軒日録』・藤原姓松田家系図)。

松田氏の反乱に続いて、山名政豊に属する但馬勢が赤松氏の本領播磨に乱入した。赤松政則は、国境の真弓峠

で反乱軍を迎え討ち、敗北した。この戦いの結果、備前・美作は山名政豊に属する形勢となった（『翠竹眞如集』）。

これらの反乱をきっかけに、赤松一党の内部で守護政則を追放し、他の者を家督につけようとするとする離反が起こった。すなわち、赤松氏の古くからの被官人で、赤松方の事実上の指導者浦上美作守則宗らは、「赤松政則の施策が失敗に帰したので、諸侍並びに国民（在地の有力者）などは彼に背いてしまった。そのため彼は没落した。そこで、家督として赤松有馬澄則の子慶寿丸を立てたい。」と幕府に申し出ている（『古文書』）。更に、赤松氏の内部には山名氏と結んで、浦上則宗らとは異なった動きをする者もあり（『大乘院寺社雜事記』）、赤松氏は内部分裂によって崩壊する結果となったのである。赤松氏の内紛は、当然山名氏を有利に導いた。京都の一公卿は、「伝え聞く所によると、播州の儀は、以（意）外の錯乱である。山名政豊が入国の砌、赤松の被官人浦上以下、悉く兵部少輔（政則）に背いたので、（政則は）遁世した。これによって山名方はいよ／＼利を得た」と、このように批評している（『後法興院記』）。また、大乘院尋尊も、「赤松一家の内、動乱の間、大膳大夫（政則）は没落、山名方、

自然に理（利）を得べき歟」、「所詮、播磨国等三ヶ国ハ、悉ク以テ山名打取り」、「備前・播磨兩國ハ悉ク以テ山名知行、美作ハ半分バカリ山名知行」と記している（『大乘院寺社雜事記』）。その後、山名氏は、残り半分の美作を完全に制圧すべく努力したが、赤松氏の残存勢力や山名氏にくみしない国人衆の抵抗は意外に強力であった。文明一七年（一四八五）十一月、山名中務少輔は、院庄の陣中から周防の大内政弘に援軍の要請をしており、これに応じて政弘は、被官の大家出雲守を出兵させている（『長防風土記』）。なお、赤松政則と浦上則宗らとの仲は、文明一六年の終わりには快方に向かったようである。

赤松氏を襲った被官・国人による離反といった危機状態が、このころから山名氏の領国内でも起こりつつあった。いったん領国を失った山名氏が態勢を立て直し、反撃の挙に出た文明一七一年ごろから、その領国内での混乱が表面化した。文明一八年の春から、これまで山名氏の戦力の中心であった備後・安芸の国人衆や、備中の有力な国人莊春資らが、赤松の被官人浦上・英保と手を握り山名氏の陣営から脱退した。翌年の長享元年（一四八七）には、因幡国で「國中乱逆」（『親長卿記』）、つづいて

「但馬国大事出来」(『大乘院社雑事記』)、という状態に立ち至った。京都相国寺鹿苑院蔭涼軒の龜泉集証の記した『蔭涼軒日録』によって見ると、山名政豊は、七月一日、播磨国の拠点である書写山下坂本城から但馬に退いた。それを追って、赤松政則の軍が播磨・備前・美作に侵入した。二〇日には備前福岡が落ち、赤松の守護代官浦上三郎四郎が入った。二三日には美作の院庄も赤松方に回復された。以下、「浦上三郎四郎、福岡の代(官)として入る。(従う者)上下二百人ばかり有り。一夜のうち千余人、あひ集る也。敵一人もなし。作州も同前。浦上伯耆守、院庄の代(官)として在り。」と記しておる。国人層の離合集散が、赤松方に有利に展開したことを『日録』は物語っている。赤松氏の三国回復は、山名氏の内部分裂のためあつげなく実現した。

崩壊する庄園

応仁の乱以後、貴族や寺社の庄園は、守護やその被官人・国人衆に侵されていった。辛うじて支配を続けている場合も、在地の実力者の保障なくしては不可能であった。室町幕府も、彼らによる庄園侵略を押し止める力を失っていった。

京都聖護院の門跡領作州勝田庄(勝央町)は、長甚と

いう者が西分の代官職を請け負っていた。東分については長甚の干渉を強く禁止していたが、彼は東西両方の所務を強く主張した。しかも、年貢は全く納入しないという状況であった。そこで聖護院道興は、文明一三年、長甚を罷免し、若王寺住持某を代官職に補任している。長甚がどのような地位の者かは不明であるが、勝田庄の支配権が奪われていく模様を知ることができる(若王子神社文書)。

美作小吉野庄(勝北町)は、幕府の御料所となっていた。応永一八年(一四一一)には、「なりよし入道」という者が小吉野庄の代官職を請け負っている。その額は年間一〇〇〇貫文である。「なりよし入道」は、請文の中で、年貢を無沙汰した時は京都の二条にある倉を差し押さえてもよい、と申し述べている。このことから、「なりよし入道」は、京都で土倉を営む高利貸商人であったと思われる。一五世紀には、幕府の保護を受けた京都の特権商人が、庄園の支配を請け負うようになってくるのである(宝鏡寺文書)。

応永一八年から約七〇年後の文明一七年、小吉野庄について、安東右馬助政藤の訴えが幕府に出された。それ

によると、山名氏の被官有元民部丞らが、庄の年貢を押領したとのことであった。彼らの動静を注進状で見ると、一六年の春、山名政清が赤松氏に代わって小吉野庄へ入って来た時、有元民部丞が張本人となって、山名の被官人を村々へ引き入れ、「給主（領地を与えられた者）と号して御年貢を納取（納め取る）し、（庄園は）有名無実となった。安東政藤としては処置ができず、角田彈正忠と相談の結果、山名政清へ度々申し入れを行った。けれども、いっこう処置がなされた様子もなく、そのため、在地の者たちは全く年貢を納めない状態である。」とっておる（『古文書』）。山名氏の被官人や国人衆が將軍の料所までも押領し、守護人山名政清もこれを容認するというように、庄園の支配は、全く守護や被官人、国人らの手にゆだねられていたのである。

二五年後の永正六年（一五〇九）、小吉野庄の半分は將軍家から皇室に縁の深い山城の宝鏡寺に寄進された。この時、小吉野庄の代官職を請け負ったのは、赤松氏の有力な被官浦上六郎左衛門尉景泰であった。彼は、永正六年から同一〇年までの五箇年間を限って、毎年二〇〇貫文の約束で年貢を請け負っている。たとえば、旱害・水害・

風損・国物益（内乱）」が起ころうとも、相違なく年中に皆済することを約束して、請け書を提出している（宝鏡寺文書）。また、永正一六年（一五一六）から大永三年（一五二三）までの五箇年間は、浦上小次郎兼泰が同じ条件で年貢を請け負っている（宝鏡寺文書）。このように、小吉野庄の年貢は、守護の有力な被官による請け負いによって、始めて納入が実現されるという事態であった。後藤佐渡守親綱の本領美作真島庄（久世町）も不知行攻めに従って功のあった武士である。真島庄は在地の国人方（筑前守）に奪われていた。親綱は、長享二年（一四八八）、將軍義尚にこの事を訴えて、所領の回復を実現しようとしている（『蔭涼軒日録』）。

幕府の御料所美作江見庄は、長享二年二月、將軍足利義政の造営した東山荘（銀閣）の所領にあてられた。しかし、在地は国人衆に支配されていて、禪僧の庄主では到底手の出せるものではなかった。蔭涼軒集証は、彼の「在所」（故郷か）である江見庄について、「下江見・中江見・上江見、この三家の衆、悉くこの在所に散在して、日本一の強所なり。」と述べている。赤松の被官浦上

則宗がこの地域を支配していた時、浦上の被官人中村五郎左衛門尉が江見庄の代官であった。中村は多衆の者にこの地を給したために、公用は不自由、年貢は納入されないといい状況であった。近年は、江見伊豆守が代官として支配していたが、国内の争乱を理由に、去年（長享元年）の公用年貢を未納にしてしまった（『蔭涼軒日録』）。

蔭涼軒集証

庄園領主や幕府は、侵犯された庄園諸職を何とか回復しようと努力した。赤

松政則が美作に入ると、彼らの望みはわずかではあるが実現したようである。鹿苑院領の英多・檜原（ともに美作町）の両地域から山名勢が退去した長享二年八月一日、安東右馬助政藤はこの両所へ部下を入れ、かつ守護方へ僧を遣わして礼を申し述べよう、鹿苑院の納所へ進言している。以下、蔭涼軒集証の鹿苑院への提言が続く。二八日、「英多・檜原の事について、安東右馬助の方より色々なことを言つて来ても、院の返答は弱みを見せてはいけない」、九月一日、「鹿苑院領作州英多・檜原の事、以前、理不尽の儀があった。この事について諸奉行の意見が出されたが、寺社奉行布施下野守英基は

処置しなかつたので、寺から片手落ちの事を申し述べた。しかしながら、幕府の施策なので仕方がないことであつた。その後、英珠蔵主が知行したが、寺へ年貢を納めなかつたので、結局これを免職にした。万一、安東右馬助方から所務職の要求があつても、軽率に許可を与えてはならない」、二二日、「英多・檜原の事について、浦上美作守則宗に、鹿苑院納所から礼錢を贈つた。作州所々の寺領や代官のことは、集証の召し使いである藤左に申し付けて、これを扶助してもらふことを則宗に語つた。特に塩湯郷（美作町）の公文職については、連々調法に預り安堵した由を伝えたところ、美作守はできるだけ便宜を図るといった」（『蔭涼軒日録』）。

塩湯郷の公文職は、これより先八月二七日、將軍足利義熙（義尚の改名）によって遠江国深見郷・加賀国中興保・越中国和沢村とともに、山城常在光寺に寄進された。蔭涼軒集証は、新領主の常在光寺の住持全印文和尚や才首座の訪問を受けた。集証は、塩湯郷の支配について彼らに細々とした指示を与えた。その結果、塩湯郷公文職の代官は、集証と相談して決めることにした。九月四日になつて、義熙の側近である結城越後守政胤の推

挙により、三浦駿河守が代官職の希望を申し出たが、集証は先約があるといって断った。一六日には、浦上則宗に対し、塩湯郷の代官職について、幕府の奉公衆が多数希望しているが、俗体の代官は堅く禁止されている由を申し述べている。二六日、代官職を伊勢貞遠が希望した。常在光寺は、当年は無理だが来年は可能である、と返答した。集証は、この事について、「近ごろ卒爾の約束（軽卒な約束）」である、と批判し、貞遠は必ず来年希望してくるが、その時はどうするのかと反問した。寺側は、彼の仁（貞遠）をあざむく計略である、と答えた。

「卒爾の契約これ有らば、彼の在所の錯乱となるべし。大いに然るべからず」と、集証は心配している。武士に代官職を請け負わせて、その結果所職を押領された例は幾らでもあった。集証の心配は、庄園領主としては当然のことであった（『蔭涼軒日録』）。こうして、浦上則宗によりしく頼むということになるのである。

浦上則宗の後を追うようにして、守護赤松政則は、湯治のため九月二九日美作へ下った。湯治の場所は不明であるが、湯郷であると考えるのが自然であろう。則宗は国人の方和新三郎の屋敷に逗留し、藤左は現大寺に滞在

していた。その後、長興寺を修復して赤松の仮宿とするよう手配した（『蔭涼軒日録』）。一月二二日、鹿苑院の集丹首座も作州に下った。所領の英多・檜原を見聞したり、在地の武士を慰撫したりするのが目的であったようである。彼は、守護赤松政則に崩黄唐羅一端、小倉四郎に白地金襴火打袋一袋、藤左に紺地の同じ物を一袋、嶋津小三郎に紫地の物を、江見刑部丞に染著砂礪一〇箇、刑部丞の内方へ混元丹二具を贈っている。浦上則宗は不在であったためか贈り物は記されていない（『蔭涼軒日録』）。

北野社松梅院領美作吉野保（作東町）についても、代官職の競望を巡って複雑な様相が見られる。長享二年七月二八日に、蔭涼軒集証は吉野保などの状況を調査し、新たに代官職を契約する場合は藤左に命ずるよう言っている。室町幕府の中枢部に深いつながりをもつ集証は、中央の庄園領主の代弁者として活躍していた観がある。九月一二日、鹿苑院の柏首座（悦叟集柏）と昌侍者（盛文集昌）は、連署して当年は七〇貫文、来年からは八〇貫文の年貢を京へ送るよう請け負い、代官に補任された。実際の代官は藤左に定められた（『蔭涼軒日録』）。

ところが、一月一日に至って、浦上則宗から北野社の社家に対して書状が送られた。それによれば、代官職は櫛橋某に申し付ける由が記されていた。更に二月七日、

有力な国人衆の

粟井方からも、この事について質問があった。蔭涼軒に關係をもつ藤左と、幕府の奉公衆であり浦上則宗と一脈通じる櫛橋と、国人の粟井の三者が、吉野保の代官職を巡って競望したのである。ついに幕府は守護赤松政則、守護代浦上則宗、それに吉野保の「名主沙汰人」に対して、一二月一六日付で命令を下し、北野社松梅院の決め代官が入った以上は、所務は代官が行い、妨げがあってはならない旨を申し付けた（北野社家引付）。代官職



図151 倭文庄の鎮守貴布禰神社

の補任ふにんを巡って、年貢の負担者として直接利害關係にある吉野保の農民たちは、一致団結して自分たちに有利な代官の補任を要求したのではないであろうか。あわよくば代官の補任を拒否することによって、庄園領主である松梅院の直務を要求したのかもしれない。このような在地の状態が、幕府をして「名主沙汰人」に対して直接の命令を出させたのであろう。二八日、櫛橋方から年貢五〇貫が松梅院に送られた。但し、これは櫛橋の敬神のための寄進であった。吉野保の代官には、在地の国人粟井が補任されることになった。蔭涼軒集証の画策は武士勢力の前に失敗した（北野社家引付）。

山城の賀茂別雷神社の社領である倭文庄しむり（久米町）の年貢は、本来三六〇貫文であったが、永正一〇年（一五一一）になって、半分の一八〇貫文に切り下げられた。そして、現地の国人大河原彈正左衛門尉真久まひさに代官職を請け負わせている。真久は、同年一〇月二八日、五五貫文を京へ送り、うち五貫文は代官職補任の礼錢にあて、残高については「奔走」して納入する、と言っている（賀茂別雷神社文書）。

下 剋 上

永正一五年（一五一八）七月、美作守護代であった浦上村宗は、主家の赤松

義村に対して反旗を翻した。

浦上氏は、播磨国浦上庄の在地領主として、鎌倉時代末期から南北朝にかけて頭角を現した。同じ西播磨の在地領主であった赤松氏と姻戚関係をもち、赤松氏が守護大名に成長していくなかで有力な被官となったのである。そして、則宗の時から赤松氏の守護代として大きな権力をもち、応仁の乱には、わずか一三才の赤松政則を立て、現実に赤松守護家の統轄者として重きをなした。守護勢力が室町幕府とともに弱体になってくると、領国内の国人衆を掌握している守護代の勢力が上昇してくる。赤松氏が守護としての実力を喪失した一六世紀の初頭、浦上村宗がそれにとって代わったのである。

赤松義村が浦上村宗と不和になった原因は、傍輩の讒言によるものである、といわれている（官符宣記）。しかし、守護家の実力者浦上村宗が、形骸化した守護家に取って代わるのは世の趨勢であり、下剋上と呼ばれるこのような現象は、戦国期では一般的傾向であった。

赤松義村は、近臣久米近氏の言を信じ、浦上村宗を討

伐するため七月

一日、村宗の

居城備前三石

に攻撃を仕掛け

た。しかし、三石

城は落ちず、か

えって、浦上方

には備前・備中・美作三国の国人衆の加勢が集まった（赤松諸家大系図）。翌永正一六年一月、赤松義村は、数

千の兵を率いて再度村宗を浦上城に攻めたが、城は落ち

ず、一七年の正月、無力退散という結果に終わった（官

符宣記）。義村は、三度兵を立て直し、浦上氏の被官粟

井氏の立てこもる美作粟井城と中村五郎左衛門尉の岩屋

城（久米町）を攻撃した。同年三月のことである。義村方

の部将は、赤松氏の有力な被官である小寺則職であり、

義村自身も播磨の箸崎まで馬を進め、その後、白旗城に

陣を置いた。美作で義村の軍を迎え討ったのは、備前の

国人で、村宗の有力な被官である宇喜多和泉守能家であ

る。彼は七月八日、飯岡（柵原町）の吉井河原で小寺則職

の兵を敗り、首級一〇〇を挙げた、といわれる（宇喜多

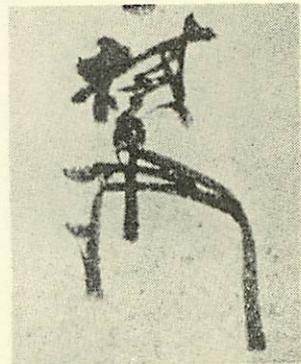


図152 浦上村宗花押

能家画像讚（まき）。その後、義村は中村五郎左衛門尉の守る岩屋城を攻撃した。村宗は、一〇月三日、備前三石から美作に入り、岩山（津山市）の南に陣を取り、小寺則職の軍を側面から攻撃した。則職はついに敗死し、戦いは浦上方の勝利に終わった。一〇月六日のことである（古代取集記録）。村宗は、勝ちに乗じて義村を捕らえ播磨の室津に幽閉し、大永元年（一五二二）九月一七日暗殺した（『赤松盛衰記』）。村宗は、義村の跡を遺児の才松丸に相続させたが、才松丸はこの時わずか二才であった、とい



図153 宇喜多能家画像 一岡山県立博物館蔵一

われている。播磨・備前・美作の三国の実権は、実際には村宗が掌握した。二月一日、彼は、備前新田庄の「商売馬（運送業者）」に対して、今度の錯乱中に忠義の行いがあつたという理由で、播磨・美作・備前の三国での諸公事を免除している（『黄薇古簡集』）。宇喜多能家は、美作寺元名（鏡野町か）を某に安堵しており（難波文書）、新領主としての施策を進めている。

苦難の大原保

このころ、ある特定地域の庄園が、どのような状況下に置かれていたかを知ることには、興味のあることである。第一章（二）で取り上げた大原保を、「金剛三昧院文書」によって再度登場させてみよう。

庄園領主である金剛三昧院は、建武元年（一三三四）、建武政権によって大原保の知行権を確認され、つづいて暦応四年（一三四一）には、室町幕府の足利直義（たかよし）から知行権を保障されている。にもかかわらず、武士による大原保の押領を押しとどめることはできなかった。守護勢力下の武士の押領・押妨（所務を妨げること）は日常的名ものになっていった。

応永三二年（一四二五）一〇月、金剛三昧院の雑掌は、

大原保について大略次のような訴えを幕府にしている。

美作大原保は、寺家が一円知行（単独支配）を行ってきた。これは相違ない事である。ところが近年、公文方を含めて幕府の御料所として取り上げられた。以前から寺家の政所（現地役場）に召し使われていた日役（日々の雑役）等について、去年一月末ごろ、当方の代官が裏証文（承諾書）を取られ、權益を渡したので、庄主は現地の人足にも不足する始末となった。次に、地下（一般農民）が納入していた大豆や、山畠・茶園等の年貢の三分の二については、寺家の代官が現地での費用にあてることになっている。しかし、これにもまた異儀があった。また、夫錢（夫役に出ぬ代わりに納入する錢）などもことごとく御料所として召し上げられ、わずかに兵士錢のうち五貫文を、寺家運上の年貢にあてられたが、この徴収にも難渋している。次に、帷布（布の一種か）については、その半分は寺家のものであるが、これにも違乱があった。また、当山（金剛三昧院）は極寒の在所であるので、止住の僧衆にとって大切な綿にも難渋している。その他、寺家方に納めてきた小納物等についても、近年の状況をよく調

査した上で御判断を下され、安堵の命令を給たまわりたい。この訴えについて、幕府の裁決がどのようなものであったかは不明である。

雑掌愁訴

つづいて永享五年（一四三三）一〇月、金剛三昧院の雑掌けいせん慶畔は、幕府に対して次のように訴えている。

近年大原保の所職人（庄園の役人）や名主等の跡継ぎと称し、種々の理由を付けて庄内の三分の二を守護方の者が押領した。守護方は赤松伊予守が知行している。大原保の諸所職は寺家が処分権をもっているからには、干渉すべきでないということを、重ね重ね守護方へ申し入れたにもかかわらず、いまだ承服しない。守護方の違乱を中止させるよう御下知を下されたい。

この訴状に見られるように、守護方が大原保を侵略した、とあるが、その実態は、後の資料によれば「地下名主」や「地下公文」が侵略したのである。彼らは、大原保の本主と称して、守護方赤松伊予守に属し、守護方の權威を借りて金剛三昧院に反抗したのである。在地領主・名主・農民を含めた大原の庄民一体としての反抗である。その中心になったのは、国人大原兵衛四郎貞光

であったと考えられる。

当時の守護は、播磨を本国とし美作・備前の守護を兼ねる赤松満祐であった。訴状にいう赤松伊予守とは、満祐の舍弟義雅である。雑掌慶咩の訴えは、幕府の重い腰をようやく上げさせた。嘉吉元年（一四四一）五月二日、大原保の正当な支配者である金剛三昧院の雑掌に、下地を沙汰付（支配を渡す）するよう命じた將軍足利義教の御教書が、守護赤松満祐に下された。満祐は、その遵行を守護代に下達し、守護代は、更に守護使にその旨を下達した。すなわち、守護代左京亮（赤松則綱か）、伊賀守、対馬守の連署で、大原保を金剛三昧院に引き渡すよう守護使の小瀬飛驒入道、英保次郎三郎の兩人に命じている。守護赤松満祐にとって、弟義雅が押領し知行している大原保について、このような遵行状を出す羽目になったのは、將軍の命とはいえまことに残念なことであったと思われる。嘉吉の変の原因は色々と挙げられているが、あるいは、この大原保の事件などが変を誘発したのかもしれない。

大原貞光

ともあれ金剛三昧院にとって、遵行状の出されたことは一応の成果であっ

た。早速同年（嘉吉元年）六月六日、大原保のうち助包半名（助包名半分）を現地の源監寺にあてている。

しかし、この成果もつかの間のものであった。遵行状は空文に終わった。同年一〇月の慶咩の訴状によれば、現地の名主らは、赤松方から山名方に転属して、依然として幕府の命令を無視し、大原保で違乱に及んだというのである。嘉吉の変後、赤松方が逆賊の汚名を着せられ、追討軍として山名氏が任命されると、大原保の公文・名主らは、いち早く山名方に乗り換えたのである。彼らが、自らの勢力保持のために、いかに時勢に敏感に反応を示しているかが判明する。

ところが、幕府は、突如として大原保の所職を伊勢国司（北畠教具）に打ち渡した。これには金剛三昧院雑掌慶咩も仰天当惑した。なぜ伊勢国司に打ち渡されたかは不明である。嘉吉の乱後、赤松満祐の嫡子教康は、一時伊勢に逃れたが、そこで討ち取られた。その功賞として大原保が与えられたのであろう。ともあれ慶咩は、「是非の御尋ねに預からず、彼の領（大原保）を伊勢国司の御方へ打ち渡されたのは、……寺家滅亡の基、嘆きに余り有り。」と愁訴したのである。

慶畔の愁訴は嘉吉元年一月、同二年七月と続く。「大原保がこのような状態になったのも、結局は、当所の公文が、寺家恩顧の庄官でありながら違乱に及んだからである」と、慶畔は原因を在地の者に押し付けている。これに対して、国人大原兵衛四郎貞光は堂々と反論している。その主張は次のようであった。

彼の在所は、建久六年（一一九五）、美作国司の序宣（命令）によって、自分の祖先が知行していたことに相違ない。ところが、承久の乱で没収され、高野山金剛三昧院に寄進されてしまった。年月が過ぎ、足利尊氏が謀反を起こした時、その味方にはせ参じて播磨白旗城で忠節を尽くした。そのため、金剛三昧院分は五〇石を年貢とし、残りの分については勲功の賞として大原氏が知行するよう御判をもらった。ところが、先守護赤松が無理に押領したので、一昨年高野山から訴えがあった。高野山は虚偽の申し立てをして、幕府から一円知行の御教書をかすめ取った。まことに猛悪の至りである。ところが、嘉吉元年赤松父子追討の命令が下されたので、山名匠作に属して忠節を尽くした。証拠も歴然としている。高野山への年貢を納入する以

上、寺の違乱を退けて知行を行い、奉公忠節を尽くすつもりである。

もはや、在地の主人は、寺でもなく守護でもなく大原貞光のような国人であることがうかがわれる。

代官請

慶畔の努力にもかかわらず、訴訟の効果はいっこうに挙がらず、金剛三昧院

はますます苦境に陥っていた。慶畔に代わって雑掌弘喜は、文安三年（一四四六）二月、同じく七月、再度その処置の不当なことを愁訴した。赤松義雅に押領されて以来、実現されなかった代官を設置できるよう嘆願している。また雑掌令金は、幕府の僧録司（禪宗寺院の統轄者）で、当時の政界に隠然たる勢力のあった蔭涼軒にも、この事態を訴えている。

この間、幕府の奉行人飯尾三郎右衛門尉（為秀か）は、金剛三昧院にその訴えの内容を尋ねている。それに対して、雑掌聰忍の返答は次のようであった。

大原保に対する金剛三昧院の一円知行権は確実な事である。代官職に任命していた在地の庄主（大原貞光か）が頼みにならなくなったので解任した。ところが、彼は遺恨に思い、公文・名主らを味方に引き入

れ、守護と契約を結び、一八〇石の切米(年貢)だけが
 寺家の得分であると称して、在所をことごとく支配し
 てしまった。挙げ句の果て切米も、名主らが赤松義雅
 の被官になってからは、いよいよ納入しなくなっ
 った。守護と名主らとの契約も、庄園の本所である
 寺はいっこうに承知してないのである。先例によっ
 て直接支配にしてほしい。

この実情は幕府のいれるところとなり、間もなくその
 所職は保障されたと思われる。寛正五年(一四六四)八
 月、寺は、大原保代官職について、在地の有力者と年貢
 請負契約を結んでいる。一円知行の要求は実現しなかつ
 たが、切米一八〇石については保障され、そのうち半分
 は代官得分として契約者に与えられるという条件であつ
 た。寺が現実には確保できたのは九〇石であった。「文明
 八年(一四七六)正月吉日、作州大原保年貢すべて納入」
 と記録されているところを見ると、代官は約束通り年貢
 を納めていたのであろう。しかし、その後の庄園の一般
 的傾向から見ても、大原保だけが安泰であったとはいえ
 ない。在地の有力者との年貢請負契約は、金剛三昧院にと
 って一時小康を得たに過ぎなかつたのであろう。

二、戦国大名

二宮又次郎

一六世紀の前後から、美作では国人同
 志の争いが激しくなった。美作全土に
 は多くの国人衆がおり、彼らは山名・赤松などの守護大
 名の被官となってそれぞれ覇を競い、庄園を侵略してい
 た。国人の中でも有力な者は、周辺地域の領主として割
 拠し、守護大名

に成り代わって
 小大名に成長し
 ていった。中
 でも美作東部の後
 藤氏、中央部の
 立石氏、西部の
 三浦氏は、その
 代表者であつ
 た。

二宮(津山市)
 の美和山城址は

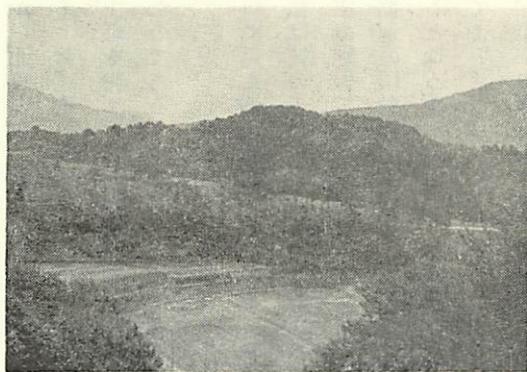


図154 美和山城跡

このころ立石兵部丞景泰であった。立石氏は、元は漆間氏ともいわれた。漆間氏は、平安時代から美作の在庁官

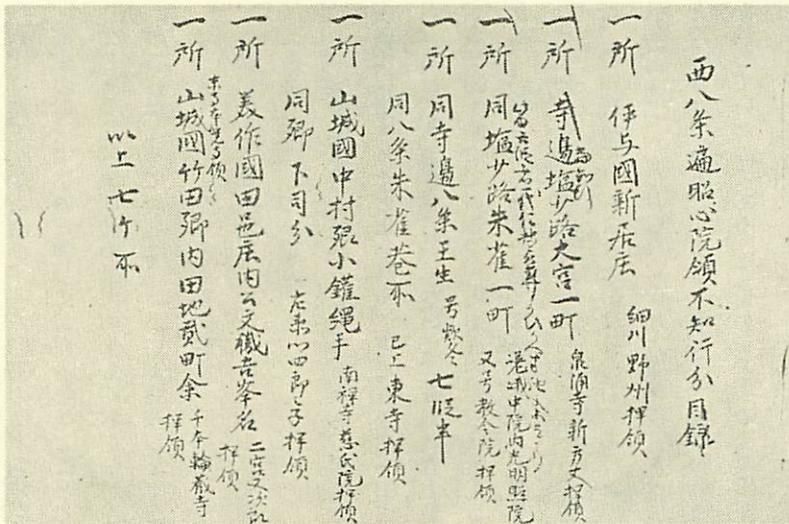


図155 遍照心院領目録

一前田幹氏所蔵一

人として、中央部から北東部にかけての有力な武士団を形成していたのであった。その一族の立石氏は、美作二宮の高野神社の神主職を得て、この地に根拠をもち、勢力を伸張していったのであろう。二宮庄の地頭職は、承久三年（一二二一）三月、行寛法印という御家人に与えられているのが史料に見える最初のものである（金剛三昧院文書）。地頭職は彼の子孫によって受け継がれていた。立石氏が二宮庄の地頭であったという確証はないが、後世、その根拠地の屋敷跡（元の二宮小学校の敷地）を地頭屋敷と称するところからみると、地頭職は立石氏に移行したと考えてよい。

応仁の乱のころ、京都の西八条にあった遍照心院領のうち、美作国田邑庄公文職に属する吉峰名を二宮又次郎が押領した。そのため、寺家の知行が不可能になったことが知られている（遍照心院文書）。二宮又次郎がどんな人物であったかは一切不明である。彼が田邑庄に隣接している二宮の地名を名乗っているところから、この地の国人立石氏の一族と推測することは不可能ではない。立石氏は、他の国人と同様庄園諸職を侵略することによって、在地での領主制を打ち立てていったのであろう。

明応七年(一四九八)八月、後藤勝国は、兵一二〇を率いて美和山城の立石景泰を攻撃した。勝国は、塩湯郷(美作町)・地頭後藤氏の一族で、当時、郷内妙見村(美作町)三星の城主であった。この勝国の攻撃に対して、景泰は

小田中(津山市)の笠松山に手兵八〇余人をもって出兵し、これを迎え討った。立石方の田原四郎は、この戦いで勝国を射殺し、後藤方は敗退した。一方、立石方では景泰が病死し、その子久朝が美和山城主となった。笠松山合戦の四年後の文龜二年(一五〇二)三月、後藤勝国の子勝政は、亡父の仇を報ずるため、行信村金室山(柵原町)の城主浦上行重を誘い、士卒三〇〇余人を率いて出兵し、小田中に布陣した。立石方では、城主久朝を始め兵二〇〇余人をもって美和山城の東、龜が淵に出撃し、後藤・浦上の連合軍と対陣した。この対戦中、後藤方の一隊は、背後から美和山城を急襲して放火した。そのため、立石方は敗走し、立石久朝を始め一族十数人は麓の薬師堂で自刃し、遺児弥平次郎だけが死を免れた(『美作略史』)。

この戦いの原因は明確でないが、美作東部の後藤氏が中央部に進出しようとして起こしたものであろう。しか

し、後藤氏は戦いには勝利を収めたものの進出はならなかった。立石氏も後藤氏も動員できた兵力は少なく、その戦いも小規模なものであり、戦国大名への成長は前途ほど遠いものであった。

尼子晴久

天文元年(一五三二)から、出雲に起こった戦国大名尼子経久の美作進攻が始まった。

尼子氏は、近江源氏に属する佐々木氏の出身であり、佐々木高氏の子高秀、その子高久が、近江国尼子庄に住んだため尼子氏と称した。高久の子持久の時、出雲守護京極高詮の守護代となり、持久の子清定は、応仁の乱の前頃から勢力を伸ばした。清定の子経久に至って、守護京極氏に代わって出雲を支配し、文明一八年(一四八六)以来出雲の富田城によった。更に、隠岐・伯耆・因幡など山陰諸国を領有し、その余勢をもって美作に進出したのである。

尼子経久は、三好安芸守を主将とし吉見(津山市)の岩尾山(医王山・祝山)城を占拠した。原田・植月などの国人衆はいち早く尼子方の陣営に下ったが、広戸・皆木など菅家党の国人たちは抗戦した。そのため、尼子勢

は初めは苦戦したが、田口・市・玉串らの国人衆が尼子方に援軍を出したため、菅家一党は細尾城（奈義町）に退いた。その翌年の三月、三好安芸守は細尾城を攻撃した。この時、国人の今井新左衛門安春は、尼子勢の先鋒として兵数十騎を率いて、津川

奥（加茂町）から險阻を越えて細尾城の背部を襲撃した。細尾城は炎上し、皆木佐保・広戸広家ら菅家一党の多くは戦死した（『医王山記』）。

天文七年（一五三八）五月、尼子氏に属していた稲荷山城（中央町）主原田忠長は、神楽尾城（津山市）を攻撃した。この城にはかつての美作守護山名氏の流れをくむ山名右京大夫氏兼が在城しており、この攻撃によって城は落ち、氏兼は一宮に逃れた（『美作略史』）。その後天文二年山名氏兼は、原田忠長を稲



図156 天文8年 尼子詮久書状
(木山寺文書)

荷山城に攻め、忠長を殺した（『作陽誌』）。
尼子晴久は、美作中央部から西部の旭川筋へ進出した。天文八年（一五三九）二月一日、木山寺（落合町）に対して、寺領に課せられる諸役を免除し、免除分を寄進している。同日、木山感神院

（落合町）に対しても、院領での武士の乱妨を禁止している。やがて行われる美作西部への進出のための布石であろう。なお、この二通の書状には晴久の前名である詮久の署名が見られる（木山寺文書）。晴久は経久の孫で、天文六年以来老年の祖父に

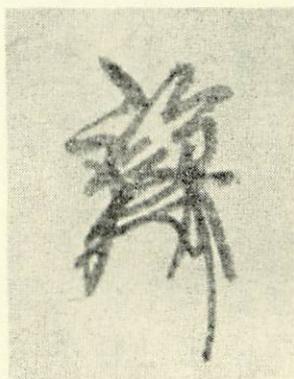
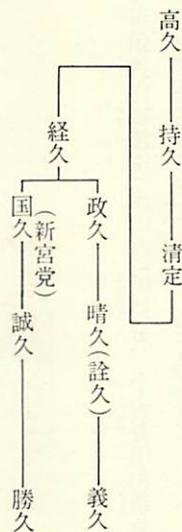


図157 同 花押

◎尼子氏略系図



代わって活躍し、天文一〇年に家督を継いだ。

天文一三年(一五四四)、晴久の美作西部に対する大攻撃が始まった。一月、晴久は、伯父の新宮党尼子紀伊守国久と部将宇山飛驒守久信に兵五〇〇〇を授け、美作に進攻させた。そして、浦上氏の勢力下にあった岩屋城(久米町)及び小田草城(鏡野町)を国久に、高田城(勝山町)を宇山久信に攻撃させた。国久の攻撃した岩屋城主中村則治、小田草城主齋藤実秀は尼子方に下った。国久は、この時更に、浦上氏の配下に属していた岩尾山城及び下山清氏の守る井の内城(美作町)を下した。三浦貞久の守る高田城は、宇山久信の攻撃によく耐え持久戦に入った。しかし、四年後の天文一七年、三浦貞久の死とともに城は落ちた(『美作略史』)。木山寺から尼子晴久にあてて酒樽などの進物が贈られ、それに対して、晴久

から礼状が出されたのはこのころのことであろう(木山寺文書)。天文二〇年ころまでには、晴久はあらかた美作を制圧した。

晴久は、これより先天文一一年、国元の富田城に迫った大内・毛利の連合軍を破り、山陰から美作にかけて武威を振るった。そして、天文二一年、足利義藤(後の義輝)によって、出雲・伯耆・備前・備中・備後・美作・因幡七箇国の守護に補せられ、幕府の相伴衆に任ぜられた。

尼子と浦上

赤松義村を播磨室津に殺害した浦上村宗は、守護赤松氏に代わって美作で武威を振るっていた。村宗の死後、嫡子政宗は室津を、次子宗景は備前の和気天神山を本城としたが、やがて両者の間に不和を生じた。和気郡の東南部地帯が政宗の勢力下にあったのに対して、宗景の支配は、備前東部一帯から美作東部に及んでいたと思われる。

政宗と宗景の対立は美作でも起こった。天文一〇年、政宗は、宗景の勢力下にある鳥越山城(作東町)・主江見右衛門大夫秀房を誘い、赤松氏の家臣津田石見守家盛を通じて、これを味方に引き入れた。この時政宗は、江見

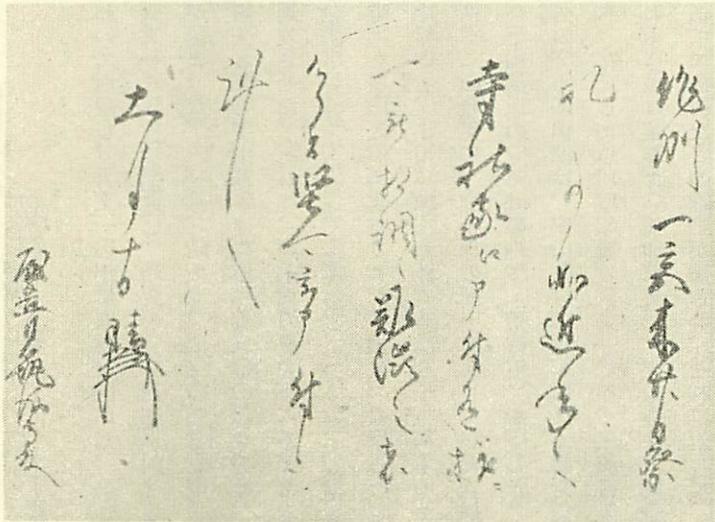


図158 尼子晴久書状（中山神社文書）

氏の所領美作綾部庄（津山市）国衙分、小吉野庄和泉分、英多保内国長名などを安堵した（江見文書）。しかし、美作はおおむね宗景の支配するところであった。



図159 同 花 押

因幡から南下した尼子氏の勢力は、当然浦上氏の勢力と衝突した。先に、岩尾山城を収めた尼子氏も、程なく城を浦上宗景の軍に奪回された。天文一三年、尼子国久の岩尾山城攻撃は、この浦上勢に対してなされたものである。国久とともに攻撃軍に参加したのは、尼子誠久・尼子敬久・河副美作守・森脇長門らの精鋭であった。浦上宗景は、居城の備前天神山城を赤松晴政に攻撃されている最中で、援軍を出すこともかなわず、岩尾山城は尼子勢に攻略された（『医王山記』）。

浦上宗景の反撃は、天文二二年（一五五三）三月から始まった。このころ、尼子晴久は、備後から出雲への進出をねらう宿敵毛利氏と対峙していた。美作の国人衆の多くはこの陣に参加していた。この間隙を縫って宗景の旧

地回復の戦いが起こされたのである。『備前軍記』によれば、宗景は、宇山久信の守備する高田城を攻撃目標

に選び、一万五〇〇〇の兵をもって対陣した。尼子方の先兵として活躍したのは真木・高田・浅山・桜井・牛尾多胡らの国人衆であった。浦上方は、後藤・片山・蘆田三浦・福田・市・玉串・三星・由井・鈴木・沼本・児島佐用・竹内・栗原などの播・備・作三国の国人衆であった、と記されている。戦いは晴久のよく守るところとなり、宗景による作州奪回は成功しなかった。晴久は、この勢に乗じて美作東部に入り、斎藤・江見・後藤らの国人を服属させるとともに、西播磨まで押し入り、多くの城を奪取した。

尼子氏の侵攻に敵対する勢力は国人衆だけではなかった。苫田郷(津山市)周辺の国人農民などは、中山神社の境内にこもり、土一揆をもって尼子勢を攻撃した。『作陽誌』によれば、「天文の末、苫田の人、国の弊するに乗じて乱を為し、群盗や呼応する兵数千に至る。」とある。中山神社は、苫田郷の氏神として郷内の人民は元より、周辺部の人々にも尊崇を受け、事あるごとに彼らが参集して会合をもった場所であろう。そうして、新たな支配勢力として侵入してきた尼子氏に対し、武力をもってこれを排除し、自分たちの生産と生活を自らの手で守

る体制を打ち立てようとしたのである。「苫田の人」という『作陽誌』の表現は、武士でもなく国人でもない、名主・惣百姓を意味していると思われる。この勢力に加えて、「群盗」と呼ばれる武力集団や、尼子氏に敵対する国人衆も参加したのである。それは、「国中に侍あらしむべからず」と主張して戦った播磨の土一揆や、守護勢力の侵入に対して、「奥・里村おとこかず一人も残らずまかり出候て、御八幡に大寄合を仕候て」大鐘をつき、土一揆を引き起こした備中新見庄の農民の姿と同様のものであったであろう。晴久は、中山神社の土一揆を制圧するために、ついに社殿に火を放った。本殿を始め末社・回廊・瑞籬などごとく灰燼に帰した。

永祿二年(一五五九)四月、尼子晴久は焼き討ちにした中山神社を復興した。自らが大願主となり、多賀久幸を名代、屋葺筑後守幸保を社務、富田住侶蔵春院を奉行人、伯州の中尾藤右衛門を棟梁として、この事業は行われた(『作陽誌』)。社殿の造営が完成するとともに、晴久は、書を社家に下し、一月二〇日の祭礼を近年のように行うこと、これを妨げないようすることを命令している(中山神社文書)。また、永祿六年、晴久の部将豊

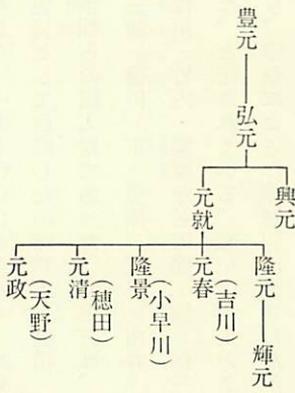
岡右衛門尉宗良は、香々美公保田(鏡野町)のうちから一貫一〇〇文の役銭料を寄進し、「患災安穩、武運長久、子孫繁昌、現当来世悉地成就(現在から未来にわたって祈願が実現すること)」を祈った(中山神社文書)。

毛利元就

永祿の後半、一五六〇年代から尼子氏に代わって安芸の毛利氏の進攻が始まった。

毛利氏は相模国毛利庄の出身であるが、後に安芸国に移り、吉田郡山城に本拠地を置いた。毛利元就は、明応六年(一四九七)、吉田で生まれ、大永三年(一五二三)、兄に代わって毛利氏の家督を継いだ。このころ中国地方

◎毛利氏略系図



は、東部は尼子氏が、西部は大内氏が領国を形成し、両者は激しい衝突を繰り返した。大永三年には、元就は、尼子経久に従い、大内氏の

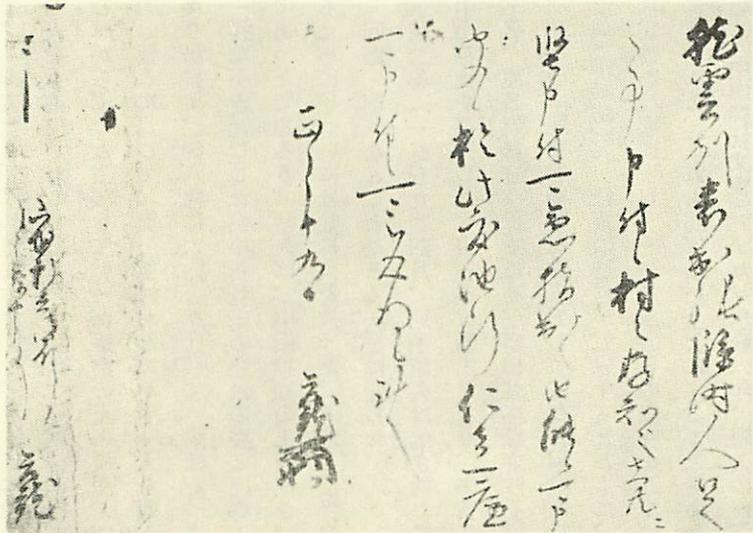


図160 毛利元就書状 一岡山県立博物館蔵一

支配する安芸の鏡山城を攻撃している。元就は、優れた外交手段を用いて、享祿四年(一五三一)、尼子晴久との間に兄弟の契りを結んだ。尼子氏との提携が成立する

と、六年後の天文六年（一五三七）、長男の少輔太郎隆元を大内義隆に人質として差し出し、大内氏との間に盟友関係を結んで、尼子氏に敵対することを表明した。天文九年から毛利氏と尼子氏との間に本格的な戦端が開かれた。元就は、尼子晴久の軍を安芸国相合口・青山などに破り、翌年三万の尼子勢を、大内氏から派遣された陶晴賢と協力して郡山城に迎え討ち、五箇月たためうちに散撃ち破った。山陰の実力者尼子氏を撃退したことは、毛利元就が尼子氏に代わって、

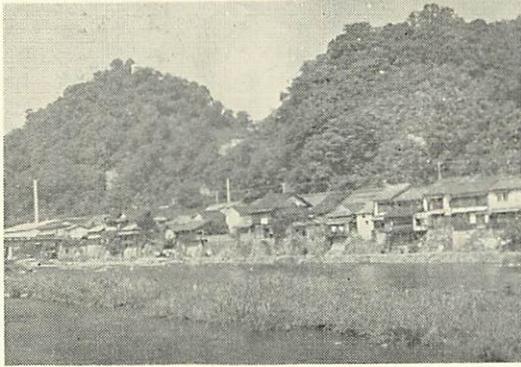


図161 高田城跡 一山崎治雄氏提供一

やがて中国地方東部に進出することを意味した。なお、大内氏は敗退する尼子氏を深追いたため、かえって出雲国境で大敗した。これを契機として大内

氏は没落に向かう。この後、元就は、領国内の吉川・小早川両家を陰謀によって手中に収め、子の元春・隆景に両家を継がせ、「毛利両川体制」を作り出した。その後元就は、大内氏を滅した陶晴賢を、弘治元年（一五五五）厳島の戦いで破り、中国地方西部に覇権を確立した。永祿五年（一五六二）七月から、元就は、全軍を挙げて尼子氏を攻撃するため出雲に侵入し諸城を下した。

尼子氏の勢力が衰退の兆しを見せ始めると、美作の人衆の中には、いち早くその勢力下から離脱しようとする者が現れてくる。永祿五年、尼子晴久に属していた三星城（美作町）主の後藤勝基は、ひそかに備前の浦上宗景に意を通じ、晴久の部将河副久盛の守る倉敷城（美作町）を攻撃した（『美作略史』）。尼子氏の本拠出雲の富田月山城が、毛利勢の攻撃の前に危急にひんしている時、小田草城主齋藤近実も尼子氏から離反した。同八年、晴久の子義久は、使節平野久利に命じて、近実に出雲への援兵を要請させたが、かえって、平野久利は近実のために自刃させられた。翌永祿九年、出雲富田城は落ち、尼子氏は滅んだ。

永祿八年から美作に対する毛利氏の進攻が開始され

た。尼子氏の亡き後、美作は備前の浦上宗景の影響下に入り、その被官宇喜多直家の支配が行われていた。五月、備中松山城主三村家親は、毛利方の先鋒として美作へ進攻した。家親は、それ以前から美作西部の月田（勝山町）・鹿田（落合町）方面に侵入を試みていたが、本格的な進攻を策して、まず、美作東部の三星城に後藤勝基を攻撃した。しかし、家親は、国人の江見左衛門佐や浦上宗景・宇喜多直家の軍勢の前に退いた。転じて一月、家親は、高田城の三浦貞勝を攻め、これを下した（『美作略史』）。なお高田城は、天文一七年（一五四八）に、尼子氏のために落城したが、一年後の永祿二年（一五五九）、遣臣によって奪回されていたのである。さて、三村家親は、翌永祿九年、兵を久米郡に転じ備前への進攻を図ったが、二月、宇喜田直家の密命を受けた遠藤又次郎兄弟のために、初村（久米南町）の興善寺で暗殺された。これらの戦いを通じて、山西村（津山市）の国人牧佐介は、終始浦上宗景の味方として活躍した。そのため宗景は、永祿九年十一月一日、牧佐介に高野郷代官職を与えている（牧家文書）。

永祿八年から九年にわたる戦いによって、毛利氏の

勢力は高田城を中心に美作西部に根を下ろしたのである。

尼子と毛利

これ以後、

毛利氏の目は九州・四国に転じられた。

永祿一年から一二年にかけて、豊前・筑前に入り大友氏と対峙した。

毛利氏の主力が、九州経略に参加している間隙を縫って、出雲・伯耆で尼子氏

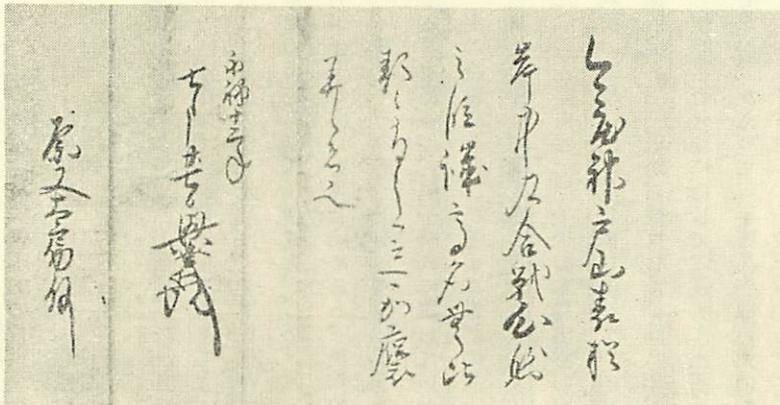


図162 永祿12年 興幸感状 (米井文書)

の遺臣が立ち上がったのである。山中鹿之助幸盛・立原源太兵衛・吉田八郎左衛門・真木宗右衛門らの、俗に尼

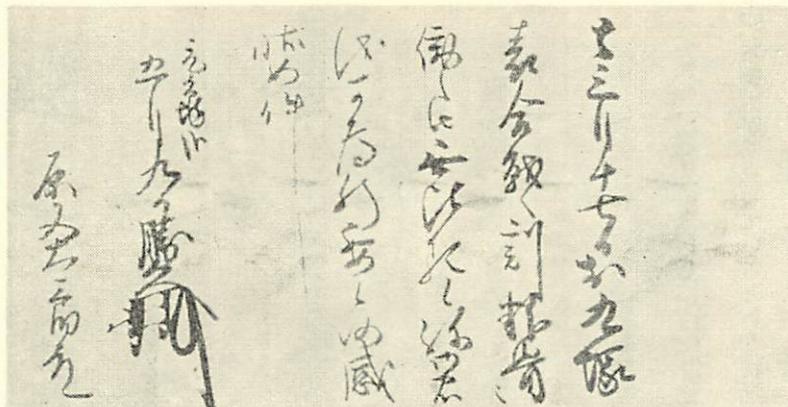


図164 元龜2年 尼子勝久感状 (米井文書)

子十勇士と呼ばれる半人衆が、二年五月、尼子勝久を立てて再挙を図った。勝久は、祖父国久、父誠久が毛利氏に内通した嫌疑で暗



図165 同花押

殺されたので、難を避けて京都東福寺に入り僧となっていた。後、

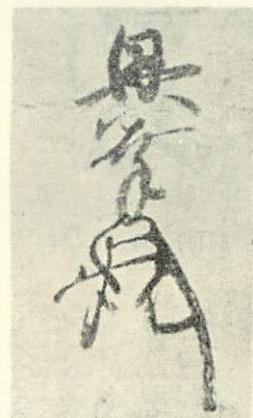


図163 同花押

見いだされて再興の主となったのである。

山中幸盛を始めとする尼子氏の遺臣たちは、在京の織田信長にも連絡し、また、毛利氏と九州で対峙している大友氏とも気脈を通じた。そして、隠岐国で挙兵し、やがて海を渡って出雲に入り、富田月山城を囲んだ。雲伯にこのような動きが起こると、美作でも反毛利派の動きが活発になってきた。三村家親から高田城を奪回した三浦貞広は、備前の宇喜多直家の後援もあって、毛利勢

に敵対した。しかし、毛利方の香川春継のため高田城は落とされた。ところが、翌元龜元年(一五七〇)一月、山中幸盛らの援兵によって城は再度三浦方へ復した(美作略史)。美作では、毛利、尼子、宇喜多(浦

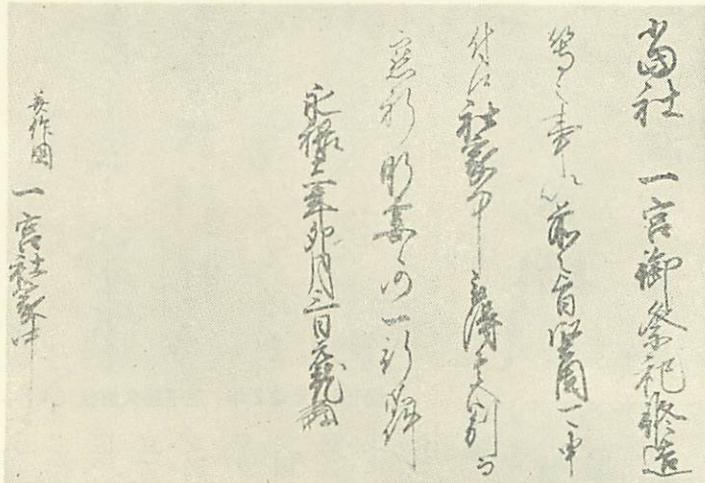


図166 永祿12年 毛利元就書状
(中山神社文書)

上) 三勢力が鼎立しているという状況であった。

このころ、久田村(奥津町)にいた国人衆の原氏は、

尼子方の有力な武士であった。永祿一二年八月、尼子方

の武將立原久綱は、因州から書を「原一」という者に遣

わし、山陰の近況を伝えるとともに、原又太郎を派遣するよう勧めている。それによれば、

自分たちは去る六月(隠岐から)因幡に渡った。山中幸盛の才覚で息災である。日野衆など、相変わらず活動してくれている。隠岐から(尼子)勝久様も御渡海になり、当国はいよいよ意のままになった。その方もこちらへやってくるのがよいのではないか。山中幸盛が抱えてくれるであろう。……ただ今、十人や二十人召し使っている者があるが、いずれも新参者であるために事を欠いている。又太郎を仮にこちらに遣わしたらどうだろうか。こちらにやって来て、はっきり態度を決めたらよいと思う。……こちらも戦時中であるけれども、こちらも現在がいちばん大事な時であるから、又太郎を早々によこすようにしてもらいたい。知行地も随分用意するつもりである。「何もく向後の思案分別、此時に候哉。」



図167 同花押

も随分用意するつもりである。「何もく向後の思案分別、此時に候哉。」

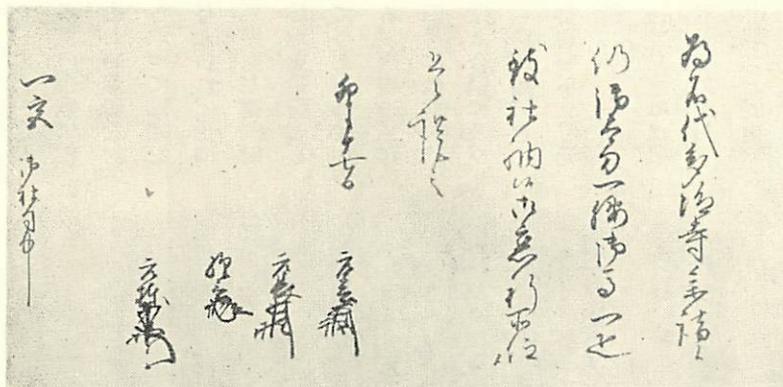


図168 吉川元春等一族
連署書状
(中山神社文書)



図169 同花押

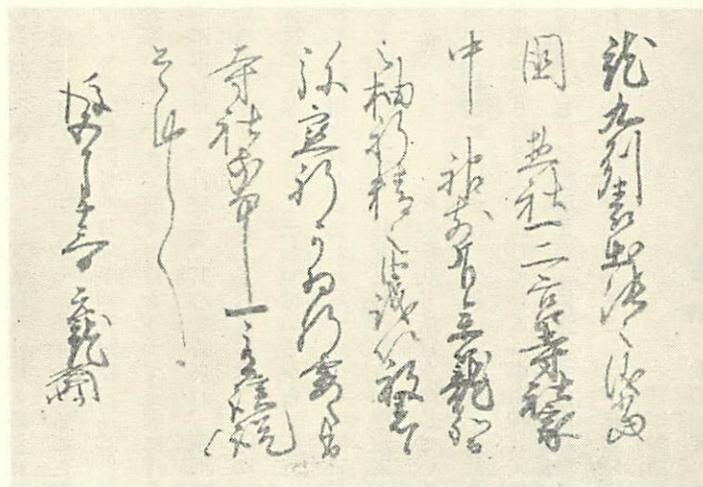


図170 毛利元就書状 (中山神社文書)

といている(米井家文書)。原又太郎は、尼子方に属する武士として近辺の戦いに参加し、「興幸」という者から

多くの感状を与えられている。興幸については不明であるが、尼子方の武将ではないであろうか。それによれば、同年の七月二十七日、神戸山(津山市)の合戦で「比類なき高名」のため褒美を与えられている。ま

た、九月一〇日
 多里の合戦で横
 山という者を討
 ち取って恩賞を
 与えられ、更に
 馬屋原左衛門尉
 跡地を給所とし
 て与えられてい
 る。永祿一三年
 四月には、久代
 衆と合戦に及び
 「鑑比類無き」
 を賞せられ、元
 龜二年（一五七
 一）五月には、
 尼子勝久から、
 九塚（鏡野町）
 の合戦で「粉骨
 の働き」があっ
 た、と賞せられて
 いる（米井家文書）。

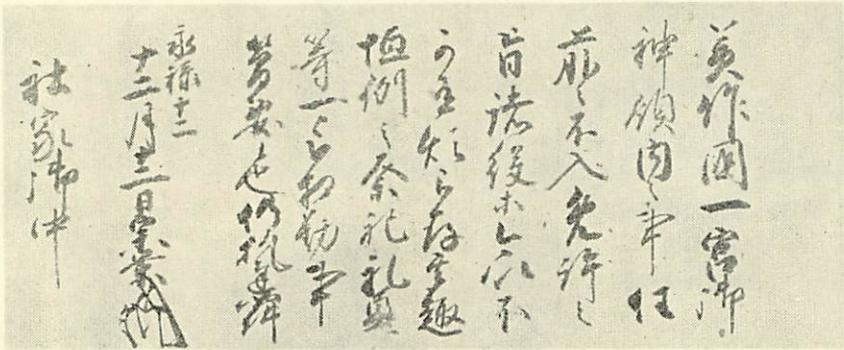


図171 永祿12年 浦上景宗書状（中山神社文書）

尼子の武將立原久綱が、原又太郎を山陰の陣営に誘った年の永祿一二年、毛利方の取った施策を見ることにする。すなわち、同年四月三日、毛利元就は、一宮御祭礼、修造等の事につき、前々の旨を守って堅固に行うよう社家中に申し付け、「社家中、其心を得られ、別而懇祈肝要」なることを命じている（中山神社文書）。同様の文面が惣社宮にも写しとして伝わっているから、一宮・二宮・惣社三社に出されたと思われる。つづいて同日、元就の武將大庭加賀守賢兼・井上但馬守就重・平佐東市佑就言の連署でもって、三社の祭礼、造営を命じている。また、国中の社領については、元就の安堵状の旨を守り、御祈禱を執り行うよう命じている（中山神社文書）。なお、同月の一七日、吉川元春・吉川元長・吉川経言・仁保元棟らの吉川一門の主な者の名代として、僧多随寺が



図172 同 花 押

一宮に参詣し、
 太刀一腰・馬一
 匹を奉納し祈願
 している（中山
 神社文書）。ま
 た、元就が九州

に出陣するに際して、惣社・一宮・二宮の寺社家中が、神前に参籠して戦勝を祈念した。この事につき、元就から札状が届けられている(中山神社文書)。元就はこのころ惣社宮の造営も行った(『作陽誌』)。このように、毛利氏は、美作の国内での中心的な神社の祭祀に携わることによって、国内の人心の把握を容易にしようと図ったのであろう。

浦上宗景もまた、同年の二月二日、一宮神領内の諸役を免除し、恒例の祭祀・礼奠等を行うよう執達している(中山神社文書)。

宇喜多直家

このころから、備前宇喜多氏の進出が一段と盛んになってくる。先に、備前の国人三村家親を初村の興禅寺に暗殺した宇喜多直家は、翌永祿一〇年(一五六七)、家親の子元親を中心とする石川・荘らの備中勢と、岡山郊外の明禅寺で合戦を行い大勝した。そして、備中南部一帯を制覇した。また、翌一一年には、備前の雄であった松田氏を金川(御津町)に攻撃し滅亡させた。

その後、直家は備中に兵を進め、毛利氏と結託した三村元親を攻撃した。永祿の終わりから元龜年間(一五七

〇年前後)にかけて、備中中津井(北房町)の佐井田城の攻防戦が行われた。毛利・三村の連合軍のために、宇喜多と伊賀久隆の軍は敗退した。三村元親は、この年松山城(高梁市)に移った。木山寺に伝えられている宇喜多直家・三村元親・小早川隆景・毛利輝元らの書状は、このころのものと思われる。宇喜多直家の備中進出は、毛利勢のために

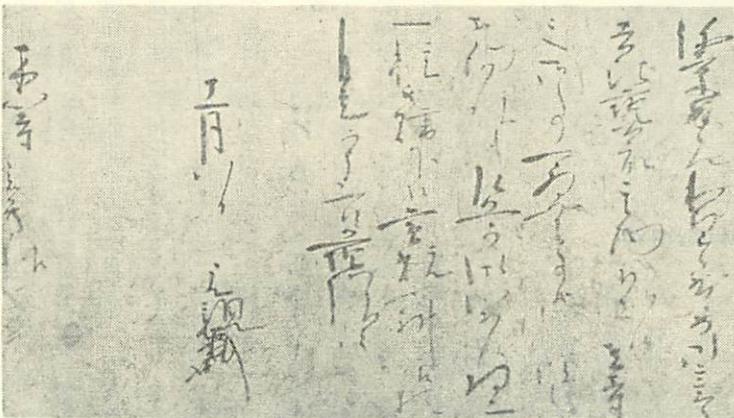


図173 三村元親書状(木山寺文書)

阻まれて成果は見られなかった。直家は美作でも積極的に進出を行った。先に述べた、永祿一二年から元龜元年に至る高田城奪回作戦で、直家は、家臣の長船・岡・沼本などの部将を送って、三浦氏を応援している。直家は、美作中央部でも、荒神山城（津山市）に有力部将の一人である花房職秀（後の職之）を置いて、周辺攻略の根拠地に行っている。翌二年には、毛利氏の部将肥田左馬助・高橋四郎兵衛の守備する篠山城（佐良山城―津山市）を攻め落とした。また、立万砦（中央町）に陣を布いていた杉山為国を院庄の戦いで破り、院庄の構城に片山秀胤を置いてこの附近の守備に当てた（『美作略史』）。

一方、毛利氏も、南からの宇喜多氏の進攻に対処しながら、勢力の弱まってきている浦上氏の支配地に手を伸ばしていた。元龜三年（一五七二）九月一二日、毛利輝元は、一族の吉川元春・小早川隆景・福原貞俊以下数名の部将に書状を遣わし、「とにかく三星表（美作町）の儀は肝心のことである。兵糧として銀子を送る必要がある由を承った。必ず銀子を送るようにと処置したが、折から銀子が欠如していたので遅れていた。ただ今これを送る。早々さし遣わすことが肝要である。」と行って、三星城の

後藤氏や毛利方から城へ派遣された足立十郎右衛門尉らへ、てこ入れを行うよう指示している（『毛利家文書』）。

こうして、美作のうち久米地方は宇喜多氏、美作東部は浦上氏、美作西部は毛利氏の支配下になった。なお、元龜三年一〇月、幕府の命令によって、毛利輝元と浦上宗景・宇喜多直家は一時和平を結んだ（『柳沢文書』）。

毛利と宇喜多

このころ、織田信長の勢力が東海地方から京畿に進出し、元龜二年（一五七二）一、延暦寺を焼き討ちにした後京都に入った。つづいて天正元年、室町幕府の最後の將軍足利義昭を追放して幕府を滅した。織田信長の畿内制庄は、やがて毛利氏との対立を生じてくる。

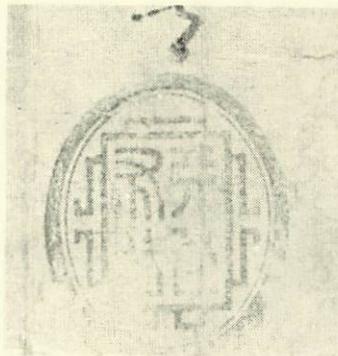


図174 織田信長朱印

宇喜多氏の隆盛と毛利氏の備中・美作への進出を前にして、浦上宗景は、新興勢力織田信長の力を頼るようになり、播備・

作三箇国の所領安堵の朱印状を信長から得た。この事は、宇喜多直家をして宗景に敵対させる結果となり、直家は、天正二年（一五七四）、毛利氏と講和を結び、逆に浦上宗景と断絶した。この年の三月、直家は、稲荷山城（中央町）主原田佐高すけたかに書状を送り、「今度宗景存外の御覚悟（意外な決心）により、立別れ申候」と、その間の事情を述べている（原田文書）。

宇喜多氏と毛利氏との連合策は、毛利氏と組んで宇喜多氏に對抗していた備中の三村元親や、宇喜多氏と組んで毛利氏に對抗していた美作高田の三浦氏などの不信を買ひ、彼らは離反することになった。かつて毛利氏の備中の有力な勢力で

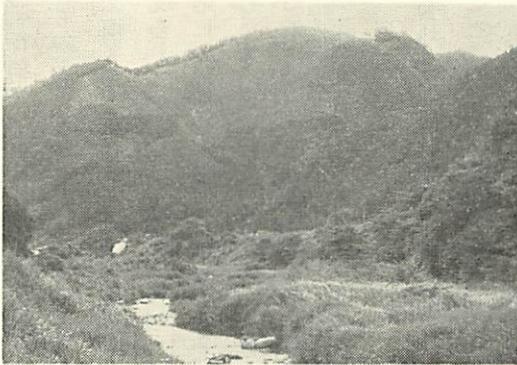


図175 矢筈城跡

あった三村一族は、天正三年、毛利輝元・小早川隆景の率いる毛利の大軍のために滅亡した。翌天正四年三月、高田城の三浦貞広は、浦上宗景と結んで、毛利・宇喜多の連合軍と対峙したが、落城した。こうして、鎌倉以来美作西部の最大の国人衆三浦氏は滅亡した。毛利輝元は、家臣の吉見正頼まさよりに対して、「高田落去につき今に於おいては残る所なく（支配を）申付まをす」けている（萩藩閥閥録）。

正頼は、月田城主である国人の檜崎正忠元兼を在番ざいばんにしている。また輝元は、天野元祐もとすけに備中松山在番を命じ、「備作一着（落着）」の上は、三〇〇貫の地を与えることを約している（『萩藩閥閥録』）。

毛利氏と結んで三村・三浦両氏を滅した宇喜多直家は、浦上宗景に決戦をいどんだ。天正五年二月、宗景の本拠地備前和気の天神山は直家のために落とされ、浦上宗景は播州に落ち延びた。宗景の所領のあった久米郡でも、宇喜多方と浦上方双方に属する国人衆が激しい戦いを行った。全間村まいたま（久米南町）の蓮華寺城は、難波十郎左衛門・沼本豊盛とよもりらが守っていたが、彼らは浦上方から宇喜多方にくら替えした。そのため、宗景の臣延原家次のぶはららは、在地の国人小坂与三郎の手引きによって彼らに攻

撃を加えている（『美作略史』）。高山城（矢筈城―加茂町）主草苺重継も浦上宗景の軍と対戦し、毛利輝元から、「浦上持分久米南条郡・久米北条郡を領知（支配）」するよう下知を与えられている（『萩藩閥閥録』）。赤松氏の守護代として応仁の乱前後から、備前東部から美作東部にかけて君臨した浦上氏も、その被官から成長した戦国大名宇喜多氏によって、天正五年に滅ぼされた。この後、美作は毛利、宇喜多両氏の対決によって再度戦場となる。

草苺景継

毛利・宇喜多の両勢力が強固になったことは、京都の織田信長にとって無視

することができない事態である。信長は、天正五年一〇月、羽柴秀吉に命じて中国征伐の軍を起こさせた。

これより先、羽柴秀吉は、矢筈城主草苺氏に対して内密に連絡を取り、織田陣営への参加を呼び掛けている。

草苺氏は、南北朝時代の暦応年間、足利尊氏から軍功の賞として因幡国智頭郡を与えられ、陸奥国斯波郡草苺郷から移住してきた、と伝えられている。その後貞和年中（一四世紀中ころ）、青柳庄・美和庄・賀茂郷などの地頭職を得、美作との関係を深めた。尼子氏の美作進攻

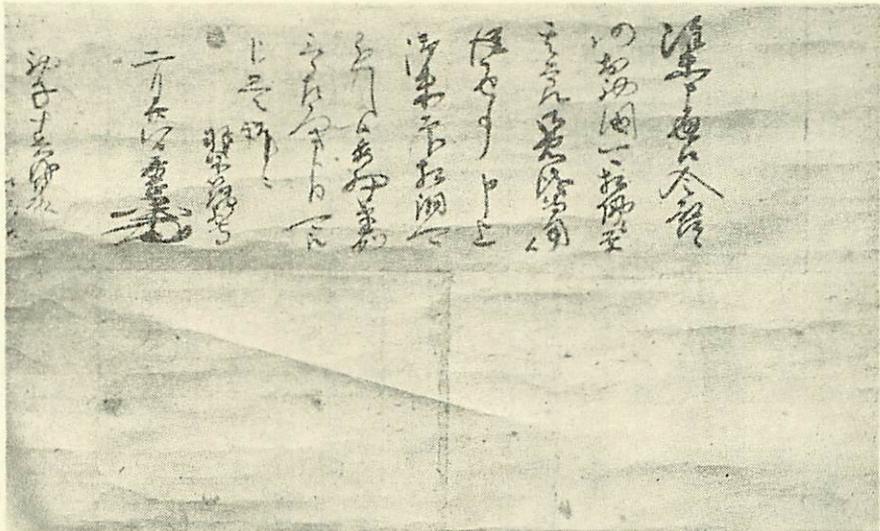


図176 羽柴秀吉書状(牧山文書)

とともに、因幡から加茂川上流地域に進出し、天文二年（一五三三）、おつぐ衛継の時代に矢管城を築いてこれによつた〔萩藩閥閥録〕。その子景継の時代に、尼子氏が衰微したため毛利氏に属した。その後、毛利家に対して遺恨の子細有るため、天正二年（一五七四）、信長の味方に参じた〔草荊家譜〕。翌年三月二日付で、信長は草荊三郎左衛門尉あてに朱印状を送った。それによると、「山中鹿助（幸盛）に対し、去年以来言上の趣、尤も神妙である。其それについて、羽柴筑前守が在国しているの相談する。この砌みぎり一廉の忠節を専一に行うよう。恩賞の望みについては異議はない。くわしくは蜂須賀正勝から申すであろう」〔萩藩閥閥録〕、と述べ、味方についてたことを喜んでゐる。信長は、その後も草荊氏との連絡をしばしばとつた様子であり、その密使が天正三年、毛利輝元に属する檜崎元兼のために因州の関所で捕えられてゐる〔萩藩閥閥録〕。また、同年のものと思われる羽柴秀吉の書状が、西子十兵衛じゅうへえという者に与えられてゐる。その書状には、十兵衛の忠節を促し、そのため信長の朱印状を調達していること、委細は草荊三郎左衛門から申し達すること等を記している（牧山家文書）。西子十兵衛

は、新野郷（勝北町）の国人中ちゅうじん西三郎兵衛吉蕃よしげの変名と推定されてゐる。中西吉蕃は当時草荊氏に属してゐたので、羽柴秀吉は、草荊景継を仲介にして中西の織田方への帰属を勧めたのである。

以上の事から、草荊景継と織田信長との連携はかなり緊密であつたことが分かる。この事はやがて小早川隆景の察知するところとなつた。隆景は、芸州沼田ぬたの陣所へ草荊氏一族を呼び寄せ、景継の切腹を条件に弟重継を家督につけ、毛利氏への忠節を要求した。そして、この要求は実現したのである。

羽柴秀吉 天正五年一〇月、中国平定の途上にあつた羽柴秀吉は、黒田孝高よしたかの姫路城に入つてここを本拠とした。一二月、竹中重治しげはる・黒田孝高は、宇喜多直家の属城である福原・上月こうづき両城を攻略し、



図177 秀吉花押

宇喜多勢を播磨から撃退した。そうして、上月城へは、先に出雲を追われた尼子勝久を置き、山中幸盛を部将として守らせた。しかし、翌天正六年、宇喜多氏に代わった吉川元春・小早川隆景らの毛利勢のために、上月城は落ち勝久は自殺した。山中幸盛は捕えられた後暗殺された。六月二八日、毛利輝元は、美作へ出陣中の湯原元綱に書を送り、「上月表の事、敵悉く敗北」を通知している〔萩藩閩録〕。

上月城の攻撃が行われていたところから、毛利氏に対する宇喜多直家の態度は微妙に変化した。天正七年（一五七九）に至って、ついに、直家は毛利氏と袂を分かつて、羽柴秀吉に応じた。両勢力の入り乱れている美作では、再び激しい戦闘が開始された。羽柴秀吉は、六年三月、高野郷（津山市）の中島吉右衛門尉ほか三名に対し、高野郷三〇〇貫文・林田広野地頭領家分三〇〇貫文・南方二〇〇貫文・田中一五〇貫文・新野二〇〇貫文、合計一五一〇貫文の地を本知行地として与え、忠節を行うべきことを要求している〔美作古簡集註解〕。また、翌七年三月に至るまで、矢筈城主草苅重継に対して、しばしば信長、秀吉連署の神文（誓約書）を送り、味方につけば

因幡・美作で領地を与える旨を約束している。この時の使者は大谷刑部と新免猪介であったが、新免は重継のために討ち果たされている。更に、他の使者は、美作西部の高田（勝山町）で捕えられて、はたもの（磔）に懸けられている〔萩藩閩録〕。このように、秀吉の画策が美作の小城主に積極的に行き及んでくる裏面には、宇喜多氏が羽柴方へ味方をする気運があったからであると思われる。宇喜多直家もまた、家臣の花房職秀に、国人衆へ味方するよう働き掛けさせている。六年八月二日、花房職秀は、山西村（津山市）の牧佐介に誓紙を送り、福田理（勝）昌が味方になるよう説いてくれたならば、知行地については、いささかも相違なく進呈する旨を約束している。そして、「御身上においては毛頭別心存ずべからず。若しこの旨に偽りあらば、日本国中小神祇・八幡大菩薩・天満大自在天神、別しては当国三社氏神の御罰をまかり蒙るもの也」と誓文している。当国三社氏神とは、一宮・二宮・惣社の三社である（牧家文書）。一方毛利方も、同年の春から美作に対して積極的に進出する構えを見せている。小早川隆景は、湯浅将宗・同元宗に書状を遣わし、「作州表に取出（出陣）することを相談した」

旨を通告している(『萩藩閥閥録』)。

諸城の攻防(一)

毛利氏と宇喜多氏の美作での攻防戦は宇喜多直家が信長方に所属する態度を

明確にする天正七年一〇月以前から始まっていた。

戦いは美作西部で始まった。天正七年二月、宇喜多方の城である大寺畑・小寺畑・篠葺の三城(いずれも久世町)が、吉川元春の攻撃を受けたのである。大寺畑城は江原兵庫助親次・浮田直重に、小寺畑城は蘆田太郎に、篠葺

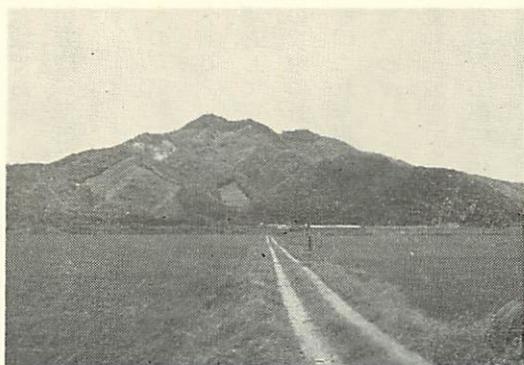


図178 篠葺城跡

城は市義直・市五郎兵衛・玉串与十郎に、それぞれ守備させていた。大寺畑城では江原兵庫の家臣が毛利方に内通した。毛利方の将檜崎元兼はその手引きによって城中に入り、木屋(砦)

に火を掛けて城

を落とした(『萩藩閥閥録』)。

つづいて小寺畑・

篠葺の両城も落

ち、三月、吉川

元春は市瀬村(

落合町)の宮山

城を攻撃した。

しかし、この城

は落ちなかった

(『美作略史』)。

この時、鹿田方面でも合戦があり、毛利方の部将岡宗左衛門元辰(ちゅうしん)の中間与十郎(与木政定)という者が、「随分の者(主だった者)」一人を討ち取った功により感状をもらっている(『萩藩閥閥録』)。

三月に入って宇喜多直家の反撃が始まった。直家は、兵二万余人を動員して、大寺畑城・篠葺城を奪回し、美作中央部の枅形城(鏡野町)を攻撃した。枅形城は要害の地であり、毛利方に属する国人福田勝昌の守備してい

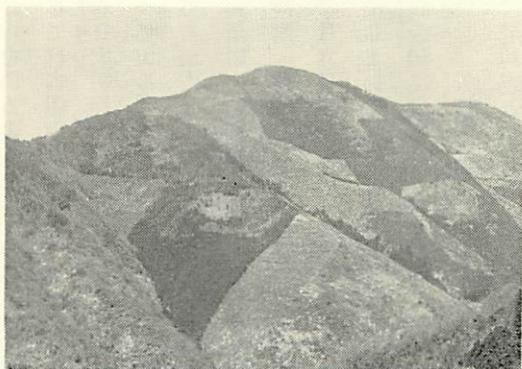


図179 枅形城跡

た城である。毛利方は、吉田元重・森脇春方・国人の安黒勝重・矢野孫六らを援

軍として宇喜多の攻撃に対処させ、これを退けた。つづいて、

荒神山城主で宇喜多方の部将花房職秀は、毛利

方の神楽尾城を攻撃した。神楽尾城と荒神山は、吉井川を隔てて至近距離にあり、川べりには戸川宿があった。花房職秀は戸川宿へ間諜を放ち、神楽尾城を守る大藏尚清の動向を察知し、城に夜討ちを掛け火を放ち、ついにこれを落とした(『美作略史』)。

四月に入ると直家は、草薙重継の守る矢筈城を新免宗貫に攻撃させた。しかし、重継は、黒岩吉弘・山口太郎右衛門らに命じて反撃に出、宇喜多勢を退けた(『美作略

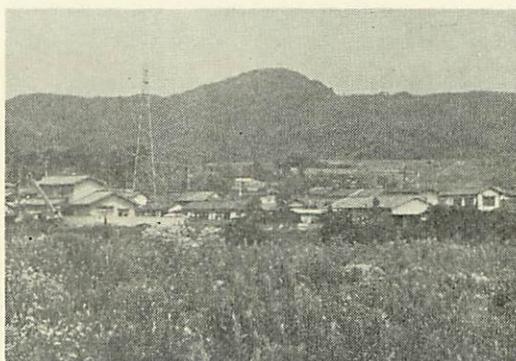


図180 神楽尾城跡

史』。六月二十六日、吉川元春は草薙重継に誓紙を送った。それによれば、「今度の景継不慮の儀(信長への内応が発覚して切腹したこと)は仕方のないことである。しかしながら、御家督は貴殿が相続されて結構である。最近の家督の者については相違なく好を通じるつもりである。そういう訳であるから、隣国(因幡)でいかなる転変があっても、毛利方に対しては二心なく協力してもらいたい。勿論、貴殿の身の上については決して見放すようなことはしない。この旨を偽るようなことがあれば、梵天帝釈・四大天王、惣じて日本国中大小神祇、殊に厳島両大神・八幡大菩薩・春日大明神・天満大自在天神の御罰を蒙る可き也。」といっている。また、ほぼ同様の内容で、

重継の家臣である黒岩土佐守・山口太郎右衛門尉・草薙淡路守・白岩八郎兵衛尉・中島弥助・米山石見守・中島弥次郎・中村重兵衛尉・草薙右馬允らにあて、誓紙をしたためている。一〇月六日、小早川隆景も同様の誓紙を重継にあてて差し出している(『萩藩閥閥録』)。草薙方も神文を差し出し、「向後無二の忠節」を誓った、と伝えられている(『草薙家伝』)。矢筈城は因幡と美作を連絡する重要な地点にあり、毛利方としては、草薙氏の動向につ

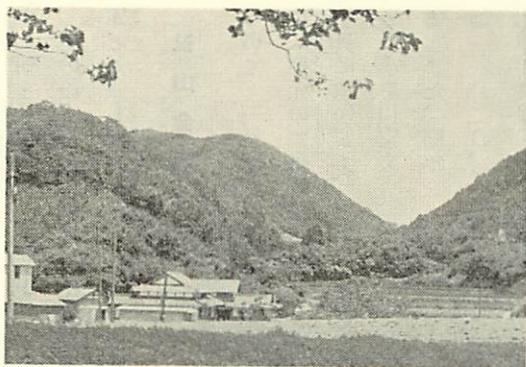


図181 荒神山城跡

いては大いに関心をもっていたのである。

三星城もまた美作東部の要地であり、播磨と備前への共通の要衝であった。塩湯郷の地頭の流れをくむ後藤勝基は、この城を拠点として近隣に強大な勢力を築き、備前の浦上宗景に属していた。浦上氏が宇喜多直家に滅ぼされた後は、毛利氏に属した。毛利氏もこの城の重要性を認めており、元龜三年（一五七二）九月、毛利輝元が小早川隆景・吉川元春ら毛利方の重臣に対して、三星城

への援助を促したことは先に述べた。天正年間になって、織田信長による誘いが一部の将士にあつたが、大略は毛利氏と連携を保っていたようである。宇喜多直家は、天正七年三月、弟忠

家を始め、部将

の花房職秀・延

原景能らに三星

城を攻撃させ

た。三星城には

後藤勝基・元政

父子を中心に、

水島・下山・山

本・福田・龍

門・安東・難波・

柳沢・小坂田・

奥山・奥田・青

山・石田・西田・有元・戸坂・赤堀・原田・江見・植

月・鷹取など、美作東部の国人衆の大半がよつていて、

宇喜多方に敵対した（『三星記』）。宇喜多勢は、備前周匝

村（吉井町）の笹部氏の城を手初めに、鷲山城（柵原町）・

鷹巢城（美作町）など三星周辺の諸城を落とし、三星城

に迫った。約三箇月の攻防の後、五月に至つて三星城は

落ち、後藤勝基は自殺し、子元政は岩尾山城に逃れた、

といわれている。こうして、鎌倉時代以来続いた美作東

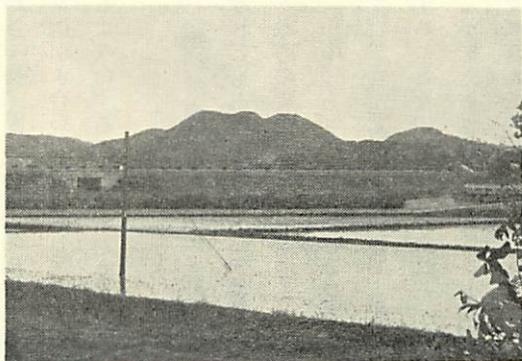


図182 三星城跡

部の領主後藤氏も、天正七年をもってついに滅亡した。その後、宇喜多勢は、真庭郡の山間部に転戦して毛利軍と対決した。

祝山合戦

天正七年九月七日、吉川元春は、小早川隆景に書状を送り、「高田表の儀について、一々仰せ越され候ところにつき、安国寺恵瓊から（輝元の）書状が届いているのであろうか。その趣旨を具に承知して、自分にも知らせるように」といっている（小早川家文書）。また、同年

の一月二日、小早川隆景・口羽通良・福原貞俊の連名で書状を吉川元春らに送り、美作の状況を報じている。それによると、

一、草苺城

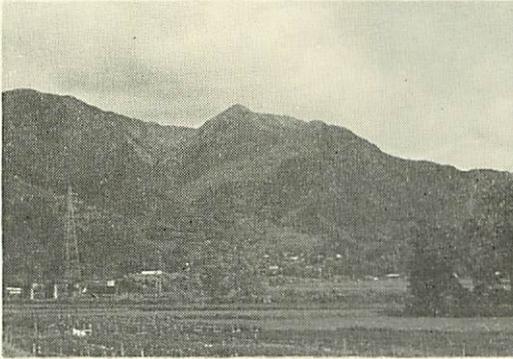


図183 祝山城跡

（矢筈城）と祝山城（岩尾山城）とは同じ地帯にあるが、祝山城については、数箇所の附城を日夜取相（取合い）し、難堪の状況で気の毒である。ことに兵狼が不足している由、一大事のことである。その斡旋することが最も必要なことである。

一、祝山城と北賀茂（矢筈城）の中間に一城を、両者談合して取り付けるよう仰せを含めた。湯原民部少輔に蔵田与三右衛門尉房貞・森脇飛驒守を副え、鳥執（鳥取）から一勢、因州若桜表の夏以来の在陣の御手の衆、其他引き合いの者を差し上げせ、計画どおり援助するよう命ずることがもつとも肝要と思われる。

一、伯州の羽衣石（東伯郡南郷町）の南条元統には、種種働きかけたけれども返事がなく、結句備前（宇喜多方）へつき、敵心の覚悟、いよいよ歴然とした。

一、作州山内表（山中地方）のこと、杉原盛重ら（在陣して、両城（飯山城―湯原町、大沼山城―湯原町か）を堅固に守備することを申し付けたところ、剩さえ勝利を得たことが伝えられた。作州のことが響いて伝えられ、口々に喜んでいる。

と報告している（吉川家文書）。吉見村岩尾山城での戦いが翌八年の中心課題となってきたのである。

毛利の手書

岩尾山城は、医王山城とも祝山山城とも呼ばれている。美作西部の高田城が毛利氏の手落ち、東部の三星城が宇喜田氏の手落ちた今、中央部にあつて因・伯への道を扼する岩尾山城は、両者の攻防の的になった。当時、城は枳形城主の福田盛雅が預かっていた。毛利方は、ここに湯原春綱を在番衆として送った。『萩藩閥閥録』によつて、天正八年（一五八〇）の岩尾山城での戦いを中心に、毛利・宇喜多両者の対応を見ていく。（なお、岩尾山城は資料に即して祝山城と記す。）

一月二日、毛利輝元・吉川元春・小早川隆景の三者は連名で湯原春綱に対して祝山在番の労をねぎらい、大野（鏡野町か）に三〇〇貫の地を与えた。湯原春綱は、昨年以來毛利方の武將として祝山に立てこもっていたのである。

一月五日、毛利輝元は、重ねて湯原春綱に祝山の在番を命じた。

一月六日、吉川元春は、湯原春綱に書を送り、備中四

敵に着陣したこと、備前加茂小倉城主伊賀久隆の要害を攻め、城数箇所を奪い取ったこと、至急に寺畑・宮山両城へ取り掛かることを通知した。

一月九日、毛利方の部將蔵田元貞は、湯原春綱に書を送り、元春に続いて備中四敵に着陣したこと、一兩日中に高田表に陣替えの予定であること、寺畑・宮山両城を掃討の予定であること、春綱の在番のねぎらいとして伯州で二五〇石与えることを通知した。吉川元春も、春綱の祝山在番をたたえ、一兩日中に高田に陣替えし、寺畑・宮山両城を即時討ち果たすことを表明している。

一月一七日、吉川元春は、淡路岩屋城在番の兎玉就英に書を送り、備前賀茂の伊賀久隆の城回りや作州花田をことごとく討ち果たして放火したこと、一、二箇所的重要が残っていること、近日高田表に陣替えの予定のこと、寺畑にも近日取り掛かる予定のこと、吉左右追々申し述べし」と伝えている。

一月二二日から月末にかけて、毛利輝元は、備前飯山在番の中村内蔵丞へ五〇貫の地を、同じく飯田与一左衛門元重に一二五貫の地を、美作梶森（落合町）在番の河北木工助に三〇貫の地を、宍戸元孝へ一〇〇貫の地を、

備中四畝在番の馬屋原兵部大輔たいふに一〇〇〇貫の地を、美作つかふろ（梅風呂―落合町）在番の高須彦次郎へ二〇貫の地を、山内新左衛門尉隆家・同隆通へそれぞれ一所を、いずれも「備・作一着の上をもって」遣わすことを約束している。「宇喜多逆心に付き」それを攻撃するために、各地に散在している諸士を鼓舞するのがねらいであった。

二月一日、吉川元春・小早川隆景・福原貞俊・口羽通良の四名は、連署して祝山在番の湯原春綱に書を送り、次のように述べている。

宇喜多方の備前賀茂小倉城主伊賀久隆の城山下を「無残に放火せしめ」た。また、鈴木孫左衛門の守る美作鹿田城をことごとく討ち果たした。明日月田へ陣



図184 毛利輝元花押

替え、寺畑へ取り掛かる予定。併せて祝山への兵糧は追々送る、とのことであった。

元春が備前賀茂の伊賀久隆に攻撃を掛けたのは年初以来であったが、一月六日、一月一七日と今回の三度の戦いで、旭川支流の賀茂川筋と備中川筋の宇喜多方をやつと押さえ、美作西部に転戦するのである。

二月三日、元春・隆景は、湯原春綱に書を送り、「小寺畑の儀、夜前に仕崩し候。本城（大寺畑）の事も、一途に程ある可べからず（たいしたことはない）」と通知し、祝山の守りを堅固にするよう促している。

二月一五日、両者は、春綱に書状を送り、九日小寺畑へ指寄さしよせ、一二日落去、一六日から大寺畑へ取り掛かる予定で、「是これ又一着、程ある可べからず、吉左右これより申すべく候。」と述べ、杵形城の福田盛雅もちまさが祝山の事を気遣っていること、大寺畑落去の節陣替せりかえすること、兵糧を送ることを約束している。大寺畑城の落城の日時は不明であるが、一箇月後の閏三月うるすげ二一日に、有福民部大輔・和智元郷わちもとが寺畑在番として輝元から任命されているので、このころまでに落城したと思われる。

二月二三日、粟屋宗兵衛尉元秀は、飯田元重に書を送

り、元重が埴和(中央町)に出兵し、倭文での合戦の時、城山の下で敵一人を討ち取ったことにつき感状を与えている。宇喜多方の軍勢が久米郡筋でも活動していたのである。

三月五日、吉川元春は、湯原元綱に書を送り、所々の在番をねぎらい、組中の諸役、城普請、水夫らの勤めを堅固に申し付けている。宇喜多方の祝山方面への攻勢が、春に入って活発化した模様である。

三月九日、宇喜多直家は、矢筈城主草苺重継の領地を攻撃した。重継は、宇喜多勢に味方した羽柴秀吉の軍兵の「頸注文(討ち取った敵兵の名簿)」を、毛利輝元のもとに提出した。

三月二四日、毛利輝元は、毛利方の総大将として、祝山の湯原春綱の在番を更になぎらっている。

閏三月一二日、吉川元春・小早川隆景・福原貞俊・口羽通良の連署で、湯原春綱に書を送り、美作天王山城(不明)に取り掛かることを述べ、宮山・篠吹(葺)両城への取り掛かりが延引していること、祝山の守りを堅固にすることを通知している。寺畑落城後も美作西部の宇喜多方は強固であったわけである。

閏三月二三日、吉川元春・小早川隆景は、湯原春綱に書を送り、宇喜多直家が埴和まで進出したため、梶森に陣替えしたことを報じ、宇喜多の進出に備えて祝山の守りを緩めないよう督励した。これより先、美作河口(建部町)でも合戦があり、敵一人を討ち取った高須彦次郎が、輝元から感状をもらっている。

四月一日、吉川元春は、祝山城の在番衆として小川右衛門兵衛尉元政を派遣した。湯原春綱と共同して敵に当たらせるためである。また輝元は、五日、杵形城在番の宇山久信に二〇〇貫の地を与える約束をした。美作中央部の守備は、湯川・小川・宇山の三者によって固められたのである。

四月一〇日、元春は、湯原春綱に対し、「祝山難堪の節と云ひ、殊に雪中に馳籠り、かの山堅固に相抱へらる」につき、伯州東北条内西分二〇〇石の地を与えている。

四月一三日、毛利輝元は、宇山久信の杵形在番をねぎらい、伯州羽衣石への出陣を要請し、伯州に一〇〇石の地を与えることを約束した。羽衣石には宇喜多方に連係をもつ南条氏があり、この動きが活発になってきたのである。

四月一五日、元春は、湯原春綱に書を遣わし、毛利輝元が備前賀茂に出張したこと、宇喜多直家が、この輝元の出陣に対して、堺和から福渡へ陣替えをし、賀茂小倉方面に勢力を転じたことを通知した。

四月一七日、元春・隆景は、檜崎元兼に高田表の在番を命じ、守りを堅固にし、城中の人質に心を配るよう申し伝えた。この後、輝元は、備中竹庄に陣を取り、備作国境での戦いを指揮していた。吉川元春は、三男の経言（後の広家）に、五月一〇日付の書状を送り、近況を知らせている（吉川家文書）。それによると、

今度、我らは備中賀茂に出兵した。人数があまりにも少ないので、御方（経言の陣）から一〇人程先走の者を派遣するよう要請したところ、送って下され誠に御造作になった。高田に帰陣したのでまずは帰した。小



図185 吉川元春花押

田草城に取り掛かって陥落させたならば、出雲の富田城に回り、伯耆の羽衣石に取り掛かるつもりである。と申し述べている。久米郡の西部から備中・美作西部・伯耆にかけて、毛利方の主力は戦いを展開していたのである。

五月一七日、小早川隆景は、湯原元綱に書を送り、羽柴秀吉の上方勢が下国して来たことを知らせ、氣遣いないことを申し述べている。

五月二八日、隆景は、湯原右京進（元綱）に書を送り、宇喜多直家が「東郡蔵（倉）敷（美作町林野）」に出兵したため、祝山へ援兵を送ることが困難になったので、「手堅き覚悟専一」を促している。なお、高田口から一勢を繰り出すことを約束している。毛利勢の手薄を突いていよいよ宇喜多方の祝山攻撃が開始される。

祝山在番衆

六月八日、備中幸山在番の鶴飼元辰備前衆（宇喜多勢）の祝山攻撃を退けるために援助することを約束し、「堅固の覚悟専一」を促す。

六月九日、小早川隆景は、湯原春綱に書を送り、備前衆が二箇所から討ち入り、美作の灘（津山市檜か）で合戦

が始まったこと、総大将の直家も討ち入って来るであろうこと、そのため祝山への路線の確保も危うくなって、「心元無く」なったこと、高田から一勢を送り、各差し固められるべきことを申し述べている。また、小早川元政にも書を送り、因州で合戦の最中、備前衆が国境から討ち入り灘で合戦、高田から取りあえず一勢を差し出すので、「取出の条勝利眼前」と激励している。また翌日、小川元政の催促に対して、兵糧を送ることを約束している。

六月一五日、毛利輝元は、湯原春綱に書を送り、兵糧として銀子を送ること、高田に着いたら口羽春良を応援に差し向けること、別に銀子三枚を送ることを約束し、激励している。

六月一九日、小早川隆景は、祝山の湯原・小川両者に、兵糧を枳形から差し上すことを通知し、更に両者を激励している。

六月二〇日、輝元は井上元治を祝山の加勢として派遣した。そして翌日、兵糧を枳形から送るので、枳形の福田盛雅と連絡して取り入れるよう春綱に通知している。更に、二二日から二三日にかけて、春綱、元政両者に対

して、加勢のことを強く約束し、「弓矢一着に候はば、別して志として一所を遣わす」旨を申し述べている。隆景もまた、両者が祝山を是非持ちこたえるよう激励している。

このころ織田信長は、羽柴秀吉をもって湯原春綱に味方するよう勧めさせ、出雲国内に所領を遣わす旨を通告している。更に、羽柴秀吉は宇喜多直家を通じて、春綱が同心するよう誘った。しかし、春綱は、これらの誘いを拒否し、事の次第を毛利輝元に報告した。輝元は、六月二八日、春綱の忠義をほめ、因・作で二〇〇〇貫の地を与えることを約束した。

六月二九日、沖構城（鏡野町）は、矢筈城の草苅重継の所領で、家臣の片山木工助久義が在番していた。この日宇喜多勢の攻撃に遭った。毛利輝元は、重臣の国司右京亮元武に、「歴々御人数差し添え」て援兵を送った。

六月三〇日、毛利輝元は、祝山籠城の三人に書を送って、「諸勢を相揃、急度打ち出し相救うべき」こと、兵糧を送ること、雲・伯の地に一所を遣わすことを申し述べ、激励した。なお、籠城の三人とは、湯原・小川・塩屋元真のことである。（塩屋については、後世資料が残らな

かったために、詳細は不明であるが、湯原とともに、以前から祝山在番を命じられていたと考えられる。

七月三日、吉川元長（元春の長男）は、福原就理なりもとに對し、岩屋城・宮山城・篠茸城の落城を祝す書状を与えている。このころまでに毛利方は、出雲街道寄りの一帯を制圧したのである。

七月四日、吉川元春は、湯原春綱に書を送り、祝山の在番衆が「無二申し談ずる（二心なく忠節を尽くす）」につき、因・作のうち一〇〇〇貫の地を与えることを約した。この事は、毛利輝元から安国寺惠瓊を通して申し越されたことであつた。

七月一日、小早川隆景は湯原・小川に銀子三枚を送った。枳形の福田盛雅の勧めによるものである。



図186 小早川隆景花押

七月二〇日、吉川元春は、湯原春綱に書を送り、湯浅甚助じんすけが祝山の様子を報告したこと、本陣の輝元・隆景が速やかに打ち出ること、銀子三枚を遣わすこと、自分（元春）は二一日に陣替えして伯州へ行き、隙明けすまひになれば直ちにその表（祝山）へ打ち回ることを約束した。伯州の羽衣石の南条勢が殊のほか強硬に抵抗したのである。隆景も春綱へ出兵を予告し、銀子を遣わした。

祝山籠城

七月二二日、輝元は、湯原春綱に書状を送り、不日出陣し、来月上旬にはその口（祝山）へ行って行動を起こすことを通告し、銀子二枚を贈った。また、山陰に出兵している元春も書状を送り、伯州末吉すえしに陣替えしたこと、そのうち船上・羽衣石に陣替えし、輝元の本陣から送って来ている兵糧を少しでも送りたいこと、しかし、祝山への通路が「輒すくまならざるに付き、今に少しも差しこめずの由（兵糧を送って貯えることができない）、なんとも笑止千万（気の毒）」であること等を述べ、祝山城の守りを、「木の根、かやの根にて成共なごも、相堪ふる」よう激励した。

八月五日、輝元は、湯原春綱に書を送り、祝山堅固を祝し、五日出陣の予定が二六日に延引したことを通知し

た。本陣から祝山への援軍はなかなか到着せず、城は孤立の状態に陥った。

八月一日、吉川元春は、湯原春綱に書を送り、備前衆（宇喜多方）が戸川（津山市）・炭田（津山市林田附近か）に在陣していること、灘表で備前衆を討伐したこと報告した。祝山については、「今少し何と様にも才覚」して持ちこたえ、加勢を待つよう促した。また、元春自身は、去る一三日、伯州羽衣石岸で敵対した一向宗徒數百人を討ち取り、「残す所なく放火せしめ、稲薙（稲を薙ぎ倒すことか）等」を申し付けた。やがて、その表（祝山）へ打ち回る覚悟の由を通知した。

八月二〇日、小早川隆景は、備中の檜崎三河守を美作へ派遣した。

八月二二日、天野隆重は、湯原春綱に書を遣わし、各地での合戦の勝利を祝するとともに、祝山の状況について、「御心元なき（心配な）由、隆景よりも昼夜仰越され候。元春においても尤（心配が）の由申され候。……其御城（祝山城）はや数年の儀に候（数年の持久戦なので）の条、下々の者窮困疲れ果てたるの由、余儀なく存候。」と述べ、出勢を約束した。

八月二四日、小早川隆景は、書を湯原・小川・塩屋の三者に送り、追々高田着陣のことを知らせ、輝元も近日出陣、元春も伯州から立ち回る由を告げ、また、枳形から援軍を遣わすよう約束した。

九月三日、このころ宇喜多直家は、湯原春綱に対して再度味方になるよう誘った。しかし、春綱はその誘いを拒否し、輝元に、「御方心底の趣、罰文（誓紙）をもって」通知したのである。輝元は、春綱に自らも誓紙を送り、「元就」の一字を末子に至るまで与えることを約束し、その心底を感謝した。しかしながら、加番の者の中から宇喜多方へ味方する者も現れており、輝元は、それについて、仕方のないことである、と述べている。

九月四日、輝元は、湯原・小川・塩屋に書を送り、備後伊多岐から更に、備後山中に着陣したことを知らせた。祝山城では、城中から敵（宇喜多方）への内応者が出、幾つかの砦は落ち、三名の者は城の三の丸を死守した。枳形城の福田盛雅は堅固で安泰であった。この時、宇喜多方へ内通したのは檜原監物景儀であり、彼は祝山の端城の仙々城にこもっていたのである。恐らく、湯原春綱が羽柴・宇喜多方から味方に誘われた時、彼にもそ

の誘いがあり、同意したのであろう。

九月六日、小早川隆景は、湯原・塩屋・小川・福田の四人に書を送り、二日付の報告を五日に受け取った旨を述べ、高田に着陣したことを知らせた。また、檜崎弾正元兼の手下に、「備中内郡衆」のすべてをつけて枅形に派遣することを通知した。

九月七日、元春から湯原弾正元綱に書状が送られた。それによると、「桂左馬助春房が使者として祝山からやって来た。昨夕は、自分たちが城へ送り貯えていた鉄砲を放っていた由である。殊のほか手堅いことである。加勢と兵糧とは現在輸送中である。隆景はもはや高田に着いた様子。福原貞俊も一昨日の五日高田に着いた。もちろん本陣の輝元も近日着くはずである。この口（元春の陣―羽衣石か）からも加勢を送るつもりでいる。」と述べている。

九月八日、元春は、湯原・塩屋・小川に書を送り、使者の二郎兵衛が持参した二日付の書簡を受け取ったこと、輝元は、三日に安芸吉田を出立し、今は備中新見と高田の間にいること、隆景はもはや高田に着陣のこと、自分は美作山内（山中地方）を越えて出向く覚悟でいる

こと、兵糧は追々送ること等を告げた。

九月一〇日、元春は、三人に書を送り、自分は、一六日に山内まで打ち出し、一七日には高田に回る予定であることを通告した。また、隆景も三人に書を送り、元春の陣所へ出兵の催促をした由を通知した。

九月一四日、口羽通平・国司元武・檜崎元兼の三人は、高田から小川に書を送り、元春が一兩日中に高田に着陣する由を報じ、激励として銀子三枚を送った。

九月一五日、藏田元貞は、湯原・塩屋・小川・寺岡に枅形から書を送り、隆景は、成羽に出陣、二〇日以内に高田へ帰陣の予定、元春は、一八日に山内へ陣替え、一九日に高田着陣の予定、備中の庄（莊）・多治部・檜崎が高田着陣、福原貞俊も高田着陣を知らせた。しかし、山陰の元春の行動ははかばかしくなく、毛利勢が大挙して祝山援助に総力を結集するまでにはなお困難があった。宇喜多方との対戦が各地で行われていたからである。輝元・隆景・元春の高田への結果も、情報どおりには進行していない模様であった。

祝山火急

一〇月一〇日、輝元の本陣から児玉元良は、湯原春綱・塩屋元真・小川元政

に書を送り、「御状銘々披見申候く、何箇度申候ても御氣遣、察し奉り候。此表、御陣易の事、少も御緩有可ず候条、御心安かる可く候。一兩日中、爰許、御着陣成られ候の条、今少し儀に候間、随分御待付肝要に候。頃又、彼家中衆、罷り退き候哉、笑止千万く、然りと雖、各差堅、無二の御覚悟に候ば、御待付なくすべく候条、彌其御心得專一に候。」と云っている。またしても、近日中に高田へ陣替えするから、もうしばらく祝山を持ちこたえるようにとの要請である。「彼家中衆、罷り退き候哉」とは、仙々城の檜原監物一味が敵側に寝返ったことをいっているのである。「笑止千万（気の毒なことである）」と云っている。

一〇月一四日、山陰の元春から湯原・塩屋・小川の三人に書状が送られた。それによると、「其表（祝山の状況）彌火急に付」といふ書き出しに始まり、輝元は備中新見へ着いたこと、隆景は備中阿佐井（皆部）に出陣のこと、鳥取での合戦に手間取っていること、因州の平定が済めば羽衣石も片が付き、因幡の景石伝いに北賀茂へ出て援助したく、「其元（祝山）の儀、長々窮困と申、堪へがたきの段存知候間」鳥取・羽衣石両城を平定して、

陣替えすること等を申し述べている。

一〇月一七日、元春は再度湯原春綱に書状を送った。その書状は次のとおりである。

急度申し候。当城（祝山城）仙々番衆、備前（宇喜多方）へ申し合はせ、現形（味方）の由、是非に及ばず候（しかたのないことである）。其について彌難堪の通り追々申し越され候。尤に候。誠にこの間中、数度の難儀、今に相凌がれ候段、何箇度申し候ても比類なき次第（比べるものもないこと）、筆紙に尽し難く候。早々陣易へせしむべきのところ、因州一味について、

少し遅々に候。然らば鳥取の儀、番衆等手堅く差し籠め、一通りの隙明け候条、本陣（輝元）に申し談じ、急度、打ち回る（祝山へ）べく候。其内（祝山）の儀とて、彌無二の覚悟に候の条、何と様にも候て、待ち付けらるべきこと專一までに候。これ已前、度々陣易への趣、嚴重に申候て、今まで相延し候間、定めて疑心有るべく候と雖も、既に因州表の儀、隙明け候条、此度においては睨と議定の事に候間、御不審有るべからず候。なほ、吉源（吉田光倫）、森飛（森脇春方）より申すべく候。恐々謹言

十月十七日

元春判

湯ゆ 豊ぶ まいる

以前から何度も陣替えをし、救援に赴く由を約束しながらいまだ実現しないことに對し、疑心を持たないようにして、とにかく援軍を待つよう、言い訳とともに激励している。

一〇月十九日、毛利輝元は、部将の児玉元貫もとつらに對し、「祝山の儀、殊のほか相弱るの由」につき、一兩日中に本陣を高田に移し、これに對処するよう申し付けている。

輝元出陣

一〇月二十七日、輝元と隆景の本陣は、ようやく高田への陣替えを実現し、

祝山への本格的な援助が始まった模様である。輝元の旗本福原貞俊・福原元俊・児玉元良・口羽春良は連署して湯原豊前守春綱に書状を送り、明日二八日、御兩殿様（輝元・隆景）が高田表に着陣のこと、祝山への出兵は五、三日中に行われる予定であること、いよいよその意を得て堅固の覚悟肝要のこと、音物として銀子二枚を遣わすことを通知した。祝山への援軍は、一月の初旬には繰り出されたいと思われるが、宇喜多方を完全に後退させるまでには至らなかった。しかしな

がり、ともかくも祝山城は持ちこたえたのである。

十一月五日、輝元を始め児玉元良、国司元武は、多額の銀子を祝山在番衆に送って功をねぎらった。また輝元は、湯原春綱に書を送り、「祝山城には去年以来数箇所に敵が取り付き、夜白の合戦（夜昼の合戦）のため通路を確保することもできず、籠城となったが、無事持ちこたえた。その忠義は比類なきものである。春綱ら一行の者の恩賞については、元春と相談した上で必ず与えるであらう。」と申し述べている。



図187 小早川隆景肖像画 一米山寺蔵一

一月二三日、小早川隆景は、部将の児玉周防守就方に書を送り、一月上旬の美作での状況を報告している。それによると、

こちらでは、去る四日、高田から二山近辺まで、輝元の陣を取るため山見を行った。まずもって岩屋の尾頭に当たる高仙城（鏡野町、郷の高山か）に取り付き、城普請をことごとく調えた。この在所は山の多い土地柄であり、岩屋城の向かい城の葛下城（鏡野町）へも連絡し、その他当国西郡の事どもは、ほとんど征服した趣である。（なお、岩屋城は宇喜多方の浜口家職が守っていた。）高仙城の在番には三沢為虎を置いて手強く守らせた。祝山城については、敵（宇喜多方）が数箇所に取り付いているが、城中は今日まで堅固に保たれている。けれども、一入雪の深い在所であり、無勢では最前からの計画のとおり、元春が一通り山陰を打ち回して、できるだけ出兵するよう伯州で重ねて相談した。彼（元春）の出兵の有無によって、祝山の戦いは善にも悪にも年内に片が付くことであろう。しかしながら、草薙を始めその他の者が覚悟しているので頼

もしい。さりながら、輝元がこの辺りまで打ち出された上は、前後いずれにせよきつと（隆景に）出兵を命ぜられるであろう。

とある。なお、元春は、依然として羽衣石辺りで対戦を続けている。

「彼（元春）打回りの有無により候て、祝山の儀は善にも悪にも年内相澄（済）むべく候。」といわれた祝山城は、元春の救援はなかったが、年末を待たずに敵の囲みを退け守り通したようである。宇喜多勢にとっては、二度めの厳冬を美作北辺の地で迎えるという悪条件と、美作西部から輝元・隆景による毛利方の主勢力の進攻とを考慮しての撤兵であったと思われる。また、羽柴秀吉も、鳥取城の山名豊国が毛利方から離反するのを援助するため、軍勢を因州に転じたと思われる。幾つかの外部の条件が湯原らに番衆の尽力に幸いした。宇喜多勢の撤退の模様やその日時は一切不明である。しかし、一二月の中旬には、湯原春綱への恩賞について、輝元の陣所で論議されているから、このころまでには一応平穩になっていたと思われる。

翌天正九年（一五八一）一月二一日、吉川元春は、輝

元の部将児玉市佑いちのすけもとたか元貴を通じて輝元に、湯原・小川・塩屋三人の祝山籠城をたたえ、兼ねて、約束の地を恩賞として与えることを進言した。また、枅形城の福田盛雅が小田草城の在番を命ぜられたので、祝山の三人を枅形と小田草の間に、重ねて在番を申し付けたことを報告している。やがて始まる岩屋城攻撃の布石がなされたのである。

諸城の攻防(二)

毛利氏による岩屋城の攻撃は、天正九年五月から開始された。岩屋城には、

宇喜多直家の一族浜口家職が在番として置かれていた。攻撃の先鋒は、葛下城の中村大炊介頼宗と西浦城(久世町)主大原主計助らであった。中村頼宗は、六月二五日、大原主計助に三二人を添えて夜襲を執行させた。城はあつげなく陥落した(立石家文書)。この攻撃に加わった三二人は、二〇才から四〇才までの壮年の者で、原田・西尾・武本・桜井・大林・片山・立石・辻つじら近隣の国人衆であった。

毛利氏と宇喜多氏との戦いは、小規模ながら各地で行われた。九月には飯坂で合戦があり、宇喜多方の原田兵衛尉は、この戦いで牧弥太郎を討ち取った。斎藤近実か

ら、「粉骨比類なき」によって野介庄(鏡野町)内鳥取久兵衛分、

薪郷(鏡野町)内井上三郎左衛

門分、久田村(奥津町)内恒友名

を与えられている(米井家文書)。斎藤近実は

小田草城主斎藤

氏の子孫と推定されるが、この時、小田草城は毛利方の手中にあり、宇喜多方に属していた近実の居処は西屋城であった。

また同年、中村頼宗は月沢城(落合町)を攻撃した(『美作略史』)。月沢城は、高田三浦氏の遺臣牧左馬助が守っていた。

翌一〇年春、毛利氏は西屋城を攻撃した。西屋城には宇喜多方の斎藤近実が在番していたが、中村頼宗の部下

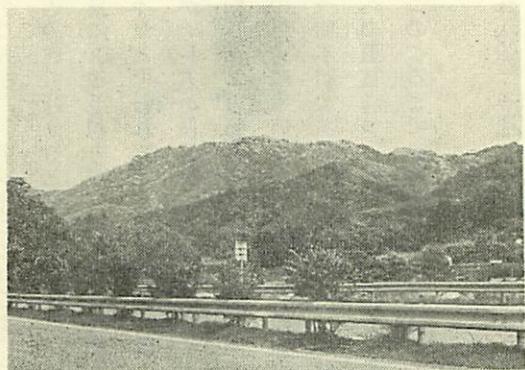


図188 岩屋城跡

桜井・武本らの国人衆がこれを攻撃し、年末に落城させ
た(『美作略史』)。

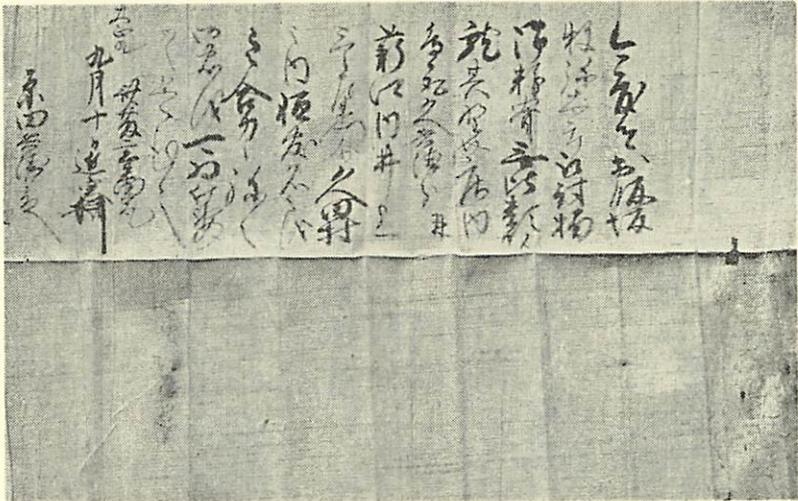


図189 天正9年 齋藤近実感状
(米井文書)

毛利方の攻勢は、美作西部から備前・備中の国境附近にも及んだ。天正九年、彼らは備前賀茂の伊賀家久を味方につけることに成功した。八月一九日、小早川隆景・穂田元清ら毛利方の有力部将は起請きしょうして、家久の本来の知行地である鹿田・栗原・関いづれ・一色(いづれ)も落合町を安堵し、新知行地として弓削ゆげを与えている(『萩藩閥閥録』)。この時、小吉野(勝北町)も予定されていたが、草薙重継の領地であったため替え地を与えられた。天正一一年八月一三日、家久は木山寺領並びに鹿田郷・惣社領の諸役を免じている(木山寺文書)。和平によって宇喜多秀家に接收されるまで、家久はこの地域の領主であったことが判明する。

羽柴と毛利

羽柴秀吉は、天正九年に入ると山陰に
転戦し、毛利方の吉川経家つねいえの守る因



図190 同 花押

幡の鳥
取城を
攻撃し
た。吉
川元春
は依然
として

伯耆の羽衣石城を攻略中であつたので、毛利輝元は、小早川隆景・福原貞俊を鳥取城の救援として派遣した(「萩

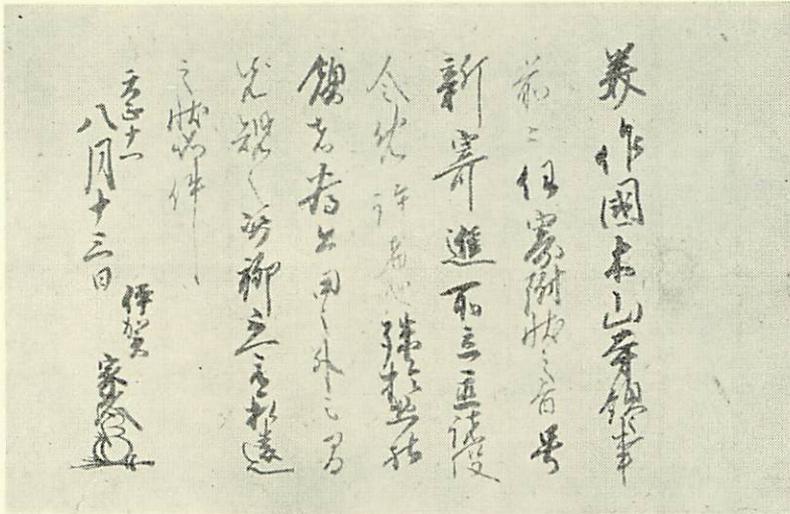


図191 天正11年 伊賀家久書状
(木山寺文書)

藩閥閥録)。しかし、一〇月に入って鳥取城は落ち、吉川経家は自刃した。その後、秀吉は、吉川元春と対戦している羽衣石の南条氏を援助するため、背後に当たる因幡の淀山城と美作の矢筈城に対して、牽制攻撃を掛けた。矢筈城では、草薙重継らの奮戦で羽柴方は撃退された(「美作略史」)。

天正一〇年、羽柴秀吉は、主力を山陰道から山陽道に移し、主君織田信長の命によって毛利氏との対決を試みようとした。三月、姫路を出発した秀吉は、四月の初め岡山に着陣した。こうした状況の中で、羽柴勢によしみを通じる美作の国人衆に高野村(津山市)の牧佐介がいた。同年三月、羽柴秀吉は、筑前守の名で牧佐介の支配する高野村に対して、次のような禁制を発している。

禁制

作州内高野村

牧 佐介

一、軍勢乱妨狼藉の事。

一、放火の事。

一、田島を劫取る事。付、地下人に対し謂れなき族、

申懸る事。

右の条々、堅停止せしめ認め。若し違犯の輩、これ

あらば、速に嚴科に処すべきもの也。よつて下知、件の如し。

天正拾年三月 日

筑前守(花押)

(牧家文書)

この禁制は、秀吉が自分の軍勢に対して出した軍律である。高野村での軍勢による乱妨狼藉、放火、田畠刈り取りなどの掠奪を禁じ、在地の人々に対して、その任でない者がやたらに諸役を課することを禁じたものである。

この禁制の発布については、秀吉の部将である黒田官兵衛孝高の牧佐介あての書状が存在し、その事情が判明する。三月一七日付の書状では、「西国表に羽柴勢が出張するについて、制札の事を(牧佐介が)仰せ越された。そこでこれを調べて進上することにした。備中・作州等

西行の機会が多くなるので、定めて、その表(高野村)にも(制札を)立てられるであろうから、その用意が肝要である。」と申し述べている。また、三月二四日付のものである。「度々仰せ越された制札が調った。しからば、来る(四月)二日に筑州(秀吉)は(姫路を)出城する予定である。自分は二六日に陣立するので、二七日に片上(備前市)まで取りに来るよう」と申し述べている

(牧家文書)。

戦闘のための

大部隊の進入

移動に際して、

地方の土豪と

しては、その

地域の安寧秩

序を守ることは最大の関心事であった。牧佐介も、その目的で秀吉の制札を要請したのである。秀吉もまた、これら土豪の要請を受け入れることによって、戦略上の協力を彼らに要求したのであろう。なお、同文の制札が、大庭郡(真庭郡)の「かし村さいしやう小屋(榎村宰相の陣)」にも出されている(『作陽誌』)。秀吉の毛利征伐の手が、いち早く美作路へも伸びて来ていた。

秀吉は、五月の初め、毛利方の清水長左衛門宗治の守る備中高松城を囲み、五月雨で水かさの増した足守川をせき止めて、水攻めにしようとした。毛利輝元の本陣は備中猪掛城に置かれ、吉川元春・小早川隆景も足守川西岸に陣を敷き、両勢は高松城をはさんで対峙した。六月ころから両者間に和議が提示された。たまたま六月二



図192 羽柴秀吉朱印

日、織田信長は、明智光秀の襲撃にあつて本能寺で自刃した。そこで、秀吉は、急ぎ毛利方と和議を結び、兵を転じて明智光秀に相対した。毛利氏との和議の条件は、毛利氏が備中高梁川以東の地を秀吉方（宇喜多方）に割譲すること、清水宗治が切腹すること、伯耆国の半分を割譲することの三件であつた。

境目争奪

天正一〇年六月の毛利、羽柴両氏の和議によつて、美作はことごとく宇喜多方へ割譲されることになつた。ところが、毛利方の美作

からの撤退は円滑には行われず、毛利、宇喜多両氏の対戦はかえつて激化する様相を呈した。国内では岩屋城の中村、矢筈城の草薙、枳形城の福田、高田城の楢崎など、それぞれの城を死守し、宇喜多秀家の勢に對して頑強に抵抗を試みた。また、毛利氏の本陣でも、小早川隆景・吉川元春の両人は、「境目の事……隆景、元春の上にては欲心御座候て」と、安国寺惠瓊に指摘されるように、確保した地域への執着は強かつたようである（毛利家文書）。

天正一一年から、約一年間にわたつて両者の攻防戦が続いた。

六月、宇喜多方の蘆田右馬允の守備する沖構城に對し毛利方は攻撃を掛けた。城は、一時は毛利方の手に落ちたが、宇喜多方の荒神山城在番の花房職秀によつて奪回された（『美作略史』）。

八月、草薙重継は、秀吉の部将の守る因州口と宇喜多方の守る佐良山方面に出陣した。佐良山には、河端弥五兵衛尉の守る石米山城と、入谷・広戸らの守る佐良山城とがあつた。八月一八日、石米山城山下と佐良山口で合戦があつた。草薙方は、河端居城の石米山城山下で、草薙又次郎・同左馬允・山口權丞・白岩宗次郎・米山内蔵助・寺坂桃千代らが出動し、備前衆に加わつていた日蓮宗徒一〇余人を始め、多くの首を挙げた。八月晦日、吉川元春は、草薙重継に感状を送り、次のように述べている。

（重継からの）書状を拜披した。去る一八日、石米山・佐良山両城で備前衆と對戦し、宗徒の十余人を討ち果たされた由、度々の御粉骨（命懸けの戦い）については、更に申す言葉もないほど感謝している。各人の首の注文（目録）を見て驚いている。宇喜多方との和睦が成立したならば貴殿の待遇については、安国寺惠瓊によく申し述べておくので安心されたい（『萩藩閥閥録』）。

また、小早川隆景は、草薙配下の一七名の将士に感状を与え、毛利輝元も重継に感状を与え、その軍功をたたえた。毛利方はこの戦いのために、福原元俊を高田城に派遣して衝に当たさせた（『萩藩閥閥録』）。（なお、石米山・佐良山両城の所在については、加茂町説と津山市説とがあり、まだ定説がない。）

この戦いが終わって間もなく、小早川隆景は、岩山（所在地不明）の守将湯浅将宗に書状を送り、美作衆がそれぞれの城を明け渡すことを承諾した旨を報告している（『萩藩閥閥録』）。しかし、事態は隆景が報じたように樂觀できるものではなかった。

安国寺恵瓊

天正一〇年六月に執り行われた和議の後も、毛利氏と宇喜多氏の間には戦闘状態が続いていることに対して、和議の条件を無視している毛利方の内部から危惧の聲が起こってきた。その状態

を最も心配したのは安国寺恵瓊であった。恵瓊は、安芸国安佐郡出身で、幼年で山城東福寺の僧となり、後、東福寺退耕庵主となり、安芸国安国寺を兼任した。天正の初年ごろから毛利氏の調停役を勤め、特に、秀吉が高松城を攻撃した時には、毛利氏の和議使となって両者の間

を調停した。こうしたことから、恵瓊は毛利陣営内の最高の消息通であった。

草薙重継による佐良山攻撃が一段落した直後の天正一年九月一六日、恵瓊は毛利家の重臣佐世元嘉に書を送った。恵瓊は、毛利方がまだ旧領地に執着をもって戦闘を続けていることについて、羽柴方の考えを伝え、再度戦争を誘発するであろう危険を伝えるため、輝元のもとへ来ていたのである。さて、元嘉への書状の内容に、

毛利方の相談は、五日や一〇日のうちには済みそうにない。羽柴方の意向はことごとく伝えてある。弓矢になつたならば十に七八は毛利方の負けになる。足下の用心が第一である。境目についての（毛利方の）要求は随分よくないことである。隆景・元春は、この上にも欲心があり、端の地域までも手放そうとは考えていない。とにかく結論を出して、血縁の重き者か、小早川元総か、奉行衆各一人ずつかのいづれかを、羽柴方に人質として出すことを決めるべきである。この事は、輝元の口から直接述べなければ決まらない。御家の事は、隆景、元春に任せ申すなどといって、この一大事をも、今日明日と碁・将棋の勝負ほどに思ってい

るのは、大いによくないことである。

とある。そして、このように述べるのは、決して羽柴勢をひいきにしているのではない、と言ひ、更に、「羽柴は二ツ取には（二つめには）弓矢したがり候、去り乍ら、和平、弓矢の徳（得）失は、和睦数寄（和睦のほうがすぐれている）にて候」と、毛利方が和睦条件を厳守することを強く主張したのである（毛利家文書）。

この時期、毛利方では、高田（美作）・虎倉（備前）・児島（備前）・松山（備中）の諸城を自分の方へ残すことについて、秀吉が快諾するかどうか論議の焦点になっていたようである。惠瓊と林就長は、連署してこの論議の非なることを重臣たちに論じている。すなわち、一二月一五日の書状には、「作州へは一兩日中に、蜂須賀正勝・黒

田孝高が城請け取りにやってくる予定である。

片時も急いで案内をすべきである。今まで何の届けもしない



図193 押花瓊惠

いので、差し急がなくては片崩しにされるであらう。高田城だけを残して早々渡されることが第一である。」と述べている。つづいて、「虎倉城の存続については、言を尽くして要請したが完全に無視された。岡山に近く宇喜多からの要求が強いので、これは無理である。児島・高田・松山の三城全部の存続を要請することは一層無理である。どれか一城に絞って行う方法があると思われる。」との意見を述べ、「上辺の弓矢（羽柴方の合戦）

も、二月は四国、雑賀（紀州）両口へ仕懸けらるべくと相聞え候。自然、また今の分（毛利方の要求）のねり、公事（話がこじれて）、弓矢の振り替へに御あひ候はぬやうにと存候。」と危惧し、「毛利方の」公私の御心中、見懸け申候に、去年以来数度の出入は御忘却候て、今に於ては、故なく境目御渡し候と思し召し、上下御臆気（不満）に候。」としている。以下、山名・赤松・大内らの滅亡から始めて高松城の落城に至るまで、多数の例を挙げてその非を忠告し、輝元の決断を促している（毛利家文書）。

しかし、毛利方の態度は決定せず、秀吉の要求も断固たるものであり、事態は切迫していた。惠瓊と就長は、三度めの書状を三日後の一二月一八日、佐世元嘉に差し

出し、輝元の説得を急いでいる。書状の内容は、

羽柴秀吉が領地の引き渡しを強く要求していること。秀吉の要求は当初、備後・備中・出雲・伯耆・美作五箇国全土を差し出すようにということであったが、妥協して備前・作州二箇国と備中の高梁川以西、それに伯耆のうち三郡と決定したこと。それに対して毛利家の意見としては、和議の条件は織田信長との締結であって、秀吉とは何の約定も取り交わしていない。そればかりか、毛利方では人質まで出しているではないか。(両者の要求を比較して見ると)秀吉方と毛利方との意見の相違は天地ほどの隔たりがある。

と述べ、「毛頭、上(秀吉)よりの事、新しく申すにてこれ無く候。高田も松山も児島も御約束の内にて候。此段を上さま(輝元)に能々御納得候て、所々への御触れ、御心持專一に存候。」と懇望している(毛利家文書)。

和平への道

事実、羽柴秀吉の方針は強固なものであった。一二月三日、秀吉は城請け取りを始めるに当って、使者の蜂須賀正勝、黒田孝高の両名に心得を書き送った。その中で、「高山などのやうなる肝要の城々より、渡次第に請け取る可き」よう申し述べ

ている(黒田文書)。「高山の城」とは草薙氏の矢筈城のことである。秀吉の誘いに応じなかった草薙氏の勢力を払拭することこそ重要であるという意味である。また、両名からの一二月二六日、二八日の書状に対して、秀吉は、天正一二年正月二日付の書状を与え、次のように指示している。(小早川家文書)。

一、虎倉、枅形両城を請け取るのは当然のことである。
 一、伊賀家久の城は、十分に吟味して請け取ること。
 一、草薙城(矢筈城)も同様のこと。
 一、城々、何かと理由を申し立てて渡さない時は、両人の兵で取り巻き、帰鹿垣を張り巡らし、干殺しにするよう命令する。

一、高田・松山・児島・八橋(因幡)の諸城について、毛利方から存続の要求があったが、けしからぬことである。重ね重ね決定した事項を成り行きにまかせて、安国寺惠瓊をして要求させているのである。それならば、最初に毛利方から申し出た条件に立ち返って、五箇国全部を此方へ接收してしまえばよい。種種申し出てくることはかえって好都合である。

秀吉は、明け渡さない城については、兵糧攻めで皆殺

しにしても接收するつもりであった。因幡の鳥取、播磨の三木、それに備中高松でも用いられた秀吉得意の戦術であり、当時、敵方に恐れられていたものである。

このような秀吉の決意を察してか、安国寺惠瓊は、一月一日、四度めの書状を毛利方の重臣に送った。それによれば、

備中の川東の諸城は引き渡しを終わった。錯乱の様子は少しも見られなかった。虎倉・岩屋、その他作州衆については、種々申し論しても少しも聞き分けがない。虎倉城については、秀吉方は必ず接收して作州へ回る予定でいる。作州の諸城については、高田一城を残して早々に引き渡すことが肝要である。城衆が油断しないよう、片時も早く命令を伝えるべきである。

高田・松山・児島、伯耆の奥郡、高梁川以東の事について、いま一度要請してみるつもりだが、兩人（蜂須賀・黒田）の底意は、拒否するつもりでいる様子なので、（引き渡しを）決心したほうがよい。

秀吉は正月二〇日には必ず下向する、と言っている。これは決してうそではない。

高田・岩屋・宮山・高仙の諸城に、自分（惠瓊）から

（城を明け渡すよう）申し遣わしたけれども成功しなかった。その方から命令されたい。遠国なので、夜を日に継いで命令を下さなかったならば、秀吉の下向に間に合わないかも知れない。下々（作州衆）が戦争状態になってもよいと思われるのなら、何も言うことはない。

と述べている。秀吉の人物については、「近年信長のもとにも、羽柴くんと申し候て、世しようぐり（政治上のこと）をも、又弓矢をも手に取候て、鏑をも突き、城をも責め候て存じられ候。……日本を手の内に回し候。今日までは名人にて候。……秀吉は弓矢と存ぜられ候はゞ、十日の内に出らるべく候。」と批評し、「左なく候共、来る廿日ごろには下らるべく候。早々分別行はれ候様に、境目御調へ簡（肝）要に存じ候。」と結んでいる（毛利家文書）。

毛利方による美作衆への城明け渡しの説得は、天正一年の暮れから本格的に行われた。これより先、安国寺惠瓊からも説得がなされたが成功しなかった。九月の石米山・佐良山合戦での勝利は、毛利方に属する美作衆の意気を強固なものにしていた。一二月、毛利輝元・吉川元春は、井上新兵衛尉、青木木工助の兩名を草薙重継の

宿所に派遣し、重継を始め重臣の黒岩土佐・山口太郎右衛門尉らに対して説得を行った。その内容は、毛利三家に対する草薙氏の忠節を謝し、退城後の処置についても優遇するというものであった。輝元は、書状の中で、「連連の御入魂じしんの首尾いさか、卿も忘却わすあるべからず候。御進退の儀、勿論見放し申す間敷候。其段御心安かるべく候。」と述べている(『萩藩閥閥録』)。また元春も、「俄にわかの儀と申し、御仰天の由尤に候。誠に数年の御忠儀の段、此方において卿も忘却せしめず」と述べている(『萩藩閥閥録』)。草薙重継は、その後間もなく、居城の矢筈(高山)城を始め因・作の端城領地すべてを羽柴方に渡し、退去した。一族・家臣の中には、毛利氏に従って西国に移住した者もあれば、現地で帰農した者もあった。「秀吉公、数年の御憤り深く、……會あひまて依よって御許容無く」(『萩藩閥閥録』)といわれたように、草薙氏の退城の模様は羽柴方にとって終始注目していたところであった。天正一二年の三月までには、矢筈城を始め美作の主要な城地の明け渡しはあらかた終わったようである。三月一日、秀吉は近江国坂本から羽柴長秀に書を送り、畿内・美濃・伊勢・紀伊等の形勢を報じた中で、「西国表の事、城々請け取り隙明

け候。」と述べている(『加能越古文叢こふんそう』)。また二一日、黒田孝高は、備中の禰屋ねや七郎兵衛尉に美作での任務が終わったことを伝えている(『古備温故』)。秀吉は、接收した城には人数、兵糧などを十分に備え、宇喜多秀家の家中の者を在番させるよう命じている(黒田文書)。

美作各地には、宇喜多氏に対してなお抵抗を試みる勢力が残っていた。これらの勢力に対して、宇喜多秀家による掃討戦が開始された。三月二日、花房職秀・戸川肥後守・河端右近・小瀬修理・斎藤五郎右衛門・江原親次らの宇喜多勢は、中村頼宗の守る岩屋城を攻撃した。しかし、立石右兵衛・西尾左兵衛らは鉄砲で反撃に出て、先鋒の江原親次に打撃を与えて、宇喜多勢を退けた。宇喜多方は五月一九日にも攻撃を行ったが、入江又太郎・司藤市右衛門・立石右兵衛尉らの活躍により、城は落ちなかった。一方、宇喜多方は、竹山城の新免弥太郎父子を攻撃した。新免父子は粟井三郎兵衛によって梶並かじなみで斬られた。粟井三郎兵衛はその功によって、秀家から粟井庄の知行を認められている(岸本文書)。宇喜多方の掃討戦に対して、毛利方の本陣がどのように対応したかは不明である。あくまで武力抵抗を取り続ける者に対する処

置について、宇喜多氏と毛利氏との間に、暗黙の了解が成立していたのではないであろうか。なお、岩屋城は、この後間もなく宇喜多方に接収されたと思われる。中村頼宗は西国へ帰ったと伝えられているが、その消息は全く不明である。

天正一二年九月九日、備前賀茂の城主伊賀家久も、毛利輝元の懇望により城を退き、西国へ移住した〔萩藩閩閩録〕。美作全土が宇喜多秀家の支配下に置かれたのは、この年の秋のことであったと思われる。

第二卷の参考文献

◎ 資料

- 大日本史料 第一編——第二編（既刊分） 東京大学史料編纂所編 東京大学出版会
- 大日本古文书（既刊分） 東京大学史料編纂所編 東京大学出版会
- 東福寺文书 石清水八幡宮書 東大寺文书 東寺文书 毛利家文书 吉川家文书 小早川家文书
- 平安遺文 全一三卷 竹内理三編 東京堂
- 鎌倉遺文（既刊分） 竹内理三編 東京堂
- 中世法制史料集第一卷鎌倉幕府法 佐藤進一他編 岩波書店
- 中世法制史料集第二卷室町幕府法 佐藤進一他編 岩波書店
- 鎌倉幕府裁許状集 上 瀨野精一郎編 吉川弘文館
- 熊野那智大社文书 一—三（既刊分） 史料纂集古文編 統群書類従刊行会
- 熊野速玉大社古文书古記録 滝川政次郎他編 清文堂
- 入来文书 朝河貫一編 日本学術振興会
- 高野山文书 第二卷 総本山金剛峯寺編 歴史図書社
- 萩藩閩閩録 全五卷 山口県文書館
- 鎌倉市史 資料編二 吉川弘文館
- 部落史に関する総合研究 第二部 部落問題研究所編 柳原書店
- 荘園志料 上・下 清水正建編 角川書店
- 中山神社資料 藤卷正之他編 清文堂
- 岡山県古文书集 一—三 藤井駿他編 山陽図書
- 吾妻鏡（国史大系） 吉川弘文館
- 太平記（日本古典文学大系） 岩波書店
- 増鏡（同） 右） 岩波書店
- 愚管抄（同） 右） 岩波書店
- 法然・一遍（日本思想大系） 岩波書店
- 本朝往生伝（同） 右） 岩波書店
- 寂室録 五山版 岡山県立博物館蔵
- 松嶺秀禪師行状（統群書類従）
- 円応禪師行状（同） 右）
- 寂室和尚行状（同） 右）
- 寂室遺芳 田山方南編 刊行会
- ◎ 報告書
- 岡山県の文化財 第一集（別冊岡山文庫） 日本文教出版
- 岡山県文化財目録 昭和四九年度版 岡山県教育委員会
- 岡山県埋蔵文化財発掘調査報告 3・6 岡山県教育委員会
- 史跡院庄館跡発掘調査報告 津山市教育委員会

第二卷の参考文献

- 岡山県史蹟名勝天然記念物調査報告 第十 岡山県
- 岡山県の古文書(特別展図録) 岡山県立博物館
- 岡山県の絵画(特別展図録) 岡山県立博物館

◎ 研究書

- 日本歴史 中世 一—四 岩波書店
- 吉備地方史の研究 藤井駿 宝蔵館
- 全般を通じて、この著に多くを得た。記して感謝する。
- 武家時代の政治と文化 水野恭一郎 創元社
- 山名・赤松両氏について、この著に多くを得た。記して感謝する。
- 日本古代国家と仏教 井上光貞 岩波書店
- 鎌倉幕府守護制度の研究 佐藤進一 東京大学出版会
- 室町幕府守護制度の研究 上 佐藤進一 東京大学出版会
- 日本中世国家史の研究 石井進 岩波書店
- 中世日本商業史の研究 豊田武 岩波書店
- 日本中世封建制論 黒田俊雄 東京大学出版会
- 法然上人伝の研究 田村円澄 宝蔵館
- 注然の伝記について、この著に多くを得た。記して感謝する。
- 皇室御経済史の研究 正・統 奥野高広 敵傍書房
- 荘園の研究 上・下 西岡虎之助 岩波書店

- 古文書入門 佐藤進一 東京大学出版会
- 日本の古文書 上・下 相田二郎 岩波書店
- 日本古文書学 上・中(既刊分) 中村直勝 角川書店

◎ 論 文

- 大橋俊雄『時宗の成立と展開』 石田善人 史学雑誌第八四編第一号
- 仁和寺文書拾遺 田中稔 史学雑誌第六八編第九号
- 美作の慶長検地 長光徳和 岡山県地方史研究
- ◎郷土誌関係編纂物
 - 美作古城史 一—四 寺坂五夫編
 - 美作宮座資料 寺坂五夫編
 - 富村郷土史 山崎節治編
 - 久米郡誌
 - 村誌美甘
 - 苫田郡誌
 - 新訂作陽誌 一—八
 - 作州記 (吉備群書集成 第二卷)
 - 美作略史 一—四 矢吹正則編
 - 美作古簡集註解 上・下 矢吹金一郎編
 - 院庄作楽香 矢吹正則編

あとがき

一、この編は、故寺坂五夫氏と三好が担当したが、編纂の途中で寺坂氏が逝去された。その後、氏の遺稿を参照しながら全体を三好が記述した。完成に当たって氏の御冥福をお祈りする。

また、表記などについてお世話をお願いしていた大林芳茂氏が、途中で急逝された。氏の御生前の労を謝し、御冥福をお祈りする。大林氏の後を引き継いで、森寺勝秀氏にお世話を願った。記して感謝する。

一、第一章第二節のうち大原保・保務職争論及び第五章第一節のうち苦難の大原保・雑掌愁訴・大原貞光・代官請は、田中修実氏に原稿を依頼した。その後、氏の原稿に三好が若干の修正を加えた。なお、「教育時報」一九七六・一〇二号（岡山県教育委員会）を参照されたい。

一、引用資料の原文はほとんどが漢文である。若干の読み下し文のほかは現代風に意識した。用字について

は、高等学校用の日本史の教科書に準じて、当時のものを若干使用した（押領・惣領・兵粮など）。

一、引用資料については、適宜（ ）で示した。

卷末の参考文献に記されていない資料は、大日本史料等の編纂物によるものである。

当用漢字以外は、正字体を使用することを原則としたが、若干のものに付いては、やむなく現行の活字体を使用したものもある。

一、資料を使用するに当たって、岡山県総合文化センター・岡山県立博物館等のお世話になった。また、写真・山崎治雄氏を始め、多くの方々のお好意で提供していただいた。記して感謝する。

（第二巻執筆担当者 三好基之）

時	期	主 要 事 項
1584	12	報告する
		12月 羽柴秀吉, 蜂須賀正勝・黒田孝高に, 毛利方の城請け取りについて心得を示す
		安国寺恵瓊ら, 毛利方が和議の条件によって撤兵するよう, 輝元の決断を促す
		毛利輝元, 草苅景継に退城を命ずる, 景継, 退城する
		1月 羽柴秀吉, 蜂須賀正勝・黒田孝高に美作等の諸城の接收を強く命ずる
		安国寺恵瓊, 諸城の引き渡しについて, 輝元の決断を望む
		3月 羽柴秀吉, 蜂須賀正勝・黒田孝高に接收後の城の守備について指示する
		羽柴秀吉, 羽柴長秀に西国の状況を報告する
		黒田孝高, 禰屋七郎兵衛尉に, 美作での仕事完了を報告する
		岩屋城主中村頼宗, 宇喜多方と合戦
1592	文祿元	5月 宇喜多秀家, 粟井三郎兵衛に新免弥太郎父子を斬らせる
		岩屋城主中村頼宗, 宇喜多方と合戦
		9月 伊賀家久, 備前賀茂城を退く
9月 市虎熊丸・市五郎兵衛尉, 天津神社に獅子頭・鼻高面を寄進する		

第二卷年表

時	期	主	要	事	項
1581	9	6月	宇喜多直家、	沖構城を攻める	
		7月	このころ、	岩屋城・宮山城・篠葺城、	毛利方の手に落ちる
		8月	備前衆、	戸川・炭田に在陣する（「戸川」の初出史料）	
			灘で合戦、	起こる	
		9月	宇喜多直家、	祝山在番の湯原春綱を味方に誘う、	春綱、拒否する
			仙々城楡原景儀、	宇喜多方へ内通する	
		10月	祝山の守備、	危うくなる	
			毛利輝元・小早川隆景、	高田へ陣替えする	
		12月	祝山城の守備保たれ、	宇喜多勢、	撤兵する
		1月	福田盛雅、	小田草城在番を命ぜられる	
1582	10	5月	毛利方、	岩屋城を攻める	
		6月	中村頼宗、	岩屋城を夜襲し、	落とす
		8月	毛利方、	伊賀家久に鹿田・栗原を安堵する	
		9月	飯山城の合戦、	始まる	宇喜多直家、
			齋藤近実・原田兵衛尉	に野介庄・薪郷・久田村等の内に領地を与える	
		10月	羽柴秀吉、	鳥取城の吉川経家を殺す	
			中村頼宗、	月沢城を攻める	
		3月	羽柴秀吉、	牧佐介の領地高野村に禁制を出す	
		5月	羽柴秀吉、	備中高松城を攻める	
		6月	本能寺の変、	織田信長父子、	自殺する
1583	11		毛利輝元、	羽柴秀吉と和議、	美作、
			宇喜多方に属することに協		
			定成立する		
			毛利氏、	西屋城を攻める	
		6月	毛利氏、	沖構城を攻め落とす、	花房職秀、
8月	草苅景純、	佐良山・石米山両城の	宇喜多方を攻める		
	伊賀家久、	木山寺領の諸役を免除する			
9月	小早川隆景、	湯浅将宗に美作衆の	退去承諾を報告する		
10月	小早川隆景、	蜂須賀正勝ら	境樞決定に来ることを、	冷泉元満に	

時	期	主	要	事	項
1578	6	3月	羽柴秀吉	中島吉右衛門尉らに高野郷等の代官職を与える	
		6月	毛利勢	播磨上月城を攻め、尼子氏を滅ぼす	
		8月	花房職秀	牧佐介を介して福田勝昌を味方に誘う	
				日蓮宗徒、誕生寺を焼き討ちにする	
1579	7		宇喜田秀家	毛利氏と対立する	
		2月	毛利方	大寺畑城を攻撃する	
		3月	織田信長・羽柴秀吉	草苺重継に神文を送り、味方に誘う	
			重継	使者を斬り、拒絶する	
			吉川元春	宮山城を攻める	
			宇喜多直家	大小寺畑城・篠葺城を奪回する、ついで枅形城・	
			神楽尾城	を攻める、神楽尾城、落ちる	
			宇喜多直家	鷲山城・鷹巣城・三星城を攻める	
		4月	宇喜多直家	矢筈城を攻める	
		5月	宇喜多直家	三星城を攻め、後藤勝基を滅ぼす	
6月	吉川元春	草苺重継らに誓紙を送り、結束を促す			
10月	小早川隆景	草苺重継らに誓紙を送り、結束を促す			
		宇喜多直家	織田信長に下る		
1580	8	1月	吉川元春	備前賀茂小倉城を攻める	
		2月	吉川元春ら	小寺畑城を落とす	
		3月	吉川元春ら	大寺畑城を落とす	
				岩尾山城の戦い、本格化する	
			宇喜多直家	矢筈城を攻める	
			草苺重継	毛利方へ秀吉軍兵の頸注文を提出する	
		4月	毛利輝元	備前賀茂に出張する	
			宇喜多直家	埴和から福渡へ陣替えする	
5月	宇喜多直家	東部藏(倉)敷へ出兵する			
6月	宇喜多方	灘で合戦			
		織田信長	祝山在番衆を味方に誘うも拒否される		

第二卷年表

時 期	主 要 事 項			
1570	元龜元	9月 興幸, 原又太郎の多里合戦の功を賞する 12月 浦上宗景, 中山神領内の諸役を免除する 4月 興幸, 原又太郎の久代衆との合戦の功を賞する 10月 幕府, 草苅景継に浦上宗景を攻めさせる 三浦氏, 山中幸盛らの援兵によって, 高田城を奪回する このころ, 宇喜多氏の将花房職秀, 荒神山城主となる		
	1571	2	5月 尼子勝久, 原又太郎の九塚合戦の功を賞する 9月 蘆田正家, 宮川彦九郎に上河内の領地を与える 11月 後藤勝基, 江見家を再興し, 江見秀道に出仕を命ずる 12月 浦上宗景, 高田の三浦貞広に段銭を催促する 花房職秀, 篠山城を落とし, 院庄に入る	
		1572	3	3月 毛利輝元, 山田方宗に美作の内300貫の地を与える 毛利輝元, 三星城に足立十郎右衛門尉を派遣する 後藤勝基, 江見秀清に倉敷城在番を命ずる 4月 後藤勝基, 安東佐丞に大吉庄内円尾分を与える 7月 毛利輝元, 武田高信に美作の浦上勢を攻めさせる 9月 毛利輝元, 三星城の後藤勝基に銀子を贈る 10月 毛利輝元, 幕府の命により浦上宗景・宇喜多直家と和する, 三星城, 宇喜多方の勢力下に入る
			1574	天正 2
1575				3
	1576		4	3月 高田の三浦氏, 滅ぶ
1577	5		2月 備前の浦上氏, 滅ぶ 10月 羽柴秀吉, 中国征伐のため京都を出発する	

時	期	主	要	事	項
1543	12	山名氏兼, 原田忠長を稲荷山城に攻め殺す			
1544	13	11月	尼子勝久, 浦上方の岩屋城・小田草城・高田城・岩尾山城・井の内城を攻める		
1548	17	尼子晴久の臣宇山久信, 高田城を落とす			
1552	21	尼子晴久, 美作等7箇国の守護になる			
1553	22	3月	浦上宗景, 尼子方に属する高田城を攻撃する		
1554	23	このころ, 苫田郷人民, 尼子方に対して中山神社により土一揆を起こす 尼子晴久, 中山神社を焼く			
1558	永祿元	このころ, 大隅宮で土一揆, 起こる			
1559	2	4月	尼子晴久, 中山神社を復興する		
		11月	尼子晴久, 中山神社の祭礼を近年のように行うことを命ずる 高田城の遺臣, 城を奪回する		
1562	5	7月	毛利元就, 出雲に入り尼子方の諸城を下す 後藤勝基, 浦上宗景に属し, 尼子方の倉敷城を攻撃する		
1563	6	閏12月	豊岡宗長, 香々美公保田からの役銭料を中山神社に寄進する		
1565	8	尼子義久, 齋藤近実に援兵を乞う, 近実, 使者を殺す			
		5月	毛利方の三村家親, 浦上方の三星城主後藤勝基を攻撃する		
		11月	三村家親, 高田城三浦貞勝を攻撃し, 城を落とす		
1566	9	2月	三村家親, 初村興善寺で宇喜多方により暗殺される		
		11月	浦上宗景, 牧佐介に高野郷代官職を与える 出雲富田城落ち, 尼子氏, 滅ぶ		
1567	10	宇喜多直家, 明禅寺合戦で川村・石川・荘などの備中勢を破る			
1568	11	宇喜多直家, 金川の松田氏を滅ぼす			
1569	12	4月	毛利元就, 一宮・二宮・惣社などの修造・祭礼を申し付ける 吉川元春ら, 中山神社に大刀・馬を献ずる		
		7月	高田三浦の臣, 高田城を攻める, 奪回できない 興幸, 原又太郎の神戸山合戦の功を賞する		
		8月	尼子方の立原久綱, 原又太郎に因幡出兵を要請する		

第二卷年表

時	期	主	要	事	項
					三條西実隆，鷹司政平から美作紙を贈られる
1513	10	7月	大河原真久，賀茂社領倭文庄の年貢を請け負う		
1514	11	12月	美作等に，国役采女養料を貢納させる		
1515	12	12月	幕府，真如堂領藤田村地頭職・富田庄等を安堵する		
1516	13	10月	幕府，久世保を一色政具に返す		
			美作等に，国役采女養料を貢納させる		
1518	15	7月	守護代浦上村宗，赤松義村に背く		
1519	16	6月	浦上兼泰，宝鏡寺領小吉野庄の年貢を請け負う		
		7月	聖麟，理濟寺に入る		
			高田佐高，名田を子三郎に譲る		
1520	17	3月	赤松義村，浦上村宗を粟井城・岩屋城に攻める		
		7月	浦上村宗の被官宇喜多能家，飯岡吉井河原で赤松勢を破る		
			浦上村宗，岩屋城を守り，赤松方の小寺則職を滅ぼす		
		8月	賀茂別雷領倭文庄の年貢について，在地の置文を作る		
1521	大永元	9月	浦上村宗，赤松義村を播磨室津で殺す		
		10月	幕府，一色鶴寿丸に久世保を安堵する		
			宇喜田能家，某に寺元名を安堵する		
		12月	浦上村宗，播・備・作三国における，備前新田庄の商売馬の忠節を賞し，諸公事を免除する		
1532	天文元		尼子経久，岩尾山（祝山）城を攻める		
1533	2	3月	尼子経久の臣三好安芸守，細尾城を攻める		
			草苅衡継，矢筈（高山）城を築く		
		11月	尼子詮久，真島注連大夫の給地を認める		
1538	7	5月	原田忠長，尼子方に属し，山名氏兼の神楽尾山城を落とす		
1539	8	2月	尼子晴久，木山寺領の所役を免除し，木山感神院領の武士の濫妨を禁止する		
1541	10		浦上政宗，綾部庄国衙分・小吉野庄和泉分・英田保国長名を江見某に安堵する		

時	期	主	要	事	項
1487	長享元	11月	山名政豊	院庄から大内政弘に援軍を求める	
		4月	方和筑前守	後藤親綱の本領真島庄を押領する	
		7月	赤松政則	美作に入り、院庄を奪回する	
			浦上政宗	美作に入る	
1488	2	9月	足利義尚	六角高頼討伐のため近江に出陣する、安東・佐野・有元らの国人従う	
			江見伊豆守	江見庄の公用年貢を怠納する	
		1月	後藤親綱	真島庄を押領した方と筑前守を幕府に訴える	
		2月	御料所江見庄	東山山荘の所領となる	
		7月	赤松政則	播磨・備前・美作を回復する	
			吉野保の代官職	を巡って争論起こり、相国寺の集相、請け負う	
			蔭涼軒	石清水八幡宮領梶並庄の代官職を請け負う	
		8月	原田彦四郎	南禅寺領弓削庄代官職を請け負う	
			真如院領豊田西庄代官職	について争論、起こる	
			後藤親綱の所領真島庄	、不知行となる	
			將軍	塩湯郷を山城常光寺に寄進する	
		9月	守護赤松政則	湯治のため塩湯郷に下る	
11月	美作国等に	、采女養料を貢納させる			
12月	幕府	、北野社領吉野保を安堵する			
	相国寺集丹首座美作	に入り、赤松政則らに贈物をする			
1490	延徳2	5月	割符	、美作から京都へ送られる	
1492	明応元	8月	河内源左衛門尉	、若代王子権現に獅子頭を寄進する	
1498	7		後藤勝国	、美和山城の立石景泰を攻撃する、勝国、敗退する	
1502	文龜2	3月	後藤勝国の子勝政	、立石久朝を攻撃する、久朝、敗死する	
1508	永正5	8月	弓削庄代官白国宗貞	、没する	
1509	6	將軍	、小吉野庄を山城宝鏡寺に安堵する、浦上景泰、代官職を請け負う		
1510	7	5月	石清水八幡宮領梶並庄	、安芸守某に安堵される	
1511	8	6月	幕府	、石清水八幡宮社務善法寺興清に、梶並庄を安堵する	

第二卷年表

時	期	主	要	事	項
					する
		11月	赤松政則	美作等の旧領を回復する	
		12月	大乘院尋尊	美作等年貢を進上しない国々を指摘する	
				このころ、二宮又次郎、遍照心院領田邑庄公文職吉峰名を押領する	
1468	2	2月	備中新見庄庄官金子衡氏	山名方が、美作から庄内に乱入の気配であることを東寺に注進する	
		12月	院宣により	徳大寺家領粟井庄における、広岡民部少輔の押領を停止させる	
1469	文明元	9月	備中新見庄に土一揆	起こる	
1470	2	1月	赤松政則	山名方を鴛淵山に攻める	
		3月	赤松政則	美作紙を二条政嗣に贈る、政嗣、朝廷に献上する	
		12月	將軍領国美作国等	下知に応じない	
1478	10	8月	仁和寺領目録	作られる、布施庄が見える	
1479	11	11月	因幡守護山名豊時	大内政弘とともに美作入りを策する	
1480	12	4月	賀茂別雷社	装束新調を倭文庄等に課する	
		6月	山名方	小房城を落とす	
		9月	山名方	粟井館を落とす 大乘院尋尊、美作の所務不能を記す	
1481	13	1月	聖護院道興	勝田庄代官職に若王寺住持を補任する	
		7月	沼元兼家ら	豊楽寺如法経田を寄進する	
		8月	山名元之	伯耆での反乱に失敗し、久田庄に退く	
		12月	足利義政	一色政具に久世保を与える	
1483	15	8月	祐定	神目村末吉名8反を豊楽寺に寄進する	
		9月	赤松政則の分国備前福岡	で、合戦起こる	
		12月	赤松政則	山名政豊と戦い敗れる、備前・美作、政豊に応ずる	
1484	16	2月	浦上則宗	播磨守護赤松政則を追放しようとする	
			山名方	勢力を挽回する	
		6月	藤谷佐頼ら	神目村末石名8反を豊楽寺に寄進する	
1485	17	9月	有元民部丞	御料所小吉野庄の年貢を押領する	

時	期	主	要	事	項
1422	29	8月	左衛門尉某ら、立野村福富名内5反を豊楽寺に寄進する		
1425	32	10月	このころ、金剛三昧院領大原保、幕府御料所となる		
1428	正長元	9月	近江・山城等に土一揆起こる		
1429	永享元	1月	播磨に土一揆起こる		
1433	5	10月	守護方、金剛三昧院領大原保を押領する		
1438	10	8月	後藤良定、塩湯郷地頭職掟並びに置文を作る		
1441	嘉吉元	5月	將軍、金剛三昧院大原保を寺家に沙汰付することを命ずる		
		6月	赤松満祐、將軍足利義教を殺し、播磨に退く 大原保内助包半名、源監寺にあてられる		
		7月	幕府、山名持豊らに赤松満祐の追討を命ずる 北美和庄の国人、赤松氏から離反する		
		8月	万里小路大納言家領美作国衙・北美和庄等、直務となる 山名教清、美作の赤松方すべて退散した由を報告する		
		9月	京都東福寺、勝賀茂郷の直務を望む 山名教清、岩屋城を、山名忠政、鶴山城を築く 湯原喜信、赤松方追討の軍功により、美作の所領を安堵される		
		12月	幕府、山名教清に長岡庄の遵行を命ずる		
		1442	2	12月	幕府、山名教清に長岡庄の遵行を命ずる
1443	3	このころ、山名忠政、勇山寺領を安堵する			
1445	文安2		那智山領勝田庄納帳、作られる		
1446	3		志呂宮段米納帳、作られる		
1460	寛正元	6月	美作・伯耆、飢饉のため人民相食む状況になる		
		閏9月	相国寺領富庄で武士の押妨あり、守護山名氏、遵行を命ずる		
1462	3	このころ、稲岡北庄、熊野本宮三昧衆領となる			
1467	応仁元	2月	恩賞奉行清秀数、美作に在国する		
		5月	応仁の乱、起こる 細川勝元方の赤松政秀、美作へ討ち入る		
		5月	美作守護山名成清らの京都の屋形焼失する		
		6月	赤松政則の部下宇野上野入道・太田三郎ら、美作に討ち入る		
		10月	赤松の部下中村五郎左衛門尉ら、美作に討ち入り、院庄を制圧		

第二卷年表

時	期	主	要	事	項
1398	5	11月	赤松義則	山名満幸追討のため、京都から美作へ進発する	
		2月	前天龍寺住持円照大昭（美作出身）、没する	將軍足利義満、賀茂別雷社への源頼朝の下文に証判を加え、同社領倭文庄等での武士の狼藉を停止する	
1399	6	5月	小早川仲義	打穴庄等の所領を子弘景に譲る	
		9月	政所景員、初村行時名内1反を豊楽寺へ寄進する	青蓮寺綱庵性宗、瑞景寺を建立する	
1400	7	2月	小早川仲義	重ねて打穴庄等の所領を子弘景に譲る	
		4月	幕府、布施社での相国寺庄主の濫妨を停止する		
1401	8	7月	幕府	草薙満経の軍忠を賞する	
1402	9	2月	木山寺大般若經	書写される	
		6月	このころ	久世保は大炊寮領	
1404	11	11月	豊楽寺	の寺規を定める	
			関郷清水寺	の鑿口、寄進される	
1405	12	6月	能登総持寺住持実峰（上河内出身）、没する		
1406	13	11月	渋谷重頼	河会郷等所領を重長に譲る	
1407	14	3月	島田益直	長講堂領目録を注進する、真島庄・一宮・餐庭庄等見える	
		11月	美作の者、山科教言	に榎を土産に送る	湯原信隆、久米郡地頭職を与えられる
1408	15	1月	山科教言	に、富から漆が届けられる	
1409	16	9月	足利義持	良宗に稲岡南庄熊野本宮御師職名を安堵する	
1411	18	4月	赤松義則	南三郷の惣社に田畠を寄進する	
		6月	なりよし入道	幕府御料所小吉野庄代官職を請け負う	
1412	19	8月	引拱寺権律師朝榮ら	京都北野社一切経供養に参加する	
		11月	東大野庄靈山寺鑿口	奉納される	
1413	20	6月	長沼義秀	円宗寺村地頭職等を孫憲秀に譲る	
1419	26	12月	則俊	河口村弘末名内1反を豊楽寺に寄進する	

時 期	主 要 事 項
1364	9月 山名時氏、幕府に帰順する
	8月 山名師義、豊楽寺に寺領を寄進する 赤松則祐、備前守護となる
1365	閏9月 北朝、布施庄沙汰人の年貢抑留を停止する
1367	9月 寂室元光、没する
1368	3月 山名時氏、美作から但馬に向かう 斎藤二郎、小田草大明神に鐘を寄進する
	8月 渋谷重成、河会庄等を松丞丸に譲る
1370	12月 摩賀多神社文殊大明神像、造立される、願主漆時重の名が見える
1371	10月 渋谷重門、河会庄等を虎五郎丸に譲る
1374	4月 小島法師(太平記の作者と伝えられている)、没する
1375	3月 長岡住百済源次、中谷神社蔵の鐃口を作る
	幕府、湯原元信に苫田・久米両郡の地頭職を与える
1377	8月 後藤康季、塩湯郷所職を秀治に譲る
	11月 隠岐守某、注連大夫の社役を認める 長岡住百済源次、多聞寺の鐘を鋳る 「寂室録」、刊行される
1388	5月 東福寺領勝賀茂郷等の伊勢大神宮役夫工米、免除される
1391	12月 山名氏清・満幸背く
1392	1月 赤松義則、美作守護となる
	3月 豊楽寺領田畠員数の注進、行われる
1393	10月 南北朝合体
	12月 將軍足利義満、摂津能秀に布施庄・埴和東郷を与える
	1月 祇園感神院、御封米の返抄を出す
1394	2月 管領細川頼元、赤松義則に布施庄・埴和東郷の遵行を命ずる
	7月 赤松義則、播磨国伊和神社に粟井庄内新免村を寄進する
	9月 赤松義則、播磨国伊和神社に粟井庄内新免村地頭・公文職を安堵する

第二卷年表

時	期	主	要	事	項
1353	8) 2)	3月	左衛門尉正道，河口村菊元名田畠1反を豊楽寺へ寄進する		
		7月	高師秀，美作に在国する		
		8月	足利義詮，佐々木秀綱に勝田庄地頭職を安堵する		
		12月	足利義詮，寂室元光を豊後国万寿寺住持に命ずる		
		冬	山名師義，美作に入る		
		3月	このころ，美作一円直冬党となる		
		5月	山名師義ら南朝方の兵，美作に充滿する		
		6月	足利義詮，近江園城寺に青柳庄地頭職を寄進する		
		8月	足利義詮，渋谷小四郎入道に命じて美作国凶徒を退治させる		
		10月	三宅久盛，光明寺領豊田東庄の所務を押領する		
1354	9) 3)	12月	赤松貞範，直冬党のよる英多城を落とす		
		4月	幕府，佐々木高氏に青柳庄等を与える		
1357	12) 2)	11月	南朝，水無瀬宮に北高田庄地頭職を寄進する		
		5月	広戸・高山らの国人，勝賀茂郷の所務を押妨する，幕府，遵行を命じ，寺家に所務を交付する		
1360	15) 5)	8月	美作守護赤松貞範，山名時氏を攻撃し，篠葦・高田・院庄・神楽尾の諸城を落とす		
		9月	幕府，広戸・高山等国人に重ねて勝賀茂郷の押妨を停止する		
1361	16) 康安元)	1月	寂室元光，近江永源寺に入る		
		6月	祇園社感神院，御封米の返抄を出す		
		7月	山名時氏，美作を奪回する		
1362	17) 貞治元)	2月	後光厳天皇，寂室元光を京都天龍寺の住持に任命する，元光，固辞する		
		6月	山名時氏，院庄から備前・備中へ進出する		
			木山寺の鬼面，作られる		
1363	18) 2)	1月	足利義詮，寂室元光を鎌倉建長寺の住持に任命する，元光，固辞する		
		6月	小早川重景，打穴庄等の所領を重宗に譲る		

時	期	主	要	事	項	
1345	貞和 ⁶ 元	4月	安東千代一丸, 尊勝寺法華堂領英多保河北の年貢を抑留する 足利直義, 康永元年分年貢を弁済することを命ずる このころ, 佐々木秀貞, 美作守護職となる 光厳上皇, 安国寺利生塔の通号を定める	12月	足利直義, 尊勝寺法華堂領英多保地頭安東千代一丸に, 康永2 年以來の年貢の弁済を命ずる	
1346	正平 ^元 2	5月	幕府, 賀茂社領青柳柚での武士の材木伐採を停止する	11月	渋谷重基, 河会郷下森上山村等の所領を譲る	
1347	² / ₃	7月	東福寺諸庄園目録, 作られる, 勝賀茂郷が見える	8月	下生, 小吉野庄真壁村領家得分を鎌倉正統院に寄進する 性円僧都, 山西寺を再興する	
1348	³ / ₄	1月	菅家党, 河内国四条畷の戦いに, 武家方に参加する	9月	寂室元光, 英多郡田原村に遊び作詩する 美作の曲, 持明院殿の春宮御遊に奏せられる	
1349	⁴ / ₅	光厳上皇, 臨川寺領讚甘北庄の諸役を停止する	4月	青柳柚の材木を賀茂社に貢進する	閏6月	足利尊氏・高師直, 足利直義・直冬と不和 渋谷重勝, 河会郷等所領を渋谷重門・重継に譲る
1350	観応 ⁵ 元	足利尊氏, 直冬追討の兵を出す	7月	足利義詮, 寂室元光を相模国長勝寺住持に任命する 元光, 固辞する	10月	本山寺本堂, 改補される
1351	⁶ / ₂	山名義理, 後藤義孝を塩湯郷地頭職等に推挙する	2月	美作一揆, 高師泰を杉坂に襲い, 敗北させる	7月	足利直冬, 渋谷重勝に河会郷地頭職を安堵する
1352	文和 ⁷ 元	12月	祇園感神院, 御封米の返抄を出す	2月	祇園社安居会料領布施庄の所務, 遅滞する 後村上天皇, 香々美本庄地頭職を勧修寺に安堵する	

第二卷年表

時	期	主	要	事	項
1336	延元(元) 3)	1月	出雲の武士三崎政高、佐々木秀貞とともに美作国を出発し、足利尊氏の軍に入る	に寄進する	
			足利尊氏、京都で新田義貞に敗れ、九州に下る		
		3月	足利尊氏、勸修寺領香々美本庄での武士の濫妨を禁止する		
		4月	児島高德、備前熊山で挙兵		
			野介次郎、足利尊氏に従う		
			足利尊氏、三浦高継に美作国の凶徒退治を命ずる		
		5月	和田範長、播磨国印南郡で没する 足利尊氏、楠木正成・新田義貞を湊川で破る、後、京都を回復する		
		6月	大庭左近允、京都で足利尊氏の兵に捕えられる		
		9月	光厳上皇、勸修寺領西香々美庄を安堵する		
		11月	足利尊氏、幕府を開き、「建武式目」を定める		
		12月	後醍醐天皇、吉野に入る(南北朝の始まり)		
			赤松則村、播磨守護職を与えられる		
1337	2) 4)		山名時氏、伯耆守護職を与えられる		
1338	暦応(元) 3)	1月	足利尊氏、小早川景宗に打穴庄等の地頭職を与える		
		2月	小早川景宗、打穴庄等の所領を孫の万福丸に譲る		
		7月	児島高德、新田義貞に従い延暦寺への牒状を記すと伝えられている		
1340	興国(元) 3)	6月	光厳上皇、尊悟親王に堺和東西庄等を安堵する		
		7月	美作の曲、持明院七夕詩連句会御遊に奏せられる		
		10月	南朝、相見宗国に青倉庄地頭職を与える		
1341	2) 4)	9月	足利直義、大原保を金剛三昧院に安堵する		
1342	康永(元) 3)	12月	足利尊氏、湯原頼綱に勝田郡・大野郡の地頭職を与える		
1343	4) 2)		児島高德、備前児島に隠れる		
1344	5) 3)	2月	美作の曲、北朝の御遊始めに奏せられる		
		10月	足利直義、中島幸家に高野郷地頭職を安堵する		

時	期	主	要	事	項
1317	文保元	4月	文保の御和談		
1320	元応2	2月	足利尊氏、熊野本宮高坊浄憲に稲岡南庄御師職名を安堵する		
			寂室元光、元に入る		
1322	元亨2	3月	林野保地頭江見信茂、出家する		
1324	正中元	9月	正中の変、起こる		
1325	2	3月	幕府、渋谷重氏に備前豊原庄の悪党の鎮圧を命ずる		
1326	嘉暦元		寂室元光、帰朝する		
1330	元徳2	4月	中島隆家、惣領幸景に高野郷地頭職を譲る		
1331	元弘元 元徳3	1月	今木・大富氏、備前東大寺領で濫妨する		
		5月	元弘の変、起こる		
1332	正慶2 元	3月	後醍醐天皇、隠岐に配流される 児島高德、院庄に潜行する		
		11月	護良親王、吉野で挙兵 楠木正成、河内で挙兵		
1333	3 2	1月	赤松則村、播磨で挙兵		
		閏2月	後醍醐天皇、隠岐脱出		
		4月	足利尊氏挙兵 猪熊合戦、起こる		
		5月	六波羅探題滅亡 新田義貞挙兵 鎌倉幕府滅亡		
		6月	後醍醐天皇、京都に帰る		
		7月	後醍醐天皇、勧修寺領香々美本庄での武士の濫妨を停止する		
		9月	御家人角田正秀、足利尊氏の軍に参加する		
		11月	後醍醐天皇、渋谷氏の所領を安堵する		
1334	建武元	2月	後醍醐天皇、香々美本庄の地頭職を勧修寺に安堵する		
		6月	雑訴決断所、渋谷重氏の子寅三に河会庄等の所領を安堵する		
		10月	後醍醐天皇、大原保を金剛三昧院に安堵する		
		10月	雑訴決断所、渋谷寅三に平野村内色田1町を安堵する		
		12月	渋谷鬼益丸、渋谷寅三と河会庄等を争う、後、和与		
1335	2	5月	美作国衙、渋谷寅三の所領林野保内平野村での濫妨を禁ずる		
		7月	北条時行、鎌倉で挙兵 足利直義、護良親王を殺害する		
		12月	後醍醐天皇、足利尊氏の田邑庄地頭職を没収し、熊野速玉大社		

第二卷年表

時	期	主	要	事	項
1271	8	一遍	諸国遍歴を始める		
1272	9	11月	幕府、美作国等の大田文の作成を命ずる		
1274	11	10月	蒙古軍、日本を侵す		
1277	建治3	4月	渋谷定仏、重員・頼重を勸当する		
1278	弘安元	5月	渋谷重通、重員・頼重を関東に訴える		
		冬	一遍、備前福岡市に至る		
1279	2	6月	無学祖元、来朝する		
		12月	美作国等に、異国降伏祈禱の命令出される		
1281	4	6月	元軍、日本を侵す		
1285	8	冬	一遍、伯耆国から美作に至る		
1286	9	春	一遍、美作一宮に参詣する		
1287	10	夏	一遍、備中軽部宿に至る		
1288	正応元	8月	一遍、没する		
1290	3	5月	寂室元光、高田庄で誕生		
		12月	渋谷辰童丸と彌陀童丸、河会郷内下村半分を争う、翌年、和与		
1292	5	10月	美作国等に、異国降伏祈禱の命令出される		
			久世頼連ら、大炊寮雑掌と某庄の下司・公文職を争う		
1296	永仁4	12月	將軍、東福寺に勝賀茂郷を寄進する		
1297	5	3月	一山一寧、来朝する		
1299	正安元		「一遍聖絵」、完成する		
1301	3	4月	坊城俊平、一宮を春日社因明料に寄進、このころ、一宮の年貢 錢納される		
1302	乾元元	3月	志呂神社頭文、作られる		
			寂室元光、出家する		
1303	嘉元元	1月	賀茂社造営に登美柚から材木を貢納する		
1305	3	11月	備中躰帯寺石塔婆、造立される、願主漆間真時の名が見える		
1314	正和3	6月	吉田定房、所領美作国国分尼寺について、不明のことを述べる		
		7月	足利尊氏、熊野本宮高坊浄憲に福岡南庄田在家職を安堵する		

時	期	主	要	事	項
1231	3	5月	美作国	秀仁親王の百箇日に折櫓を整える	
		7月	藤原長政	勝間田湯に入湯のため美作に下向する	
		8月	北野祭に	美作から布を貢納する	
		10月	大神宮奉幣のため	神宝用途等を美作から貢納する	
1232	貞永元	4月	宮中御更衣に	美作から几帳帷を貢納する	
		8月	「関東御成敗式目」	作られる	
1233	天福元	5月	石清水八幡宮寺領伊志庄・梶並庄の地頭らの押妨	訴えられる	
		6月	美作国	月次祭の用途を対捍する	
1234	文暦元	1月	美作国	御齋会料を対捍する	
1235	嘉禎元	3月	美作国	異禰来堂造営料に寄進される	
1238	暦仁元	3月	足利義氏	大原保を高野山金剛三昧院に寄進する	
			北条泰時	富田庄内藤田里地頭職を真如堂に寄進する	
1239	延応元	一遍	伊予国	で誕生	
1241	仁治2	1月	美作国	八省御齋会真言供所料を対捍する	
1245	寛元3	4月	足利義氏	美作の所領で捕獲した猿を將軍に献上する	
		5月	渋谷定心	置文を作り	河会郷等の所領を子息に譲る
		11月	中山神社奉幣について	国司に太政官符下る	
1246	4	3月	渋谷定心	四郎重経に河会郷十町村河北等を譲る	
			蘭溪道隆	来朝する	
1247	宝治元	6月	三村泰村ら	滅亡する	
		11月	熊野御師法眼豪慶	美作の旦那職を証道房へ譲る	
			渋谷定心	薩摩国入来院地頭職を得る	
1250	建長2	10月	渋谷定心	新たに置文を作る	
		11月	藤原道家	家領処分状を作る	勇山寺・大井新庄が見える
1253	5	11月	渋谷定心・同明重	河会郷十町村河北等の所領を重経に譲る	
1255	7	7月	幕府	渋谷重経の所領河会郷十町村河北等の地頭職を安堵する	
1263	弘長3	1月	渋谷明重	河会郷大足村を静重に譲る	
1265	文永2	8月	渋谷善心	河会郷下森上山等の所領を有重に譲る	

第二卷年表

時	期	主	要	事	項
		11月	良秀	布施社を一門に譲る 仁和寺庁、良秀を布施社下司職に補任する	
1213	建保元	5月	和田義盛の乱	美作国、得宗領となる	
1214	2	1月	美作国留守所、周匝保内滝山保別所の雑事免田について勘定する		
1215	3	1月	藤原光時、美作国調庸雑物等について報告する		
		6月	後鳥羽上皇、逆修進物を美作国等へ注文する		
1216	4	4月	円城寺長吏公胤、法然の夢告を受ける		
1221	承久3	3月	このころ、行覚法印二宮庄地頭になる		
		5月	承久の乱、起こる		
		7月	幕府、後鳥羽上皇を隠岐島へ流す		
		8月	富永惟時、承久の乱の軍功の賞として、粟井庄・久世保の地頭職を与えられる		
			角田弥平次、薪郷地頭職を与えられる		
1222	貞応元	3月	藤原公継、賀茂久継を賀茂社領河内庄等の預所職に補任する		
1223	2	4月	布施社下司職、亀夜又丸に譲られる		
		5月	東寺前大僧正長嚴、勝田庄預所職を大僧都道嚴に譲る		
1224	元仁元	8月	宣陽門院所領目録、作られる、一宮は年貢不済、新御領富美庄等見える		
		閏7月	伊賀氏の乱、起こる		
		9月	足利義氏、軍功の賞として新野保を領する		
			藤原兼輔領田原庄の開発領主三野頼延、宮中便補保由緒書に見える		
1226	嘉祿2	2月	天台座主園基、香々美庄預所職を法会料に当てる		
1227	安貞元	3月	波多野経朝、美作某所の地頭職を得る		
		10月	藤原定家、藤原公経と勝間田湯について対談する 道元、曹洞禪を伝える		
1229	寛喜元	10月	関白藤原道家、蓮華王院領美作某所に宣旨を下す		
1230	2	2月	長沼宗政、西大野保内円宗寺等の所領を嫡子時宗に譲る		

時	期	主	要	事	項
1191	建久2	4月	主殿寮, 美作国の油・大粒米の未納を注進する		
		5月	西大寺庄園目録に, 知和庄の支配ができなくなったとある		
		7月	栄西帰国, 臨濟禅を伝える		
		10月	長講堂目録, 作られる, 真島庄・美作一宮が見える		
1193	4	閏12月	前左大臣藤原実定, 没する		
		5月	梶原朝景, 大江行義女の美作の所領押領について訴えられる		
1197	8	8月	河内南庄, 賀茂社領となる		
		12月	東大寺, 美作国調庸雑物代米の返抄を出す		
1198	9	3月	法然, 「選択本願念仏集」を著す		
1199	正治元	12月	梶原景時ら追放される, 翌年1月戦死する		
1200	2	1月	幕府, 梶原景時らの所領美作国守護職等を没収する		
			和田義盛, 美作守護になる		
1201	建仁元	3月	光義, 鴨祖神社領河会保領主職について, 大江氏と争う		
		7月	久米庄司, 清閑寺法華堂領大井郷について, 美作国司と争う		
		9月	春宮御服所として, 七条院御封美作国を当てる		
1202	2		主殿寮, 美作国に大粒米を催促する		
1204	元久元	7月	源頼家, 伊豆修善寺で殺される		
		11月	法然, 「七箇条制誡」を著す		
1205	2	5月	幕府, 神林寺塔婆建立のため, 美作国内の杣山の伐採を許可する		
			「興福寺奏状」作られ, 法然, 批判される		
1207	承元元	1月	法然, 土佐に流される		
		12月	法然, 赦免される		
1209	3	1月	仁和寺宮庁, 布施社下司職に良宗を補任する		
1211	建暦元	1月	源実朝, 美作権守になる		
1212	2	1月	法然, 「一枚起請文」を著す, ついで没する		
		5月	仁和寺庁, 宗秀を布施社下司職に補任する		

第二卷年表

時	期	主	要	事	項	
1186	2	3月	平氏滅亡			
		6月	源頼朝、賀茂社領河内南庄での玉井次郎らの濫妨を禁ずる			
		11月	源頼朝、守護・地頭の設置を勅許される			
		12月	藤原兼実ら10人の公卿、議奏となる			
			藤原実家、美作の知行国主となる	藤原公明、美作守となる		
		2月	美作国、積奠費用を対捍する			
		6月	源義経追討の宣旨、美作国等に出される			
			源頼朝、美作国等37箇国での武士の濫妨を停止せられんことを請う			
		8月	山氏女、布施社所職を嫡女源氏に譲る			
		10月	このころ、賀茂社領南庄の境域侵犯される			
1187	3	11月	仁和寺、布施社司らの濫妨を禁じ、領家の進止を促す			
		法然、洛北大原で談議を行う				
		3月	栄西、入宋する			
		4月	源義経、美作の山寺で捕えられたとの風聞がある			
		8月	梶原景時、尊勝寺領林野英多保のことについて陳状を出す			
		10月	藤原実定、賀茂社領河内庄等を加茂能久に領知させる			
		12月	梶原景時、美作から幕府に靈鴨を献ずる			
1188	4	12月	六条殿四方防解火災祭の用途を、美作国等から出す			
1189	5	1月	美作国御油、後七日御修法の用途油に下される			
			仁和寺官庁、布施社下司職に僧良宗を任命する			
		閏4月	源義経、奥州平泉で殺害される			
		7月	美作の曲、大臣節会で奏される			
		11月	藤原兼実、女の入内につき費用を美作国に課する			
			久世貞久らの名、梶原景時の軍兵注文に見える			
			このころ、法然、藤原兼実に念仏を伝える			
1190	建久元	4月	源頼朝、古岡北保・西高田郷・布施郷・西美和等に、神宮役夫大工作料の進済を命ずる			

津山市史第二巻年表

◎項目は月日順に記し、月日の判明しないものは、原則として該当年の最後に記した。しかし、月日の推測可能な項目については、適当なところに記した。

◎南北朝期については、南朝、北朝のそれぞれの年号を上下に併記した。

◎平安時代については、本巻に関係のある事項だけを記した。

時	期	主 要 事 項
935	承平5	2月 承平・天慶の乱、始まる
941	天慶4	備前桑浜に海賊藤原元文ら上陸する
942	5	源信（恵心僧都）、誕生
947	天曆元	2月 伯耆国藤原是助の濫行につき、美作守に追討の官符下る
952	6	このころ、美作の辺境で群盗横行し、押領使が置かれる
984	永観2	このころ、源信「往生要集」を著す
1051	永承6	末法第1年に当たる
1084	応徳元	美作の土民散位藤原秀隆、塔を造立する
1114	永久2	9月 美作の国人、京で強盗を行う
1131	天承元	漆間氏の名、美作国留守所下文に見える
1133	長承2	4月 法然、稲岡南庄で誕生
1141	保延7	漆間時国、明石定明の襲撃を受け死亡
1145	天養2	法然、比叡山に登る
1147	久安3	法然、受戒する
1150	6	法然、遁世する
1162	応保2	高野神社隨身立像、造られる
1175	承安5	このころ、法然、東山大谷吉水に移る
1181	養和元	法然、東大寺勸進職に任命される 法然辞退する
1184	元暦元	2月 梶原景時、美作守護になる このころ、景時、美作目代になる 4月 源頼朝、賀茂社領倭文庄・河内庄での武士の濫妨を禁ずる
1185	文治元	1月 源頼朝、石清水八幡宮領大吉庄・梶並庄・伊志庄での武士の濫妨を禁ずる

第二卷 図版一覧

章	節	番号	図 版 名	種 別	ページ
		〃183	祝山城跡	〃	258
		〃184	毛利輝元花押	〃	260
		〃185	吉川元春花押	〃	262
		〃186	小早川隆景花押	〃	264
		〃187	小早川隆景肖像画	〃	268
		〃188	岩屋城跡	〃	270
		〃189	天正9年 斎藤近実感状	〃	271
		〃190	同 花 押	〃	271
		〃191	天正11年 伊賀家久書状	〃	272
		〃192	羽柴秀吉朱印	〃	273
		〃193	恵 瓊 花 押	〃	276

章	節	番号	図 版 名	種 別	ページ
		〃 157	同 花 押	〃	238
			尼子氏略系図	系 図	239
		〃 158	尼子晴久書状	写 真	240
		〃 159	同 花 押	〃	240
			毛利氏略系図	系 図	242
		〃 160	毛利元就書状	写 真	242
		〃 161	高 田 城 跡	〃	243
		〃 162	永祿12年 興幸感状	〃	244
		〃 163	同 花 押	〃	245
		〃 164	元龜2年 尼子勝久感状	〃	245
		〃 165	同 花 押	〃	245
		〃 166	永祿12年 毛利元就書状	〃	246
		〃 167	同 花 押	〃	246
		〃 168	吉川元春等一族連署書状	〃	247
		〃 169	同 花 押	〃	247
		〃 170	毛利元就書状	〃	247
		〃 171	永祿12年 浦上宗景書状	〃	248
		〃 172	同 花 押	〃	248
		〃 173	三村元親書状	〃	249
		〃 174	織田信長朱印	〃	250
		〃 175	矢 筈 城 跡	〃	251
		〃 176	羽柴秀吉書状	〃	252
		〃 177	秀 吉 花 押	〃	253
		〃 178	篠 葺 城 跡	〃	255
		〃 179	枅 形 城 跡	〃	255
		〃 180	神 楽 尾 城 跡	〃	256
		〃 181	荒 神 山 城 跡	〃	257
		〃 182	三 星 城 跡	〃	257

第二卷 図版一覧

章	節	番号	図 版 名	種 別	ページ
		〃129	同	〃	190
		〃130	天文2年 尼子詮久判物	〃	192
		〃131	小早川隆景書状	〃	193
		〃132	狛 犬	〃	194
		〃133	本山寺本堂	〃	195
		〃134	追 儼 面	〃	196
		〃135	繡帳阿彌陀三尊来迎図	〃	197
		〃136	誕生寺練供養	〃	198
		〃137	熊野参詣曼荼羅	〃	199
3.	産 業 の 発 達	〃138	永享6年 宥海寄進状	〃	201
		〃139	出土した中国の銭	〃	203
		〃140	若代出土の壺	〃	205
		〃141	徳守神社の森	〃	206
		〃142	天 津 神 社	〃	207
第5章	戦国 の 争 乱	〃143	中山神社本殿	〃	210
1.	応 仁 の 乱	〃144	応永18年 赤松義則寄進状	〃	212
		〃145	同 花 押	〃	212
		〃146	応永24年 赤松満祐所領安堵状	〃	213
		〃147	同 花 押	〃	213
		〃148	鶴 山 城 跡	〃	216
		〃149	戦国時代の主な国人分布図	分布図	218
		〃150	戦国時代の主な城跡	〃	222
		〃151	倭文庄の鎮守貴布禰神社	写 真	229
		〃152	浦上村宗花押	〃	230
		〃153	宇喜多能家画像	〃	231
2.	戦 国 大 名	〃154	美 和 山 城 跡	〃	235
		〃155	遍照心院所領目録	〃	236
		〃156	天文8年 尼子詮久書状	〃	238

章	節	番号	図 版 名	種 別	ページ
		ㄥ105	寂室元光遺偈	〃	166
		ㄥ106	応永5年 大般若経	〃	167
		ㄥ107	永和2年 大般若経	〃	167
第4章	民衆の生活	ㄥ108	一宮門前の琵琶法師	〃	170
	1. 寄合する農民	ㄥ109	志呂宮御祭頭文	〃	172~173
		ㄥ110	志 呂 神 社	〃	173
		表3	志呂宮頭文名集計表(神目村分)	表	174
		ㄥ4	志呂宮頭文名集計表(初村分)	〃	175
		ㄥ5	志呂宮頭文名の面積段階集計表	〃	176
		ㄥ6	菊元名集計表	〃	176
		図111	志呂宮御祭御供	写 真	176
		ㄥ112	正平7年 左衛門尉正道下知状	〃	178
		ㄥ113	応永26年 右衛門尉則俊寄進状	〃	179
		ㄥ114	「遷宮五十二名席順」	見取図	181
		ㄥ115	新庄御鴨神社宮座札	写 真	182
		ㄥ116	新庄御鴨神社狛犬	〃	182
		ㄥ117	古 大 隅 社	〃	183
	2. 祭り と 芸 能	ㄥ118	富村の布施社	〃	184
		ㄥ119	布施社のお田植祭	〃	185
		ㄥ120	同	〃	186
		ㄥ121	中山神社のお田植祭	〃	187
		ㄥ122	高田神社獅子舞	〃	188
		ㄥ123	獅 子 頭	〃	188
		ㄥ124	鼻 高 面	〃	189
		ㄥ125	散 楽 面	〃	189
		ㄥ126	能 楽 面	〃	190
		ㄥ127	同	〃	190
		ㄥ128	同	〃	190

第二卷 図版一覧

章	節	番号	図 版 名	種 別	ページ
		77	法 然 書 状	〃	130
		78	同 署 名	〃	130
		79	南無阿彌陀仏作善集	〃	131
		80	法 然 肖 像	〃	132
		81	法 然 書 状	〃	134~135
		82	七 箇 条 制 誡	〃	136~141
		83	『法然上人伝法絵』	〃	142
		84	阿彌陀如来立像	〃	143
		85	阿彌陀如来立像胎内納入結縁交名	〃	144
		86	同	〃	144
		87	同	〃	144
2.	遍 歴 の 僧 団	88	『一 遍 聖 絵』	〃	146~147
		89	同	〃	149
		90	同	〃	150
		91	金森山新善光寺	〃	151
		92	『一 遍 聖 絵』	〃	152
		93	同	〃	152
		94	同	〃	152
		95	同	〃	153
		96	同	〃	153
		97	同	〃	153
		98	同	〃	153
		99	同	〃	156
3.	寂 室 元 光	100	元光誕生地	〃	158
		101	寂室元光墨蹟	〃	160
		102	寂室元光肖像	〃	162
		103	『寂 室 録』	〃	164
		104	永 源 寺	〃	165

章	節	番号	図 版 名	種 別	ページ
		“53	田 邑 庄 附 近	“	87
		“54	建武2年 法眼某書状	“	88
		“55	赤松円心肖像	“	89
		“56	小 田 草 城 跡	“	90
		“57	銅 鐘	“	91
		“58	安国寺瀬附近	“	95
			足利氏略系図・高氏略系図	系 図	96
			山名氏略系図	“	97
		“59	山名義理推挙状写	写 真	98
			赤松氏略系図	系 図	100
		“60	貞治3年 山名師義安塔状	写 真	102
		“61	同 花 押	“	102
		“62	寺 山 弘 秀 寺	“	103
		“63	康永4年 足利直義下知状	“	104
		“64	同 花 押	“	105
		“65	延文5年銘 宝篋印塔	“	108
		“66	永和元年 藤原康季讀状写	“	109
		“67	永享10年 美作国塩湯郷地頭職掟 条々写	“	110~111
		“68	永享10年 後藤良貞置文写	“	112~113
第3章	新宗教の興隆	“69	『法然上人仏法絵』	“	116
1.	法 然 房 源 空	“70	誕生寺附近	“	117
		“71	『法然上人絵伝』	“	118~119
		“72	文珠像・同銘文	“	120~121
			「四十八巻伝」に見える法然家系	系 図	120
		“73	『法然上人絵伝』	写 真	122~123
		“74	『法然上人絵伝』	“	124~125
		“75	菩 提 寺	“	124
		“76	『法然上人絵伝』	“	126

章	節	番号	図 版 名	種 別	ページ
		図26	文永2年 渋谷善心讀状	写 真	40
		“27	同 花 押	“	40
		“28	河会郷上山附近	“	41
		“29	文永4年 北条時宗下知状	“	42
		“30	同 花 押	“	42
		“31	弘安4年 渋谷正善讀状	“	42
		“32	長福寺三重塔	“	45
		“33	建治3年 渋谷定仏置文案	“	46
		“34	渋谷重村着到状	“	51
		“35	大原保附近	“	52
		“36	金剛三昧院	“	52
第2章 南北朝の動乱		“37	建武2年 後醍醐天皇綸旨	“	56
1. 鎌倉幕府の滅亡		“38	杉 坂 峠	“	57
		“39	杉坂峠の記念碑	“	58
		“40	久米皿山の記念碑	“	59
		“41	笠掛の森	“	60
		“42	宇南寺太平堂	“	61
		“43	南北朝時代の在地武士分布図	分布図	63
		“44	正中2年 六波羅御教書	写 真	65
			天 皇 系 図	系 図	67
		“45	元亨2年 六波羅御教書	写 真	70
		“46	那 岐 山 麓	“	72
		“47	建武3年銘 宝篋印塔	“	73
		“48	建武元年 雑訴決断所牒	“	75
2. 『太平記』の世界		“49	児島高德木像	“	76
		“50	『太平記』(吉川本)	“	80~81
		“51	院庄館跡東大門碑	“	82
3. 南北朝の動乱		“52	尊 氏 花 押	“	86

第 2 卷 図 版 一 覧

章 節	番号	図 版 名	種 別	ページ
表 紙	図1	羽柴秀吉花押	写 真	
第1節 武家政権の成立	“ 2	院 庄 館 跡	“	1
1. 鎌 倉 幕 府	“ 3	源 義 経 花 押	“	4
	“ 4	源 頼 朝 肖 像	“	5
	“ 5	源 頼 朝 花 押	“	6
	“ 6	蒜 山 原	“	9
	“ 7	庄 園 分 布 図	分布図	11
	“ 8	『平家物語』(長門本)	写 真	12
	“ 9	梶原景時書状	“	14
	“ 10	同 花 押	“	15
	“ 11	院庄館跡出土井戸	“	17
	“ 12	院庄館跡附近図	地 図	18
	“ 13	福 田 神 社	写 真	20
	“ 14	元暦2年 仁和寺宮庁下文	“	21
2. 武士勢力の伸張	“ 15	十 六 夜 山	“	22
	“ 16	金剛頂寺神像	“	24
	“ 17	小 田 草 神 社	“	25
	“ 18	梶並神社の森	“	27
	“ 19	平安・鎌倉時代の武士分布図	分布図	28
	“ 20	長沼宗政所領分布図	“	30
	“ 21	河会郷十町北附近	写 真	31
	“ 22	渋谷氏所領分布図	分布図	32
	表 1	寛元3年 渋谷定心所領分配表	表	32
	図23	寛元3年 渋谷定心置文	写 真	34~36
	表 2	建長2年 渋谷定心所領分配表	表	35
	図24	渋谷定心花押	写 真	37
	“ 25	河会郷渋谷氏所領分布図	分布図	39
		渋谷氏略系図並びに所領表	系 図	39

津山市史 第二卷 中 世

昭和五十二年一月一日発行

編集者 津山市史編さん委員会

発行者 津 山 市

印刷者 株式会社 広 陽 本 社

岡山県津山市田町二番地

発行所 津 山 市 役 所

岡山県津山市山下九二番地

津山市史 第二卷 正誤表

ページ	段	行	誤	正
一一	下	四七	賀茂川	加茂川
一四	下	七	吹挙	推挙
二七	下	九	下司	下司
二九	上	二	相触る	相触るる
三一	上	一一	天石門別神社	天石門別神社
三二	上	第一表	表第二号参照	第二表参照
四六	上	二	十丁の御塔	十丁の御塔
四六	下	二	「十丁の御塔」	「十丁の御塔」
五〇	下	二〇	打擲	打擲
五一	下	七	打擲	打擲
五七	下	一	御警固の	御警固ノ
六六	下	二	腹巻	腹巻き
七一	下	一八	高橋が	高橋ガ
七二	上	六	佐吉は	佐吉ハ
七二	上	八	共に	共ニ
七六	下	二〇	(卷第三二)	(卷第三十一)
七八	上	四	徳が	徳ガ
七八	上	二	二百騎が	二百騎ガ
七八	下	六	此へ	此ヘ
七八	下	二〇	備前の	備前ノ
八二	上	二	マデ	マデ
八五	下	九	山林抖擻	山林抖擻
八九	下	五	迄	迄
九〇	上	一七	兵庫島(山口県)	兵庫島(兵庫県)
九五	下	一	いふ	いふ
一〇〇	上	一五	向ひ	向ヒ
一〇七	下	五	收拾した	收拾した(東福寺文書)
一〇八	上	八	帯刀左衛門季治	帯刀左衛門尉季治
一二八	上	三	疑ひ	疑ヒ
一三三	上	一二	御髪	御髪
一五五	下	一	巷	巷
一六〇	下	一	元光	元光
一八二	上	一九	座す	座する
一九〇	下	一	能楽面	神楽面
一九六	下	一三四	高野神社蔵	河原太津彦氏蔵
二一四	下	一〇	本山寺蔵	本山寺蔵
二一七	上	一一	噂	噂
二一九	上	九	手引き	手引き
二五三	上	一九	草薙三郎左衛門尉	草薙三郎左衛門尉
二五八	下	一〇	上ほせ	上せ
二六三	下	一七	相救ふ	相救ふ
二七七	上	五	以西	以東
二八一	上	六	石清水八幡宮書	石清水八幡宮文書
二八三	下	六	当用漢字以外は、	一、当用漢字以外は、
(図版)三		図六九	『法然上人伝法絵』	『法然上人伝法絵』
(図版)五		図一二八	同	神楽面
(年表)一		二	藤原文元	藤原文元
(年表)九		二四	敗北させる	敗北する
(年表)一〇		二五	本山寺	本山寺
(年表)一二		二四	鰐口	鰐口
(年表)一七		二五	太刀	太刀